

# 津久見市地域防災計画

(地震・津波対策編)

津久見市防災会議

# 目 次

第1部 総 則	1
第1章 計画の目的	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格と内容	1
第3節 計画の理念	2
第4節 計画の位置づけ	3
第5節 計画の修正	4
第6節 計画の周知	4
第2章 津久見市の地勢	7
第1節 地形及び地質	7
第2節 災害の素因と誘因及び災害に対する基本的な考え方	9
第3章 津久見市における地震・津波の特性	13
第1節 津久見市の特性	13
第2節 海溝型地震と活断層型地震の特性	14
第3節 県内に被害を及ぼした地震・津波	17
第4章 津波・地震想定	22
第1節 地震・津波想定	22
第2節 被害想定	27
第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	38

第2部	災害予防	1
第1章	災害予防の基本方針等	1
第1節	災害予防の基本的な考え方	1
第2節	災害予防の体系	3
第2章	災害に強いまちづくり	4
第1節	被害の未然防止事業	5
第2節	災害危険区域の対策	11
第3節	防災施設の災害予防管理	12
第4節	都市・地域の防災環境整備	13
第5節	建築物の安全性の確保	16
第6節	公共施設等の災害予防	18
第7節	特殊災害の予防	21
第8節	地震防災緊急事業5箇年計画の推進	24
第9節	防災調査研究の推進	25
第10節	社会資本の老朽化対策	26
第3章	災害に強い人づくり	27
第1節	自主防災組織	28
第2節	防災訓練	33
第3節	防災教育	45
第4節	消防団、ボランティアの育成・強化	52
第5節	要配慮者の安全確保	54
第6節	帰宅困難者の安全確保	60
第7節	市民運動の展開	61
第4章	迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置	62
第1節	初動体制の強化	63
第2節	活動体制の確立	69
第3節	津波からの避難に関する事前の対策	77
第4節	個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の 充実	81
第5節	救助物資の備蓄	86
第5章	その他の災害予防	88
第1節	災害対策基金の確保	88

第3部 災害応急対策	1
第1章 災害応急対策の基本方針等	1
第1節 災害応急対策の基本方針	1
第2節 市民に期待する行動	3
第3節 災害応急対策の体系	6
第2章 活動体制の確立	7
第1節 組織	7
第2節 動員配備	17
第3節 通信連絡手段の確保	20
第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関 への伝達	23
第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達	38
第6節 災害救助法の適用及び運用	41
第7節 広域的な応援要請	47
第8節 防災ヘリコプターの運用体制の確立	50
第9節 自衛隊の災害派遣要請の確立	52
第10節 他機関に対する応援要請	59
第11節 技術者、技能者及び労働者の確保	62
第12節 ボランティアとの連携	64
第13節 帰宅困難者対策	67
第14節 応急用・復旧用物資及び資機材調達供給	68
第15節 交通確保・輸送対策	69
第16節 広報活動・災害記録活動	79
第3章 生命、財産への被害を最小限とするための活動	83
第1節 地震・津波に関する情報の住民への伝達等	83
第2節 地震・津波に関する避難の指示及び誘導	89
第3節 津波からの避難	96
第4節 救出救助	107
第5節 救急医療活動	111
第6節 消防活動	119
第7節 二次災害の防止活動	120

第4章 被災者の保護・救援のための活動	123
第1節 避難所運営活動	123
第2節 避難所外被災者の支援	131
第3節 食料供給	133
第4節 給水	137
第5節 被服寝具その他生活必需品給与	139
第6節 医療活動	143
第7節 保健衛生活動	145
第8節 廃棄物処理	149
第9節 行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬	150
第10節 住宅の供給確保等	154
第11節 文教対策	160
第12節 社会秩序の維持・物価の安定等	167
第13節 義援物資の取扱い	168
第14節 被災動物対策	169
第5章 社会基盤の応急対策	170
第1節 電気、ガス、上・下水道、通信の応急対策	170
第2節 道路、河川、都市公園、漁港、空港、鉄道の応急対策	171

第4部 災害復旧・復興	1
第1章 災害復旧・復興の基本方針	1
第2章 公共土木施設等の災害復旧	2
第3章 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立	4
第4章 被災者支援に関する各種制度概要	6
第1節 経済・生活面の支援	6
第2節 住まいの確保・再建のための支援	16
第3節 農林漁業・中小企業・自営業への支援	26
第5章 激甚災害の指定	32
第1節 激甚災害指定の手続	32
第2節 特別財政援助	37

第5部	南海トラフ地震防災対策推進計画	1
第1章	総則	1
第1節	推進計画の目的	1
第2節	地震防災対策推進地域及び津波避難対策特別強化地域	1
第3節	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う 事務又は業務の大綱	1
第2章	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助	2
第1節	津波からの防護のための施設の整備等	2
第2節	津波に関する情報の伝達等	3
第3節	避難対策等	3
第4節	消防機関等の活動	3
第5節	水道、電気、ガス、通信、放送各事業者の対応	4
第6節	交通対策	5
第7節	市が自ら管理又は運営する施設に関する対策	6
第8節	迅速な救助	8
第9節	「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際の対応	9
第10節	管理又は運営する施設に関する対策	11
第11節	市のとるべき住民への措置	12
第3章	関係者との連携協力の確保	13
第1節	資機材、人員等の配備手配	13
第2節	他機関に対する応援要請	13
第3節	帰宅困難者への対応	14
第4章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	15
第1節	耐震化の推進	15
第2節	施設等の整備	15
第5章	防災訓練	16
第6章	地震防災上必要な教育及び広報	16
第7章	津波避難対策緊急事業計画	17
第8章	南海トラフ地震防災対策計画	17

## 第1部 総 則

### 第1章 計画の目的

#### 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、津久見市における地震・津波災害に対応するための活動体制の整備確立を図るとともに、防災行政を総合的かつ計画的に推進し、もって市域の保全と市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

#### 第2節 計画の性格と内容

この計画は、市に係る地震によって発生する災害や津波の襲来による災害に係る防災事務又は業務の処理に関し、おおむね次の事項について総括的な方針及び実施基準を示す。このため、市、大分県、指定地方行政機関及びその他の防災関係機関等は、相互の緊密な連携と協力のための体制を整備するとともに、広域的な応援・受援体制の強化・充実を図ることにより、この計画に示す方針及び実施基準により、災害の防除と被害の軽減に努める。

なお、計画の策定に当たっては、地域における生活者の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するため、防災に関する政策・方針決定過程への女性や高齢者、障がい者などの参画に配慮する。

- (1) 津久見市及び防災行政機関の処理すべき防災に関する事務又は業務の大綱
- (2) 防災業務の促進、防災施設及び設備の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防に関する事項
- (3) 情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助衛生その他災害応急措置事項
- (4) 災害応急対策に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等の措置事項
- (5) 災害復旧に関する事項
- (6) その他防災に関し必要な事項



## 第3節 計画の理念

「市民の生命、身体と財産を災害から保護する」という防災の究極の目標（理念）を実現するため、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策等について以下の基本的な目標を設定し、各々の施策を有機的に結び付けながら防災対策を総合的に推進する。

### 1 市民の生命及び財産の安全を確保するための災害予防対策の推進

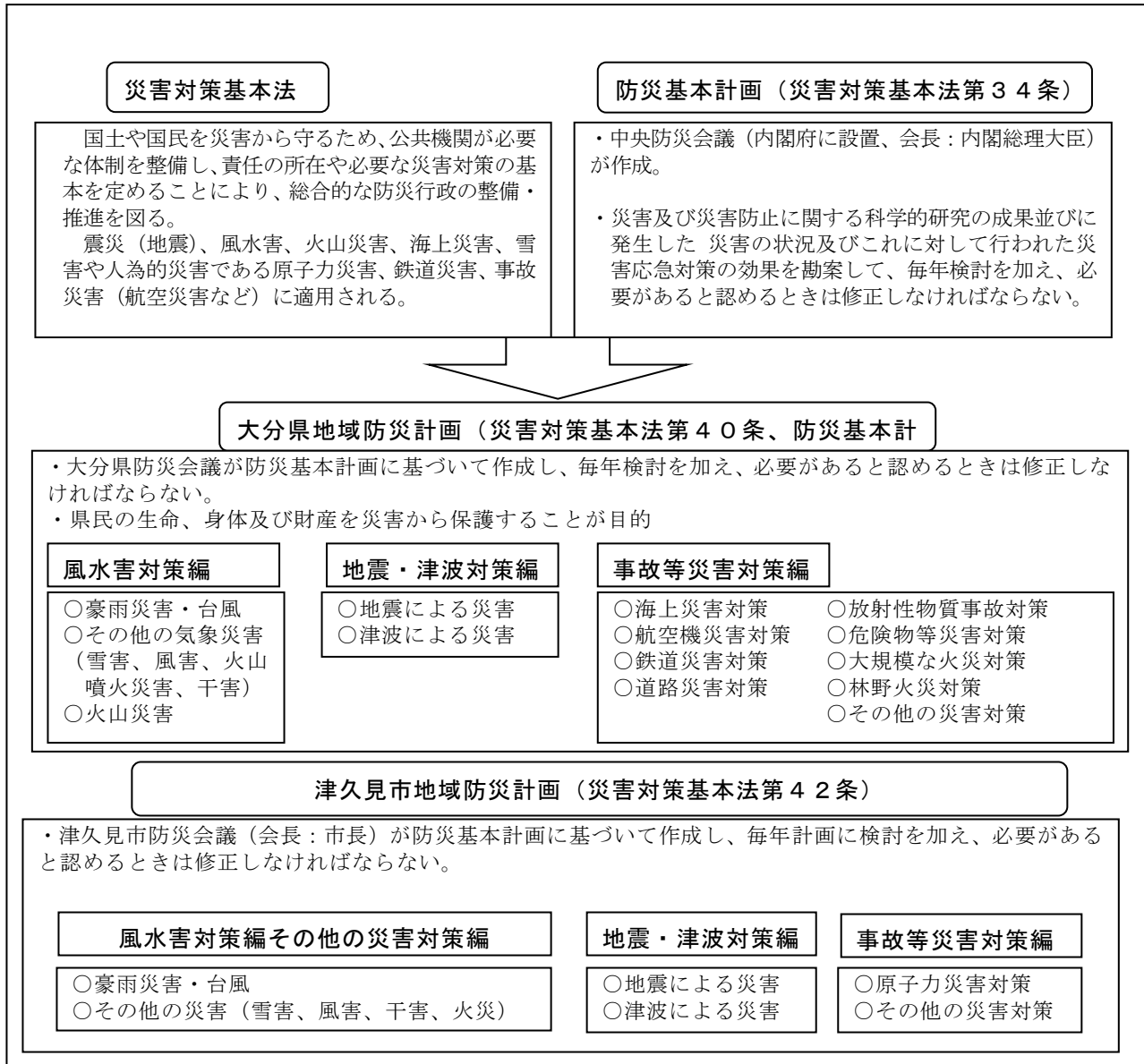
- (1) 災害に強いまちづくり
- (2) 災害に強い人づくり
- (3) 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

### 2 迅速かつ的確な災害応急対策の実施

- (1) 活動体制の確立
- (2) 生命及び財産への被害を最小限とするための活動の展開
- (3) 被災者の保護及び救援のための活動の展開
- (4) 社会基盤の応急対策の迅速・的確な推進

### 3 速やかな復旧・復興の推進

## 第4節 計画の位置づけ



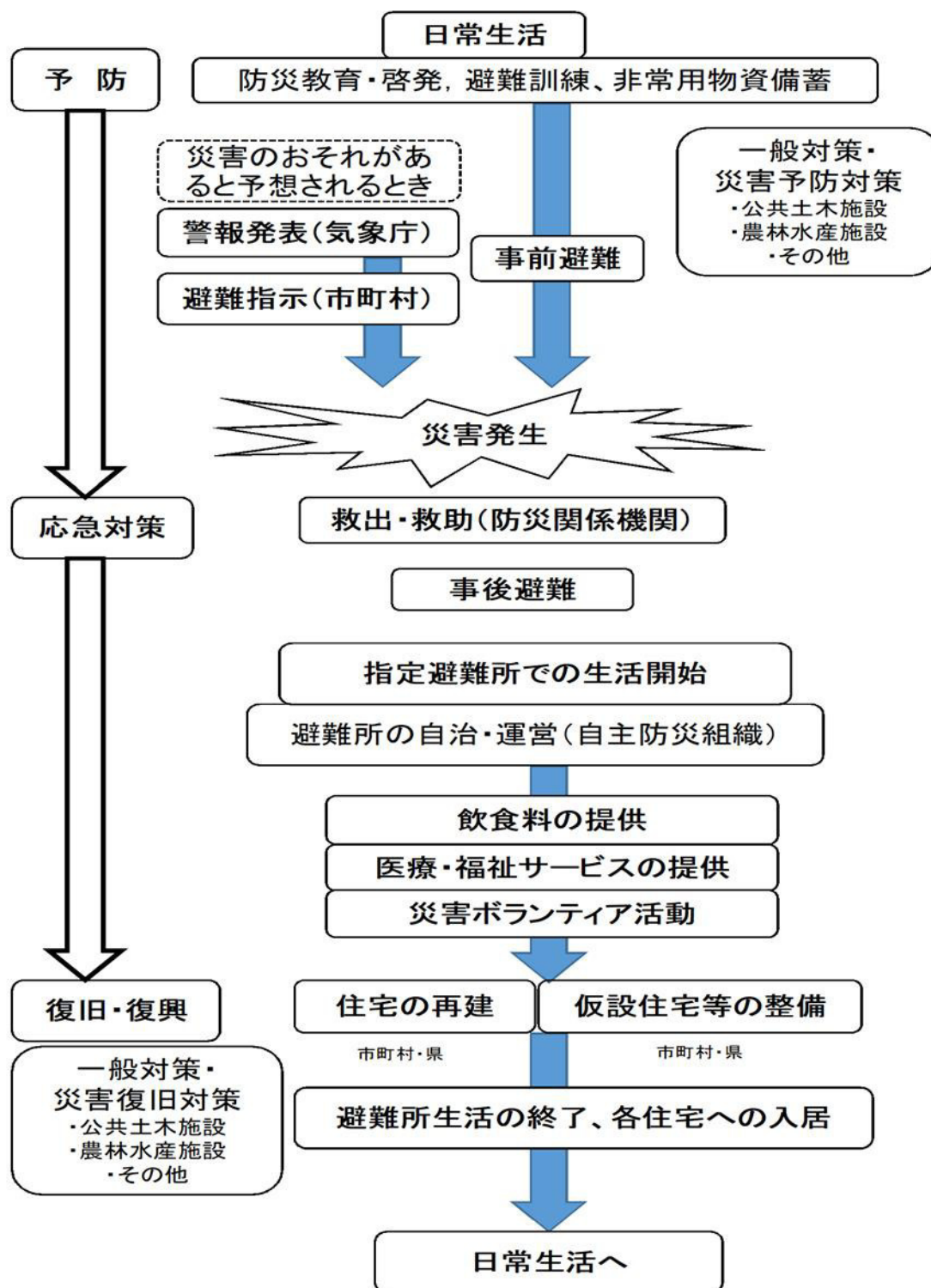
## 第5節 計画の修正

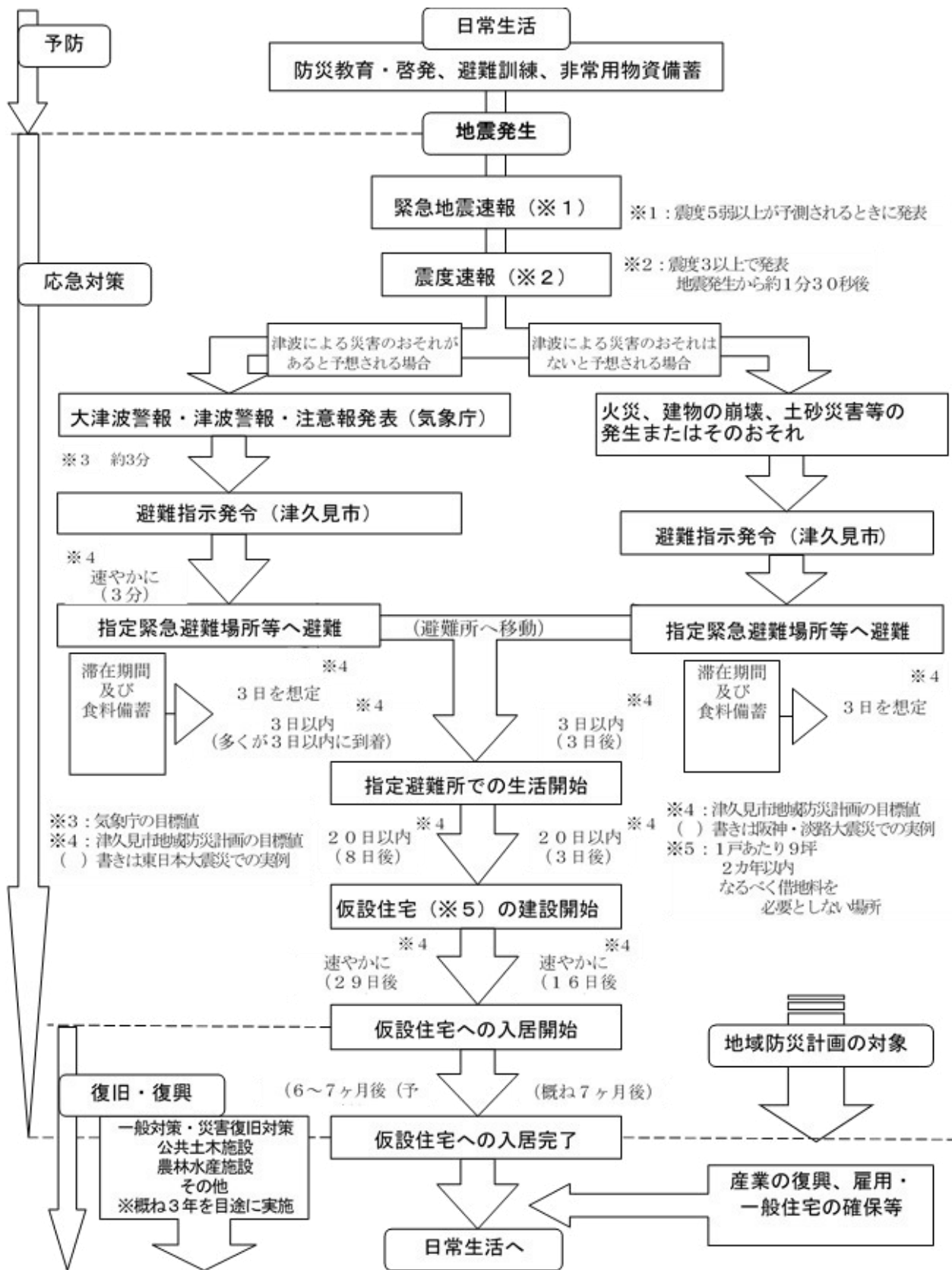
この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正を加える。

## 第6節 計画の周知

この計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により、県及び関係防災機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、市民にも広く周知徹底させ、その適切な運用を図る。

【参考】災害発生時等の基本的な行動





## 第2章 津久見市の地勢

### 第1節 地形及び地質

津久見市は、大分県の東南に位置し、豊後水道に面した海沿いのまちで、北に臼杵市と南に佐伯市に隣接している。また、市域は、東西 28 キロメートル、南北 12 キロメートルであり、総面積は 79.55 平方キロメートルである。

大分県内には、松山－伊万里構造線、大分－熊本構造線、臼杵－八代構造線など大規模な構造線が通過する。臼杵－八代構造線より北方の地域は領家帯と呼ばれ、花崗岩類と変成岩類で特徴づけられる。一方、その南方の地域は秩父帯、四万十帯で、プレート運動により付加帯として形成された地質である。秩父帯には石灰岩層が挟まれ、津久見の石灰石・セメント産業の基礎をなすとともに、多くの鍾乳洞を発達させる。

海岸部では第四紀の海水準変動と地殻変動の結果としての海岸地形が見られ、豊後水道域は国内屈指のリアス海岸を形成している。



## 1 地形

県内の海岸では、豊後水道域のリアス海岸が特徴的である。日豊海岸と呼ばれるこの海岸は、沈水海岸としての各種の地形をよく保存している。海食崖、海食洞や海食洞門などの海食の地形、砂州、砂嘴、浜堤とその背後の潟湖、ビーチロックなどの堆積の地形が見られる。

## 2 地質

県内には、臼杵―八代構造線などの構造線が分布している。臼杵―八代構造線は九州の地質区を2分する大規模なもので、その北側と南側はそれぞれ内帯・外帯と呼ばれる。内帯には花崗岩類や変成岩類などからなる領家帯と、結晶片岩などからなる三波川帯とが分布する。外帯には北から秩父帯、四万十帯が仏像構造線を挟んで分布する。

これらは、主に古生界～中生界の砂岩、頁岩などの堆積岩類などからなるが、秩父帯には花崗岩類、変成岩類、石灰岩などがレンズ状に挟まれている部分がある。

## 第2節 災害の素因と誘因及び災害に対する基本的な考え方

### 1 災害の素因と誘因

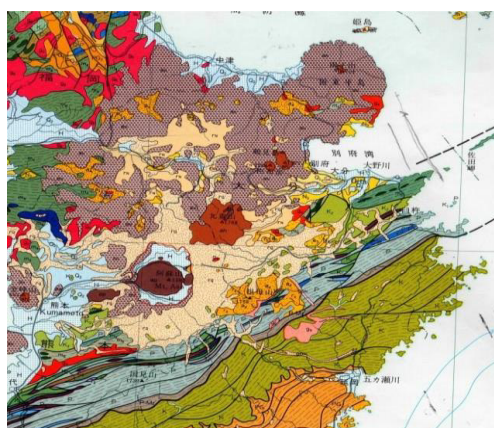
#### (1) 災害の素因（地盤環境）

- 災害の素因とは、地形・地質、生活している場所の状況、生活圏の状態（密集性等）、家屋がいつ建てられたのか、どういう生活パターンなのか、あるいは農業が主体の地域なのか林業なのかなど災害から影響を受ける要因をいい、これらの組合せにより被害状況は全く異なってくる。
- 災害に対応する場合は、特に自然から見た市土の理解が非常に重要になってくる。素因（地盤環境）を理解することにより、自分たちにどう影響してくるのかが認識できる。

#### (基本的な視点の例)

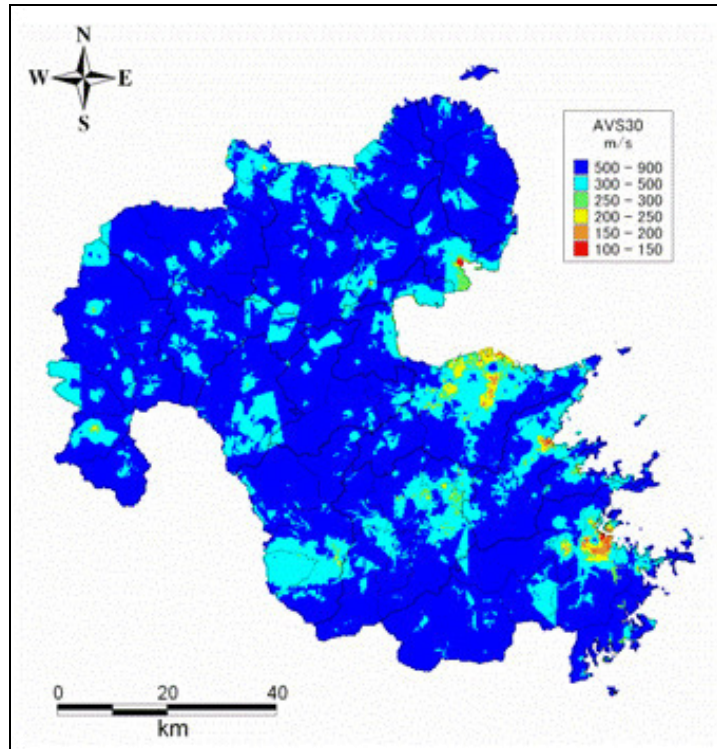
- ・ 地形・地質の特徴（山の高さ、地形の傾斜（地震動により岩石が崩落する）、内陸なのか沿岸なのか、平野なのか盆地なのか）で、対応の方法が変わり、起こる現象も変わってくる。
- ・ 物性の観点から、岩石等の硬さ・密度・速度なども影響する。岩石の硬さにより、建物やダム基礎に適している場合、地震や大雨等により地盤が影響を受け、地すべりや土石流といった表層崩壊・深層崩壊の危険性がある地盤もある。
- ・ 水が地下と地表でどう流れているか、雨量と地下水、河川流量が災害に密接に結びついている。地下水位が高いか低いかで、液状化を起こすバロメーターとなる。
- ・ 長時間地震の揺れが続くと、切り土や盛り土を行った箇所（大規模な住宅地として利用されている造成地）や埋立地で、被害の割合が極端に変わってくる。

#### (参考関連図)

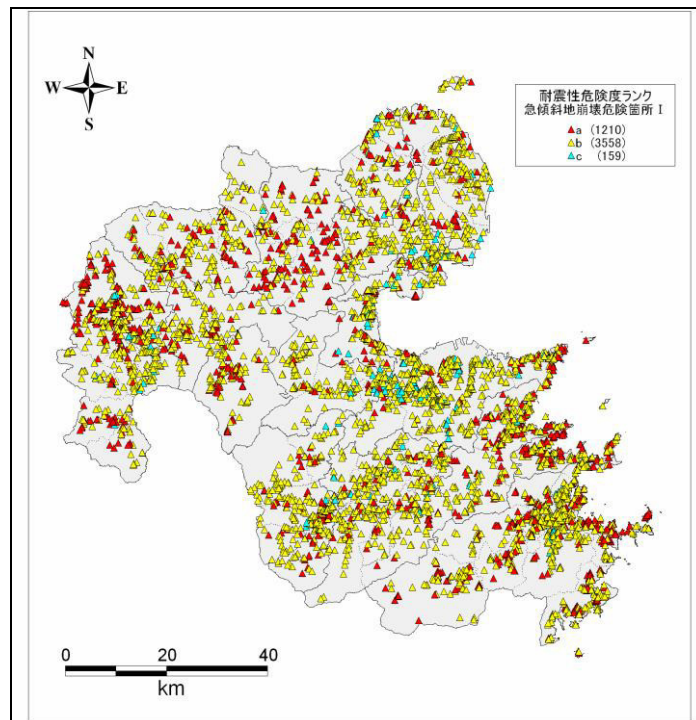




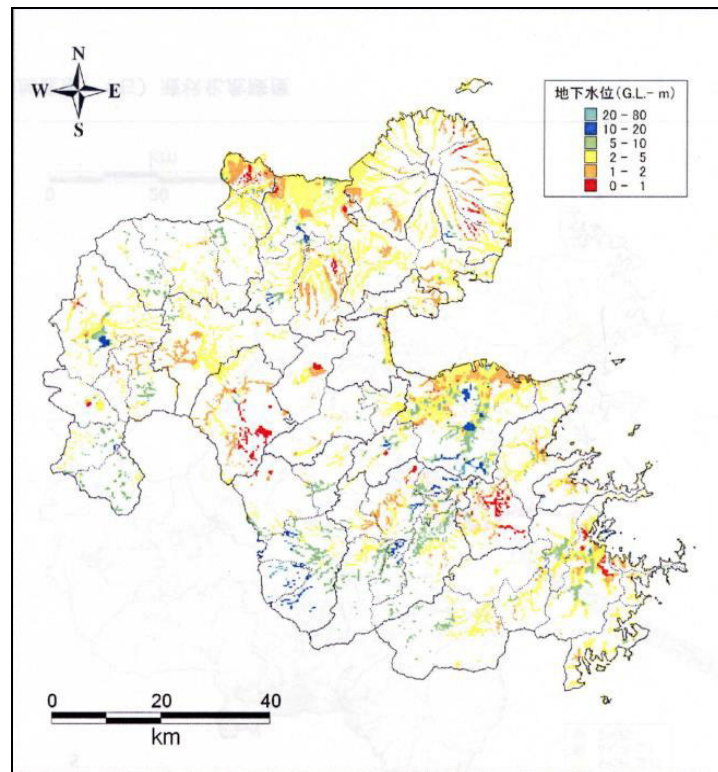
### 大分県の地質



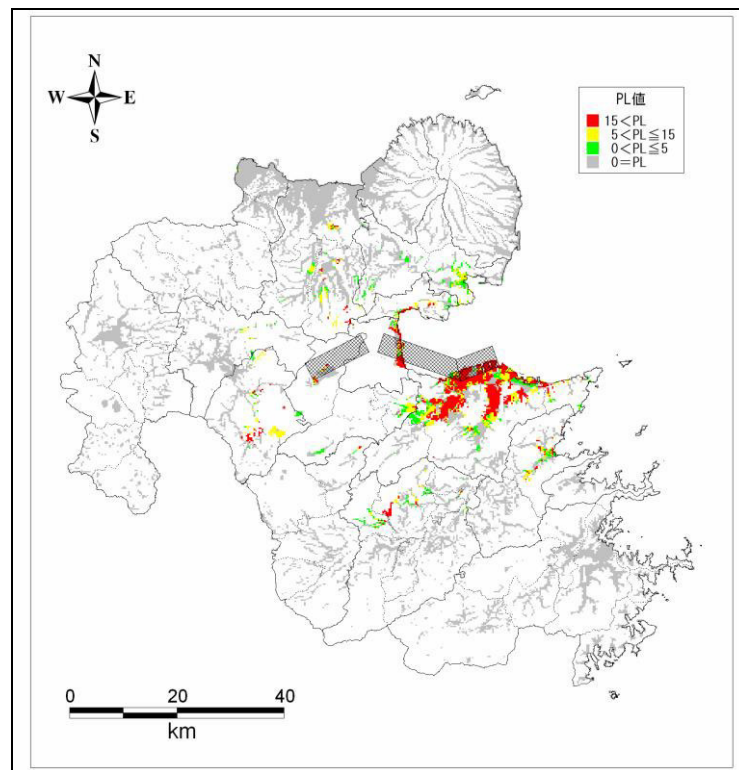
表層地盤モデル (AVS30) 図  
(AVS30 の値が小さいほど軟弱地盤となる)



急傾斜地崩壊危険箇所における耐震性危険度ランク分布図



地下水位の状況



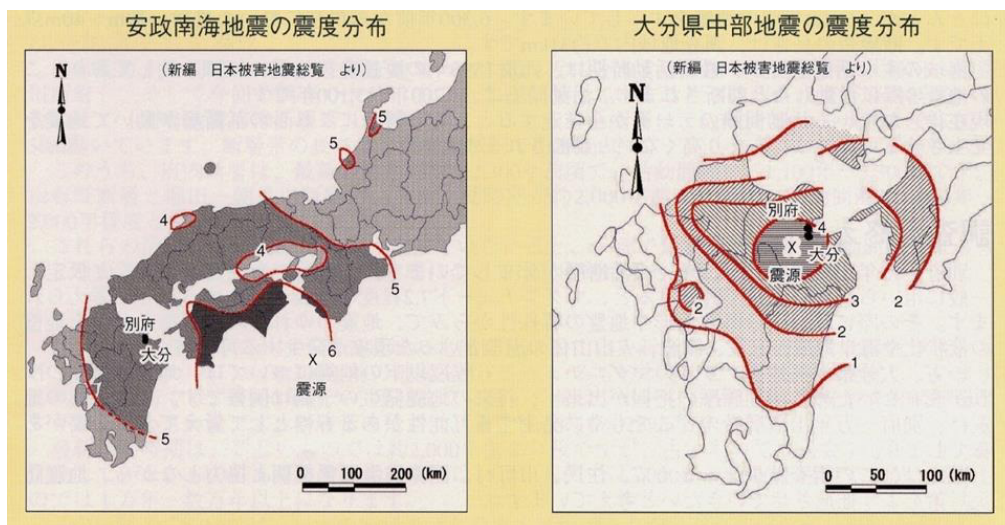
液状化危険度分布図 (別府地溝南縁断層帯の地震の場合)

## (2) 災害の誘因（地震環境）

- 災害の誘因とは、地球上で起きる地震や台風などの自然現象であり、地震を起こす環境、津波を起こす環境、気象災害と関連した現象（台風、大雨、竜巻等）を起こす環境である。
- どういう場所で起こりやすいのか、また、災害の繰り返し間隔や継続時間により、被害の程度が異なってくる。
- 災害の繰り返し間隔については、千年に1回であるのか、数十年に1回であるのかなど、多様な時間での繰り返しが考えられる。継続時間については、地震は揺れた時だけであるが、津波は引いても繰り返し来るため、数日間経過をみる必要がある。

## 2 災害に対する基本的な考え方

- 起こりうる想定に対して、着実にハード及びソフト対策を進めることが災害への対応につながる。そのためには、自分の住む地域や市土を見て知り、的確な診断の上たった想定に基づき、市民全体がそれらの認識を持つことが重要である。
- 地震や大雨など様々な誘因があり、起こる場所も含めて様々な影響（大雨による山の土砂崩れや地震動による地盤の液状化）、多様な素因を分析しておくことが重要となることから、被害想定において、誘因の影響評価（災害情報の評価）を含めて適切に行い、その上で生活圏への影響を最大限軽減するように防災対策の充実を図る。
- 県内では、災害誘因となる多様な地震等が起きており、規模や揺れの範囲などが異なっている。それによって生じた被害の歴史は、県土に残された貴重な記録であることから、それらの検討と検証は重要な課題である。
- 例えば、安政南海地震と大分県中部地震をみると、影響を受ける地域・範囲が異なっている。県内で対応できる場合と広域的に対応していく場合があり、それぞれに応じて対応の仕方を考えておく必要がある。



海溝型と活断層型（内陸で発生）の震度分布図（平成16年大分県地域活断層調査研究委員会報告資料）

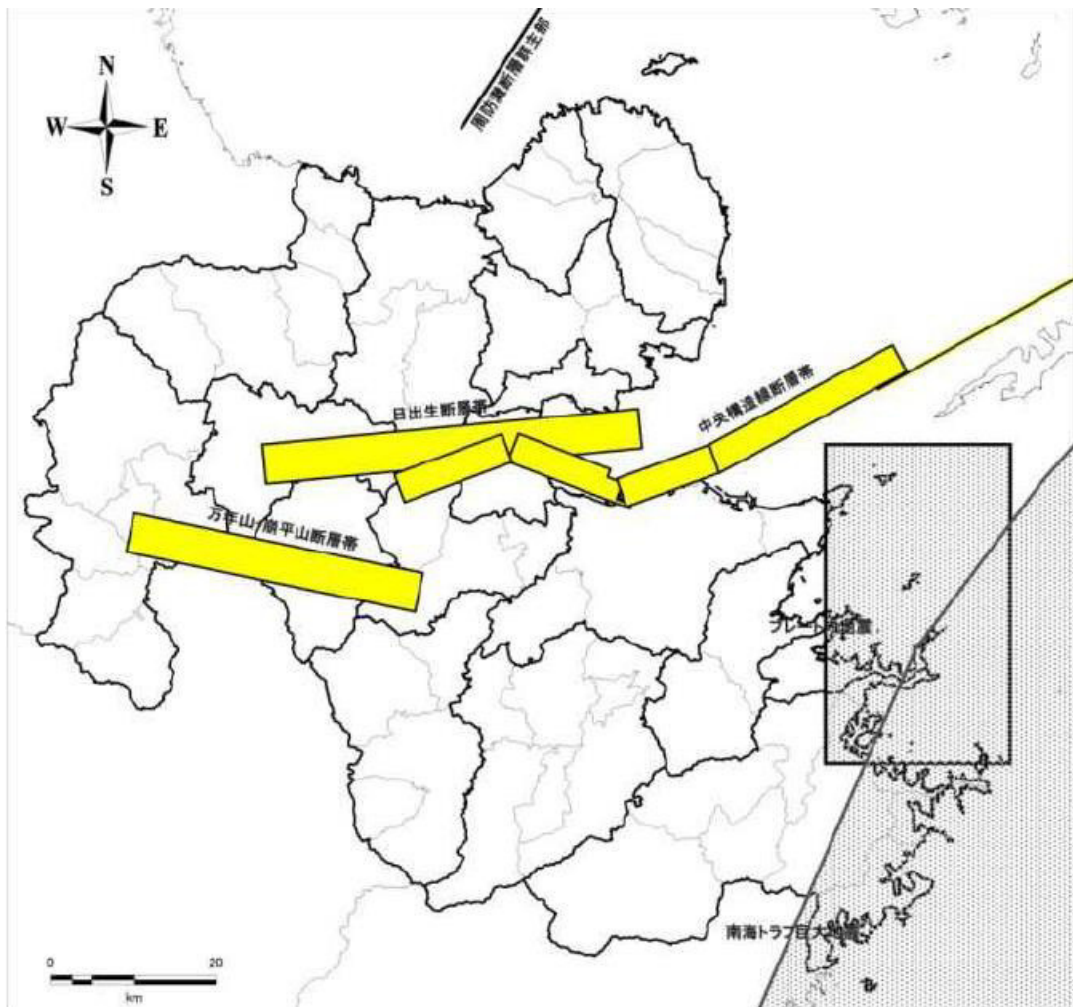


### 第3章 津久見市における地震・津波の特性

#### 第1節 津久見市の特性

津久見市において、主に影響を受けると考えられる地震の震源は、次のとおりである。

区分		主に影響を受ける地震の震源
南部地域	(海溝型)	南海トラフ、日向灘、安芸灘～伊予灘～豊後水道を震源とする地震
中部地域	(海溝型)	南海トラフ、日向灘、安芸灘～伊予灘～豊後水道を震源とする地震
	(活断層型)	中央構造線断層帯 (⑩豊予海峡-由布院区間) 日出生断層帯



地震位置図

## 第2節 海溝型地震と活断層型地震の特性

### 1 海溝型地震

大分県東方海域で発生する主な海溝型地震は、南海トラフを震源とする地震と、日向灘を震源とする地震、及び安芸灘～伊予灘～豊後水道を震源とする地震である。これらの地震について、地震調査研究推進本部地震調査委員会が行った地震発生確率等に関する長期評価等は次のとおりである。

○南海トラフを震源とする地震（南海地震、東南海地震等）は、陸のプレートの下にフィリピン海プレートが沈み込むことに伴い、これら二つのプレートの境界面が破壊することによって発生する地震（以下、「プレート間地震」という。）である。過去の地震の規模は、南海地震でM8.0～M8.4、東南海地震でM7.9～M8.4、二つの地震が同時に発生した場合はM7.9～M8.6であったとされている。今後、南海トラフを領域としてM8～M9クラスの地震が30年以内に発生する確率は、70～80%とされている。

佐伯市米水津の龍神池での津波堆積物の調査により、過去3300年間に8回の大津波が襲来したことが判明しており、684年の白鳳地震以来、大津波を伴う地震が約300年～400年と約700年の間隔で繰り返し発生したと推定されている。現在、約300年前の宝永地震（1707年）によるものが最新と考えられていることから、次の南海トラフの地震は大津波を発生する可能性が高いと考えられる。

○日向灘を震源とするM8程度の巨大地震の発生頻度は不明で、今後30年以内に発生する確率はXランク（不明）とされている。M7.0～M7.5程度の地震は過去約100年で5回（およそ20.6年に1回）の頻度で発生しており、同様の地震が今後30年以内に発生する確率は80%程度とされている。

○安芸灘～伊予灘～豊後水道を震源とする地震は、主にフィリピン海プレートの沈み込みによる内部破壊によって発生する地震で、M6.7～M7.4の規模の地震が過去約400年間で7回（およそ60.3年に1回）の頻度で発生しており、同様な地震が今後30年以内に発生する確率は40%程度とされている。

○海溝型地震は、津波に対して注意（深い海底で起こる海溝型地震による津波は、東北地方太平洋沖地震のように10分から数十分程度の間、海面が上昇しつづけ、したがって浸水範囲が広がると考えられている。）が必要であり、特に佐賀関半島から南のリアス式海岸の湾奥では、集中効果などにより、津波の高さが高くなる可能性がある。また、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性がある。

### 2 活断層型地震

県内には、震源断層となる活断層として中央構造断層帯等が分布しており、従来の活動区間や活動規模、地震の発生確率、活動間隔等は次のとおりである。

- 「中央構造線断層帯（⑩豊予海峡-由布院区間）」は過去の活動時期は、17世紀頃とされ、平均活動間隔は約1千6百～1千7百年とされている。活動時の地震の規模は、M7.8程度と推定されている。将来の地震発生確率は、今後30年以内にほぼ0%とされ、Zランクに評価されている。
- 「日出生断層帯」は、過去の活動時期は、約7千3百前以後、6世紀前とされ、平均活動間隔は約2万～2万7千年とされている。活動時の地震の規模は、M7.5程度と推定されている。将来の地震発生確率は、今後30年以内にほぼ0%とされ、Zランクに評価されている。
- 「万年山～崩平山断層帯」は、過去の活動時期は、13世紀以後とされ、平均活動間隔は約2千1百～3千7百年とされている。活動時の地震の規模は、M7.3程度と推定されている。将来の地震発生確率は0.004%以下とされ、Zランクに評価されている。
- 周防灘断層群（主部）は、全体が一つの区間として活動すると推定され、その場合、マグニチュード7.6程度の地震が発生すると推定される。30年以内の地震発生確率は、2%～4%と見込まれ、我が国の主な活断層の中では高いグループに属する。
- 大分県中部地震クラスのマグニチュード6程度以下の地震については、地表に断層のずれが表れないため、活動履歴の把握が出来ず、将来の地震発生の予測は困難で、この規模の地震は、中央構造線断層帯（⑩豊予海峡-由布院区間）、日出生断層帯、万年山～崩平山断層帯のどこでも常に発生する可能性があるものとして考えておく必要がある。
- 海域の地震では、津波に対する注意も必要であるが、活断層型地震は、地震動による建物の倒壊、火災、地盤の液状化による被害が大きいことから、それらに対する注意が特に必要である。

なお、活断層型地震による津波は、浅い海底で起き、短時間の間に海面が上下するため浸水範囲が限定される。津波波源で持ち上げられた水の量や津波のエネルギーは、海溝型地震に比べて小さく、したがって遡上する範囲や距離が小さいと考えられている。

また、海溝型地震と同様に第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性がある。

### 3 その他のもの

県内では、海溝型地震・活断層による地震以外の地震も発生する可能性がある。このような地震については、地震発生場所の特定はもとより、地震発生確率等の長期評価を行うことは現時点では困難であるとされている。

県内は、地形的には山地や丘陵地がほとんどを占めており、しかも激しく浸食を受けた大起伏斜面が多いため、地震が発生した場合には、地震動による斜面崩壊の危険性がある。このような地形要因に加えて、斜面崩壊の要因としては、例えば1990年に竹田市で発生した斜面表層を覆う火山灰層の表面滑落型崩壊などに見られるように、火山地域では地質要因もその一因となりうる。

県内の沖積平野に見られる自然堤防付近、旧河道、旧池沼、扇状地、三角州など、及び谷底平野、埋立地などにおいて、その地盤が、粒径の揃った細砂や中砂からなる緩く堆積した砂層であり、かつ地下水位が地表面付近の浅いところにある場合は、地震時に液状化が発生する可能性がある。

なお、大分市などに見られる谷を埋めて造成した土地では、地震動による不等沈下、すべり等が発生する可能性がある。

県内に分布する活火山のうち、由布岳、鶴見岳ではおよそ4万年以上前から活動を開始し、2,000年前に由布岳で規模の大きな噴火活動があったことが知られている。この噴火の後には、主に鶴見岳で噴火が起こっており、有史の活動記録は867年にある。

九重山はおよそ15万年前から活動を開始したと考えられ、過去に3回の大規模な火砕流の噴出があったことが知られている。およそ1万年前以降も頻繁に噴火しており、6,000年頃前以降は約1,000年の間隔で噴火している。また、1995年10月には257年ぶりに小規模な噴火が見られ、現在も噴気活動を継続している。

## 第3節 県内に被害を及ぼした地震・津波

### 1 地震による災害

県内に被害を及ぼした地震は、表1のとおりである。

災害の原因となった地震には、南海トラフや日向灘で発生したもの（海溝型地震）、県の内陸部や別府湾地域の断層が動いて発生したと考えられるもの（活断層による地震）及びこれらの地震以外の地震がある。特に被害を及ぼした地震の震源は、伊予灘、別府湾、豊後水道、日向灘、南海道沖及び県内の臼杵－八代構造線と中央構造線及び別府－島原地溝帯の活断層が分布する領域である。近年では、昭和50年（1975年）に大分県中部を震源とする地震が発生し、庄内町、湯布院町等に家屋倒壊等の大きな被害を及ぼしている。また、平成28年（2016年）には、大分県中部を震央とする地震が発生し、別府市、由布市等に家屋倒壊等の被害を及ぼしている。

### 2 津波による災害

県内に被害を及ぼした津波は、表2のとおりである。

県内では、南海トラフで発生した1707年の宝永地震、1854年の安政南海地震、及び1946年の南海地震並びに別府湾で発生した1596年の慶長豊後地震並びに日向灘で発生した地震等によって津波が来襲した履歴がある。

南海トラフで発生した地震による津波は、東海道から四国にかけて大きな被害を及ぼしており、大分県でも、1707年の宝永地震が過去最大の地震と位置づけられている。この地震では、佐伯市米水津の養福寺で11.5mなど歴史的古文書の記録から津波の到達した高さが推定されている。



地震・津波対策編 第1部 総則  
 第3章 津久見市における地震・津波の特性  
 第3節 県内に被害を及ぼした地震・津波

表1 県内に被害を及ぼした地震

発生年月日	地震発地域	県内の被害の概要
679年 (天武7)	筑紫 M=6.5~7.5	五馬山が崩れ、温泉がところどころに出たが、うち1つは間歇泉であったと推定される。
1498年7月9日 (明応7)	日向灘 M=7.0~7.5	
1596年9月4日 (慶長元) 慶長豊後地震	別府湾 M=7.0±1/4	高崎山が崩壊。湯布院、日出、佐賀関で山崩れ。府内(大分)、佐賀関で家屋倒れ。津波(4m)により大分付近の村里はすべて流れる。
1698年10月24日 (元禄11)	大分 M=6.0	府内城の石垣壁崩れる。岡城破損。
1703年12月31日 (元禄16)	油布院※1、庄内 M=6.5±1/4	領内山奥22か村で家潰273軒、破損369軒、石垣崩れ1万5千間、死者1、損馬2。油布院※、大分郡26か村で家潰580軒、道筋2~3尺地割れ。豊後頭無村人家崩れ、人馬死あり。
1705年5月24日 (宝永2)	阿蘇	岡城内外で破損多し。
1707年10月28日 (宝永4) 宝永地震	五畿七道 M=8.4	我が国最大級の地震の1つ。被害は駿河、甲斐、信濃、美濃、紀伊、近江、畿内、播磨、富山、中国、四国、九州に及ぶ。特に、東海道、伊勢湾、紀伊半島の被害がひどかった。県内で大分、木付※1、鶴崎、佐伯で震度5~6であった。津波が別府湾、臼杵湾、佐伯湾に來襲した。
1749年5月25日 (寛延2)	伊予宇和島 M=6.3/4	大分で千石橋破損。
1769年8月29日 (明和6)	日向、豊後 M=7.3/4 ±1/4	震源は佐伯湾沖で大分、臼杵、佐伯で震度6、国東で震度5。佐伯城石垣崩れ、城下で家破損。臼杵で家潰531軒、半潰253軒。大分で城内の石垣崩れ8、楼門破損、家潰271軒。
1854年12月23日 (安政元) 安政東海地震	東海、東山、南海諸道 M=8.4	被害は伊豆から伊勢湾に及んだ。県内ではゆれを感じた。
1854年12月24日 (安政元) 安政南海地震	畿内、東海、東山、北陸、南海、山陰、山陽道 M=8.4	前日発生した安政東海地震の32時間後に発生した。被害のひどかったのは紀伊、畿内、四国であった。県内では、別府で震度5~6であった。府内藩で家潰4546軒、死者18、臼杵藩で家潰500軒。津波は佐伯で2m。
1854年12月26日 (安政元)	伊予西部 M=7.3~7.5	鶴崎で家潰100軒。
1855年8月6日 (安政2)	杵築	城内破損。
1855年12月11日 (安政2)	豊後立石	家屋倒壊多し。
1857年10月12日 (安政4)	伊予、安芸 M=7.1/4±0.5	鶴崎で家屋倒壊3。
1891年10月16日 (明治24)	豊後水道 M=6.3	豊後東部の被害がひどく、家屋、土蔵の亀裂、瓦の墜落あり。
1898年12月4日 (明治31)	九州中央部 M=6.7	大分で古い家・蔵の小破。
1899年11月25日 (明治32)	日向灘 M=7.1、6.9	土蔵、家屋の破損あり。鶴崎で土蔵潰2。長洲町、杵築町で土蔵破壊。
1909年11月10日 (明治42)	宮崎県西部 M=7.6	南部の沿岸地方で壁の亀裂、瓦の墜落、崖崩れがあった。
1916年3月6日 (大正5)	大分県北部 M=6.1	大野郡三重町、直入郡宮砥村で碑が倒れた。

地震・津波対策編 第1部 総則  
 第3章 津久見市における地震・津波の特性  
 第3節 県内に被害を及ぼした地震・津波

発生年月日	地震発生地域	県内の被害の概要
1921年4月19日 (大正10)	佐伯付近 M=5.5	数日前の降雨により緩んだ崖が崩れ、津久見、臼杵間で機関車が脱線。
1939年3月20日 (昭和14)	日向灘 M=6.5	佐伯、蒲江、津久見、臼杵町で家屋の壁の落下、土地の亀裂などの小被害。
1941年11月19日 (昭和16)	日向灘 M=7.2	沿岸部で多少の被害があった。
1946年12月21日 (昭和21) 南海地震	東海道沖 M=8.0	被害は西日本の太平洋側、瀬戸内に及んだ。津波も発生し、房総半島から九州沿岸を襲った。県内では震度3～5、津波は約1mであった。被害は死者4、負傷10、建物倒壊36、半壊91、道路の破損8。
1947年5月9日 (昭和22)	日田地方 M=5.5	日田町、中川村、三芳村で壁の亀裂、剥落、崖崩れ、道路損壊、墓石転倒などの被害があった。
1968年4月1日 (昭和43) 日向灘地震	日向灘 M=7.5	被害の大きかったのは高知県と愛媛県であった。県内では負傷1、道路損壊3、山崩れ3。津波が発生した。
1968年8月6日 (昭和43)	愛媛県西方沖 M=6.6	県内では、家屋全焼1、破損1、道路損壊2、山崩れ4。
1975年4月21日 (昭和50) 大分県中部地震	大分県中部 M=6.4	湯布院町扇山、庄内町内山付近を震源。地震前には山鳴り、地震時には発光現象がみられた。震度は湯布院で5、大分4、日田、津久見3であった。被害の区域は庄内町、九重町、湯布院町、直入町と狭かったが家屋の被害はひどく、庄内町丸山、九重町寺床ではほとんどの家屋が全壊または半壊であった。主な被害は次のとおり。(大分県災異誌等による) 庄内町 負傷5、建物全壊31、半壊39、道路破損57、崖40 九重町 負傷11、建物全壊41、半壊34、道路破損84、崖98 湯布院町 負傷6、建物全壊0、半壊24、道路破損21、崖36 直入町 建物全壊5、半壊18、道路破損16、崖4 など
1983年8月26日 (昭和58)	国東半島 M=6.6	国東半島を震源とし、大分、日田で震度3。中津市で民家が傾き、大分市では一時的に停電4万戸。
1984年8月7日 (昭和59)	日向灘北部 M=7.1	大分で震度4、日田で震度3。大分市、佐伯市でブロック塀の倒壊、屋根瓦の破損がみられた。岡城址では三の丸跡に亀裂が生じた。
1987年3月18日 (昭和62)	日向灘中部 M=6.6	大分で震度4、日田で震度3。竹田市、三重町で崖崩れ発生。
1989年11月16日 (平成元)	大分県北部 M=4.8	大分で震度3。日出町でガラスが割れる程度の被害。
2001年3月24日 (平成13) 芸予地震	安芸灘 M=6.7	上浦町で震度5弱。県内で道路被害1箇所、ガス被害1戸。
2002年11月4日 (平成14)	日向灘 M=5.9	蒲江町、鶴見町で震度5弱。 国見町でトンネルコンクリート片落下1箇所、佐伯市で窓ガラス1枚破損。
2005年3月20日 (平成17)	福岡県北西沖 M=7.0	中津市三光で震度5弱。中津市、日田市で水道施設被害。 中津市で住家一部破壊2棟。
2006年6月12日 (平成18)	大分県西部 M=6.2	佐伯市で震度5弱。佐伯市で住家1棟、豊後大野市で住家2棟の一部破損の被害。
2006年9月26日 (平成18)	伊予灘 M=5.3	国東市、臼杵市、佐伯市で震度4。臼杵市で住家2棟の一部破損。 佐伯市で落石2箇所、通行止め1箇所発生。
2007年6月6日 (平成19)	大分県中部 M=4.9	別府市、国東市、杵築市、日出町で震度4。大分市で重傷者1名。別府市で水道管からの漏水3棟の被害。
2007年6月7日 (平成19)	大分県中部 M=4.7	別府市で震度4。別府市で住家1棟が一部破損の被害。

地震・津波対策編 第1部 総則  
 第3章 津久見市における地震・津波の特性  
 第3節 県内に被害を及ぼした地震・津波

発生年月日	地震発生地域	県内の被害の概要
2009年6月25日 (平成21)	大分県西部 M=4.7	日田市、中津市で震度4。中津市で住家1棟が一部破損。 日田市、中津市で道路に落石が発生。
2014年3月14日 (平成26)	伊予灘 M=6.2	国東市、姫島村、臼杵市、佐伯市で震度5弱。大分市、佐伯市で軽傷者各1名。県内で住家41棟が一部破損。
2015年7月13日 (平成27)	大分県南部 M=5.7	佐伯市で震度5強。臼杵市、豊後大野市で軽傷者3名。県内で住家被害3件。
2016年4月16日 (平成28) 熊本地震	大分県中部 M=5.7	別府市、由布市で震度6弱、全市町村で震度4以上を観測。 人的被害：災害関連死（災害弔慰金法に基づき災害が原因で死亡したと認められた方）が3名、重傷者11名、軽傷者22名。 住家被害：全壊9棟、半壊222棟、一部損壊8,062棟。 道路被害：216件（国道17件、県道38件、市町村道等159件）
2022年1月22日 (令和4)	日向灘 M=6.6	大分市、佐伯市、竹田市で震度5強。負傷者6人。 県内で建物被害6件。岡城跡の石垣一部崩落。

※1 当時の標記

日本被害地震総覧 [416] - 2001、大分県・大分地方気象台「大分県災異誌」などによる。

表2 県内に被害を及ぼした津波（県内で観測した津波）

発生年月日	津波発生地域	県内の被害の概要
684年11月29日 (天武13)	南海道沖 M≒8 1/4	
1361年 (正平16)	南海道沖 M=8.4	
1596年9月4日 (慶長元) 慶長豊後地震	伊予灘 M=7.0±1/4	別府湾で発生。大音響とともに海水が引いたのち大津波が来襲。大分付近の村はすべて流失。佐賀関では田畑60余町歩流失。
1605年2月3日 (慶長9) 慶長地震	室戸岬沖、東海沖 M=7.9	房総から九州にいたる太平洋岸に押し寄せた。
1707年10月28日 (宝永4) 宝永地震	紀伊半島沖 M=8.4	伊豆半島から九州までの太平洋沿岸、大阪湾、播磨、伊予灘に来襲した。県内での津波の高さは佐伯市米水津の養福寺で11.5mと推定され、臼杵では南津留荒田川付近まで津波が到達したとの記録がある。
1769年8月29日 (明和6)	日向灘 M=7.4	臼杵で汐入田2,666歩、水死者2人、海水の上下が見られた。津波の高さは2～2.5mと推定される。佐伯高潮被害。
1854年12月24日 (嘉永7) 安政南海地震	紀伊半島沖 M=8.4	津波は伊豆半島から九州、サンフランシスコまで及んだ。被害は紀伊半島から四国がひどかった。県内での津波の高さは、佐伯で2mと推定される。
1941年11月19日 (昭和16)	日向灘 M=7.2	津波の高さは、津久見で35cm、佐伯では10cmであった。
1946年12月21日 (昭和21) 南海地震	紀伊半島沖 M=8.0	津波は房総半島から九州にいたる沿岸を襲った。県内での津波の高さは、別府で70cm、大分で80cm、大野川で40cm、臼杵で40cm、佐伯で1mであった。
1960年5月23日 (昭和35) チリ地震津波	チリ沖 M=9.5	津波の高さは、中津で40cm、鶴崎で134cmであった。
1961年2月27日 (昭和36)	日向灘 M=7.0	大分県では被害がなかった。津波の高さは、佐伯で10cm、蒲江で15cmを記録した。
1968年4月1日 (昭和43) 日向灘地震	日向灘 M=7.5	愛媛、高知、大分、宮崎、熊本の各県で被害があった。津波の高さは、TP上では竹之浦で1.26m、蒲江で0.96mで、検潮記録による最大全振幅では大分（鶴ヶ崎）22cm、佐賀ノ関12cm、臼杵135cm、津久見62cm、佐伯65cm、蒲江240cmであった。

地震・津波対策編 第1部 総則  
 第3章 津久見市における地震・津波の特性  
 第3節 県内に被害を及ぼした地震・津波

1969年4月21日 (昭和44)	日向灘 M=6.5	検潮記録によると津波の高さは、蒲江で15cmであった。
1969年8月12日 (昭和44)	北海道東方沖 M=7.8	検潮記録によると津波の高さは、蒲江で26cmであった。
1970年7月26日 (昭和45)	日向灘 M=6.7	検潮記録によると津波の高さは、蒲江で38cm、佐伯で18cmであった。
1972年12月4日 (昭和47)	八丈島東方沖 M=7.2	津波の高さは、蒲江で18cmであった。
2010年2月27日 (平成22)	チリ中部沿岸 M=8.8	南米チリで大きな被害、日本では三陸沿岸の養殖施設に被害が発生したが、大分県内には被害はなかった。 津波の高さは、別府港で41cm、大分で30cmであった。
2010年12月22日 (平成22)	父島近海 M=7.4	津波の高さは、佐伯市松浦で5cmであった。
2011年3月11日 (平成23) 東北地方 太平洋沖地震	三陸沖 M=9.0	東北地方から関東地方北部の太平洋側を中心に北海道から沖縄にかけての広い範囲で津波を観測、甚大な被害となった。大分県内では養殖施設8、定置網2、標識灯1の被害があった。 津波の高さは、別府港で55cm、大分で42cm、佐伯市松浦で43cmであった。

「日本被害津波総覧第2版」、大分県・大分地方気象台「大分県災異誌」などによる。

## 第4章 地震・津波想定

### 第1節 地震・津波想定

平成29年12月に地震調査研究推進本部が公表した「中央構造線断層帯の長期評価（第二版）」、「日出生断層帯の長期評価（第一版）」及び「万年山－崩平山断層帯の長期評価（第一版）」を受けて、本県に及ぼす影響と対策について検討するため、平成30年2月に大分県有識者会議を設置し、有識者からの意見を踏まえ、過去の調査内容を踏襲した上で、最新の知見を反映した平成30年度大分県地震被害想定調査と、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震を受けて、本県に被害を及ぼした地震・津波の歴史記録を繙き、大分県防災対策推進委員会（平成24年4月30日までは大分県地域防災計画再検討委員会）有識者会議の意見を踏まえて行った平成24年度大分県津波浸水予測調査・地震津波被害想定調査及び阪神淡路大震災規模の地震を想定して行った平成19年度大分県地震被害想定調査に基づき、本市において被害が想定される次の地震・津波を想定する。

なお、防災・減災対策を推進するに当たっては、各地域において最大の被害が予測される地震・津波を対象とするが、津波被害のおそれがある沿岸市町村は、本県における海溝型地震と活断層型地震に係る過去の活動間隔や地震の発生確率から、南海トラフの巨大地震を喫緊の課題として捉え、防災・減災対策を推進し、活断層型地震に対する対応については、国の調査研究等の動向を踏まえて、中期的な課題として、今後検討していく。

#### 1 想定する地震・津波

##### (1) 想定する地震・津波被害（震源）

- ア 南海トラフ
- イ 中央構造線断層帯
- ウ 周防灘断層群（主部）
- エ 日出生断層帯
- オ 万年山－崩平山断層帯
- カ プレート内地震

##### (2) 想定する津波浸水予測（平成24年度大分県津波浸水予測図）

- ア 南海トラフ
- イ 別府湾の地震（慶長豊後型地震）
- ウ 周防灘断層群（主部）

平成19年度 大分県地震被害想定調査 想定地震	平成24年度 大分県地震津波被害想定調査 想定地震	平成30年度 大分県地震被害想定調査 想定地震
日向灘	南海トラフの巨大地震	①南海トラフの巨大地震
東南海・南海 <sup>※1</sup>		
中央構造線	別府湾の地震 (慶長豊後型)	②中央構造線断層帯
別府地溝南縁断層帯		
別府湾断層帯	周防灘断層群主部	③周防灘断層群主部
周防灘断層帯		
別府地溝北縁断層帯	プレート内	④日出生断層帯
崩平山-万年山地溝北縁断層帯		⑤万年山-崩平山断層帯
プレート内		⑥プレート内

## 2 地震動

前述1(1)の震源域から想定される地震動は、次のとおりである。

対象地震等	最大震度	震度6弱以上が想定される地域
(1) - ①	6強	大分市、佐伯市、臼杵市、竹田市、杵築市、豊後大野市
- ②	7	大分市、別府市、臼杵市、杵築市、宇佐市、由布市、国東市、日出町、九重町、玖珠町
- ③	6強	中津市、豊後高田市、宇佐市、国東市
- ④	7	大分市、別府市、中津市、臼杵市、杵築市、宇佐市、由布市、日出町、九重町、玖珠町
- ⑤	7	大分市、日田市、竹田市、豊後大野市、由布市、九重町、玖珠町
- ⑥	6強	大分市、別府市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、杵築市、豊後大野市、日出町

## 3 津波高及び津波到達時間等

平成24年度大分県津波浸水予測調査（以下「津波浸水調査」という。）に基づく津波高及び津波到達時間は、次のとおりである。

## (1) 津波高

市町村	地点名	南海トラフの巨大地震 (2012内閣府モデルケース11)			別府湾の地震 (慶長豊後型地震)			周防灘断層群 (主部)		
		最大津波高 (地殻変動前) ① (T.P.m)	地殻変動量 ② (m)	最大津波高 (地殻変動後) ③ (①-②) (m)	最大津波高 (地殻変動前) ④ (T.P.m)	地殻変動量 ⑤ (m)	最大津波高 (地殻変動後) ⑥ (④-⑤) (m)	最大津波高 (地殻変動前) ⑦ (T.P.m)	地殻変動量 ⑧ (m)	最大津波高 (地殻変動後) ⑨ (⑦-⑧) (m)
中津市	小祝新町	2.74	△ 0.01	2.75	2.34	△ 0.01	2.35	2.17	0.02	2.15
	大丸川河口	2.89	△ 0.02	2.91	2.57	△ 0.01	2.58	2.29	0.01	2.28
宇佐市	郡中新田	2.68	△ 0.04	2.72	2.28	△ 0.02	2.30	2.22	△ 0.01	2.23
	和間海浜公園	2.70	△ 0.05	2.75	2.23	△ 0.01	2.24	2.24	△ 0.01	2.25
豊後高田市	高田港	2.71	△ 0.06	2.77	2.21	△ 0.02	2.23	2.26	△ 0.03	2.29
	真玉町浜下	2.70	△ 0.07	2.77	2.17	△ 0.01	2.18	2.61	△ 0.08	2.69
	香々地町見目	2.72	△ 0.08	2.80	2.25	△ 0.02	2.27	2.90	△ 0.19	3.09
姫島村	南浦	2.89	△ 0.08	2.97	2.77	△ 0.01	2.78	2.57	△ 0.11	2.68
	西浦漁港	2.73	△ 0.08	2.81	2.23	△ 0.01	2.24	4.94	△ 0.12	5.06
	東浦漁港 (稲積)	2.88	△ 0.08	2.96	2.40	△ 0.02	2.42	2.58	△ 0.08	2.66
国東市	国見町伊美港	2.73	△ 0.09	2.82	2.28	△ 0.01	2.29	2.91	△ 0.13	3.04
	国東町国東港	2.87	△ 0.15	3.02	3.11	△ 0.04	3.15	2.06	△ 0.03	2.09
	武蔵町武蔵港	3.09	△ 0.17	3.26	2.62	△ 0.08	2.70	1.93	△ 0.03	1.96
	安岐町塩屋	5.04	△ 0.19	5.23	4.42	△ 0.14	4.56	1.74	△ 0.03	1.77
杵築市	奈多	3.12	△ 0.20	3.32	4.28	△ 0.20	4.48	1.66	△ 0.03	1.69
	守江字灘手	3.32	△ 0.19	3.51	3.28	△ 0.25	3.53	1.45	△ 0.03	1.48
	八坂川河口	3.45	△ 0.17	3.62	3.09	△ 0.23	3.32	1.50	△ 0.03	1.53
	熊野	4.05	△ 0.21	4.26	3.66	△ 0.41	4.07	1.39	△ 0.03	1.42
日出町	丸尾川河口	4.43	△ 0.18	4.61	3.59	△ 0.43	4.02	1.55	△ 0.03	1.58
	大神漁港	4.09	△ 0.19	4.28	3.04	△ 0.60	3.64	1.32	△ 0.03	1.35
	日出港	4.92	△ 0.09	5.01	4.35	△ 0.45	4.80	1.53	△ 0.03	1.56
別府市	亀川東町	4.71	△ 0.07	4.78	3.43	△ 1.70	5.13	1.52	△ 0.02	1.54
	北的ヶ浜町 (弓ヶ浜町)	4.47	△ 0.14	4.61	3.12	△ 2.30	5.42	1.39	△ 0.02	1.41
大分市	田ノ浦ビーチ	4.23	△ 0.21	4.44	3.74	△ 2.75	6.49	1.34	△ 0.02	1.36
	豊海五丁目	4.01	△ 0.29	4.30	3.30	△ 3.40	6.70	1.36	△ 0.02	1.38
	大野川河口	3.25	△ 0.35	3.60	2.98	△ 4.28	7.26	1.44	△ 0.02	1.46
	佐賀関港	3.53	△ 0.56	4.09	2.71	△ 0.25	2.96	1.46	△ 0.02	1.48
	佐賀関西町	7.75	△ 0.56	8.31	1.71	△ 0.20	1.91	1.43	△ 0.02	1.45
	上浦漁港	5.45	△ 0.52	5.97	1.98	△ 0.17	2.15	1.37	△ 0.01	1.38
臼杵市	深江泊ケ内	3.55	△ 0.71	4.26	1.65	△ 0.05	1.70	1.11	△ 0.01	1.12
	臼杵川河口	5.12	△ 0.63	5.75	2.06	△ 0.11	2.17	1.24	△ 0.01	1.25
津久見市	港町	4.56	△ 0.70	5.26	2.32	△ 0.03	2.35	1.29	△ 0.01	1.30
	長目	4.32	△ 0.71	5.03	2.31	△ 0.04	2.35	1.22	△ 0.01	1.23
	四浦字落の浦	4.86	△ 0.82	5.68	1.85	0.00	1.85	1.13	△ 0.01	1.14
佐伯市	上浦蒲戸	4.44	△ 0.82	5.26	1.42	△ 0.01	1.43	1.07	△ 0.01	1.08
	上浦津井	6.66	△ 0.75	7.41	1.35	△ 0.01	1.36	0.91	△ 0.01	0.92
	葛港	6.61	△ 0.79	7.40	1.59	△ 0.01	1.60	0.94	△ 0.01	0.95
	日向泊浦	5.45	△ 0.78	6.23	1.41	△ 0.01	1.42	0.90	△ 0.01	0.91
	鶴見地松浦	5.39	△ 0.90	6.29	1.84	△ 0.01	1.85	0.95	△ 0.01	0.96
	米水津浦代浦	11.90	△ 0.86	12.76	1.28	△ 0.01	1.29	0.91	△ 0.01	0.92
	米水津色利浦	10.71	△ 0.75	11.46	1.22	△ 0.01	1.23	0.89	△ 0.01	0.90
	蒲江新町	10.20	△ 0.83	11.03	1.42	△ 0.01	1.43	1.11	△ 0.01	1.12
蒲江丸市尾浦	12.79	△ 0.71	13.50	1.55	△ 0.01	1.56	1.12	△ 0.01	1.13	

注1 地殻変動量②、⑤、⑧におけるマイナス数値は、沈降を示している。

2 各地点において、3地震を比較し、最大となる津波高に着色している。

## (2) 津波到達時間

市町村名	地点	南海トラフの巨大地震 (2012内閣府モデルケース11)		別府湾の地震 (慶長豊後型地震)		周防灘断層群 (主部)	
		1 m津波高	最大津波高	1 m津波高	最大津波高	1 m津波高	最大津波高
中津市	小祝新町	-	3時間26分	-	4時間56分	-	1時間5分
	犬丸川河口	-	3時間20分	-	3時間6分	-	1時間54分
宇佐市	郡中新田	-	3時間14分	-	3時間7分	-	1時間47分
	和間海浜公園	-	3時間9分	-	4時間35分	-	30分
豊後高田市	高田港	-	3時間9分	-	4時間32分	-	28分
	真玉町浜下	-	5時間36分	-	3時間36分	-	19分
	香々地町見目	-	5時間43分	-	2時間40分	13分	13分
姫島村	南浦	-	2時間37分	-	1時間41分	-	23分
	西浦漁港	-	5時間31分	-	2時間17分	15分	16分
	東浦漁港 (稲積)	-	2時間39分	-	1時間39分	-	26分
国東市	国見町伊美港	-	5時間30分	-	1時間44分	18分	18分
	国東町国東港	1時間22分	2時間22分	24分	24分	-	43分
	武蔵町武蔵港	1時間15分	1時間20分	23分	51分	-	56分
	安岐町塩屋	1時間10分	1時間32分	17分	18分	-	1時間0分
杵築市	奈多	1時間13分	1時間27分	15分	18分	-	1時間2分
	守江字灘手	1時間20分	1時間45分	18分	20分	-	2時間4分
	八坂川河口	1時間25分	1時間52分	23分	1時間21分	-	2時間10分
	熊野	1時間18分	1時間41分	12分	14分	-	1時間57分
日出町	丸尾川河口	1時間23分	1時間39分	14分	1時間4分	-	1時間36分
	大神漁港	1時間29分	1時間41分	12分	46分	-	1時間35分
	日出港	1時間25分	1時間48分	28分	48分	-	1時間30分
別府市	亀川東町	1時間25分	1時間44分	30分	45分	-	1時間28分
	北的ヶ浜町 (弓ヶ浜町)	1時間25分	1時間48分	24分	40分	-	1時間25分
大分市	田ノ浦ビーチ	1時間27分	1時間47分	18分	39分	-	1時間28分
	豊海五丁目	1時間27分	1時間41分	17分	57分	-	2時間1分
	大野川河口	1時間28分	1時間48分	18分	1時間3分	-	1時間45分
	佐賀関港	1時間3分	1時間15分	3分	5分	-	2時間13分
	佐賀関西町	53分	1時間9分	-	1時間25分	-	1時間34分
	上浦漁港	50分	1時間10分	-	1時間24分	-	2時間8分
臼杵市	深江泊ケ内	51分	1時間6分	-	1時間29分	-	2時間13分
	臼杵川河口	58分	1時間5分	2時間15分	2時間16分	-	2時間20分
津久見市	港町	51分	1時間0分	1時間19分	1時間24分	-	1時間25分
	長目	50分	57分	1時間22分	1時間23分	-	1時間28分
	四浦字落の浦	46分	1時間6分	-	1時間26分	-	5時間13分
佐伯市	上浦蒲戸	37分	45分	-	1時間40分	-	5時間15分
	上浦津井	41分	50分	-	1時間40分	-	2時間27分
	葛港	46分	54分	-	1時間41分	-	3時間25分
	日向泊浦	40分	49分	-	1時間46分	-	5時間17分
	鶴見地松浦	41分	49分	1時間51分	1時間51分	-	3時間21分
	米水津浦代浦	28分	36分	-	4時間13分	-	5時間36分
	米水津色利浦	28分	36分	-	4時間13分	-	5時間36分
	蒲江新町	26分	32分	-	2時間41分	-	5時間49分
蒲江丸市尾浦	26分	34分	-	4時間5分	-	4時間29分	

注1 「1 m津波高」欄の「-」は、地震による津波の変動が1 m未満のため計測されない。

2 別府湾の地震（慶長豊後型地震）の津波到達時間は、歴史記録の津波高を満たすために別府湾の断層を時間差で連動させた場合であり、同時に動いた場合の「1 m津波高」の到達時間は、数分となる地点が予想される。



(3) 防災対策の基準

津波シミュレーションにおける津波断層モデルの不確実性、計算誤差等を考慮して、津波浸水調査による浸水予測図を基準（堤防が機能しないとした場合の3つの地震に係る浸水予測図を重ね合わせた最大のもの）に、各市町村において設定する津波避難対策等の基準は、次のとおりである。

市町村名	対象地震	対象地域	水平避難		垂直避難		【参考】平成23年度地震。津波高の緊急対応暫定想定を基にしたこれまでのソフト対策基準(m)
			市町村	県 (堤防が機能しない場合)	市町村	県 〔最大浸水深〕(m)	
佐伯市	南海トラフ	佐伯市上浦	浸水域のラインよりも内陸側	「大分県津波浸水予測調査の浸水予測図（確定値）」による浸水域を基準とする。 なお、それ以上に内陸側に広く設定することができる。	最大浸水深以上	・上浦蒲戸 海拔 6m 以上 ・上浦津井 海拔 8m 以上	海拔 9m 以上
		旧佐伯市				海拔 8m 以上	海拔 11m 以上
		佐伯市鶴見				海拔 7m 以上	海拔 8m 以上
		佐伯市米水津				・米水津浦代浦 海拔 13m 以上 ・米水津色利浦 海拔 12m 以上	海拔 19m 以上
		佐伯市米水津				・蒲江新町 海拔 11m 以上 ・蒲江丸市尾浦 海拔 14m 以上	海拔 12m 以上
津久見市	南海トラフ	津久見市内全域	海拔 10m 以上		海拔 6m 以上	海拔 6m 以上	海拔 10m 以上
臼杵市	南海トラフ	(海拔 10m 以下地域) 深江地区、上浦地区、中央地区、南部地区、市浜地区、下南地区、南津留地区、上北地区、下北地区、海辺地区、下ノ江地区、佐志生地区	海拔 10m 以上		海拔 10m 以上	・深江地区 海拔 5m 以上 ・臼杵川河口 海拔 6m 以上	海拔 10m 以上

## 第2節 被害想定

### 1 人的・物的被害の想定

第1節で想定する地震・津波に対して、平成30年度大分県地震被害想定調査に基づき予測される被害は、次のとおりであり、各地域の実情に応じて被害を想定する。

減災対策による人的被害の軽減効果として、早期避難率が高く、避難の呼びかけが効果的に行われ、かつ、津波避難ビルが効果的に機能した場合には南海トラフの地震で、約2万人の死者数が592人まで軽減できる。また、耐震化による被害建物の軽減については、耐震化をすることで、南海トラフの地震で、約2,200棟が倒壊を免れることができる。

この場合、人命最優先にソフトとハード対策を組み合わせ、 「第2部災害予防」に記載する防災・減災対策を推進するほか、想定される人的・物的被害を最小限にするため、具体的な減災目標を定めた津久見市地震・津波対策アクションプランを策定し、進行管理を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。

○ 各地震の最大となる人的被害・物的被害量

(1) 人的被害

○ 早期避難率が低い場合

【単位：人】

地震名	季節時刻	死者	重篤者	重傷者	中等傷者
中央構造線断層帯による地震*	冬 5 時	18,666	47	4,120	11,170
	夏 12 時	28,972	152	3,087	9,985
	冬 18 時	30,627	287	3,620	11,322
日出生断層帯による地震	冬 5 時	356	11	67	771
	夏 12 時	524	64	285	1,567
	冬 18 時	833	115	497	2,129
万年山-崩平山断層帯による地震	冬 5 時	20	0	1	27
	夏 12 時	13	0	4	37
	冬 18 時	13	0	7	39
南海トラフの巨大地震*	冬 5 時	15,178	3	3,991	7,960
	夏 12 時	20,077	6	1,751	3,677
	冬 18 時	19,519	8	1,645	3,439
周防灘断層群主部による地震*	冬 5 時	859	0	387	750
	夏 12 時	883	0	218	427
	冬 18 時	924	0	215	422
プレート内地震	冬 5 時	17	0	6	83
	夏 12 時	15	3	28	146
	冬 18 時	17	6	47	165

○ 早期避難率が高く、効果的な呼びかけが行われた場合

地震名	季節時刻	死者	重篤者	重傷者	中等傷者
中央構造線断層帯による地震	冬 5 時	7,108	47	1,734	6,536
	夏 12 時	12,104	152	1,597	7,091
	冬 18 時	13,756	287	2,452	9,055
南海トラフの巨大地震	冬 5 時	679	3	86	379
	夏 12 時	592	6	64	406
	冬 18 時	633	8	77	393
周防灘断層群主部による地震	冬 5 時	445	0	198	385
	夏 12 時	463	0	111	218
	冬 18 時	483	0	110	212

地震・津波対策編 第1部 総則  
 第4章 地震・津波想定  
 第2節 被害想定

(2) 建物被害

【単位：棟】

地震名	季節時刻	全壊・焼失	半壊	床上浸水	床下浸水
中央構造線断層帯による地震	冬5時	67,980	52,300	7,556	3,560
	夏12時	76,367			
	冬18時	88,408			
日出生断層帯による地震	冬5時	12,690	17,719		
	夏12時	16,743			
	冬18時	21,182			
万年山-崩平山断層帯による地震	冬5時	2,091	3,702		
	夏12時	2,092			
	冬18時	2,095			
南海トラフの巨大地震	冬5時	29,689	30,028	20,542	7,820
	夏12時	29,693			
	冬18時	29,704			
周防灘断層群主部による地震	冬5時	569	1,816	2,446	1,289
	夏12時	569			
	冬18時	569			
プレート内地震	冬5時	3,080	6,389		
	夏12時	3,082			
	冬18時	3,088			

(3) ブロック塀倒壊

地震名	塀数	倒壊数
中央構造線断層帯による地震	297,378	27,968
日出生断層帯による地震		19,796
万年山-崩平山断層帯による地震		5,443
南海トラフの巨大地震		17,827
周防灘断層群主部による地震		3,000
プレート内地震		18,629

(4) 上水道

地震名	被害箇所数 (箇所)	影響人口 (人)	断水率 [直後]	断水率 [1週間後]
中央構造線断層帯による地震	約7,100	約649,000	61%	31%
日出生断層帯による地震	約1,250	約522,000	49%	25%
万年山-崩平山断層帯による地震	約150	約40,000	4%	2%
南海トラフの巨大地震	約730	約374,000	35%	17%
周防灘断層群主部による地震	約10	約3,000	0%	0%
プレート内地震	約400	約223,000	21%	10%

地震・津波対策編 第1部 総則  
 第4章 地震・津波想定  
 第2節 被害想定

(5) 電力

地震名	被害本数 (本)	停電需要家 (千世帯)	停電率
中央構造線断層帯による地震	約920	約59	13%
日出生断層帯による地震	約330	約39	9%
万年山-崩平山断層帯による地震	約90	約14	6%
南海トラフの巨大地震	約560	約43	10%
周防灘断層群主部による地震	0	0	0%
プレート内地震	約370	約39	9%

(6) 一般電話等情報通信

地震名	被害本数 (本)	不通回線数 (千回線)	不通率
中央構造線断層帯による地震	約4,000	約178	14%
日出生断層帯による地震	約3,800	約137	11%
万年山-崩平山断層帯による地震	約2,500	約53	4%
南海トラフの巨大地震	約4,100	約88	7%
周防灘断層群主部による地震	約2,100	約12	1%
プレート内地震	約3,800	約122	7%

(7) 都市ガス

地震名	被害箇所数 (箇所)	供給停止 エリア
中央構造線断層帯による地震	約490	大分・別府
日出生断層帯による地震	約590	大分・別府
万年山-崩平山断層帯による地震	0	なし
南海トラフの巨大地震	約80	大分・別府
周防灘断層群主部による地震	0	なし
プレート内地震	約30	大分の一部

(8) 道路施設

地震名	被害箇所数 (箇所)	被害率 (箇所/km)
中央構造線断層帯による地震	約100	0.05
日出生断層帯による地震	約100	0.05
万年山-崩平山断層帯による地震	約70	0.03
南海トラフの巨大地震	約110	0.05
周防灘断層群主部による地震	約30	0.01
プレート内地震	約110	0.06

地震・津波対策編 第1部 総則  
 第4章 地震・津波想定  
 第2節 被害想定

(9) 鉄道施設

地震名	路線	被害箇所数 (箇所)	被害率 (箇所/km)
中央構造線断層帯による地震	日豊線	140	0.7
	久大線	92	0.8
	豊肥線	36	0.5
	日田彦山線	0	0
	合計	268	0.7
日出生断層帯による地震	日豊線	70	0.4
	久大線	79	0.7
	豊肥線	11	0.1
	日田彦山線	0	0
	合計	160	0.4
万年山-崩平山断層帯による地震	日豊線	4	0
	久大線	60	0.6
	豊肥線	4	0
	日田彦山線	0	0
	合計	68	0.2
南海トラフの巨大地震	日豊線	53	0.3
	久大線	21	0.2
	豊肥線	28	0.4
	日田彦山線	1	0.1
	合計	103	0.3
周防灘断層群主部による地震	日豊線	8	0
	久大線	0	0
	豊肥線	0	0
	日田彦山線	0	0
	合計	8	0

地震・津波対策編 第1部 総則  
 第4章 地震・津波想定  
 第2節 被害想定

(10) 港湾施設

地震名	港湾	バース数 (箇所)	被害バース数(箇所)	
			レベルⅡ	レベルⅢ
中央構造線断層帯による地震	大分港	68	68	68
	別府港	8 (1)	7	7
	津久見港	3 (1)	0	0
	佐伯港	13	0	0
	中津港	7	0	0
	合計	99 (2)	75	75
日出生断層帯による地震	大分港	68	40	24
	別府港	8 (1)	7	7
	津久見港	3 (1)	0	0
	佐伯港	13	0	0
	中津港	7	2	1
	合計	99 (2)	49	32
万年山-崩平山断層帯による地震	大分港	68	5	1
	別府港	8 (1)	2	1
	津久見港	3 (1)	0	0
	佐伯港	13	0	0
	中津港	7	0	0
	合計	99 (2)	7	2
南海トラフの巨大地震	大分港	51	20	8
	別府港	9 (1)	1	0
	津久見港	3 (1)	0	0
	佐伯港	12	7	4
	中津港	7	0	0
	合計	82 (2)	28	12
周防灘断層群主部による地震	大分港	51	0	0
	別府港	9 (1)	0	0
	津久見港	3 (1)	0	0
	佐伯港	12	0	0
	中津港	7	3	1
	合計	82 (2)	3	1

※「バース数」欄の ( ) 内は耐震バース数 (内数)。

※レベルⅡ：短期間で修復可、レベルⅢ：ほぼ崩壊、かつ、復旧に長期間を要する。

地震・津波対策編 第1部 総則  
 第4章 地震・津波想定  
 第2節 被害想定

(11) 避難所生活者数

地震名	1日後	1週間後	1か月後
中央構造線断層帯による地震	277,967	242,562	206,951
日出生断層帯による地震	116,344	96,291	47,634
万年山-崩平山断層帯による地震	11,019	7,757	3,127
南海トラフの巨大地震	109,562	99,124	64,131
周防灘断層群主部による地震	2,931	2,596	2,140
プレート内地震	35,241	29,388	7,137

(12) 帰宅困難者数

地震名	通勤・通学者 (人)	帰宅困難者 (人)
中央構造線断層帯による地震	606,644	72,756
日出生断層帯による地震		
万年山-崩平山断層帯による地震		
南海トラフの巨大地震		
周防灘断層群主部による地震		
プレート内地震		

(13) 医療対応不足数

地震名	重篤者 (人)	重傷者 (人)	中等傷者 (人)
中央構造線断層帯による地震	△581	△3,807	△965
日出生断層帯による地震	△180	499	10,501
万年山-崩平山断層帯による地震	22	2,115	14,809
南海トラフの巨大地震	△5	△620	7,072
周防灘断層群主部による地震	7	1,601	11,635
プレート内地震	5	1,087	11,965

(14) 仮設トイレ需要量

地震名	人数 (人)	必要量 (基/100人)	必要量 (基/50人)
中央構造線断層帯による地震	248,715	2,488	4,974
日出生断層帯による地震	87,110	872	1,741
万年山-崩平山断層帯による地震	5,855	58	116
南海トラフの巨大地震	88,805	888	1,776
周防灘断層群主部による地震	2,455	25	48
プレート内地震	21,173	212	422



地震・津波対策編 第1部 総則  
 第4章 地震・津波想定  
 第2節 被害想定

(15) 瓦礫発生量

地震名	重量 (トン)	体積 (m <sup>3</sup> )	東京ドーム (個分)
中央構造線断層帯による地震	10,628,961	12,536,691	10.1
日出生断層帯による地震	2,272,003	2,919,970	2.4
万年山-崩平山断層帯による地震	254,708	386,072	0.3
南海トラフの巨大地震	2,746,645	4,535,810	3.7
周防灘断層群主部による地震	104,049	167,150	0.1
プレート内地震	809,593	837,271	0.7

(16) 孤立集落

地震名	農業集落	漁業集落	農業・漁業集落
中央構造線断層帯による地震	21	0	2
日出生断層帯による地震	29	0	0
万年山-崩平山断層帯による地震	27	0	0
南海トラフの巨大地震	23	11	
周防灘断層群主部による地震	0	1	
プレート内地震			

(17) 経済被害

地震名	直接被害額 (兆円)	間接被害額 (兆円)
中央構造線断層帯による地震	3	0.8
日出生断層帯による地震	0.8	0.2
万年山-崩平山断層帯による地震	0.1	0.1
南海トラフの巨大地震	1.3	0.4
周防灘断層群主部による地震	0.1	0.1
プレート内地震		

地震・津波対策編 第1部 総則  
 第4章 地震・津波想定  
 第2節 被害想定

津久見市の被害想定

夜間人口(人)		21,500		
昼間人口(人)		20,400		
面積(km <sup>2</sup> )		79.48		
最大となる震度(プレート内地震)		6強		
最大津波高(中央防災会議H24.8.29)		9m		
最大津波高(平成24年度大分県津波浸水予測調査)		5.03~5.68m		
建物棟数	木造	13,600		
	非木造	3,000		
原因別建物全半壊棟数	南海トラフ	ゆれ	全壊 3   半壊 18	
		液状化	全壊 67   半壊 99	
		急傾斜地崩壊	全壊 -   半壊 -	
		津波による被害	全壊 2,762   半壊 2,932	
	別府湾の地震	ゆれ	全壊 0   半壊 2	
		液状化	全壊 -   半壊 -	
		急傾斜地崩壊	全壊 -   半壊 -	
		津波による被害	全壊 6   半壊 53	
火災	出火件数		-	
	焼失面積(km <sup>2</sup> )		-	
	焼失棟数	倒壊建物を	含む	-
			含まない	-
人的被害	死者	南海トラフの津波による死者数(人) <small>(南海トラフ、別府湾の地震の最大値、以下同じ)</small>		1,957
		別府湾の地震による津波(人)		7
		急傾斜地崩壊(人)		0
		火災(人)		-
		ブロック塀等(人)		0
	負傷者	南海トラフの津波(人)		1,058
		別府湾の地震による津波(人)		158
		うち重傷者	南海トラフ津波(人)	360
別府湾の地震による津波(人)	54			
避難所生活者数	1日後	南海トラフ	避難所(人)	3,679
			避難所外(人)	1,981
		別府湾地震	避難所(人)	128
			避難所外(人)	69
	一週間後	南海トラフ	避難所(人)	3,676
			避難所外(人)	1,979
		別府湾地震	避難所(人)	128
			避難所外(人)	69
	1か月後	南海トラフ	避難所(人)	3,676
			避難所外(人)	1,979
別府湾地震		避難所(人)	128	
		避難所外(人)	69	
帰宅困難者		県内で帰宅困難(人)	1,184	
		県外から帰宅困難(人)	269	
要救助者数(人)		-		
孤立集落の発生箇所数(箇所)		農業集落5 漁業集落2		
長期的住機能支障 応急仮設住宅(世帯)		386		
仮設トイレ需要量(人数 3,677人)(基)		37		
震災廃棄物(トン)		166.47		

## 2 減災目標と具体的な防災・減災対策

1の人的・物的被害の想定を踏まえ、人命最優先にソフトとハード対策を組み合わせ、第2部「災害予防」で記載する防災・減災対策を推進するほか、想定される人的・物的被害を最小限にするため、具体的な減災目標を定めた「津久見市地震・津波防災アクションプラン」を策定し、進行管理を行う。（平成31年3月策定、計画期間は平成31年度から35年度までの5年間。）

### ○ 津久見市地震・津波対策アクションプラン

#### (1) 減災目標

大分県地震被害想定調査の対象となっている各地震において想定されている死者数の半減を目指し、その中でも、喫緊の課題である南海トラフの巨大地震については、同調査で示された軽減効果（死者数約2万人を約600人に軽減）の達成を目指す。

さらに、これらの目標にとどまらず、死者数を限りなくゼロにすることを目指す。

#### (2) 具体的な防災・減災対策（施策体系）

上記減災目標を達成するために、次のとおり「14の施策項目」に沿って着実に推進する。

地震・津波対策編 第1部 総則  
 第4章 地震・津波想定  
 第2節 被害想定

津久見市地震・津波対策アクションプラン

平成31年3月末現在

アクションプラン項目	目標指標	直近の実績値		県の数値目標		津久見市の数値目標	
			年度		年度		年度
住宅の耐震化	㉔ 住宅の耐震化率	75%	H27	82%	H32		
学校における防災教育の推進	㉔ 地域の実情に応じた避難訓練等の実施率	100%	H29	100%	毎年度		
自主防災組織の結成促進	㉕ 自主防災組織率	96.7%	H29	100%	H35	100%	H35
防災士の養成	㉖ 自主防災組織等(住民30人以上)への防災士	71.5%	H29	100%	H35	89.3%	H35
女性防災士の養成	㉗ 防災士における女性防災士の割合	14.1%	H29	20%	H35	16.7%	H35
自主防災組織の活動促進	㉘ 自主防災組織避難訓練等実施率 (津波浸水想定区域内に居住地域がある自	58.80%	H29	90%	H32	93.1%	H35
		(76.3%)	(H29)	(100%)	(H32)	(100%)	(H32)
地域における消防の充実・強化	㉙ 消防団員の条例定数に対する割合	91.1%	H29	91.7%	毎年度	98.8%	毎年度
市町村の災害対策本部の機能強化へ	㉚ 災害対策本部設置・運営訓練等実施市町	5市町村	H29	18市町村	H33	1	H35
市町村の業務継続計画(BCP)の策定へ	㉛ 業務継続計画(BCP)策定市町村数	10市町村	H29	18市町村	H33	1	H35
備蓄スペースの確保・分散化	㉜ 市町村指定避難所数に占める備蓄箇所数	22%	H29	30%	H35	50%	H35
避難行動要支援者への避難支援	㉝ 平常時から地域へ避難行動要支援者名簿	41%	H29	60%	H35	73.9%	H35
福祉避難所の指定	㉞ 福祉避難所(福祉避難スペースを含む)を指	62.6%	H29	100%	H35	63.6%	H35
円滑な避難所運営の実現	㉟ 避難所運営マニュアル策定市町村数	13市町	H29	18市町村	H31	1	H35
宿泊場所の確保	㊱ 協定締結市町村数	4市町	H29	17市町	H35	0	H35

## 第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

### 1 関係機関の基本的責務

#### (1) 市の責務

市は、基礎的な自治体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関等の協力を得て、市の地域に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づいてこれを実施する責務を有している。

市長は、この責務を遂行するため、消防機関等の組織の整備、市の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び市民の隣保互助の精神に基づく自主防災組織の充実を図り、市の有する全ての機能を十分に発揮するよう努めなければならない。(災害対策基本法第5条)

なお、消防機関は、この計画に定めるもののほか必要な事項については、「津久見市消防計画」を定め、その責務を行う。

#### (2) 指定地方行政機関の責務

指定地方行政機関は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施する。

指定地方行政機関の長は、市の防災活動が円滑に行われるように、市に対し、勧告、指導、助言、その他適切な措置を採らなければならない。

(災害対策基本法第3条)

#### (3) 指定公共機関及び指定地方公共機関の責務

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づいてこれを実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるように、その業務について市に対して協力する責務を有している。(災害対策基本法第6条)

### 2 市民及び事業所等の基本的責務

#### (1) 市民の果たす役割

市民は、「自らの身は、自ら守る。」という防災の観点に立って、災害による被害を軽減し、被害の拡大を防止するため、次の事項の実践に努める。

ア 3日分の食糧、飲料水と携帯トイレ、トイレトペーパー等の生活必需品等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備及び家具・ブロック塀等の転倒防止対策の実施等の予防対策

イ 危険箇所、避難場所の把握・確認、災害時の家族の連絡体制づくり

ウ 防災訓練、防災に関する研修会等への積極的な参加

エ 自主防災組織の結成及びその活動への積極的な参画・協力

オ 災害発生時には、地域において相互に協力し、正確な情報の把握、出火防止、初期消火、救出救助、応急手当、高齢者など要配慮者に対する支援

(2) 事業所等の果たす役割

事業所等は、従業員及び利用者等の安全を確保するとともに、事業活動の維持、地域への貢献など、災害時における事業所等の果たす役割を十分に認識し、次の事項の実践に努める。

- ア 施設及び設備の耐震性の確保
- イ 食糧、飲料水等の備蓄と防災資機材の整備
- ウ 防災責任者の育成と自衛防災体制の確立等、事業活動における防災対策
- エ 防災訓練及び防災に関する研修の実施
- オ 業務を継続するための事業継続計画の作成
- カ 災害発生時には、地域住民、自主防災組織と連携し、情報の収集・伝達、消火・救出活動、応急手当、避難誘導など地域の防災活動への積極的な参画・協力

3 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

津久見市、大分県、警察及び津久見市の区域を管轄し、又は区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等は、おおむね次の事務又は業務を処理する。

(1) 津久見市（市長、消防機関、教育委員会）

津久見市は、第1段階の防災関係機関として、おおむね次の事項を担当し、また災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、県（知事）の委任に基づき必要な救助の実施に当たる。

- ア 津久見市防災会議に関すること。
- イ 災害警戒本部又は災害対策本部を設置し、地域防災の推進を図ること。
- ウ 気象予報又は警報の地域住民への伝達に関すること。
- エ 災害に関する情報の収集及び伝達等に関すること。
- オ 被害状況の調査報告に関すること。
- カ 消防、水防、その他の応急措置に関すること。
- キ 居住者、滞在者その他の者に対する避難の勧告又は指示に関すること。
- ク 被災者の救難、救助その他の保護に関すること。
- ケ 清掃、防疫その他の保健衛生に関すること。
- コ 所管施設及び設備の応急復旧に関すること。
- サ その他防災に関し津久見市の所掌すべきこと。

(2) 大分県（知事、警察本部、教育委員会、企業局、病院局）

県は、市及び指定地方公共機関が処理する防災事務又は業務を助け、これらを総合調整するとともに、おおむね次の事項を担当し、また災害救助法に基づく応急救助を実施し、かつ、市に対し、必要な防災上の指示、勧告を行う。

- ア 県防災会議に関すること。
- イ 災害対策本部を設置し、県の地域にかかる防災の推進を図ること。

- ウ 被害状況の収集調査に関すること。
- エ 水防その他の応急措置に関すること。
- オ 犯罪の予防、交通規制、その他災害地における社会秩序の維持に関すること。
- カ 県営ダム等の防災管理に関すること。
- キ 緊急輸送車両の確認に関すること。
- ク 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。
- ケ 所管施設及び設備の応急復旧に関すること。
- コ 他の地方公共団体等に対する応援要請に関すること。
- サ その他防災に関し、県の所掌すべきこと。

#### 4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その組織及び機能の全てを挙げて、防災に関し、おおむね次の事項を担当するとともに、県及び市の処理すべき防災事務に関し積極的な協力を行う。

- (1) 九州管区警察局
  - ア 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること。
  - イ 広域的な交通規制の指導調整に関すること。
  - ウ 災害時における他管区警察局との連携に関すること。
  - エ 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること。
  - オ 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること。
  - カ 災害時における警察通信の運用に関すること。
  - キ 津波警報等の伝達に関すること。
- (2) 九州財務局（大分財務事務所）
  - ア 公共事業等被災施設査定会の立会に関すること。
  - イ 地方公共団体に対する災害融資に関すること。
  - ウ 災害における金融機関に対する緊急措置の指示に関すること。
  - エ その他防災に関し財務局の所掌すべきこと。
- (3) 九州厚生局
  - ア 被害状況の情報収集、通報に関すること。
  - イ 災害時における関係職員の現地派遣に関すること。
  - ウ 災害時における関係機関との連絡調整に関すること。
  - エ その他防災に関し、厚生局の所掌すべきこと。
- (4) 九州農政局（大分県拠点）
  - ア 農地、農業用施設及び農地の保全に係る施設等の応急復旧に関すること。
  - イ 災害時における応急用食料の調達・供給に関すること。
  - ウ 主要食料の安定供給対策に関すること。
  - エ その他防災に関し農政局の所掌すべきこと。
- (5) 九州森林管理局（大分森林管理署、大分西部森林管理署）

- ア 国有林野の治山事業の実施に関する事。
  - イ 国有保安林、保安施設等の保全に関する事。
  - ウ 災害応急対策用木材（国有林）の需給に関する事。
  - エ その他防災に関し、森林管理局の所掌すべき事。
- (6) 九州経済産業局
- ア 災害時における物資供給の確保及び物価の安定に関する事。
  - イ 被災した中小企業等に対する融資あっせんに関する事。
  - ウ その他防災に関し、経済産業局の所掌すべき事。
- (7) 九州産業保安監督部
- ア 鉱山における災害の防止に関する事。
  - イ 鉱山における災害時の応急対策に関する事。
  - ウ 危険物等の保全に関する事。
  - エ その他防災に関し産業保安監督部の所掌すべき事。
- (8) 福岡管区気象台（大分地方気象台）
- ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事。
  - イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報等の適時・的確な防災関係機関への伝達及びこれらの機関や報道機関を通じて住民への周知に関する事。
  - ウ 気象庁が発表する緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関する事。
  - エ 市町村が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成についての技術的な支援・協力に関する事。
  - オ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や市町村に対しての気象状況の推移やその予想の解説等に関する事。
  - カ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関する事。（活動に当たっては大分県や各市町村、その他の防災関係機関との連携に配慮する。）
  - キ 気象業務に必要な観測体制の充実及び、予報、通信等の施設及び設備の整備に関する事。
- (9) 第七管区海上保安本部（大分海上保安部、津久見分室、佐伯海上保安署）
- ア 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関する事。
  - イ 災害に関する情報収集及び関係機関等との連絡調整に関する事。
  - ウ 地震・津波警報等の伝達に関する事。
  - エ 海難救助及び緊急輸送等に関する事。
  - オ 流出油・有害液体物質の防除指導に関する事。
  - カ 海上交通安全（危険物の保安措置を含む）に関する事。
  - キ 犯罪の予防・治安の維持等に関する事。
  - ク その他防災に関し、海上保安部の所掌すべき事。



- (10) 大阪航空局（大分空港事務所）
- ア 航空法及び空港法に基づく空港の整備又は施設の拡充、強化に関する事。
  - イ 航空保安施設の整備点検及び施設の耐震補強に関する事。
  - ウ 航空機捜索救難業務の強化並びに、関係行政機関との協調に関する事。
  - エ 航空機の安全運航の向上に関する事。
  - オ 航空機災害に対する消火救難業務の拡充強化及び訓練の実施に関する事。
  - カ その他防災に関し、空港事務所の所掌すべき事。
- (11) 九州運輸局（大分運輸支局）
- ア 陸上及び海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、運送事業者に対し協力要請を行う事。
  - イ 被災者、救済用物資等の輸送調整に関する事。
  - ウ 自動車運送事業者に対する輸送命令に関する事。
  - エ 船舶運航事業者に対する航海命令に関する事。
  - オ 港湾運送事業者に対する公益命令に関する事。
  - カ その他防災に関し運輸支局の所掌すべき事。
- (12) 九州地方整備局（佐伯河川国道事務所）
- ア 直轄河川の整備、管理及び水防に関する事。
  - イ 直轄国道の整備、管理及び防災に関する事。
  - ウ 直轄高速自動車国道の管理及び防災に関する事。
  - エ 直轄港湾、航路、海岸、砂防の整備及び防災に関する事。
  - オ 高潮、津波災害等の予防に関する事。
  - カ 大規模な災害が発生し、または発生する恐れがある場合の協定に基づく応援に関する事
  - キ その他防災に関し、九州地方整備局の所掌すべき事。
- (13) 九州総合通信局
- ア 非常通信体制の整備に関する事。
  - イ 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関する事。
  - ウ 災害時における通信機器、移動電源車、可搬型発電機及び臨時災害放送局用機器の貸し出しに関する事。
  - エ 災害時における電気通信の確保に関する事。
  - オ 非常通信の統制、管理に関する事。
  - カ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関する事。
- (14) 大分労働局
- ア 工場、事業場における労働災害の防止に関する事。
  - イ その他防災に関し、労働局の所掌すべき事。
- (15) 国土地理院九州地方測量部
- ア 地殻変動の監視に関する事。

- イ 災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること。
- ウ 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること。
- (16) 九州地方環境事務所
  - ア 所管業務に係る情報収集・提供及び連絡調整に関すること。
  - イ 環境監視体制の支援に関すること。
  - ウ 災害廃棄物等の処理対策に関すること。
- (17) 九州防衛局
  - ア 災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整
  - イ 災害時における米軍部隊との連絡調整の支援

## 5 自衛隊

- ア 災害時における人命救助、消防、水防に関すること及び被災地域への医療、防疫、給水、災害通信に関すること。
- イ 災害復旧における道路の応急復旧に関すること。
- ウ その他防災に関し、自衛隊の所掌すべきこと。

## 6 指定公共機関

指定公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み防災に関し、おおむね次の事項について県及び市が処理すべき防災事務に関し、積極的に協力する。

- (1) 九州旅客鉄道株式会社（大分支社）
  - ア 鉄道施設等の防災、保全に関すること。
  - イ 災害時における鉄道車両等による人員の緊急輸送の協力に関すること。
- (2) 日本貨物鉄道株式会社（九州支社大分営業支店）
  - ア 鉄道施設等の防災及び保全に関すること。
  - イ 災害時における鉄道車両等による救援物資の緊急輸送の協力に関すること。
- (3) 西日本電信電話株式会社（大分支店）

電気通信設備の防災、保全と重要通信の確保に関すること。
- (4) KDD I 株式会社（九州総支社）

携帯通信施設の保全及び重要通信の確保に関すること。
- (5) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州（大分支店）

携帯通信施設の保全と重要通信の確保に関すること。
- (6) 日本銀行（大分支店）
  - ア 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節に関すること。
  - イ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること。
  - ウ 金通機関の業務運営の確保に係る措置に関すること。
  - エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること。
  - オ 各種措置に関する広報に関すること。

- (7) 日本赤十字社（大分県支部）
  - ア 医療救護に関すること。
  - イ 救援物資の備蓄と配分に関すること。
  - ウ 災害時の血液製剤の供給に関すること。
  - エ 義援金の受付と配分に関すること。
  - オ その他災害救護に必要な業務に関すること。
- (8) 日本放送協会（大分放送局）
  - ア 気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報に関すること。
  - イ 社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に関すること。
- (9) 日本通運株式会社（大分支店）

災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。
- (10) 九州電力株式会社（大分支社）
  - ア 電力施設の整備と防災管理に関すること。
  - イ 災害時における電力供給確保に関すること。
  - ウ 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
- (11) 西日本高速道路株式会社（九州支社）

管理する道路等の整備・改修に関すること。
- (12) 日本郵便株式会社（大分中央郵便局）
  - ア 災害時における郵政事業運営の確保に関すること。
  - イ 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。
    - (ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。
    - (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。
    - (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること。
    - (エ) 被災者の救援を目的とする寄附金の送付のための郵便振替の料金免除に関すること。
    - (オ) ゆうちょ銀行委託業務及びかんぽ生命委託業務の非常取扱いに関すること。
  - ウ その他防災に関し、日本郵便株式会社の所掌すべきこと。
- (13) ソフトバンク株式会社  
携帯通信施設の保全と重要通信の確保に関すること。
- (14) 楽天モバイル株式会社（九州営業部）  
携帯通信施設の保全と重要通信の確保に関すること。

## 7 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ防災に関し、おおむね次の事項について県及び市が処理すべき防災事務に関し積極的に協力するものとする。

- (1) 株式会社大分放送、株式会社テレビ大分、大分朝日放送株式会社、株式会社エフエム大分、大分県デジタルネットワークセンター株式会社

気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報の協力に関すること。

- (2) 公益社団法人大分県トラック協会
  - ア 災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
  - イ 災害時における輸送・物流に関する専門知識を有する者の派遣協力に関すること。
- (3) 一般社団法人大分県バス協会、大分交通株式会社、大分バス株式会社、日田バス株式会社、亀の井バス株式会社
  - ア 災害時における自動車による被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関すること。
  - イ 災害時における輸送線路及び施設の確保に関すること。
- (4) 一般社団法人大分県医師会  
災害時における助産、医療救護に関すること。
- (5) 大分瓦斯株式会社
  - ア ガス施設の整備と防災管理に関すること。
  - イ 災害時におけるガス供給確保に関すること。
  - ウ 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
- (6) 一般社団法人大分県LPガス協会
  - ア ガス施設の整備と防災管理に関すること。
  - イ 災害時におけるガス供給確保に関すること。
  - ウ 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
- (7) 一般社団法人大分県歯科医師会  
災害時における医療救護及び被災者の特定等に関すること。
- (8) 有限会社大分合同新聞社、株式会社朝日新聞社大分支局、一般社団法人共同通信社大分支局、株式会社時事通信社大分支局、株式会社西日本新聞社大分総局、株式会社日刊工業新聞社大分支局、株式会社日本経済新聞社大分支局、株式会社毎日新聞社大分支局、株式会社読売新聞社大分支局  
気象予警報、災害情報の新聞による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報の協力に関すること。
- (9) 公益社団法人大分県看護協会
  - ア 災害時における災害看護に関すること。
  - イ 災害後の要援護者の支援に関すること。
- (10) 一般社団法人大分県地域婦人団体連合会  
災害時における女性の福祉の増進に関すること。
- (11) 公益社団法人大分県薬剤師会  
災害時における医療救護及び医薬品の供給への支援に関すること。

- (12) 一般社団法人大分県建設業協会
  - ア 災害時における道路啓開に関すること。
  - イ 公共土木施設等の災害応急対策に関すること。
- (13) 太平洋セメント株式会社大分工場
  - 災害時における災害廃棄物の処理に関すること。
- (14) 社会福祉法人大分県社会福祉協議会
  - ア 災害ボランティアに関すること。
  - イ 避難行動要支援者への支援に関すること。
  - ウ 生活福祉資金の貸付に関すること。

## 8 公共団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的な団体及び防災上重要な施設の管理者は、当該業務の実施を通じて防災に寄与するとともに、県及び市町村が処理する

## 第2部 災害予防

### 第1章 災害予防の基本方針等

#### 第1節 災害予防の基本的な考え方

津久見市において地震・津波災害から市民の生命及び財産の安全を確保するための災害予防対策は大別して「災害に強いまちづくりのための対策」、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の3つに区分できる。このうち「災害に強いまちづくりのための対策」は、災害防止のための施設整備等のハード施策であり、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」は、災害の発生に備え、被害を最小限とするために事前に措置すべきソフト施策である。施策の推進に当たっては、産学官が連携し、先端技術の導入等により、災害予防の高度化に取り組んでいく。

なお、この部に記す耐震対策は、施設の重要度に応じて実施するものであり、最新の耐震基準に沿ったものとする。

##### 1 災害に強いまちづくりのための対策

ハード整備による予防を完璧に実施することは、物理的にも予算的にも困難である。そのため、本項で言う「災害に強いまちづくり」とは、災害の発生による被害を抑制し、災害が発生した場合であっても被害を最小限に止めるための対策である。

主な内容は、次のとおりである。

- (1) 災害発生・拡大要因の低減（耐震補強、護岸整備等の防災事業による）
- (2) 防災まちづくり（防災施設の予防管理及び都市・地域の防災環境の整備）
- (3) 施設・設備の耐震安全化（建築物及び公共施設等の耐震安全性の確保）
- (4) 特殊災害の予防対策（危険物等）
- (5) 地震防災緊急事業5箇年計画の推進
- (6) 防災調査研究（地震災害危険箇所等の調査等）
- (7) 社会資本の老朽化対策（長寿命化計画の作成・実施等）

##### 2 災害に強い人づくりのための対策

防災訓練、防災知識の普及・啓発活動、消防団・防災士、自主防災組織の育成・強化事業を通じて、防災関係機関職員や市民の防災行動力を向上させ、災害に際して適切な行動がとれるようにするための対策であり、主な内容は、次のとおりである。

- (1) 自主防災組織・防災訓練
- (2) 防災教育・消防団・防災士・ボランティアの育成・強化

- (3) 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の安全確保（旅行者・外国人対策を含む。）
- (4) 帰宅困難者の安全確保
- (5) 地域ごとの避難計画の策定
- (6) 市民運動の展開

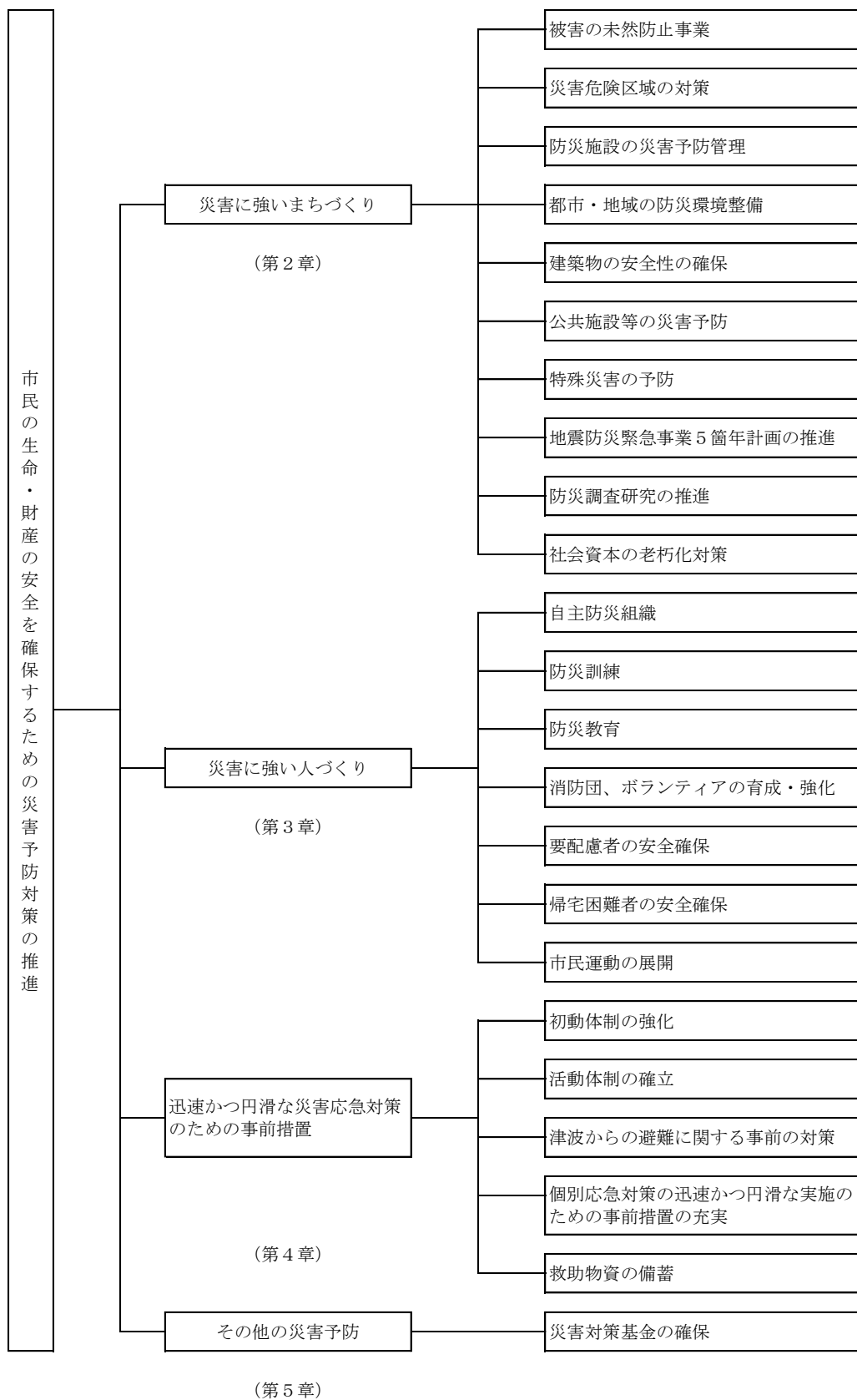
### 3 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

迅速かつ円滑に災害応急対策を実施するために必要な活動体制・活動条件の整備や物資等の整備に関する事前対策であり、主な内容は、次のとおりである。

- (1) 初動体制の強化（職員配備・災害対策本部設置方策、情報収集・伝達体制の整備）
- (2) 活動体制の確立（職員の防災能力向上、物資等の調達体制の充実、応援体制、交通・輸送体制、広報体制、防災拠点の整備等）
- (3) 津波からの避難に関する事前の対策（緊急避難場所、避難路等の指定・整備、居住者等の避難対策、避難所の維持・運営、津波避難のための意識啓発）
- (4) 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実（生命・財産への被害を最小限とするための事前措置、被災者の保護・救援のための事前措置）
- (5) 救助物資の備蓄（救助物資の品目・量・備蓄場所）

## 第2節 災害予防の体系

第2章から第5章に示す災害予防の体系は、次のとおりである。





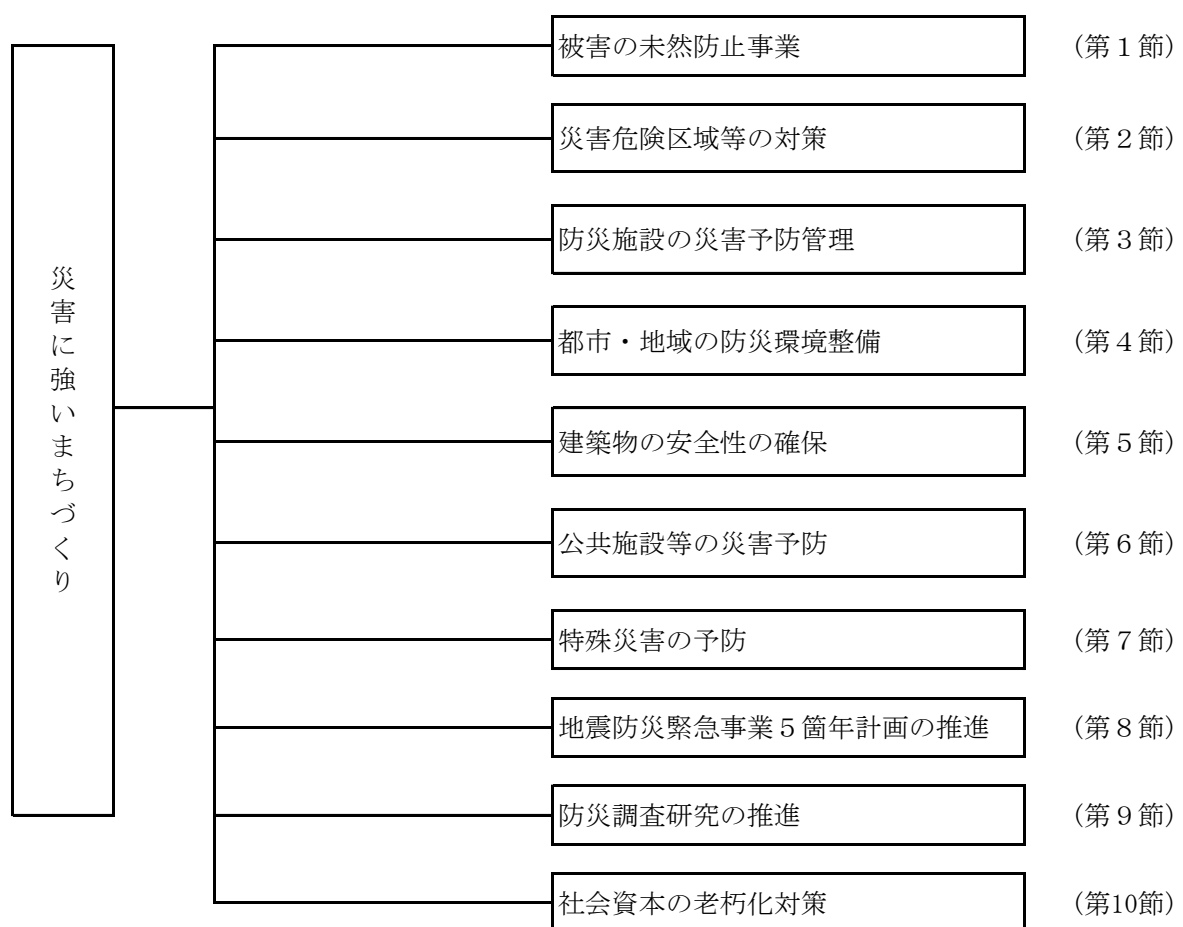
## 第2章 災害に強いまちづくり

### 【災害に強いまちづくりの基本的な考え方】

「災害に強いまちづくり」とは、災害を防止し、又は災害が発生した場合における被害の最小化を目指すものである。

津波災害対策として、最大クラスの津波に対しては、市民等の生命を守ることを最優先とする。市民等の避難を軸に、そのための市民の防災意識の向上及び海岸保全施設の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、緊急避難場所・津波避難ビルや避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進していく。また、比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

災害に強いまちづくりを、次に体系図として示す



## 第1節 被害の未然防止事業

災害から市民の生命、身体、財産を保護するための防災施設の新設及び改良等の事業は、この節の定めるところによって実施する。

被害を未然に防止するための防災事業は、おおむね以下のように区分される。

- ア 港湾事業、河川事業、道路事業、農業農村整備事業等の重要構造物の新設の際の地盤改良など液状化の対策
- イ 土砂災害防止としての治山事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の実施
- ウ 海岸、港湾、漁港等の整備
- エ 老朽木造住宅密集市街地等、防災上危険な市街地解消としての防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備
- オ 情報通信網確保としての電線共同溝の整備
- カ 市長が指定する緊急避難場所（避難地）・避難路の整備

### 1 地盤災害防止事業（津久見市、大分県）

#### (1) 地盤災害防止事業の基本方針

地震による液状化等の被害は、地盤特性、地形及び地質に大きく左右され、低地部等の砂質地盤において液状化が懸念される。

液状化対策としては、土木施設については地盤の改良による方法、構造物については基礎・支持杭・擁壁による対策工法、地下埋設物については、既存施設の技術的改良、新設管の耐震化、管網のネットワーク化などによる対策方法がある。

液状化による被害を最小限にとどめるためには、上記構造物の新設時に、法令や各構造物の技術基準等を遵守する。

#### (2) 地盤災害防止事業の実施

地盤災害を念頭にした市内の都市開発、市街地開発、産業用地の整備並びに地域開発に伴う地盤改良による液状化対策や宅地造成の規制誘導等による今後の地盤災害防止事業は以下のとおりである。

- イ 市の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の予想されるところについては、新設の際に所要の対策を実施し、構造物の補強対策を実施する。
- ロ 今後の産業用地等の新規開発については、地盤改良等の徹底を行う。
- ハ 将来発生のおそれがある大規模地震時の液状化被害やそれらへの技術的対応方法については、研究途上の分野でもあるため、その成果について積極的に市民や関係方面への周知・広報に努める。

## 2 土砂災害防止事業（津久見市、大分県）

### （1） 土砂災害防止事業の基本方針

津久見市は、地形・地質条件等から、がけ崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害を受けやすい特質があり、地震発生を契機とする斜面崩壊等の直接的な災害、流出土砂による貯水池の埋没、氾濫等の間接的な災害、あるいは余震に伴う二次災害が懸念される。

このため、崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区、土砂災害警戒区域等ともその総数は全国に比べて多く、従来から、県計画により土砂災害警戒区域等や砂防指定地等を中心に施設整備されているが、引き続き県事業計画への働きかけと事業実施段階における地元協議に積極的に協力し、地震に伴う災害防止に努める。

また、土砂災害危険箇所について、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域等の指定によるソフト対策を実施する。

さらに、宅地造成については、宅地造成等規制法や都市計画法等による一定規模以上の宅地造成の許可制度のもとで規制誘導策がとられているが、引き続きこれら法令や制度の周知に努める。

### （2） 土砂災害防止事業の実施

イ 重要交通網などの重要インフラ、避難所、要配慮者利用施設、防災拠点に対する土砂災害対策や流木対策を重点的に実施する。

ロ 土砂災害警戒区域等については、危険性の程度に応じて砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を計画的に実施することにより、災害に備える。

ハ 治山事業にかかる崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区等については、従来からの事業を継続し、危険性の高いところから事業を計画的に実施し、特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進することにより、災害に備える。

ニ 市は危険箇所の公表・周知等を推進する。点検・補強事業等及び土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備を行う

ホ 土砂災害防止法に基づく特定開発行為（住宅宅地分譲、要配慮者関連施設建築のための開発行為）、その他、新規宅地開発に伴う宅地造成開発許可の際の指導・監督等を通じて安全措置を実施する。

ヘ 土砂災害発生監視システムにより、土砂災害発生の誘因となる雨量を観測・公表するとともに、気象台と連携して土砂災害警戒情報の発表を行うことで、市の行う警戒避難体制の整備を支援する。

## 3 河川災害防止事業（津久見市、大分県）

### （1） 河川災害防止事業の基本方針

従来、県内の河川法（昭和39法律第167号）適用河川及び準用河川は、一定規模

の風水害に耐えうるよう整備されているが、通常の水位に比べて堤内地盤が低いところでは、地震時の液状化発生による堤防の被害が生じた際、大きな浸水被害をもたらすおそれが懸念される。そのため、必要に応じて河川堤防及び河川構造物の耐震対策事業を推進する。

(2) 河川災害防止事業の実施

イ 堤防の耐震対策は、地盤沈下が顕著な地域など必要区間に対して後背地の資産状況等を勘案して、事業を推進する。

ロ 河川水等を緊急時の消火、生活用水として確保するため、階段護岸、取水用ピット等の整備を促進する。

ハ 津波防災施設の計画的な整備及び点検の実施

津波による被害を防止・軽減するため、比較的発生頻度の高い一定程度の津波高に対して、堤防、水門等の津波防災施設の計画的な整備を実施する。

ニ 水門等の自動化・遠隔操作化の推進

地震・津波発生時に多数の水門等の閉鎖を迅速かつ確実にを行うため、水門等の自動化・遠隔操作化を推進する。

#### 4 海岸保全事業（津久見市、大分県、国）

(1) 海岸保全事業の基本方針

大分県の海岸の長さや形状の特質から、特に、佐賀関半島以南の海岸部は典型的なリアス式海岸となっており、地震時の津波の影響を受けやすい特質がある。これまで、主に、台風高潮等を念頭にした海岸保全事業により、海岸堤防等の築堤を漸次進捗してきた。今後大規模な地震災害が発生した場合に備えて、背後に人口・資産が集中した地域など必要な箇所において耐震対策、液状化対策、老朽化対策や安全情報伝達施設の整備等の防災機能に優れた海岸保全施設の整備を促進する。

今後の津波対策については、発生頻度はきわめて低いが発生すれば甚大な被害をもたらす大規模な津波と、大規模な津波に比べ発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波の二つのレベルの津波を想定し、前者については市民の生命を守ることを最優先とし、市民の避難を軸に土地利用、避難施設、防災施設等を組み合わせた総合的な津波対策を進める。後者については人命保護に加えて市民財産の保護、地域の経済活動の安定、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めていく。

なお、海岸保全施設等については設計対象の津波高を超えた場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物の技術開発を進め、整備していく。

(2) 海岸保全事業の実施

従来 of 台風、高潮等を念頭にした海岸保全事業に加え、大規模な地震災害に備え、老朽化した海岸保全施設の耐震診断・老朽度点検を行い、特に重要な施設から耐震補強、老朽化対策等を計画的に実施する。

また、比較的発生頻度の高い一定程度の津波高に対して、各施設の管理者は以下に示す事業を推進する。

(3) 津波防災施設の計画的な整備及び点検の実施

津波による被害を防止・軽減するため、比較的発生頻度の高い一定程度の津波高に対して、防潮堤、堤防、水門等の津波防災施設の計画的な整備を実施する。

また、既存の津波防災施設については耐震点検を実施し、重点箇所を絞って計画的な補強・整備を実施する。

(4) 水門等の自動化・遠隔操作化の推進

地震・津波発生時に多数の水門や陸閘の閉鎖を迅速かつ確実にを行うため、水門等の自動化・遠隔操作化を推進する。

また、水門等の開閉体制、開閉手順、平常時の管理方法等の確立及び定期的な開閉点検、開閉訓練等の実施に努める。この場合において、強い地震（震度4程度以上）を感じた時、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時、または、地震を感じなくとも津波警報が発表された時は、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とし、その後、津波に関する情報を把握し、津波到達時間までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施することを踏まえ、水門等の閉鎖に係る作業員の安全確保に配慮する。

内水排除施設等については、災害発生に備えて、施設の管理上必要な操作の熟知、非常用発電装置の準備、定期的な点検等の措置を講ずる。

## 5 港湾・漁港整備事業（津久見市、大分県、国）

(1) 港湾・漁港整備事業の基本方針

港湾・漁港は、地震・津波災害時の住民の避難や救援物資・資機材・人員等の海上輸送拠点になることから、海上輸送網の確保のため、現在フェリー及び連絡船が就航している別府港、大分港、臼杵港、津久見港、佐伯港を拠点港とし、耐震対策が未整備な大分港、臼杵港、佐伯港に耐震岸壁を整備する。

さらに、離島の保戸島漁港においても耐震岸壁の整備が実施される。

津波災害の恐れのある区域については、後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画すること等を通じて、総合的な施設整備に努める。

(2) 港湾・漁港整備事業の実施

港湾・漁港は、地震災害時の救援物資・資機材や人員等の海上輸送拠点となることから、拠点港及びこれを補完する港湾並びに漁港において重点的に施設の耐震補強、耐震強化岸壁の整備等の事業を推進する。

## 6 道路整備事業（津久見市、大分県）

### （1）道路整備事業の基本方針

道路は、市民の生活と産業活動の基礎施設として重要な社会資本であるとともに、地震・津波災害時において人員、物資の緊急輸送その他災害応急対策上の重要な役割を發揮する。特に、風水害に比較して地震・津波災害は、災害の発生に際して道路の被害が即時表面化し、被災者の避難行動や各機関の災害応急対策の障害となって現れることが想定されることにかんがみ、災害に強い道路網の整備を計画的に推進する必要がある。

そのため、比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等を活用するなどの道路防災対策を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。

### （2）道路整備事業の実施

地震災害を念頭にした今後の道路整備事業は、以下の事業を実施する。

ア 大地震による広域幹線道路の寸断が経済活動、市民生活に及ぼす影響を最小限にとどめ、必要な代替ルートが可能となるよう高規格幹線道路、地域高規格道路等を整備する。

イ 地域間相互の連携、交流を図り、災害に強いまちづくりの実現に資するため、交通拠点へのアクセス道路や広域交通ネットワークの整備を実施する。また、多重性、代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

ウ 道路利用者に対する情報提供のため、道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置の整備を図る。

道路網が脆弱な地域で災害が発生した場合、集落の孤立を招き、住民生活に深刻な影響が及ぶおそれがあるため、特定の集落に至る唯一の道路（「生命線道路」）においては、幅員が狭小、極端な急勾配・急カーブなど、交通に支障がある区間の改良や落石対策などの防災対策を実施する。

エ 緊急避難場所（避難地）、避難路となる道路、都市公園等においては、段差を解消し、バリアフリー化を推進するなど、高齢者、障がい者等の要配慮者にも配慮するものとする。

## 7 農地防災事業の促進（津久見市、大分県）

### （1）農地防災事業の基本方針

地震時には、液状化をはじめとする地盤災害、ため池等の決壊による農地や家屋、公共施設等の被害が発生する。これに対して、地震対策としては、防災ダム事業（地震対策ため池防災工事）を中心とする事業、用排水施設等の整備等その他地震に対する農地防災事業について長期計画を策定し、計画的に実施し、地震時の被害の拡大防止に努める。

(2) 農地防災事業の実施

地震に伴う土砂崩壊、湛水等に対して農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、用排水路、排水機場等の施設の整備を引き続き推進する。

特に下流に住宅や公共施設等が存在し、決壊した場合に人的被害を与えるおそれのあるため池を防災重点ため池と位置づけ、対策が必要なものについては計画的な整備を推進する。

また、緊急時の迅速な避難行動につなげるため、防災重点ため池におけるハザードマップの作成や緊急連絡体制の整備等ソフト対策をハード対策と併せて促進する。

(3) 地域防災施設整備事業の実施

地震等災害発生時に消防水利又は生活水利を容易にするための施設としての防火水槽、吸水枘、給水栓及びアクセス施設等の整備を行い、地域の防災対策を支援する。

## 第2節 災害危険区域の対策

地震に関する災害危険区域及び災害予想危険箇所等並びに津波による人的被害を防止するための津波災害（特別）警戒区域（以下「災害危険区域等」という。）における対策は、本節で定めるところにより、防災関係機関と連携して実施する。

### 1 災害危険区域等の対策（津久見市、大分県）

市及び県は、災害危険区域における対策を効果的・系統的に推進するため、法令等に基づく災害危険区域や、その他の災害予想危険箇所を念頭に、防災工事等の計画的推進、がけ地近接危険住宅マップ等の作成、関係住民への広報・啓発及び警戒避難体制の整備等の事業を推進する。

#### （1） 災害危険区域

ア 急傾斜地崩壊危険区域、地すべり危険区域等の災害危険区域と同様であり、地震時においても、地震直後の崩壊や二次災害等の危険が予想される区域

イ 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づく津波災害（特別警戒区域）

#### （2） 地震災害に伴う危険箇所

今後の防災調査研究によって把握される地盤振動、液状化、斜面崩壊その他の災害予想危険箇所



### 第3節 防災施設の災害予防管理

地震による被害の拡大を防止するための施設を整備するとともに、これら施設を維持・管理するための災害予防管理事業は、本節の定めるところにより、防災関係機関と連携して実施する。地震災害時の対策は、地震動に伴う施設・構造物等への直接的な損傷等が急激に発生する点において風水害とは異なるため、個々の防災施設の様相に応じた災害予防計画を定める。

#### 1 地震時水害防止施設の予防管理（津久見市、大分県）

##### (1) 地震時水害防止施設の予防管理の基本方針

地震災害時の河川堤防及び海岸堤防の決壊・漏水に備えた施設の維持管理においては、必要に応じて耐震化を図りつつ風水害時に備えた施設のものと同様とする。

##### (2) 地震時水害防止施設の予防管理の実施

県防災行政無線網等を利用した情報連絡手段として、水防管理団体（県・市）相互の情報収集・伝達ネットワークの整備を推進するとともに、各施設の維持管理に努める。

#### 2 土砂災害防止施設の予防管理（津久見市、大分県）

##### (1) 土砂災害防止施設の予防管理の基本方針

地震災害時の斜面崩壊や降雨による土砂災害等の二次災害を予防するための諸施策は、危険区域の防災工事や砂防設備・土木構造物等の整備等により災害要因を除去する。

##### (2) 土砂災害防止施設の予防管理の実施

土砂災害警戒区域等の事前把握を行い、地震時の斜面崩壊や地すべ等の前兆が現れたら、直ちに県の関係機関等に連絡できる体制を確立するとともに、必要に応じて警戒・避難体制の確立が図られるよう事前に検討しておく。

## 第4節 都市・地域の防災環境整備

都市・地域の防災環境の整備に関する事業は、本節に定めるところによって実施する。市は、地震・津波に強いまちづくりを推進するため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画などにより、地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図る。また、都市・地域の基盤施設の整備を推進し、被害の拡大を防ぎ、軽減させるため、これまで関係各課や関係機関において個別に実施されている各種都市・地域の防災環境を整備するための事業を総合調整して実施する。

### 1 防災的土地利用の推進（津久見市、大分県）

#### （1） 防災的土地利用に関する事業の基本方針

地震災害の発生を前提にした土地利用の推進に関する事業の一部として、土地区画整理事業や市街地再開発事業等が実施されている。地震災害に備えた適正な土地利用の推進により、安全な都市環境の整備を促進するための事業の基本方針は、以下のとおりである。

##### ア 土地区画整理・市街地の再開発

既成市街地及び周辺地域においては、土地区画整理事業や市街地再開発事業を実施するなど、老朽木造住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るほか、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設との相互の連携により、地域の防災活動拠点として機能する道路、公園等の都市基盤施設を整備する。

##### イ 新規開発に伴う指導・誘導

新規開発等の事業に際しては、防災の観点から総合的見地に立った調整・指導を行い、都市の安全性の向上を図る。

#### （2） 防災的土地利用に関する事業の実施

##### ア 土地区画整理事業・市街地の再開発

事業実施中の土地区画整理事業については、その完成を急ぐとともに、新規に予定している事業については、県より、その計画策定における技術面等の指導を受け、事業意欲の育成を図る。

##### イ 新規開発に伴う指導・誘導

危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、防災に配慮した土地利用への誘導等を計画的に行う。

### 2 都市の防災構造化（津久見市、大分県）

#### （1） 都市の防災構造化に関する基本方針

都市防災構造化対策を緊急かつ総合的に実施すべき場合、道路・公園、河川・港湾、砂防等の都市基盤施設や防災拠点、指定緊急避難場所（避難地）、指定避難所、避難

路、避難誘導標識等の整備に係る事業の計画を策定し、都市の防災化対策を推進する。

## (2) 都市の防災構造化に関する事業の実施

地震に強い都市構造の形成を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。

### ア 都市基盤施設等の整備

避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を実施するほか、都市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

### イ 緑地の整備・保全

土砂災害の危険性が高い山間部などの溪流、斜面等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携、市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を実施する。市は、津波災害に対する多重防御の1つとしての機能を有する公園緑地等を整備する。

### ウ 指定緊急避難場所（避難地）・指定避難所、避難路の確保、誘導標識等の設置

都市基幹公園等の広域緊急避難場所（避難地）、住区基幹公園の一次緊急避難場所（避難地）を計画的に配置・整備し、必要に応じ下水処理場等のオープンスペースを利用した指定緊急避難場所（避難地）・指定避難所及び避難路を確保するとともに、市は避難誘導標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化する。

県は、津波災害に対する復旧・復興支援機能を有する公園等の整備に際して、その機能や役割が果たされるよう指導を行う。

### エ 電線共同溝等の整備

地震の発生により道路敷を占有している電柱類が破損し、都市・地域生活の根幹をなす電線類（電力線・電話線他）の機能支障が生じるとともに、道路交通の障害となることが懸念されるため、被害の生じにくい地中化の推進が重要である。

このため、電線管理者と協議のうえ、災害時における安全性向上に資する収容施設としての電線共同溝を整備し、道路の無電柱化を進める。

### オ 防災拠点の確保・整備

災害時における避難場所、災害応急対策活動、情報収集・通信の場として、消防庁舎、津久見市立青江小学校及び県南かんきつ広域選果場を市の広域防災拠点と位置づけ、第二災害対策本部場所として確保する。

また、都市公園等については、防災拠点としての機能をより一層効果的に発揮するよう体系的に整備するとともに、災害時の防災活動及び物資の集積・備蓄等としての機能や平常時の研修や訓練の場としての機能を持つ防災ステーションの整備を図る。

## 3 地震火災の予防（津久見市、大分県）

### (1) 地震火災予防事業の基本方針

地震により発生する火災の防止を前提にした事業として、今後予想される大規模地震の発生に際して、特に、地震火災の防止を図り、都市の不燃化を推進するための事業の基本方針は、以下のとおりである。

ア 建築物や公共施設の不燃化の推進

地震火災防止のためには、建築物や公共施設の不燃化が不可欠なため、防火、準防火地域指定等により、これらの不燃化を推進することができる。土地利用の変化や建物の更新状況を見ながら、規制誘導を検討していく。

イ 消火活動困難地域の解消

市街地の不燃化事業、都市構造改善事業、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の推進により、老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域を解消する。

ウ 延焼遮断帯等の整備

広幅員の道路・公園等の延焼遮断帯を整備して都市の不燃化、市街地の緑地化を図り、空地等を確保することにより火災の延焼防止を図り、安全な防災都市の創出を図る。

エ その他の地震火災防止のための事業

耐震性貯水槽等を計画的に整備するとともに、都市公園や防災拠点施設の整備を進め、消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

(2) 地震火災予防事業の実施

地震により発生する火災の防止を図り、都市の不燃化を推進するための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。

ア 耐震性貯水槽等の整備

消防力の基準等に照らし、消防力施設等の充足状況を勘案し、予想される地震火災に対応できるよう、各種事業により、市街地における消防水利・耐震性貯水槽等の整備を推進する。

## 第5節 建築物の安全性の確保

建築物の災害予防施策に関する事業は、本節に定めるところによって実施する。特に、既存建築物の耐震性向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）及び同法に基づく大分県耐震改修促進計画（令和4年3月改訂）の的確な施行により、公共施設及び一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進に努めるとともに、がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条の規定による災害危険区域を指定し、住宅等の建築制限を行う。

### 1 公共施設の安全性確保（津久見市、大分県）

#### （1） 公共施設に関する事業の基本方針

市・県・消防・警察等の施設を始め、災害拠点病院等医療機関、学校、公民館等の救護・避難施設、不特定多数の者が利用する公的建造物の安全性を確保する。

#### （2） 公共施設に関する事業の実施

所管施設について以下の対策を講ずる。

##### ア 耐震性の確保

新耐震基準によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要な建築物を選定し、耐震診断を実施し、耐震性の劣るものについては、当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の推進に努める。特に、発災時、災害対応の拠点となる庁舎や避難所施設等の耐震化対策が必要である。

##### イ 非構造部材の脱落・転倒防止対策

天井材等の非構造部材の脱落防止対策、家具等の転倒防止対策等の推進に努める。

##### ウ 非常用電源設備等の整備

自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検に努める。

##### エ 津波浸水対策

できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水の恐れのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化の推進に努める。

また、浸水のおそれのある場所に非常用電源設備がある場合は、高い場所への移設や浸水防止対策を施す等の工夫に努める。

### 2 一般建築物の安全性確保（津久見市、大分県）

#### （1） 一般建築物に関する事業の基本方針

ア 住宅をはじめ、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設や不特定多数の者が利用する劇場、集会場、百貨店、ホテル、旅館等の個々の一般建築物の安全性を確保する。

イ 地震発生時に通行を確保すべき道路である「緊急輸送道路」沿道の建築物の耐震化を促進する。

(2) 一般建築物に関する事業の実施

ア 耐震性の確保

施設管理者等を対象とした、耐震診断や耐震改修に関する相談窓口の開設や、講習会等を実施して知識の啓発、普及を図ることにより、診断、改修を促進する。特に旧耐震基準で建てられた木造住宅については、耐震診断や改修を促進するための助成等を実施する。

イ 非構造部材等の脱落・転倒防止対策

天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具等の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等の促進に努める。

ウ 津波に対する安全性の確保

津波避難ビル等の施設管理者は、施設の適切な維持管理を通じて、津波に対する建築物の安全性の確保を図る。

3 文化財構造物及び公開・収蔵施設の耐震性確保（津久見市、大分県）

(1) 文化財構造物及び公開・収蔵施設に関する事業の基本方針

不特定多数の者が鑑賞等を目的とした利用を行う文化財構造物及び公開・収蔵施設については、耐震診断等により、これらの耐震化を推進する。

(2) 文化財構造物及び公開・収蔵施設に関する事業の実施

文化財構造物の修理・修復事業にあたっては、耐震診断等を実施し文化財的価値を損なうことなく、耐震措置を講じることができるよう事業体系の整備を図る。文化財の公開・収蔵施設の新設、改修事業についても耐震措置を講じることができるよう事業体系の整備を図る。

## 第6節 公共施設等の災害予防

上・下水道、電力、ガス、交通、通信等のライフライン施設の災害予防に係る事業は、この節の定めるところによって実施する。ライフライン施設は、都市・地域生活の基幹をなすものであり、地震により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きいいため、それらの被害を最小限に止める予防施策を講ずる。

### 1 上・下水道施設の災害予防（津久見市、大分県）

#### (1) 上・下水道施設災害予防事業の基本方針

上・下水道施設は、市民の日常生活に不可欠である。市は、これまでも災害に備え、機能が保持できるよう施設の整備を行っているが、引き続き地震災害に強い施設の整備に努める。そのため、老朽施設・配水管・管路施設等の点検・補修、浄水場・処理場等の耐震化・停電対策を図るとともに、被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等の整備を図る。

#### (2) 上・下水道施設の災害予防事業の実施

##### ア 上水道

市は、水道施設の整備については、公益社団法人日本水道協会制定の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等によって施設の耐震化を推進する。特に、水供給機能が麻痺した時の社会的影響の大きさに鑑み、供給システム自体の耐震性の強化や飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を推進する。

##### イ 下水道

市は、新設の下水道施設については、建設当初の段階から耐震性及び耐浪性を確保する。また、既設下水道施設については、耐震性及び耐浪性の向上を図るために、地震・津波時において下水道が有すべき機能の必要度や緊急度に応じて段階的な整備目標を設定し、耐震化・耐浪化の促進に努める。

### 3 道路施設の災害予防（津久見市、大分県）

#### (1) 道路施設災害予防事業の基本方針

道路は、災害発生時の消防、救出・救助、避難、医療・救護、救援活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため、従来から災害に強い施設構造とすべく整備されているが、地震災害発生時の道路被害は、著しい活動障害となることが想定されるため、道路施設の耐震性確保を基本とする対策を推進する。

なお、道路、擁壁、周辺の人工斜面等の施設ごとに、老朽化したり、耐震性に問題のある箇所の点検・補修を行うことにより耐震性の確保に努める。

#### (2) 道路施設災害予防事業の実施

##### ア 市

道路施設の重要度に応じて、既存道路施設の耐震性の向上のための補強対策を実施する。

(ア) 道路の整備

地震災害発生時における道路機能を確保するため、所管道路について、危険箇所調査を実施し、補修等対策工事により道路の整備を推進する。道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体崩壊が予想される箇所等を把握するため、「道路法面、盛土について道路防災点検」を実施し、この結果に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について対策工事を実施する。

(イ) 橋りょうの整備

地震災害発生時における橋梁機能の確保のため、所管橋梁については、点検調査を実施し調査結果に基づき対策が必要な橋梁について、架替、補強、落橋防止装置の整備を実施する。

(ウ) 横断歩道の整備

地震災害発生時における歩道橋が、落下等により交通障害物となることを防止するため、所管歩道橋の点検調査を実施し、補修等の対策を行う。

(エ) トンネルの整備

地震災害発生時におけるトンネルの交通機能の確保のため、所管トンネルについて、安全点検調査を実施し、補強対策工事が必要である箇所について、トンネルの補強を実施する。

#### 4 ライフライン施設の災害予防

(1) 電力施設災害予防（九州電力株式会社）

電力施設は、九州電力(株)の災害予防計画の定めにより、地震災害に伴う電力施設被害の防止について恒久的設備対策計画を推進する。また、電力施設の耐震性確保及び被害軽減のための施策を実施し、地震による被害を最小限に止めるよう、万全の予防措置を講ずる。

(2) ガス施設災害予防（一般社団法人 大分県LPガス協会）

ガス施設は、(一社)大分県エルピーガス協会の災害予防計画の定めにより、常日頃から災害が発生した場合にも対処できるよう備えておくとともに、災害発生時には、迅速かつ的確な措置により二次災害の防止と供給停止地域の極小化を図るため、これに必要な体制、設備・予防対策、緊急対策、復旧対策、支援体制の整備等を行う。

市は、協会が実施する対策等に対して協力をする。

(3) 通信施設災害予防（西日本電信電話株式会社）

電信・電話施設は、西日本電信電話(株)の災害予防計画の定めにより、災害等が発生した場合において電気通信サービスを確保する。



(4) 携帯通信施設災害予防（KDDI株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティドコモ九州、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）

携帯通信施設は、各携帯通信会社の災害予防計画の定めにより、通信施設の耐震性の確保に関する事業を推進し、地震災害等異常時の一般通信サービスの確保、通信施設の予防措置に万全を期する。

(5) 鉄道施設の災害予防（九州旅客鉄道株式会社）

鉄道施設は、地震災害に際して、乗客の安全確保を図るとともに、被災者や救援物資の輸送手段の役割を果たすことになるため、従来から災害に強い施設構造とすべく整備されている。

今後、地震災害に際して鉄道施設に被害が生じた場合、著しい活動障害となることが想定されるため、九州旅客鉄道(株)の災害予防計画の定めにより、施設の耐震化の一層の向上に努める。

## 第7節 特殊災害の予防

特殊災害の予防は、危険物、火薬類、高圧ガス等の種類や属性に応じて法令を遵守しつつ、基本的な対策を実施することとなる。地震災害が発生した場合に危険が増大するこれらの物品及びその運搬、移動についての災害防止対策は、この節に定めるところによって実施する。

### 1 危険物災害予防対策

(1) 最近の産業経済の発展に伴い危険物（消防法（昭和23年法律第186号）別表に掲げるものをいう。以下同じ。）の使用量が急速に増加しており、これらの製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「製造所等」という。）の施設数は減少しているが、老朽化に伴い危険物流出事故等が増加しているため、その維持管理については、一層厳正を期す必要がある。

(2) 製造所等の維持管理の指導

消防機関は、それぞれが規制する製造所等について、随時に行う立入検査のほか、次の事項を重点的に少なくとも毎年1回以上定例的な立入検査を行い、製造所等における災害の防止について積極的な指導を行う。

- ア 位置、製造及び設備の維持管理状況
- イ 消火設備、警報設備の保守管理状況
- ウ 危険物の貯蔵及び取扱状況
- エ 危険物取扱者の立会状況

(3) 危険物の運搬指導

危険物の運搬上の災害を予防するため、消防機関においては、随時警察官の立会を求めるとして、運搬容器、積載方法及び運搬方法等に関する技術上の基準が遵守されるよう必要な指導を行うものとする。

(4) 危険物の保安管理指導

消防機関は、製造所等の設置者又は危険物取扱者等に対する研修会、講習会又は協議会等を通して、次の事項の遵守を指導する。

なお、大規模な危険物を貯蔵し、又は取り扱う事業所については、予防規程の作成を通じて必要な指導を行う。

- ア 少量危険物、指定可燃物に関する届出等の励行
- イ 危険物（少量危険物、指定可燃物含む。）の貯蔵及び取扱基準の遵守
- ウ 休業、廃止の届出の励行
- エ 製造所保安管理体制の確立
- オ 危険物取扱者立会の励行
- カ 危険物保安管理体制の確立

(5) 危険物製造所等の未改修施設に対する改修指導

製造所等で、その施設が危険の規制に関する政令で定める技術上の基準に適合しないものについては、次の措置により、早期の改修整備を指導する。

- ア 整備計画の提出を求め計画的な改修の促進(その裏付として改修期限の誓約書の提出)
- イ 消防機関の立入検査の強化
- ウ 現地指導による整備計画の推進
- エ 誠意のない者に対しては、業務の停止命令等の行政処分

## 2 高圧ガス保安対策

(1) 高圧ガスに係る保安は、法による規制に加えて、事業者の自主保安による確保に努める。

ア 各事業者は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づいて、高圧ガスの製造、販売、移動、消費等に関する施設基準、運用基準、管理者資格、保安管理組織等が定められており、災害等における保安の確保は事業者の自己責任のもとに行うこととなっているが、立入検査、保安検査及び行政指導等により、その促進を図る。

イ 各事業者に対して、危害予防規程に定めた災害等に関する保安教育、訓練等を従業員に行うよう指導する。

ウ 関係事業者で構成する保安団体を育成指導して、業種別講習会の開催を行うほか、災害等に関する広域的な応援体制の充実強化を図るため、防災指定事業所の拡充、防災資機材の整備、また液化石油ガス販売事業者間の緊急時の各地域別出動体制の整備等を指導して、各事業者の自主保安の確保を促進する。

(2) (1)の対策のほか、地震災害に関して次の対策を行う。

ア 液化石油ガス消費者保安対策

地震災害を防止し、軽減するためには、LPガス設備等の耐震性強化をはじめ、地震発生時の対応、応急、復旧体制を予め整備し、災害発生時には有効に機能させるため次のことに取り組む。

(ア) 一般消費者の保安意識の高揚を図るため、保安講習会の開催、パンフレットの配布、ラジオ、テレビ等による啓発等の実施。

(イ) 一般消費者の消費設備の保安確保を図るため、認定調査機関の育成指導、立入検査等の実施。

(ウ) 販売事業者に対し、法令に基づくLPガス設備等の耐震性向上のため、必要な設備の整備を促進する。

(エ) 業界の保安団体による地震防災体制組織の整備を促進し、緊急点検等に必

要な資機材の確保、防災訓練の実施、応急復旧体制の整備及び消費者に対する情報提供手段の整備等を行う。

イ 高圧ガス移動中の保安対策

防災指定事業所等の充実、応援隊員の研修、防災資機材の配備、移動監視者の保安講習会の開催、高圧ガス移動車両防災訓練の実施、及び高圧ガス防災事業所、同連絡所自主門前集合訓練の実施等を促進する。

ウ 国の定める高圧ガス設備等の耐震設計基準に基づいて、各関係事業者に対し、必要な耐震設備等の整備を推進する。

## 第8節 地震防災緊急事業5箇年計画の推進

地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）の施行に伴い、都道府県知事は、社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成8年度を初年度とする地震防災緊急事業5箇年計画を作成することができることとなった。

このため大分県では平成8年度を初年度とする地震防災緊急事業5箇年計画、更に、令和3年度を初年度とする第6次地震防災緊急事業5箇年計画を策定し、緊急を要する施設等の整備を重点的・計画的に行うこととなっている。

(1) 対象地区は、既往地震や想定地震等を勘案し、大分県全域とする。

(2) 計画対象事業は、次の施設等である。

ア 避難地

イ 消防用施設

ウ 緊急輸送道路、緊急輸送交通管制施設、緊急輸送港湾施設

エ 共同溝等

オ 医療機関

カ 社会福祉施設

キ 公的建造物

ク 海岸保全施設

ケ 砂防施設、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池

コ 地域防災拠点施設

サ 防災行政無線

シ 備蓄倉庫

## 第9節 防災調査研究の推進（津久見市、大分県、防災関係機関）

市・県及び関係機関が実施すべき地震防災対策上の課題に対応した防災調査研究の推進に関する事業は、この節に定めるところによって実施する。

### 1 防災調査研究の目的・内容

市は、地震災害危険区域の実態を総合的・科学的に把握するため、国、県等が行う調査研究の成果や既往の被災事例等を参考に、地震による地盤震動、液状化、斜面崩壊、津波等によって災害の発生が予想される危険箇所や、建物倒壊、出火・延焼、ライフライン施設被害、人的被害等について資料収集、被災原因の分析等を行い、地域防災計画の見直しに反映させる。

また、地震時の防災関係機関職員の早期招集・活動要領、自主防災組織や各種のボランティア等の育成要領、市民生活への支援方策等に関する研究を推進する。

### 2 防災調査研究の実施体制

市は、防災に関する調査研究を企画・検討し、その進捗状況や効果等を総合的に評価・検討できるような体制づくりに努める。

防災関係機関等は、防災研究の基礎となる過去の災害記録、防災施設に関する資料、その他各種災害に関する資料を収集・分析し、適切な項目に分類整理し、必要により活用できるよう努める。

## 第10節 社会資本の老朽化対策

市、県及び関係機関は、老朽化した社会資本について長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

### 第3章 災害に強い人づくり

#### 【災害に強い人づくりの基本的な考え方】

「災害に強い人づくり」は、市・県、防災関係機関、公共的機関・各種団体・民間企業等の防災担当職員並びに市民ごとの防災対策上の役割と責務を周知させるとともに、各々の防災意識を高め、災害時の防災対応力を向上させることを目的とし、市、県及び消防機関並びに防災関係職員及び県民が主体となって取り組むべきものである。

したがって、「災害に強い人づくり」を目標に、市民の役割と基本的な防災知識を徹底して身につけさせることを基本に、自主防災組織、ボランティア、民間企業、報道機関等全ての組織が関わり、その対応能力を向上させる必要がある。

防災訓練、防災知識の普及啓発、消防団・自主防災組織の育成・強化、要配慮者対策の推進にあたっては、デジタル技術も活用しながら、災害の種類に応じて内容や方策を明確にして実施する。

これらの節の体系図を以下に図示する。





## 第1節 自主防災組織

### 1 自主防災組織の必要性

地震・津波に備えるには、災害対策基本法第5条に規定された隣保協同の精神に基づき、地域住民による自主的な防災活動を行える体制の確立が被害の未然防止、軽減に有効な対策となる。

自主防災組織の主な活動（地震・津波時）



### 2 津久見市の現状と課題

津久見市における自主防災組織の数は、令和4年4月1日時点で29組織、組織率は100%（行政区結成率）である。今後は、組織活動の再活性化と充実が課題である。

### 3 自主防災組織の果たす役割と活動

#### (1) 行政と地域住民との架け橋

避難率の向上を図るには、津波に関する情報伝達手段の拡充や防災教育・啓発の充実とともに、行政と住民との信頼関係の構築が重要であることから、自主防災組織が仲立ちとなり、行政と地域住民が平常時からコミュニケーションを密にすることで適切な行動がとれるよう取り組む必要がある。

#### (2) 地域コミュニティの活性化と防災体制づくり

自主防災組織は、ハザードマップを活用し、津波避難ビルや高台などの緊急避難場所や避難経路の見直し、海拔表示板の設置場所の検討及び地域の危険箇所や防災に役立つ施設などを確認する「防災まちあるき」や防災訓練を行うなど、地域住民が災害に関する意識を共有し、自らの問題として積極的に防災活動に関わるような取組みを進めるとともに、日ごろから高齢者の見守りや自治会の行事などを通じて、地域住民

相互のコミュニケーションを高めることで地域コミュニティの活性化を図り、災害時に有効な体制づくりを行う。

また、避難所の運営に自主防災組織があたる際、着替えや授乳のスペースなど女性の視点に立った対応が必要となるため、組織の立ち上げ・運営に女性の参加を促すことも重要である。

(3) 自主防災組織など自助・共助の取組の促進

避難訓練等の実施が困難な自主防災組織等に対しては、訓練等の実施とその定着を図るため、訓練の計画から実施までの取組を促進する。

(4) 防災訓練～学校との連携

自主防災組織は防災行動力の強化、組織活動の習熟及び関係機関団体との連携を図るため組織的な訓練を実施する必要がある。

津波に対しては指定緊急避難場所、避難路の周知を徹底し、地域住民が自主避難行動をとれるよう取り組む必要がある。

また、地域ぐるみで児童生徒の生命を守るため、地域の関係機関団体である学校とも協働して防災訓練を行う必要がある。なお、学校は市の指定避難所となっている場合も多く、災害時に地域住民の防災拠点として学校の防災機能の向上を図ることも重要である。

(5) 防災教育

自主防災組織は市の防災部局や消防署などと協力しながら、地域住民への防災に関する意識向上や知識の普及などの啓発に努める必要がある。特に津波防災啓発は地域の中で津波の知識や防災の経験を有した者が行うことが大切であり、そのための人材育成が重要である。

(6) 避難行動要支援者の把握と支援体制づくり

自主防災組織の原点は、互いに助け合い支え合う地域づくりである。自主防災組織は地域で支援を必要とする避難行動要支援者の把握と支援体制の確立のため、民生部局や社会福祉協議会の協力のもとに地域住民の理解を得るとともに、自治会、社会福祉施設、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、福祉事務所などと連携を図ることが重要である。

また、民生委員・児童委員は地域における自治会や自主防災組織と要配慮者との架け橋である。自治会や自主防災組織は、地域での防災訓練に、民生委員・児童委員にも参加を依頼し、要配慮者に配慮した避難方法や避難所の運営のあり方等について助言をいただき、要配慮者を含めた防災訓練を実施するとともに、声をかけ合い、助け合う隣保協同の気運を高めていくことが重要である。

(7) 率先避難と声かけ

津波が発生した際、まずは自主防災組織の役員等が率先して高台の指定避難所に避難する姿を見せることが地域住民の避難のきっかけになる。また東日本大震災で自主

防災組織の役員が地域住民の避難誘導に時間をとられ被害にあった事例も踏まえ、玄関先での声かけやハンドマイクのサイレンを鳴らしたまま避難するなど、自主防災組織の役員等が自らの安全を確保しつつ、地域住民の緊張感を高め、避難行動を連鎖的に広げ、いち早く避難させることができるような工夫が重要である。

#### 4 市の推進方針

市は、自主防災組織の充実活性化の支援として次の取組を県と連携して推進する。

- (1) 自主防災組織の要として活動できる防災士（防災リーダー）の育成・強化
  - ア 防災士養成研修の実施
  - イ 防災士指導者養成スキルアップ研修の実施
  - ウ 防災士相互支援ネットワークの構築に向けた取組への支援
- (2) 自主防災組織における防災啓発の促進
  - ア 防災アドバイザー派遣の実施
  - イ 地震体験車や防災VR（バーチャル・リアリティ）動画などの疑似体験ツールの活用
- (3) 自主防災組織が活動ノウハウを修得するための支援
  - ア 地域で行う避難訓練や避難所運営訓練への支援
  - イ 要配慮者世帯への家具等の転倒・落下防止策への支援
  - ウ 避難・救助活動用具購入への支援
  - エ 防災訓練への参加促進
- (4) 県との連携強化
  - ア 自主防災組織活性化支援センターの設置協力
  - イ 情報伝達手段の多様化、多重化の推進
- (5) 地域における避難行動要支援者の支援体制づくりを推進
  - ア 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の事前提供に係る同意の取得並びに個別避難計画の作成等に対する支援

#### 5 地域における津波からの避難計画について

地域住民が自らの命を守り、かつ地域の避難行動要支援者を支援するためには、地域ごとに津波災害に備えるための体制や行動をあらかじめ整理した津波避難計画づくりが求められる。平成25年9月に策定した大分県津波避難行動計画策定指針に基づき、津久見市においては津久見市津波避難行動計画を策定するとともに、津波による浸水が予想される地域においては、自主防災組織等が地域の実情を反映した、実践的な地域避難行動計画を策定する。

津波による人的被害を軽減するため、地域津波避難行動計画に基づいた避難訓練を定期的に行うなどにより、内容を検証し、迅速かつ安全な避難行動につなげていくことが

大事である。

## 6 指定緊急避難場所及び指定避難所

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要十分な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

### (1) 指定緊急避難場所

市は、指定緊急避難場所として次の要件を満たす施設を指定する。

- ア 被災が想定されない安全区域内に立地する施設等
- イ 安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有する施設
- ウ 想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分をする施設
- エ 指定緊急避難場所への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

### (2) 指定避難所

市は、指定避難所として次の要件を満たす施設を指定する。

- ア 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有する施設
- イ 速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設
- ウ 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるもの

また、避難所の耐震化、生活物資の提供、プライバシーの確保、健康・衛生面の管理、ペット同行避難の受入れ等の環境整備を進めるとともに、指定避難所における支援内容等について住民へ情報発信に努める。

## 7 地区防災計画

- (1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として津久見市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

- (2) 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区

地震・津波対策編 第2部 災害予防  
第3章 災害に強い人づくり  
第1節 自主防災組織

内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、津久見市防災会議において、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

## 第2節 防災訓練

市、県及び防災関係機関は、地域防災計画・防災業務計画等の習熟、防災関係機関の応急対応能力の向上、住民の防災思想の高揚等を目的に、自主防災組織、ボランティア団体、地域住民等とも連携し、各種災害に備えた地域の災害リスクに基づく防災訓練を実施する。

なお、訓練実施にあたっては、次の点に留意する。

- (1) 防災関係機関相互、更には市民の代表者等を含め連絡協調体制を確立しておくことが肝要であるので、訓練計画策定に向けた検討会や現地説明会等の調整過程についても、参加者間の人間関係構築に向けた訓練の一部という認識のもと、工夫を凝らした運営を心がけること。
- (2) 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、旅行者、外国人等要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施すること。
- (4) 図上訓練と実働訓練を交互に取り入れ、図上訓練で認識を統一した後、実働訓練を実施するなど、訓練の効率的な実施に努めること。
- (5) 地域の特性に応じた訓練項目・内容を精選した訓練実施に努めること。
- (6) 訓練実施後に結果を検証のうえ、防災計画の実効性を確保すること。

### 1 訓練想定の基本

各種の防災訓練における想定地震・津波、想定津波高等は原則として次のとおりとする。

- (1) 想定地震・津波及び地震動

第1部第4章第1節で想定する地震・津波、地震動とする。

- (2) 想定津波高・津波到達時間

第1部第4章第1節3で想定する津波高及び津波到達時間とする。

本市の場合、南海トラフの巨大地震では、高さ1mの津波が最も早い地域（津久見市大字長目）では57分後に到達するものと想定されている。

これに対し、活断層型の地震が発生した場合、震源に近い地域では数分以内の津波到達が予想される。よって、これらを踏まえ、避難に要する時間の長短等を考慮に入れた避難訓練の実施が必要である。

## 2 総合防災訓練の実施（津久見市、大分県、防災関係機関）

市は、県及び防災関係機関との連携のもと、地震・津波災害時の防災体制の万全を期するため総合防災訓練を実施するものとする。総合防災訓練では、おおむね次に掲げる内容を取り入れて行うものとする。

- (1) 地震防災応急対策の実施に必要な要員の参集に関する訓練
- (2) 地震情報、津波警報等の情報の収集・伝達に関する訓練
- (3) 交通規制、事前避難等に関する訓練
- (4) 災害対策本部等の運営に関する訓練
- (5) 消火活動、避難誘導、救出救助活動、救急医療活動、道路の啓開作業、給水給食等の応急措置に関する訓練
- (6) 大規模広域災害時における円滑な広域避難のための実践的な訓練
- (7) その他地震防災応急対策の実施に関する訓練

なお、総合防災訓練には、多くの防災関係機関が参加することから、その準備段階を活用し、関係機関相互の協力体制確立に向け、担当者間の人間関係構築に努めるとともに、現地調整や受援など、防災関係機関の相互連携が必要な実戦的な訓練を実施すること。

津久見市においては、平成29年9月3日に津久見港埋立地において、大分県総合防災訓練を実施した。また、令和3年10月30日には、津久見港埋立地において、津久見市、大分県及び九州地方整備局主催で、大規模津波防災総合訓練を実施した。

## 3 防災訓練の実施

市は、津波による被害を防止するため、自主防災組織等とともに津波に対する防災訓練を実施する。津波に対しては自主避難行動が重要であることから、特にその啓発に努める。

### (1) 住民等の防災訓練

市は、津波による被害のおそれのある地域の住民に対して、平時から指定緊急避難場所、避難路等を周知するとともに、地域住民による自主防災組織等の組織化、活性化を図る。

### (2) 教育施設での防災訓練

市及び県は、学校等の教育施設において、児童・生徒等に対して津波に対する避難方法等を教えるとともに、自主的な避難が行えるよう指導する。また、野外活動における津波対応について、引率者となる教職員等にその方法を周知する。

### (3) 要配慮者及び医療施設での安全確保

市は、高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保のため、防災関係機関、地域住民及び自主防災組織等の協力を得て避難訓練を行う。

医療施設等では、関係機関を含めた防災組織の組織化を図るとともに、入院患者等

を含めた避難訓練を行うことが必要である。

(4) 船舶等の安全確保

大分海上保安部、県、市及び防災関係機関は、船舶、海洋レジャー関係者等の避難活動が迅速かつ適切に行えるよう、総合防災訓練等の実施にあわせて、あるいは別途、防災訓練を実施し、津波来襲時における船舶等の避難の時期、避難方法等について周知する。



#### 4 各種防災訓練例

##### (1) 地震・津波共通訓練

訓練名		内 容
図 上 訓 練	訓練実施計画の策定 訓練	<p>防災担当者に、効果的な訓練実施の基礎となる訓練計画の策定能力を身につけさせるため、担当者自身に訓練計画を企画立案させる訓練。</p> <p>複数の防災関係機関が集まり、担当者が協議検討しながら立案すれば、関係者間の人間関係構築にも繋がり、より効果的である。</p>
	情報収集・集約訓練	<p>進行管理者（コントローラー）が断片的な被災情報を訓練参加者（プレイヤー）に付与し、これを受けたプレイヤーが必要な情報をいかに迅速・正確に収集するか、また、他のプレイヤーがこれら情報を集約し、いかに対応すべきか、参加者がそれぞれの立場に立って行うロールプレイング方式での訓練。</p>
	広域応援に際しての 受入れ・応援派遣等の 訓練	<p>地区ごとの被災状況の大小、緊急輸送路その他道路の被災状況等の条件を付与し、どこに、どの経路で応援部隊を受け入れるのか、また、どこから、どの経路で派遣するか等を参加者に判断させるロールプレイング方式の訓練。</p>
	民間企業・ボランティア 等の活用訓練	<p>各種被害の状況、民間企業の職種、ボランティアの経歴・特技等の条件を付与した上で、参加者に各現場への的確な人員配置を行わせるロールプレイング方式の訓練。</p>
	避難所運営訓練	<p>参加者が避難所運営委員という立場で、生活の時間（起床、消灯、食事、清掃）、生活の基本（貴重品の管理、土足禁止、飲酒）、場所の設定（喫煙、携帯電話使用）、水・物資の管理、トイレの管理、ゴミ処理等のルール作り、その他必要事項についての検討を行う図上訓練。</p> <p>なお、実施に当たり、HUG（避難所運営ゲーム（静岡県総務部防災局西部地域防災局考案））などの利用も有効。</p>
図 上 訓 練	離島等孤立可能性地 域の想定訓練	<p>津波や崖崩れなどによって交通・通信が寸断され、孤立するおそれがある離島、沿岸部、山間部の集落等を抽出した上で、地震・津波災害発生時の通信手段、救命・救出方法、医療活動、水・食料・医薬品等の搬入方法、交通経路の復旧、輸送活動、避難の方法等を図上で想定し、課題抽出と解決策、予め備えておくべきこと等をシミュレートする訓練。（図上演習）</p> <p>（具体的には、地域の人口、年齢構成、地形等を確認した上で、衛星携帯電話の活用、DMATへの連絡要請、ヘリコプターの緊急離着陸場所・物資投下拠点及び海上からの輸送接岸場所の想定、避難方法、現物備蓄しておくべき品目・量の検討等を行う。シミュレート後の実地踏査による</p>

		<p>検証も重要である。</p> <p>なお、図上想定を行うにあたっては、地区住民、消防、自衛隊、海上保安部、医療関係者（離島、沿岸部の場合は、港湾管理者、フェリー会社など）等と協議しながら課題の抽出や事前の取り決め等を検討することが望ましい。</p>
	通学路実態把握のための訓練	<p>児童・生徒が居住区ごとに班を編成（同じ通学路を使う者1班20名程度で編成）し、それぞれの班単位で通学路周辺における地震・津波時の危険予想箇所（家屋・塀倒壊、がけ崩れ、浸水）及び緊急避難場所（できる限り複数）等について地図を使って検討する図上訓練。（検討後の集団下校実施訓練及び訓練後の再検討も重要。）</p>
	ヘリコプター運用による救出訓練	<p>山間部における地震による道路遮断、沿岸地域における津波による道路冠水等を想定した、ヘリコプターによる総合調整訓練（総合オペレーション訓練）、離発着訓練、被害状況監視訓練、孤立住民救出訓練、救援物資搬送訓練。</p>
実働訓練	教育施設における訓練	<p>理科の実験や家庭科の実習など火を使った授業をしているときなどに行う抜き打ち訓練。</p>
	避難所における避難者名簿作成訓練	<p>事前に避難者名簿用の必要事項記入メモを準備しておき、避難訓練等の機会を利用し、参加者に実際に記入してもらったうえで、避難所管理の職員等がその内容をパソコン入力する訓練。</p>
	避難所における生活支援訓練・物資集積拠点における配送訓練	<p>段ボール等を活用したプライバシー確保のための区分けや避難者の正確な把握等を行う避難所開設訓練。</p> <p>ペットボトル・ポリ袋・段ボール・新聞紙・ブルーシート等を活用した、給食・給水・入浴等をスムーズに行うための訓練。</p> <p>避難者のニーズを把握し、これによって得た支援物資を的確に配分・搬送し、有効活用するための訓練。</p>

(2) 地震対応訓練

	訓練名	内 容
東区 上 実働 訓練	市街地（家屋密集地域）における避難路検討訓練	<p>隣保班単位で緊急避難場所への経路実態に沿った道路閉塞箇所（火災・家屋倒壊・液状化等を原因とする閉塞）を想定し、種々の避難路を検討する訓練。</p> <p>※ 検討後の実働による検証も重要。</p>
	斜面崩壊危険箇所隣接地域における避難路検討訓練	<p>急傾斜地の土砂災害警戒区域等の崩壊及びそのおそれ等を想定し、詳細地図上で安全な避難路を検討する訓練。</p> <p>※ 検討後の実働による検証も重要。</p>
	住宅・工場等が混在する地域における緊急避難場所等検討訓練	<p>地震後の工場有毒ガス漏出等を想定し、住民・事業者が共同で緊急避難場所等を風向きごとに検討する訓練。</p> <p>※ 検討後の実働による避難（誘導）訓練及びその検証も重要。</p>

安否確認・情報伝達訓練	地震直後を想定し、自治会の班長が各戸を回り、班員の安否確認を実施。各戸では付与された想定（負傷者・要救助者の有無、状態、ライフラインの状況等）を班長に伝え、班長は地区責任者を通じて、もしくは直接に、消防等に必要情報を伝達する訓練。
負傷者の救出・搬送訓練	倒壊家屋からの救出等を想定しての各種機材（自動車用ジャッキ、バール、ハンマー、ロープ、チェーンソー、ノコギリ、スコップ、消火器等）の取扱い訓練。 更に、竹竿・毛布で簡易担架を作り、救出した負傷者を搬送する訓練。

(3) 津波対応訓練

訓練名		内 容
図 上 訓 練	地区実態把握のための訓練	地区の公民館等に集合の上、少人数の班（回覧板を回す10～20戸程度を1班とする）ごとに、 ○ 地図を活用の上、地震直後の集合場所、近隣地区の地震津波災害時の危険予想箇所、避難路、緊急避難場所を検討 ○ 避難行動要支援者の実態確認及び支援方法の検討等を行う図上訓練 上記で確認した集合場所から避難路を經由し、緊急避難場所までの実働避難訓練。
	海溝型地震想定避難訓練（地震発生後、20分以内の避難完了を目指した訓練）	自治会もしくは隣保班単位で、全戸が徒歩により20分以内の避難が可能な浸水想定区域外にある緊急避難場所（大分県津波浸水予測図における各地域における最大浸水深を超える高層ビル等を含む。以下この項目内について同じ）を検討しておいた上で行う避難訓練。 県内への高さ1mの津波到達予想時間は、最短で佐伯市蒲江新町・丸市尾浦26分となっている。ただし、安全性を担保するためには、できる限り短い時間での避難が肝要であることから、訓練では、20分以内での避難完了を目指すものとする。 なお、徒歩20分以内の距離に適切な緊急避難場所を設定できない所においては、津波到達予想時間内（中津市、宇佐市、豊後高田市及び姫島村にあっては1時間20分程度）に徒歩避難が可能な緊急避難場所を選定し、訓練を実施するものとする。 また、避難行動要支援者の避難支援のため、津波到達予想時間内の避難完了には自動車を使わざるを得ない場合等、自動車使用の必然性も勘案し、避難方法を検討しておく必要がある。
実 働 訓	避難広報・情報伝達訓練	夜間や停電時を想定した、安全かつ効率的な経路で避難広報を行うための広報車の運用訓練。 半鐘（寺の鐘）の使用や予め伝達経路を定めておいた上での近隣への相互声かけ等による情報伝達訓練。

練	沿岸の観光施設における避難誘導訓練	<p>予め、地震発生時の指定緊急避難場所を検討した上で行う、観光施設職員を対象とした避難誘導訓練。</p> <p>また、海水浴客、サーファー等への警報・指定緊急避難場所の周知、避難誘導を実施する訓練。</p>
	教育施設における防災訓練	<p>学校でのPTA授業参観等の機会を活用した「児童、生徒、保護者」参加による実働避難訓練（保護者に対しても、実際に子供の避難路、指定緊急避難場所を確認しておくことで安心感を与えることができる。）。</p> <p>宿泊を伴う避難訓練 ～例えば、夕食後に学校に参集（避難）し、防災教育（避難の重要性を学ばせる映像等視聴、地区ごとの指定緊急避難場所の確認等）を受け、体育館・教室等で宿泊後、翌朝朝食を取って解散するなど、印象に残す工夫を凝らした訓練。</p> <p>昼休み時間等に行う抜き打ち避難訓練。</p> <p>前提として、事前に</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定緊急避難場所、避難路を周知するための避難訓練</li> <li>・教師がいない場合の自己判断による避難の意識付け（指導）</li> </ul> <p>を行った上で実施する。</p> <p>クラス単位での統一行動をしていない時間帯であることから発災の合図とともに各人の判断で避難し、点呼は原則として避難先で実施するものとする。</p> <p>なお、交通量の多い市街地の学校では、事前に教員を交差点等に配置するなどの配慮も必要。</p>
	避難行動要支援者及び医療施設等での安全確保訓練	<p>社会福祉施設や医療施設において、施設高層階への移動で対応できる場合や他所への避難をせざるを得ない場合等々を想定し、種々の避難路、指定緊急避難場所、避難手段を検討の上行う実働避難訓練。</p>
	船舶等の安全確保訓練及び船舶等への避難訓練	<p>種々の津波到達予測時間を想定して行う、船舶の港外退避訓練、係留強化訓練、小型船の高所固縛訓練。</p> <p>また、大型フェリーボート等着岸場所付近においては、大型フェリーボート、旅客船を高所建物又は避難所と想定しての地域住民等を乗船させての緊急避難訓練及び避難所運営訓練。</p>

実 働 訓 練	<p>活断層型地震想定避難訓練（地震発生後、5分以内での避難完了を目指した訓練）</p> <p>自治会内において話し合い、予め各戸の緊急避難場所（それぞれが5分以内（概ね300mの距離）に徒歩避難可能な、ある程度安全性を担保できる高度を有する場所）を設定しておいた上で行う避難訓練。</p> <p>緊急避難場所としては、裏山、高台、高層ビル等で大分県津波浸水予測図（以下「浸水予測図」という。）の各地域における最大浸水深を超える高度を満たす場所が望ましいが、「5分以内」という条件の中では、適当な避難場所がない場合も考えられる。このような場合には事前の避難場所として、低層であっても鉄筋コンクリート作りの家屋等も考慮する。</p> <p>なお、緊急避難場所の高度が上記に満たない場合は、更なる避難が必要となることも考えられるので、緊急避難場所は、できる限り海岸から離れる方向での選定が必要である。</p> <p>また、現実的には、避難開始時点において地震種別（活断層型か海溝型か）が判明していない場合が多いと考えられるので、避難に際しては、事後の情報入手のため、ラジオ、携帯電話の携行が重要である。</p> <p>海溝型地震の場合、県内各地の高さ1mの津波到達予想時間は、最短で佐伯市蒲江新町・丸市尾浦～26分、別府湾沿岸地域で1時間20分程度となっている。</p> <p>よって、緊急避難場所が浸水予測図の浸水想定区域にある地区については、これら到達予想時間を勘案し、更なる避難先を検討しておかなければならない。</p>
------------------	---

地震対応訓練モデルNo.1（図上、情報収集、消火、応急救護、負傷者搬送）

参加機関	自治会（自主防災会）、自治体、消防署（消防団）、社会福祉協議会
訓練規模	住民参加者 50人
訓練時間	図上訓練、情報収集、消火、応急救護、負傷者搬送訓練（計2時間）
準備過程	<p>① 訓練実施の決定（自治会（自主防災会）内で、いつ頃どのような訓練をするかを話し合い）～訓練日の90日前</p> <p>② 自治会から自治体・社会福祉協議会等へ相談・調整 → 訓練日程・内容の決定～60日前</p> <p>③ 自治会で訓練実施要項等作成 → 自治体へ協力依頼～50日前</p> <p>④ 地域住民に対し、訓練参加文書（参加申込書）を通知～40日前</p> <p>⑤ 参加申込書等の集約 → 訓練時必要物品の検討～20日前</p> <p>⑥ 訓練時必要物品の準備～10日前</p> <p>⑦ 訓練時必要物品の点検等最終確認～3日前</p> <p>⑧ 訓練会場（消火訓練）設営～1日前</p>

訓 練 内 容	
	<p>隣保班単位での話し合い（進行役～防災士、指導助言～消防団員）</p> <p>○ 大判の住宅地図を使い、大地震の発生を想定し地図に危険箇所、避難路等を書き込みながら地域を点検する。</p> <p>「危険箇所」～崖、危険物取扱施設、看板・ガラスの落下、老朽家屋・ブロック塀倒</p>

図 上 訓 練	<p>壊等。</p> <p>「役立つ施設」～コンビニ、病院、公園等。</p> <p>「役立つ物」～リヤカー、ブルーシート、ハシゴ、チェーンソー、防火用水等のある所。</p> <p>「避難路・緊急避難場所」～地震後の家屋・ブロック塀の倒壊、火災等による道路障害を考慮し複数検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難行動要支援者及び支援できる人の把握。</li> <li>○ 一時集合場所（近隣の避難者が一時的に集合し様子を見る場所、また避難のために一時的に集団を形成する場所）の選定、確認。</li> <li>○ 非常持ち出し物品、便利な物等の確認。</li> <li>○ 指定緊急避難場所の確認。</li> <li>○ 実働訓練に備え、話し合いの中で、班長・情報班員・負傷者役・情報提供者役等を選任しておく。</li> </ul>
実 働 訓 練	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地震発生の場合（サイレン等）を受け、班員は一時集合場所へ。 ～この時、数世帯は負傷者役、情報提供者役等として自宅に残しておく。～</li> <li>○ 班長が点呼実施。</li> <li>○ 班長が未参集者の安否確認と情報収集を複数の情報班員に指示。</li> <li>○ 情報班員は未参集者宅を回り情報を収集し、その内容を班長に報告。</li> </ul> <p>※情報内容</p> <p>Aからの情報～父親がタンスの下敷きになって動けない。応援2名欲しい。</p> <p>Bからの情報～電気・電話が不通。</p> <p>Cからの情報～〇〇アパートの方から「パチパチ」と物が燃えるような音がする。</p> <p>Dからの情報～水道が止まっている。</p> <p>Eからの情報～玄関ドアが開かず出られない（ビル3階）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 報告を受けた班長は、応援を指示するとともに必要な情報を消防等に通報。</li> <li>○ 消防署員（消防団員）の指導の下、バケツリレーまた、消火器使用による初期消火訓練を行う。</li> <li>○ 家具の下敷きになった負傷者発見を想定し、消防署員（消防団員）の指導の下、応急救護方法（心肺蘇生法、骨折に対する応急手当、止血等）についての実地訓練、簡易担架による負傷者搬送を実施。</li> </ul> <p>※簡易担架～物干し竿2本、毛布1枚又はTシャツ・トレーナー等3枚程度を使った簡易担架の作り方について講習を受けた後、模擬搬送実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 訓練終了後、情報収集訓練における情報伝達の正確性、迅速性その他訓練全般について、結果の検証を実施する。</li> </ul>

津波対応訓練モデルNo.1（図上、実働避難）

参加機関	自治会（自主防災会）、自治体、消防団、社会福祉協議会
訓練規模	住民参加者 150人（就学前幼児～80歳代高齢者）
訓練時間	講話、図上訓練、実働避難訓練～各1時間（炊出し訓練は並行実施）
準備過程	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 訓練実施の決定（自治会（自主防災会）内で、いつ頃どのような訓練をするかを話し合い）～訓練日の90日前</li> <li>② 自治会から自治体・社会福祉協議会へ相談・調整→訓練日程・内容の決定～60日前</li> <li>③ 自治会で訓練実施要項等作成→自治体へ協力依頼～50日前</li> <li>④ 地域住民に対し、訓練参加文書（参加申込書）・訓練時支援希望調査文書（要</li> </ul>

地震・津波対策編 第2部 災害予防  
第3章 災害に強い人づくり  
第2節 防災訓練

	<p>配慮者が訓練に参加する場合に手助けが必要か否かの希望を確認するための調査)を通知～40日前</p> <p>⑤ 参加申込書等の集約 → 訓練時必要物品の検討 ～20日前</p> <p>⑥ 訓練時必要物品の準備～10日前</p> <p>⑦ 訓練時必要物品の点検等最終確認～3日前</p>
--	--

	訓 練 内 容
講 話	<p>講師～防災士</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 映像～被災状況等の視聴により、津波の怖さ・早期避難の重要性を訴え。</li> <li>○ 知識の啓発～発生の仕組み、過去の災害事例、県の津波想定。</li> <li>○ 訓練の重要性～自助・共助（行動につなげる態度、要配慮者に対する配慮等）の意識付け等。</li> </ul>
図 上 訓 練	<p>隣保班単位での話し合い（進行役～防災士、指導助言～消防団員）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域を知る～大判の住宅地図を使い、防災の視点で地図に危険箇所、避難路等を書き込みながら地域を点検する。</li> <li>「浸水予想箇所」～ハザードマップと擦り合わせて確認。</li> <li>「危険箇所」～崖、川、看板・ガラスの落下、ブロック塀倒壊等。</li> <li>「役立つ施設」～コンビニ、病院、公園等。</li> <li>「役立つ物」～リヤカー、ブルーシート、ハシゴ等のある所。</li> <li>「避難路・緊急避難場所」～危険箇所・避難所要時間等を考慮し複数検討。</li> <li>○ 人を知る～避難行動要支援者の把握、支援できる人及びその在宅時間帯、支援可能な内容・程度等の把握（誰が誰をどのような方法で支援するかも検討）。</li> <li>○ 一時集合場所（近隣の避難者が一時的に集合し様子を見る場所、また避難のために一時的に集団を形成する場所）の選定、確認。</li> <li>○ 非常持ち出し物品、便利な物等の確認。</li> <li>○ 指定緊急避難場所及び避難目標時間確認。</li> </ul>
炊 出 し 訓 練	<p>婦人会、子供等が実施（昼食を兼ねる）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難所での給食、給水活動をスムーズに行うために、釜、飯ごう、大鍋等を使用した炊出しの方法を覚える。</li> <li>○ 被災後の衛生状態の悪い中で、大勢の人に配給することを考え、手や調理器具の洗浄を確実にを行う。</li> </ul>
実 働 避 難 訓 練	<p>隣保班単位で、指定緊急避難場所に避難 （原則、徒歩、リヤカーとするが、避難行動要支援者のために必要な場合は班長指定のうえ自動車を使用）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地震発生の合図（サイレン等）を受け、班員は一時集合場所へ。</li> <li>○ 班長が点呼実施、未参集者の確認及び避難行動要支援者の支援（自動車とリヤカー）を指示。</li> <li>○ 図上訓練で検討した避難路に従い避難開始。途上、各人が避難路の適否（想定外の危険箇所はないか、より近い道はないか、坂がきつくないか等）を確認する。</li> <li>○ 自動車使用の場合は必ず補助員を乗車させ、補助員は途上の安全確認、震災時の障害予測（倒壊家屋、ブロック塀、電柱）も行う。</li> <li>○ 訓練終了後、避難目標時間と実際の所要時間との擦り合わせを行うなど結果を検証する。</li> </ul>

津波対応訓練モデルNo.2 (図上、実働～緊急避難・二次避難)

参加機関・訓練規模・訓練時間・準備過程～津波対応訓練モデルNo.1 参照	
訓練シナリオ概要	<p>※ 前提～実働訓練の前に図上訓練を実施し、予め参加者各人（各戸）の緊急避難場所、二次避難場所（緊急避難場所に危険が迫った場合の再避難場所）の選定等を行っておく。</p> <p>① 震源不明（活断層型か海溝型か不明）、体感震度6～7程度の地震が発生。</p> <p>② 発生直後に各人は予め選定しておいた指定緊急避難場所へ避難（このとき、携帯電話、ラジオを携行）。</p> <p>③ 緊急避難の後、「同地震が海溝型で、巨大津波が地震発生から20分後に到達する」とのラジオ情報入手を想定し、更に高い二次避難場所へ避難。</p>

訓練内容	
講話	<p>講師～防災士</p> <p>内容～津波対応訓練モデルNo.1 参照</p>
図上訓練	<p>隣保班単位での話し合い（進行役～防災士、指導助言～消防団員）</p> <p>内容～津波対応訓練モデルNo.1を参照し、以下追加項目を記す。</p> <p>○ 緊急避難場所の選定（緊急避難の意味合い上、各戸ができる限り近い場所に緊急避難場所を選定する必要がある。このため、1隣保班内で複数となる場合もある。）</p> <p>活断層型地震による津波を想定し、発生後5分以内に徒歩避難可能な、ある程度安全性を担保できる高度を有する場所を世帯ごとに選定する。近隣に浸水予測図の各地域における最大浸水深を超える高度を満たす高台や避難ビルがない場合は、原則として海に近づかない方向で最も安全と思われる場所（他に適当な場所がない場合、次善の避難場所として低層であっても鉄筋コンクリート造りの家屋を選定せざるを得ないこともある。この場合当該民家との話し合いも必要となる。）を選定する。</p> <p>○ 二次避難場所の選定（自治会もしくは隣保班単位で選定）</p> <p>緊急避難場所の高度が浸水予測図の各地域における最大浸水深より低い場合、海溝型の地震津波に対応するため、二次避難場所を選定する。二次避難場所は、概ね「20分から緊急避難場所までに要した時間を差し引いた時間内」に徒歩での避難が可能な浸水予測図の浸水想定区域外の場所、もしくはできる限りそれに相当する場所を選定する必要がある。</p> <p>緊急避難場所が浸水予測図の浸水想定区域外にある場合であっても、例えば巨大津波の到達により孤立するおそれがある場合、また、避難ビル等で収容能力を超える避難者が参集するおそれがある場合等においては、前記と同様、二次避難場所を選定する。</p> <p>○ 避難行動要支援者への対応</p> <p>隣保班内の避難行動要支援者各人に対する介助者を複数指定するとともに、それぞれの避難行動要支援者に合わせ避難の方法、避難先を検討する。</p> <p>例えば、緊急避難場所へは背負って避難し、二次避難の場合は自動車を使用する等、隣保班周辺の実情に沿って検討しておく。</p>
	<p>世帯単位で緊急避難場所に避難後、更に二次避難場所へ避難（原則、徒歩、リヤカーとするが、避難行動要支援者のために必要な場合は班長指定のうえ自動車を使用）</p>



実 働 避 難 訓 練	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 地震発生の場合（サイレン等）を受け、班員はラジオ・携帯電話を携行し徒歩で緊急避難場所へ。 介助者に指定されていた者（複数）は避難行動要支援者を伴い緊急避難場所へ（各人、予め検討していた避難方法～背負う、リヤカー使用、自動車使用～で避難する）。</li><li>○ 避難完了直後に、各人がラジオで「巨大津波が地震発生後20分で到達する」との情報を入手したものと想定し、残された時間内（概ね「20分から緊急避難場所までに要した時間を差し引いた時間内」）に図上訓練で検討した避難路に従い更に二次避難場所へ。途上、各人が避難路の適否を確認する。</li><li>○ 自動車使用の場合、運転に従事しない介助員は、避難行動要支援者の状態観察とともに途上の安全確認、震災時の障害予測も行う。</li><li>○ 班長は避難者の確認を実施。</li><li>○ 避難所要時間（地震発生の場合から緊急避難場所、また二次避難場所への避難完了までの時間）は、各人が記録しておく。</li><li>○ 訓練終了後、避難所要時間、避難路、避難場所の適否等について結果の検証を実施する。</li></ul>
----------------------------	---

※「命は一つ。最悪を想定して行動することが必要。地震発生の際、活断層型と海溝型のどちらの地震であるのか即座に判断することは難しいため、活断層地震の影響が予想される地域では、強い揺れを感じたら、すぐに高台に逃げ、地震の情報を確認した後、より大きな津波のおそれのある海溝型地震であった場合は、更に高台に逃げるなど段階的な避難を考えることも必要」

～大分県地域防災計画再検討委員会有識者会議委員

東京大学地震研究所 地震火山情報センター長 佐竹健治 教授

## 第3節 防災教育

### 1 目標

災害による人的被害をなくすためには、事前の備えと早期避難が肝要である。東日本大震災では、中学生が小学生の避難を助け、また中学生等の避難行動がきっかけとなり周囲の住民が避難し、被害を最小限に抑えるなど、防災教育の有無が生死を分けた事例があったことから、防災教育の重要性が改めて認識された。このため、家庭、地域、職場、学校等において、周辺の災害リスクや自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）等に対し必要な知識を教える実践的な防災教育を実施する必要がある。

また、避難に当たっては地域においても防災リーダーを中心として地域コミュニティにおける自主防災組織を充実・活性化することが重要になることから、防災リーダーの養成、自主防災組織等各団体に対する研修会や講習会等を通じて、学校における防災教育と地域における防災教育がそれぞれ相互に補完しながら、人から人へ、子世代から孫世代へと受け継ぎ、横と縦のつながりを通じて県土の自然の特徴を理解しつつ高い防災意識を維持するために一体的に普及・啓発していくこととする。

東日本大震災で津波に遭われた方（いわき市久之浜町）から次のお話を伺った。

「35年前に亡くなり、今、生きていれば109才となる母から、小さい頃（小学校低学年頃）、紀伊半島の地震・津波の話聞き、『地震の時、海の近くは津波が来るから逃げるのよ』と言われた覚えがある。それから60年余り、今回3月11日の地震（東日本大震災）の時、その覚えが意識のどこかにあり、津波から避難することができた。60年余り前の幼い頃の母の教えが私の命を守った。」

教育の原点は、家庭にあり、親、祖父母、兄弟等の教えである。防災教育も同様に、家庭での教育が、子、孫の命を守っていく。そのため、家庭・学校・地域で災害の経験、教訓を伝えていくことが、次の世代を守る要となる。

### 2 学校等における防災教育

#### (1) 基本方針

ア 東日本大震災のように想定した被害を超える自然災害等の発生に際しても、自ら危険を予測し回避するために、災害に関する基本的な知識を身に付けさせるとともに、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動を取ることができる「主体的に行動する態度」を育成する防災教育を推進する。

イ ボランティア活動などを通して、思いやりや生命尊重などの心を養い、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を養うための防災教育を推進する。

ウ 災害時における児童生徒等の安全を確保するため、教職員の資質向上や各種災害に係る対応マニュアルの整備、市の防災担当課等との連携体制の構築、地域ぐるみ

の避難訓練など防災管理・組織活動を充実していく。

## (2) 各発達段階等における防災教育

各学校等で、児童生徒等の発達段階や地域の実情を考慮して計画を作成し、指導にあたる。

### ア 幼児

日常生活で、自らが安全に対する認識や関心を高めることができるようにする。災害時には、教職員・保育士や保護者の指示に従い行動できるようにする。また、危険な状態を発見したときには教職員や保育士など近くの人に伝えることができるようにする。

### イ 小学生

#### (ア) 低学年

安全に行動することの大切さを理解し、安全のための決まり・約束を守ることや身の回りの危険に気付くことができるようにする。また、危険な状態を発見した場合や災害時には、教職員など近くの人に速やかに連絡し、指示に従うなど適切な行動ができるようにする。

#### (イ) 中学年

災害に関する様々な危険を理解し、危険に気付くことができるようにするとともに、自ら安全な行動をとることができるようにする。

#### (ウ) 高学年

中学年までの学習を一層深め、様々な場面で発生する危険を予測し、進んで安全な行動ができるようにする。また、家族など身近な人々の安全にも気配りができるようにする。さらに、簡単な応急手当ができるようにする。

### ウ 中学生

小学校までの学習をさらに深め、災害安全に関して適切な行動をとるとともに、応急手当の技能を身に付けたり、防災への日常の備えや的確な避難行動ができるようにする。また、他者の安全に配慮することはもちろん、自他の安全に対する責任感の育成も必要である。さらに、学校、地域の防災や災害時のボランティア活動（例：避難所運営の手伝い）等の大切さについても理解を深め、参加できるようにする。さらに、学校、地域の防災や災害時のボランティア活動（例：避難所運営の手伝い）等の大切さについても理解を深め、参加できるようにする。

### エ 高校生

自らの安全の確保はもとより、友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献する大切さについて一層理解を深める。また、心肺蘇生などの応急手当の技能を高め、適切な手当が実践できるようにする。さらに、安全で安心な社会づくりへの理解を深めるとともに、地域の安全に関する活動や災害時のボランティア活動（例：避難所運営）等に積極的に参加できるようにする。

オ 障がいのある児童生徒等

児童生徒等の障がいの状態、発達の段階、特性及び地域の実態等に応じて、自ら危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようにする。

(3) 防災教育の内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにする。

ア 大分県における地震・津波の歴史

イ 地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方

ウ 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方

エ 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方

オ 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解

カ 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力

キ 災害時における心のケア

(4) 教育課程における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として教育課程の各教科・科目、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等に位置付け、児童生徒等の発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じ適切に実施する。

そのためには、各学校において指導内容、指導時間数について整理した「学校安全計画（生活安全、交通安全、災害安全を盛り込んだもの）」を作成し、安全学習と安全指導を密接に関連付けながら、計画的に実施する。

また、児童生徒等の学習効果を高めるため、危険予測の演習、視聴覚教材や指導資料の活用、地域校内の安全マップづくりなど指導方法の多様化を図る。

(5) 地域ぐるみの防災教育

児童生徒等は地域住民の一員という側面もあり、また、登下校時や放課後など学校管理下外で災害に遭う場合も想定されることから、保護者等との連携を図りながら、自主的な判断力を養うとともに、地域における指定緊急避難場所等について理解させることが重要である。

そのため、学校として地域の防災訓練等に参加することや、学校を拠点とした防災教育プログラムを、地域住民と協働して実施するなど、日ごろから地域の防災担当部局、消防署、公民館や自主防災組織などの関係機関団体との連携を図るよう努める。

さらに、「学校安全委員会」に保護者や地域の防災関係者の参加を得るとともに、地域の「協育」ネットワークを積極的に活用し、体験学習や過去の体験談を聞く機会の設定、隣接する学校、病院等との合同避難訓練の実施等、学校、家庭、地域ぐるみの防災教育の推進に努める。

#### (6) 教職員に対する防災教育

全ての教職員は、災害発生時に児童生徒等の安全を確保するための適切な指示や支援をすることとともに、児童生徒等の発達段階や、各教科等それぞれの特徴に応じた防災教育を適切に実施することが求められる。

管理職や学校安全の中核となる教職員は、そのために必要な知識や技能について他の教職員に指導・助言し、防災管理・組織活動の体制の整備を図ることが必要である。

そのため、管理職や安全担当教職員に対する専門的知識や資質の向上を図る研修を充実させるとともに、各学校等においては、管理職や安全担当教職員を核とした校内研修の充実、避難時における学校での点呼のあり方や児童の引き渡し方法などを盛り込んだ地震・津波に対応したマニュアルの整備等を通じて教職員の防災対応能力や指導力の向上を図る。

### 3 地域等における防災教育

#### (1) 基本方針

ア 市は、災害時に危険を認識し、状況に応じて自らの安全を確保するための行動ができるようにする。なお、防災教育に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者や被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

イ 市は、地域防災リーダー（防災士）を育成し、その者を中心に自主防災組織を充実・活性化することにより、地域ぐるみの防災対策を推進する。

ウ 市は、防災関係機関や団体等への効果的な防災教育により、災害発生時の応急対応のための体制の早急な確立ができるようにする。

#### (2) 一般市民に対する防災教育

市は、防災意識・知識の向上や防災の日常化を図るため、県及び防災関係機関と協力して、市民に対する防災教育を実施する。防災教育は、地域の実態に応じてマスメディア・ホームページ・SNSの活用、動画・映像の放映・配信、パンフレット・ハザードマップ等の配布、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行う。災害による人的被害をなくすためには、市民一人ひとりが、地域の災害リスクを把握し、早期避難を習慣化しておくことが肝要である。そのため、ハザードマップなど防災教育・啓発ツールを活用し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難時に使用する道路状況を確認すること、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

ア 地震・津波に関する知識

(ア) 地震・津波に関する基礎知識、大分県の災害史等

(イ) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること

さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など、津波の特性に関する情報

(ウ) 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、津波浸水想定の対象地域外でも浸水する可能性があること、指定緊急避難所、指定避難所の孤立や避難所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性

イ 各地域における避難対象地区、土砂災害警戒区域等に関する知識

ウ 正確な情報入手の方法

エ 警報等発表時や避難指示等の発令時にとるべき行動、指定避難所での行動

オ 家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取決め

カ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛、適切な避難行動等防災上とるべき行動に関する知識

キ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

ク 平素住民が実施しうる応急手当、3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備、出火防止等の家庭での予防・安全対策

ケ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

(3) 家庭における防災教育

教育の原点は、家庭にあり、親、祖父母、兄弟等の教えである。家庭での防災教育が、子、孫の命を守ることにつながるため、災害の経験、教訓を伝えていくことが重要となる。

そのため、地域の防災訓練に親子で参加し、住んでいる地域の特性を学ぶとともに、指定避難所の位置や避難経路を確認すること、子が学校教育で学んだことを家庭で共有することなど、地域における教育や学校教育と併せ、あらゆる機会を利用して家庭でのコミュニケーションを通じて、家庭における防災教育の充実を図るものとする。

(4) 自主防災組織に対する防災教育

県は、講習会を開催し、地域の防災リーダー（防災士）を養成するとともに、その者が中心となり自主防災組織の中で指導、啓発することにより、地域コミュニティに

おける自主防災組織の充実・活性化を図るものとする。

また、地域防災リーダーの資質向上を図るため、研修会の開催などに取り組む。

(5) 防災上重要な施設における防災教育

市は、防災関係機関と連携して、危険物を取り扱う施設、不特定多数の者が出入りする施設、その他防災上重要な施設の管理者に対して、災害発生時に適切な行動がとれるよう、研修会や講習会等を通じて、防災教育を行うものとする。

(6) 各種団体等に対する防災教育

市は、防災関係機関と連携して、少年消防クラブ、ハイスクール消防クラブ、婦人防火クラブ、事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織、その他団体等に対して、研修会や講演会等を通じて防災教育を行うものとする。

また、大分海上保安部は、海事関係者等に対して、平時から津波の危険性、津波来襲時の船舶等の避難方法等について防災教育を行うものとする。

さらに、日本赤十字社大分県支部や、防災関係機関と連携して、児童・生徒及び地域住民に対して、次の事項を含む必要な防災教育を対象者（年齢）に合わせた内容で行うものとする。

- ア 避難所生活で特に体調悪化や生活不活発病を生じやすい高齢者を適切に支援するための知識と技術を習得する「災害時の高齢者生活支援講習」
- イ 心肺蘇生、応急手当等の知識と技術を習得するための「救急法講習及び幼児安全法講習」
- ウ 災害時における危険の理解と安全な行動の仕方、非常持ち出し品や災害時の食事体験等を通じ、災害から命を守る力を身につけるための「防災プログラム」

(7) 防災対策要員（市職員等）に対する防災教育

市職員のうち災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、次の事項を含む必要な防災教育を行うものとする。

- ア 地震・津波に関する知識
- イ 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- ウ 職員等が果たすべき役割
- エ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- オ 今後地震対策として取り組む必要のある課題

(8) 災害教訓の伝承

市及び県は、過去に起こった大災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する各種資料（古文書、自然記録、映像等）や調査分析結果等をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよ

う努めるものとする。

なお、公開にあたっては、事前に古文書の信頼性の検証を行っておくことや、市民にもわかりやすい自然記録の解説を付記するなど、その資料の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

市及び県は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。



## 第4節 消防団、ボランティアの育成・強化

消防団、自主防災組織（事業所）の育成及び強化に関しては、本節に定めるところにより、防災関係機関と連携して推進する。

### 1 消防団の育成・強化（津久見市、大分県）

#### （1）消防団の育成・強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで地域社会における地域防災力の中核として救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。

しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、地域との連携を進めながら、その育成・強化を図ることが必要となっている。

#### （2）消防団の育成・強化策の推進

市は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

##### ア 消防団員への理解の促進

消防団は、地域防災力の中核として位置づけられていることから、自主防災組織や防災士等と連携を図りながら、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、ひいては消防団への加入、協力する環境づくりを進める。

##### イ 消防団への加入促進

消防団員数は少子高齢化等の要因から減少の傾向にあるため、若年層をはじめとする地域住民に対する消防防災思想の普及啓発を担う地域消防アドバイザーへの活動支援、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の採用促進等を通じて消防団への加入を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、消防学校における教育訓練の充実を図る。

##### ウ 消防団組織・制度の多様化

地域住民、女性が入団しやすい組織・制度として特定の活動にのみ参加する「機能別団員・分団制度」を推進する。特に、大規模災害を想定し、団員のみでは対応できない役割を補佐するため、自主防災組織や防災士等の参画を促す。

### 2 事業所の自主防災体制の充実（津久見市、大分県、防災関係機関）

（1）多数の者が勤務し又は出入りする施設については、自らの施設からの災害の未然防止・拡大防止を図るため、消防法により消防計画を作成し自衛消防組織を設置することとなっている。今後は、それら施設に対する消防機関による指導を強化するとともに、法令に基づき段階的に適切な措置を施す等、適正な対策を講ずることとする。

また、それ以外の事業所についても、自主的な防災組織の設置を推進することとし、

関係機関は指導に留意するものとする。なお、自衛消防組織の行うべき事項は次のとおりとする。

- ア 防災訓練、消火設備等の維持管理
- イ 消火活動、通報連絡及び避難誘導措置
- ウ 防災要員の配備
- エ 情報収集能力の強化（連絡体制の確立）

(2) 市及び県は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、地域貢献等）を認識させるとともに、業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定を促す。

### 3 ボランティアの育成・強化（津久見市、大分県、防災関係機関）

災害発生時には、被災地や被災者個々の状況に応じた支援活動が重要であり、市・県など公的機関の応急・復旧活動や、自主防災組織の活動とともに、ボランティア・NPO等の特性を活かしたきめ細かな支援活動が不可欠である。

このため、市は、ボランティア・NPO等活動の支援に関する情報提供やコーディネート等を実施する「(福)大分県社会福祉協議会 大分県ボランティア・市民活動センター」や「(公財)おおいた共創基金」などと連携し、平時からボランティア・NPO等と顔が見える協働関係を構築し、ボランティア・NPO等が効果的に活動できる環境整備を行う。

また、大分県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会が設置する災害ボランティアネットワークに参画し、協力・連携体制の整備、情報交換、災害時の備え等を行う。

さらに、災害ボランティアセンター運営の核となるリーダーの更なる育成や、運営実務を行うスタッフを育成するため、市社会福祉協議会職員や市職員等を対象に、ボランティアの活動場所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生防止を含めた研修を実施する。

なお、大分県から事務の委任を受けた場合、共助のボランティア活動と市が実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

## 第5節 要配慮者の安全確保

「要配慮者」とは、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。

避難行動に支援を要する人だけでなく、避難所での生活に困難を来す人も「要配慮者」に含まれる。

例) 災害発生時の避難行動に支援を要する人

- ・四肢、視覚、聴覚等に障がいがある人
- ・状況の把握が困難な人（知的障がい者、精神障がい者、認知症の人）
- ・要介護の高齢者
- ・日本語の理解が不十分な外国人 など

例) 上記の他、自分自身で避難行動はとれるものの避難所等での生活が困難な人

- ・人工透析を行っている人
- ・インスリンの自己注射をしている人
- ・特殊な薬剤（治療）を必要とする人（精神疾患患者、難病患者等）
- ・集団生活や環境の変化になじみにくい人（発達障がい児・者）
- ・妊産婦や乳幼児 など

要配慮者の安全確保及びその防災活動の支援を行うための対策は、本節に定めるところにより実施する。

### 1 地域における要配慮者対策（津久見市、自主防災組織）

(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用等

ア 市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（H25.8月（R3.5月改定）内閣府）を参考に、地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行う措置について定めるものとする。

イ 市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとするとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努め。

ウ 市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

エ 市は、避難支援等に関わる関係者として地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等など避難支援等に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意及び必要に応じて避難支援等関係者の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供する。

また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報及び個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

オ 市は、避難支援等関係者に平常時から避難行動要支援者の名簿情報及び個別避難計画を提供するために、避難行動要支援者本人に郵送や戸別訪問など直接的な働きかけを行うほか、より積極的に避難支援を実効性あるものとする等の観点から、本人の同意がなくても平常時から名簿情報及び個別避難計画を避難支援等関係者に提供できるよう、条例による特例措置を検討する。

カ 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

## (2) 避難誘導體制の整備

市は、避難行動要支援者の避難誘導が円滑に行われるよう、平常時において、自主防災組織との協働により地域ごとに緊急避難場所の確保及び避難路の整備を行うとともに、定期的な防災訓練により検証を進める。

また、市は、自力での移動が困難な避難行動要支援者の避難に際して、各自主防災組織が地域の実情に応じて、個別避難計画等により自動車の利用など移動手段をあらかじめ定めておくよう支援する。

## (3) 福祉避難所の指定

市は、指定避難所に要配慮者や感染症対策のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の指定避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所の指定を推進する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療

機器の電源確保等に必要な配慮をするよう努めるものとする。

ア 指定にあたっては、社会福祉施設だけでなく、特別支援学校や旅館・ホテル等とあらかじめ協定を締結し、指定避難所での集団生活に支障をきたす要配慮者とその家族に対しては、多様な避難場所を提供できるよう努めるとともに、必要に応じて福祉避難所ごとに受入対象者を特定し、指定した福祉避難所に関する情報を住民に周知（公示）する。また、福祉避難所の設置にあたっては、公共施設や特別支援学校、旅館・ホテル等を福祉避難所として利用する場合においても介護職員の派遣等について、社会福祉法人等に協力を要請する。

イ 市は、所有する施設の使用や職員の派遣等について協力を要請する他、災害福祉広域支援ネットワークの構築に努める。

さらに、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

また、福祉避難所に関する周知や事前準備も含めた「福祉避難所開設・運営マニュアル」の作成や福祉避難所、社会福祉協議会等と連携し、研修会に参画する。

ア 福祉避難所について

(ア) 福祉避難所の入所対象者

福祉避難所は、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要配慮者を対象とする。

(イ) 福祉避難所への入所対象者の把握

市は、要配慮者の情報を基に、福祉避難所の入所対象者概数及び現況を平常時に把握しておく。

(ウ) 福祉避難所として利用可能な施設の把握

市は、現状において要配慮者の入所が可能な社会福祉施設だけでなく、一般の指定避難所のように現況では特別の機能を有していない場合であっても、災害発生に伴い設備を整備することによって福祉避難所として利用可能となる施設に対して、災害時に緊急的な受入れを要請する可能性があることから、それらの施設に関する情報もデータベースとして整備を行う。

また、災害時にすぐに福祉避難所が利用できない場合は、一般の指定避難所に要配慮者用の窓口を設置するとともに、介護や医療相談を受けるスペースを確保する。

(エ) 福祉避難所の指定目標の設定

福祉避難所は、要配慮者や同居家族の生活圏等に配慮し指定することとするが、地域における身近な避難所として、市町村は小学校区に1か所程度の割合を目標とし、指定を推進する。

(4) 防災設備・物資・資機材等の整備

市は、災害初期の食料・飲料水等について、おおむね3日間を住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう事前の備えを推進するための啓発を行う。

市は、要配慮者に配慮した救援活動が行えるよう、物資の備蓄・調達体制の整備を行う。

(5) 在宅高齢者、障がい者に対する防災知識の普及

市は、ホームヘルパーや民生委員・児童委員等、高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検や適切な避難行動等の防災知識普及を推進する。

また、市は、透析患者、人工呼吸器患者及び在宅酸素患者等の難病患者に対して、「お薬手帳」の常備や病状・かかりつけ医療機関・服用薬などを記入できる「難病患者のための災害時準備ガイドブック」の携帯等、自らを守るための資源の活用について普及啓発に努める。

2 社会福祉施設における要配慮者対策（大分県、津久見市、社会福祉施設・病院等の管理者、自主防災組織）

(1) 組織体制の整備

ア 市は、要配慮者が利用する社会福祉施設等の安全確保のための組織・体制の整備を促進するよう施設を管理する社会福祉法人等を指導・支援する。

イ 市は、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じて、それらの組織と社会福祉施設等との連携を図り、施設利用者及び入所者の安全確保に関する協力体制を整備する。

ウ 社会福祉施設等の管理者は、災害時に備えてあらかじめ防災組織を整備し、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図るとともに、職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施する。特に、夜間や荒天時等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導體制に十分配慮した体制を整備する。また、市、自主防災組織、近隣住民と連携をとり、施設利用者及び入所者の安全確保に関する協力体制づくりを行う。

(2) 防災設備等の整備

ア 市は、社会福祉施設の管理者に対して、施設利用者及び入所者の安全確保のために防災設備等の整備を促進するよう指導・支援する。

イ 社会福祉施設等の管理者は、施設自体の災害に対する安全性を高めるとともに、災害発生直後の施設利用者及び入所者の生活を維持するため、物資及び防災資機材等を整備する。また、災害発生に備え、消防機関等への緊急通報、避難誘導のための防災設備及び体制の整備を行う。

また、災害発生に備え、消防機関等への緊急通報、避難誘導のための防災設備及び体制の整備を行う。

(3) 要配慮者を考慮した防災基盤の整備

市は、施設利用者及び入所者の災害対応能力及び社会福祉施設の立地を考慮し緊急避難場所及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

また、県は、市の防災基盤の整備事業を支援する。

### 3 要配慮者対策における市の体制整備

市は、災害の発生に伴い、被災地域においては、指定避難所の設置管理、食事・物資の提供、遺体の取扱い等の災害救助関係業務のほか、民生関係業務として、生活福祉資金の貸付、応急仮設住宅等における福祉サービスの実施、り災証明の発行等、膨大な種類と量の業務が発生することから、災害の規模及び行政機能状況等を勘案し、以下の点に留意しながら、福祉に係る災害応急対策を実施する。

- (1) 災害発生により食事・物資の分配業務、遺体の取扱い業務等の災害救助関係業務と並行して障がい者及び高齢者に対するホームヘルパーや手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービス等の福祉関係業務の増大にも対応できるよう、業務処理体制の確保に努める。
- (2) 近隣市町村と災害援助協定を締結している場合にあっては、速やかに応援を要請する。
- (3) 県を通じ、内閣府政策統括官（防災担当）に対し、他都道府県の市町村民生部局等の職員の応援を要請する。
- (4) 災害発生後一定の期間経過後に業務量が増大することから、時間の経過とともに変化する状況に対応した組織と人員の投入に留意しつつ、対策を講ずること。

### 4 傷病者対策における市の体制整備

災害発生直後の混乱した状況の中では、特殊な医療を必要とする患者を含め、傷病者に対しても特別な配慮が必要となる場合がある。市は、これらの者の安全の確保をはじめ、医療機関の被災状況の把握、避難誘導を行うための体制を整備する。

### 5 旅行者等の安全確保（津久見市、大分県、観光施設管理者、自主防災組織）

(1) 基本方針

観光地を多くかかえる大分県の特性を考慮し、市・県、防災関係機関及び観光施設等の管理者は、土地勘のない旅行者等が地震災害に遭遇した場合を想定した安全確保対策や避難・救護・輸送対策の構築に努める。

(2) 実施内容

市及び施設管理者等は、次の点に留意した対策を推進する。

ア 市は、指定避難所・避難路の標識が観光客・旅行者等にも容易に判別できる表示とし、その安全確保に努める。

- イ 市及び自主防災組織等は、地域全体で地震災害時の観光客・旅行者等への安全確保や救助活動を実施できる体制を整備する。
- ウ 旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時の避難誘導體制を事前に整備しておくなどの宿泊客の安全を確保することにとどまらず、被災者への救援活動の拠点となれるよう、平素から食料、飲料水、医薬品等の備蓄や被災者の収容・受入れ体制の整備に努めるものとする。
- エ 市は、観光客・旅行者対策の実施状況を的確に把握しておくとともに、適宜その対策を支援する。

## 6 外国人の安全確保（津久見市、自主防災組織）

### （1）基本方針

市は、国際化の進展に伴い、県内に居住、又は来県する外国人が増加し多様化していることをふまえ、言語・文化・生活習慣の異なる外国人が受ける被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれる防災環境づくりに努める。

### （2）実施内容

市及び防災関係機関は、次の点に留意した対策を推進する。

- ア 市は、市町村は、指定避難所・避難路の標識への外国語の付記、災害時の多言語による広報等、外国人に配慮した情報伝達手段の整備に努める。
- イ 市、公共的団体及び自主防災組織等は、地域全体で外国人の安全確保、救助活動、安否確認等の支援体制を整備する。
- ウ 市は、災害時に地域内で生活する外国人の安全確保を図るため、多言語による防災知識の普及活動を推進し、外国人を対象にした防災教育を実施するよう努める。具体的には、英語を始めとする外国語の防災パンフレットやビデオ等の作成・普及、外国人を対象とした防災訓練の実施を推進する。
- エ 市は、国が行う研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努める。

## 7 要配慮者利用施設管理者等が実施する避難確保計画作成の支援

市は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波発生時における要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難確保を支援するため、要配慮者利用施設の管理者等が実施する避難行動確保計画作成を支援する。



## 第6節 帰宅困難者の安全確保

大規模な災害が発生した場合、都市部では、交通機能停止等により自力で自宅に帰ることができない人々（以下「帰宅困難者」という。）が発生することが予想される。これらの帰宅困難者の安全確保のために以下の事前措置を講ずる必要がある。

### 1 宿泊場所の確保（津久見市、交通機関、事業所、学校）

- ア 市は、中心部の公共的施設等を宿泊所として提供できるよう施設の管理者等とあらかじめ使用協定を締結するよう努める。なお、宿泊所の確保にあたっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮した宿泊所の運営に努める。
- イ 事業所・学校等は帰宅困難者の宿泊に対応できるよう食料・水・毛布などの生活用品の備蓄に努める。
- ウ 市は、帰宅困難者のために学校、公民館等を宿泊施設として開設したときは、臼杵市情報システム（同報無線）、広報車等で帰宅困難者に周知する。この場合、帰宅困難者に人数の把握に努め、食料・水・毛布・暖房器具（ストーブ・オイルヒーター）・扇風機等を提供する。
- エ 市は、公共的施設等との協定締結し、代替交通機関の確保等についてJR等の交通機関と検討を行なう。

### 2 市民、事業所・学校等への啓発（津久見市、大分県）

#### （1）市民への啓発

市は、市民に対して、帰宅が困難な場合には安全な場所にとどまること、家族間の連絡手段や徒歩帰宅の経路を事前確認すること等、平常時からの備えの重要性について啓発を行うとともに、災害用伝言ダイヤル等を活用した安否確認等について周知を行う。

#### （2）事業所への要請

市は、事業所・学校等に対し、災害時の従業員・学生等の安全確保を図るため、帰宅困難者を想定した食料・物資の確保、備蓄等の検討を要請する。

また、市及び県は、コンビニエンスストア、外食店舗等を徒歩帰宅者の立ち寄り所として利用できるようトイレ、水、情報の提供について、あらかじめ協定を締結する。

## 第7節 市民運動の展開

自然災害の発生を防ぐことはできないが、その被害は県民一人ひとりの日頃の努力によって減らすことが可能である。行政による「公助」はもとより、自分の命は自分で守る「自助」、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」を実践し、地域社会における防災力を向上させることによって、被害を最小限に抑える減災社会を実現しなければならない。

### 1 自助の推進

- (1) 市民は、防災に関する研修会、防災訓練、防災ボランティア活動その他の防災に関する活動に積極的に参加し、防災に関する知識及び技能の習得に努めるものとする。
- (2) 市民は、自らが生活する地域において、市町村、県その他の関係機関が提供する防災に関する情報を活用して災害が発生するおそれのある危険個所、指定緊急避難場所、避難経路、避難方法その他の安全の確保に必要な事項について確認するとともに、安否確認の連絡方法等をあらかじめ確認しておくよう努める。
- (3) 建築物の所有者は、当該建築物について耐震診断を行うとともに、その結果を踏まえ、耐震改修その他の適切な措置を行うよう努める。
- (4) 市民は、災害の発生に備え少なくとも3日分の食料、飲料水と医薬品等の生活物資を備蓄するよう努める。

### 2 共助の推進

- (1) 市民は、互いに助け合って自分たちの地域を守る共助の中核をなす組織として、自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。
- (2) 自主防災組織は、市、事業者等と連携しながら、防災知識の普及、地域の安全点検、防災訓練その他の災害予防対策を地域の実情に合わせて日常的に行うよう努める。
- (3) 事業者は、災害時において事業を継続し、又は早期に復旧するための計画を作成するとともに、地域社会の一員として地域における防災活動に積極的に協力するよう努める。

## 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

### 【迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置の基本的な考え方】

市は、迅速かつ円滑に災害応急対策を遂行するために、「初動体制の強化」、「活動体制の確立」、「個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実」を柱とする各種の事前措置を、県、市町村等において推進する。

市及び防災関係機関も次に示す事項に従い、より実効性のある事前措置を推進する。

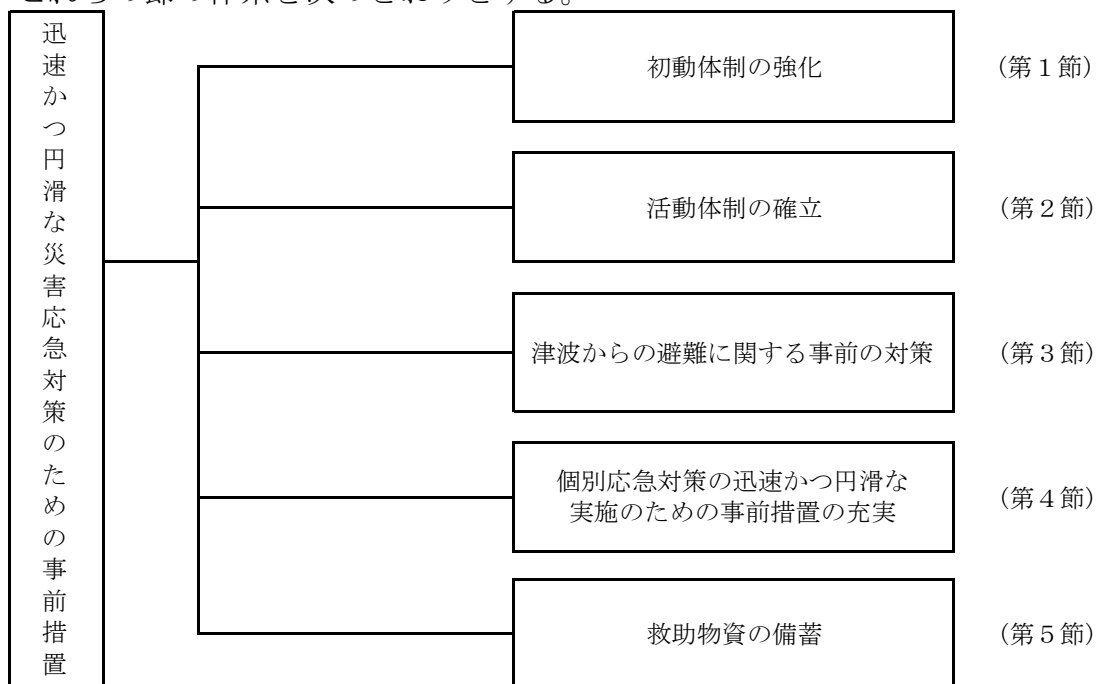
#### 1 市

- (1) 津久見市防災会議は、津久見市地域防災計画の見直しや防災に係る調査研究に携わるだけでなく、防災施策の点検・調整を行うものとする。
- (2) 災害対策本部及びそれに準ずる事前体制（災害警戒本部等）や初動段階の職員参集基準等について、市の地域特性にあわせて事前に整備しておく。また、県の事前措置に準じた措置を講じる。

#### 2 防災関係機関

各機関別の防災体制を点検・整備し、効果的に地震時の対応がとれるよう、各機関の防災計画及び活動マニュアルを整備するものとする。

これらの節の体系を次のとおりとする。



## 第1節 初動体制の強化

市は、「第3部 災害応急対策」に記載する対策を、災害発生時に迅速かつ円滑に遂行できるように、以下に示す事前の措置を全庁的に逐次推進していく。

突然発生する災害に迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報（被害情報や市町村等における応急対策活動の実施状況等）を素早く把握し、県としての所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。

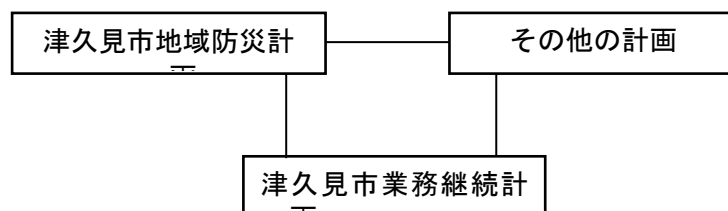
そこで、以下の点を重点に初動体制の強化を図る。

### (1) 業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の作成

市は、災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続を見据え、災害時に必要となる人員や資機材等を的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図るため、業務継続計画（BCP）を策定する。

この業務継続計画は、災害時における県庁の機能を維持、回復させるための方策を明らかにするものであり、実効ある業務継続体制を確保するため、定期的な教育・訓練や点検等の実施により、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しを行うものとする。

#### ○ 非常時における各計画の構成



※ 業務継続計画は、地域防災計画やその他の計画に定められた業務が円滑に進むよう下支えするとともに行政サービスに支障が生じないよう必要な備えを行うもの。

#### ○ 地域防災計画と業務継続計画

地域防災計画とBCPが対象とする業務の関係は、次の図のようになる。



## (2) 受援計画の策定

市は、救助・救急、消火活動、医療活動及び物資調達等の応援を受ける際の要請の手順、活動拠点等の基本的事項をあらかじめ整理することにより、警察、消防及び自衛隊等の広域的な応援を迅速かつ効率的に受入れる体制を確保するため受援計画を策定する。

また、県や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定をはじめ、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保を行う。

さらに、発災時は迅速な生活再建（避難所運営、り災証明書の発行、仮設住宅建設等）が強く求められるが、その中心的業務を担う被災市町村において、必要十分な応援職員を確保することが重要になることから、市における受援計画が早期に策定されるよう支援する。

## (3) 職員の動員配備対策の充実

職員（要員）をできるだけ早くかつ多く確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。そこで、職員が災害発生後速やかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。

### ア 災害対策職員用携帯電話の拡充

地震の場合、県内一円で等しく揺れを体感する可能性は低く、職員自身の体感では小さい揺れでも、他の地域で大きな揺れを記録していることもある。そのような場合、いち早く連絡体制を確立し、災害対策職員の確保を図るためには、防災関係職員などに携帯電話を常時携帯させ、常に呼び出しが可能な体制を整える必要があり、順次それを拡充していく。

#### イ 職員参集・安否確認システムの活用

迅速な動員配備を行うため、職員全員を登録でき、かつ、一斉配信した緊急メールに対して安否・参集等に関する情報を送信し、自動集計できる職員参集・安否確認システムを活用する。

#### ウ 24時間体制の整備

地震は、いつ発生するか予測が困難である。勤務時間内、勤務時間外を問わず常に要員が待機することにより、予測が困難な地震についても迅速な初動体制が確保できる。このため、消防職員の宿直により24時間体制を執る。

#### エ 職員の災害情報取得の取り組み

職員の災害情報の取得手段として、平成31年度から稼働した防災システムに登録促進を行う。

#### オ 職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員は家庭においても防災対策を徹底し、被害を最小限に止めることに努める。

なお、発災時に家族と離れていた職員は、速やかに家族の安全を確認し、心理的ストレスを解消することで冷静に業務に取り組めるよう、平時から家族間での連絡方法を確認しておかなければならない。

##### ※災害時の安全確認方法の例

- ・ 災害用伝言ダイヤル（NTTの「171」など）の利用
- ・ 携帯メールによる連絡（通話よりも着信確率が高いとされる。）
- ・ 「三角連絡法」（被災地へ向けての電話がつながりにくい状態でも、被災地から外に向かったの電話は通じる場合があるので、隔地の親類や知人などの家を連絡の中継地として、そこを伝言板がわりに利用する方法）の実施

#### （4） 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

災害発生時に円滑に災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、以下の対策を推進する。

#### ア 災害対策本部等の機能強化

大規模災害発生時に災害対策本部が迅速・的確に対応できるよう、また自衛隊や警察や消防との円滑な連携、国及び県の現地対策本部の受け入れも踏まえ、災害対策本部の機能強化を図る。

#### イ 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも3日分の水、食料、下着、毛布等の備蓄について検討する。

#### ウ 市有施設等の防災対策強化

災害発生時における初動対応や復旧作業を迅速かつ着実に行うため、液状化の危険度が高い地域や津波浸水想定区域内に立地している市有施設等の移転や、市庁舎近隣

に居住している職員等が居住する公舎の再整備を検討する。

また、市庁敷地内にある公用車についての駐車場の整備についても検討する。

(5) 災害情報の収集・伝達体制の充実（津久見市、大分県）

ア 情報機器の整備と通信手段の多様化

市は、災害の発生直後に必要とされる災害に関する情報（被害情報や応急対策活動の実施状況等）を素早く把握し、市民へ伝達するため、以下の対策を推進する。

(ア) 震度計の設置

地震による被害発生の可能性を最初に覚知する方法は、震度の把握である。現在、県内には気象庁所管の震度計等が設置されているが、これに加え大分県震度情報ネットワークシステムにより、市の震度が地震発生後速やかに把握できるシステムを構築している。

(イ) 情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、以下の対策を推進していく。

- a 被災地から直接市へ情報が伝達できる体制を充実するため、市の防災関係機関に対する通信施設の整備や臼杵市情報伝達システム及び衛星携帯電話・衛星通信等の移動通信機器の充実等に努める。
- b 防災関係機関に対する通信設備の整備
- c 津久見市防災行政無線（同報系）及び衛星携帯電話・衛星系移動通信機器の充実
- d 市防災無線の設置箇所や端末局の増加、デジタル化の推進等による最新機器への更新等について指導する。

(ウ) 通信手段の多重化

大規模災害による通信手段の停止を想定した、防災情報の伝達手段の多重（複数）化を平常時から構築する。

- a Lアラート、市ホームページによる迅速な災害情報の発信を行う。
- b 県民安全・安心メールの登録を促進する。
- c おおいた防災アプリの利用を促進する。
- d 携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）を活用する。
- e ツイッター、フェイスブック等ソーシャルメディアの利用を促進する。
- f 民間通信事業者との災害時の連絡・協力体制を構築する。
- g アマチュア無線局やタクシー等の業務用無線局の災害時の活用について協力体制を検討する。
- h 災害情報収集に必要なパソコンや臨時回線等の資機材の調達方法について検討するとともに実際の調達手順について定期的に確認する。

(エ) I P 電話に係る停電対策

I P 電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

イ 地震・津波に関する情報伝達体制の整備

(ア) 防災関係機関相互及び機関内部における情報伝達

市、県及び防災関係機関は、機関相互間及び各機関内部において、津波警報等の情報が確実に伝達され、共有化できるようその経路及び方法を確立するものとする。また、情報伝達の経路及び方法を確立するに当たっては、通常使用している情報伝達網が地震・津波の影響により寸断される可能性があることを十分考慮し、代替の経路及び方法も確立しておくものとする。なお、津波発生時に活用できるよう平常時においても利用する。

(イ) 居住者等への情報伝達

市及び市内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び市内に一時滞在する観光客、釣り客、海水浴客、ドライバー等（以下「観光客等」という。）に対し、津波に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう、関係事業者の協力を得つつ、同報無線の整備及びそのデジタル化の推進、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、ワンセグ放送、学校等における情報端末の設置、県民安全・安心メール、市の防災情報提供メール、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、おおいた防災アプリ、インターネット（ホームページや、SNS等）の活用、コンビニエンスストア、郵便局等の地域スポットの活用、Lアラートの活用、報道機関との連携など、情報伝達手段の多様化を図る。

また、避難指示等の情報について、災害対応支援システムの入力により、各種メールに自動配信されるよう必要な改修を行うものとする。

(ウ) 船舶、港湾関係者等への情報伝達等

市は、船舶及び港湾、漁港等の関係者に対する津波警報等の情報伝達について、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）を利用した同報無線での自動一括放送や、県の「安全・安心メール」への登録促進等により、伝達の経路及び方法を示す。また、船舶等の船主については、津波の発生場所や規模により、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、港外退避をとるべきか、或いは人命優先で避難すべきか、などの考え方を整理し周知する。

(エ) 普及啓発

市は、県、関係機関と連携し、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）による、津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、普及啓発を図る。

(6) 市の津波監視体制の整備

ア 海面監視体制の確立

震度4以上の揺れを感じた場合、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした



揺れを感じた場合は、津波警報等が発表されるまでに津波が来襲するおそれがある。

そのため、沿岸市町村は、速やかにテレビ、ラジオの視聴等を行うとともに、安全な地点で海面の監視を行う体制がとれるよう、津波の監視場所、監視担当者、監視情報の伝達手段をあらかじめ定めておくものとする。

#### イ 監視方法等

##### (ア) 海上からの監視

航行中の船舶及び出漁中の漁船等にあつては、異常な海象等を発見した場合は、速やかに無線等で海岸局へ通報するものとする。

##### (イ) 陸上からの監視

津波監視場所は、監視者の安全を確保のうえ、過去の津波記録等を勘案し、津波の早期発見に適した場所に設置するものとする。海岸近くの低地での監視は行わないものとする。

##### (ウ) 津波監視担当者の専任

地震発生後、速やかに津波の監視を開始できる者を津波監視担当者として専任するものとする。

##### (エ) 遠方監視設備等の導入

地震発生直後からの潮位等の海面変化を監視するため、監視カメラ等の遠方監視設備等の導入を図る。

## 第2節 活動体制の確立

地震や津波は前ぶれもなく不意に発生し、被害が同時にかつ広域的に及ぶことから、即座に対応できる組織を整備する。また、交通・通信網の途絶、職員自身の被災等を考慮した防災活動が相互に有機的な体制の確立を図るため、次の7つの点を重点に活動体制の確立を図る。

### 1 職員の防災能力の向上

一般に、職員にとって災害応急対策活動は日常的なものではなく不慣れなものである。不慣れな活動を実際の災害時に的確に実施するためには、その防災能力を日々向上させておく必要があるため、以下の対策を推進する。

#### (1) 職員を対象とした防災研修の実施

職員を対象とした防災研修会を定期的に行い、職員の資質の向上を図る。

また、防災に関する記事、レポート等を全ての部局に配布し職員の防災への理解を深めるとともに、定期的アンケートを実施し、防災意識向上に向けた普及啓発に努める。

#### (2) 職員を対象とした参集訓練の実施

勤務時間外に災害が発生した場合であっても、予め定めた参集場所まで職員を迅速かつ確実に到達させるため、職員を対象とした参集訓練を定期的に行う。

なお、訓練に当たっては、夜間の発災や二次災害のおそれ等も考慮した様々な状況を想定する。

#### (3) 市職員災害対応マニュアルの作成

津久見市職員災害対応マニュアルを作成し、平常時から、災害対策本部設置時等における各班の体制、事務分掌を周知させることにより、防災意識の向上を図る。

#### (4) 図上訓練の実施

職員の防災能力の向上、県災害対策本部員としての役割及び行動を確認（各種機器操作等を含む）するため、図上訓練を定期的に行う。

### 2 連携体制の充実及び応援体制の強化（津久見市、大分県、防災関係機関）

振興局管内ごとに設置される、市と地域の防災関係機関・団体等の連携強化を目的とした「防災対策推進ブロック協議会」に参加し、県内関係業界、民間団体ほか、ボランティアとの連携体制の充実を図る。

また、市町村間の相互応援協定、広域応援協定を締結した場合は、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくなど、実効性の確保に努め、今後とも以下の対策を講ずることとする。

(1) 地域における連携体制の充実

地域において県地区災害対策本部の関係機関(振興局、土木事務所、保健所等)、市その他防災機関・団体等は、平時から緊密な連携関係を図るため、平成24年度に振興局を中心に「防災対策推進ブロック協議会」を設置した。

今後は、次の対策を講じていく。

- ア 市災害対策本部と地区災害対策本部との連携
- イ 防災対策に関する専門研修等の実施
- ウ 図上訓練等の実施による連携体制の強化
- エ その他

(2) 市内関係業界、民間団体との連携体制の充実

市は、官民一体となって災害に対処できる体制を充実するため、以下の対策を講じていく。

ア 市内関係業界、民間団体との応援協力協定の締結

災害時の連携が円滑に行えるよう、ノウハウを有する市内関係業界、民間団体との間で応援協力協定を締結し体制を強化するとともに、人的・物的協力の具体的な手順等を明確化し、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

イ 災害時における情報共有手段の検討を行い、定期的に訓練を実施する。

ウ 建設業団体等の担い手の確保・育成

災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

(3) ボランティアとの連携体制の充実

市及び県は、災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、次の対策を講じていく。

ア 事前登録された医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定や急傾斜地の危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備を促進する。

イ 日本赤十字社大分県支部や社会福祉法人大分県社会福祉協議会、大分県看護協会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、求められるマンパワーの要件、活動の支援・調整等について研修会等を行い、災害ボランティアセンター運営人材の養成に努める。

ウ 市は、災害発生後の迅速な災害ボランティアセンターの設置や、円滑な運営を実施する体制を構築するため、平時から「津久見市災害ボランティアネットワーク連絡会」に参画し、県地域振興局、市社会福祉協議会等が顔を合わせ、意見交換等により連携強化を推進する。

(4) 市町村間の相互応援協定締結の推進

現在、市では「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定」をはじめ、多くの相互応援協定を締結している。今後はこれらの協定が災害時に迅速に運用できるよう、緊急消防援助隊の受援計画に記載している消防本部の進出拠点、到達ルート、指揮命令体制、無線運用体制等に準じて、平素から訓練等を通じて周知を図る。併せて、常備消防については、締結している協定に基づき訓練を実施する。

(5) 広域応援体制の強化

被害が甚大で市において対応が困難な場合、県へ応援を求める必要がある。

県は、「九州・山口9県災害時応援協定」をはじめ、「防災ヘリコプター相互応援協定」等を締結し、広域応援体制を整備しており、市は、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくなど、実効性の確保に努め、今後とも、必要に応じ個別協定を締結するなど、県と連携し、応援体制の充実強化を図る。

ただし、市は、予定していた物資等の支援を受けられず、市内に有する資源のみで一定期間対応せざるを得ない場合を想定し、市内の保有資源を明らかにし、活動の優先順位付けを行い対処する方法を検討していく。

(6) 応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ

県外から応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要がある。そこで、活動拠点の候補地をリストアップしておき、災害時にできるだけ迅速に対処できるようにする。

また、緊急消防援助隊については、受援計画に記載している消防本部の進出拠点、到達ルート、野営地点等から災害状況に応じて選択する。

さらに、迅速な支援体制を確立するため、インターネット（市のホームページ・SNS等）を活用した問い合わせ窓口や要支援地域の情報提供体制の整備についても検討する。

(7) ヘリコプター運用調整のための体制・ルールづくり

大規模災害時には、生存率が急激に低下する72時間以内の救出救助が大事になり、道路の被災状況が明らかでない中では、ヘリコプターを用いた空から活動が有効となる。

また、緊急消防援助隊ヘリベースとしての運用を再検証し、航空燃料の確保や駐機スポットの整備など、必要な機能を整備する。

(8) 重要施設の非常用電源の確保

災害拠点病院等、重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう務めるものとする。

(9) 重要施設の非常用電源設置状況等のリストアップ

市は大規模停電発生時に電気事業者等から円滑な支援が受けられるよう、あらかじめ

め、災害拠点病院及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

### 3 物資、資機材の確保体制の充実（津久見市、大分県）

迅速・的確な災害応急対策の実施にあたっては、膨大な数の救出救助用資機材（チェーンソー、のこぎり、ジャッキ、かけや、重機等）、消火用資機材（消火器、可搬ポンプ等）、医薬品・医療用資機材、食料・水・被服寝具等の生活必需品等の確保が必要となる。

そこで、市は、以下の方針の下に、市内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を確保できる体制を推進していく。

#### （1） 救出救助用資機材の確保体制の充実

救出救助用資機材は、災害発生時に極めて緊急的に使用されるので、住民等が身近で確保できるよう、市は町内会・自治会の単位での確保を柱とした整備を推進する。

ア 県の市に対する自主防災組織用の救出救助用資機材の補助

イ 家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発

ウ 救助工作車等の消防機関への整備促進

エ 資機材を保有する建設業者等との協定等締結の促進

オ 市立施設における救出救助用資機材の整備促進

#### （2） 消火用資機材の確保体制の充実

消火用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるよう、町内会・自治会の単位での確保を柱とした整備を図る。

ア 県の市に対する自主防災組織用の消火用資機材の補助

イ 家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発

ウ 消防自動車等公的消防力の整備促進

#### （3） 医薬品・医療用資機材の確保体制の充実

医薬品・医療用資機材は災害発生時に極めて緊急的に使用されるので、十分な量を備蓄し保存しておくことが難しいため、緊急調達を迅速に実施できるよう、協定締結の推進、緊急医薬品等の備蓄を行う。

また、被災地への搬送については、県と関係機関の協力の下、対応できる体制を整える。

#### （4） 食料、水、被服寝具、携帯トイレ、トイレトペーパー等の生活用品の確保体制の充実

県や国等からの食料、水、被服寝具、携帯トイレ、トイレトペーパー等の生活用品（以下生活用品という。）の支援については、時間がかかることが想定されることから、それまでの間は家庭や地域等で確保できるような対策を講じる。

ア 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への生活用品の備蓄に関する啓発

イ 食料、水、生活用品の備蓄促進

ウ 大手取扱業者（大型小売店舗、生活協同組合、問屋等）との協定等締結の促進

エ 公的備蓄ネットワーク（市内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を供給できる体制）の構築

#### 4 交通確保・緊急輸送体制の充実

大規模な災害時には、災害対策要員、負傷者、物資、資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保とあわせて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後以下の対策を推進していく。

##### (1) 地域内輸送拠点の選定

市は、地域内輸送拠点を選定する。県等からの物資を集積し、指定避難所への輸送拠点とする。なお、地形等の理由から、隣接市町村の地域内輸送拠点を使用することが効率的、効果的な場合は、当該市町村に要請し連携して行う。

市は指定避難所への物資の円滑な供給のために、地域の防災倉庫等の整備、公共施設の相互利用を促進し、物資輸送の円滑化を推進する。

##### (2) 交通規制計画の策定等

###### ア 緊急交通路の指定等

大分県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、大分県又はこれに隣接し若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条第1項の規定により、緊急輸送道路等を緊急交通路に指定し、規制計画を作成する。

###### イ 緊急通行車両の事前届出及び確認制度の周知

公安委員会は、緊急通行車両の交通需要数を事前に把握し、災害発生以降の確認手続き等の事務の省力化、効率化を図るため緊急通行車両の事前届出及び確認制度の周知を行い、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにする。

###### ウ 災害発生時の車両の運転者の措置等の周知

警察は、災害発生時に運転者がとるべき措置について、運転免許証の取得・更新時に配布する「交通の教則」（財）全日本交通安全協会発行）により、以下の事項を周知するものとする。

(ア) 大地震が発生した場合、運転者は、次のような措置を採るようにすること。

a 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させること。

b 停止後は、カーラジオ等により地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

c 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(イ) 避難のために車を使用しないこと。

(ウ) 災害が発生したときなどに災害対策基本法による交通の規制が行われた場合、通行禁止区域等（これに隣接し又は近接する県を含む。）において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは緊急通行車両以外の車両の通行が禁止され、又は制限されることから、通行禁止区域等（交通の規制が行われている区域又は道路の区間）内の一般車両の運転者は次の措置をとること。

a 速やかに、車を次の場所に移動させること。

(a) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

(b) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

b 速やかな移動が困難なときは、車をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

c 警察官等の指示を受けたときは、その指示に従って車を移動又は駐車すること。なお、警察官は通行禁止区域等において車などが緊急通行車両の通行の妨害となっているときは、その車の運転者などに対して必要な措置をとることを命じることがあり、運転者などが命令された措置をとらなかつたり、現場にいないために措置をとることを命じることができないときは、警察官が、自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車等を破損することがあること。また、これらの警察官の命令等の職務については、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣に従事する自衛官や消防吏員が行うことがある。

### (3) 緊急輸送道路の整備等

#### ア 緊急輸送道路の見直し

市は、地域内輸送拠点を選定する。

また、緊急輸送道路が選定された地域内輸送拠点に接続するよう必要に応じて地域内輸送拠点など、防災拠点施設の見直しを検討する。

#### イ 道路の防災対策

道路管理者は、緊急輸送道路を中心とした橋梁の耐震化や法面崩壊対策など道路施設の災害予防対策と道路改良事業を実施する。

#### ウ 道路啓開等の計画策定

道路管理者は、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を策定する。

#### エ 道路啓開、復旧についての関係機関の協力体制の確認

##### (ア) 国土交通省との協定

市は、県が締結している国土交通省九州地方整備局との「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づき、仮設橋梁など資機材の保有数量など、防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施が図れるよう努める。

##### (イ) 大分県建設業協会との協定

市は、大分県建設業協会と締結している「災害時における緊急作業等についての協定書」について、毎年度更新に努め、道路啓開や応急復旧の作業体制の確保に努める。

#### (4) 臨時ヘリポート等の確保

孤立した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、小学校区内に1か所以上臨時ヘリポート等を確保する。

### 5 広報体制の充実（津久見市、大分県）

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願ひ、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。そこで、以下の体制を早急に整える。

#### (1) プレスルームの整備

報道機関を通じて、県・市からの情報を迅速・的確に発信するため、必要に応じてプレスルームを設置する。

#### (2) 災害時における報道機関との協力体制の構築

災害時に市からの情報が報道機関を通じて的確に市民に提供できるよう、報道機関との協力体制を構築する。

#### (3) インターネットを活用した情報発信

災害等緊急時に県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ、市ホームページや、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア等を通じて情報を発信し、情報の早期伝達、内容充実に努める。

ア 市ホームページによる迅速な災害情報の発信を行う。

イ 市防災情報提供メール（緊急情報伝達システム）、県民安全・安心メール、の登録を促進する。



ウ おおいた防災アプリの利用を促進する。

エ 携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）を活用する。

オ ツイッター、フェイスブック等ソーシャルネットメディアの利用を促進する。

(4) 手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ

聴覚障がい者、外国人に対しても的確に広報を行えるよう、市内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。また、平常時より災害時の情報伝達手段等の周知に努める。

6 広域防災拠点の整備（津久見市、大分県、防災関係機関等）

大規模災害時における県の広域防災拠点として、大分スポーツ公園が位置づけられており、県広域防災拠点と地域内輸送拠点との連携を図り、計画的な整備を推進する。また、大規模災害時における広域災害拠点の拡充に努める。

(1) 防災拠点施設として、地域内輸送拠点の整備を推進する。

(2) 全国から集積する救援物資の地域内輸送拠点への仕分・輸送拠点機能、また、災害時の救援物資・資機材・人員等の海上輸送拠点となることから、津久見港の整備を促進する。

7 被災住宅の被害調査の迅速化のための対策（津久見市、大分県）

被災住宅の被害調査については、早期の復旧・復興の観点から、迅速・円滑な被害調査が求められているため、市は、県の定期的な住家被害調査研修会に参加し、市職員の被害調査技術の向上を図るとともに、り災証明書の迅速な発行に向けて、県の「被災者台帳システム」により、非被災市町村からの職員の受援を円滑化し、市町村間の応援協定の活用により、被害調査に係る市町村間の応援体制の構築を図る。

また、住家被害認定調査の調査員を養成・登録する仕組みの構築を検討するなど、調査体制の強化に努める。

### 第3節 津波からの避難に関する事前の対策

津波から迅速に避難するため、次の4つの点を重点に津波からの避難に関する事前の対策を進めていく。

#### 1 緊急避難場所、避難路等の指定・整備

##### (1) 緊急避難場所、避難路等の指定

市は、津波に対する人的被害を防止するため、あらかじめ緊急避難場所や避難路が津波に対して危険な区域に位置していないかどうかを調査し、津波に対して安全な緊急避難場所、避難路を指定し、積極的に周知・広報する。

##### (2) 指定緊急避難場所等の整備

市は、地震が発生した場合、津波により避難が必要となることが想定される地域(以下、「避難対象地区」という。)を明示するとともに、避難対象地区における緊急避難場所の計画的な整備を行う。また、当該地域においては重点的に避難体制の整備を図る。

##### (3) 津波避難ビル等の活用

市は、高台までの避難に相当の時間を要する平野部などにおける緊急避難場所については、堅固な高層建物の中・高層階を避難場所に利用するいわゆる津波避難ビルや船舶等の活用を推進するものとする。また、津波避難ビル等の指定については、平成17年6月に内閣府が発表した現行の「津波避難ビル等ガイドライン」に沿うものとする。

なお、民間ビルを津波避難ビル等として活用する場合には、あらかじめ管理者と協定を結ぶなど、いざという時に確実に避難できるよう体制を構築しておくことが必要である。

##### (4) 避難路等の整備

市は、地震発生に伴う土砂災害等のおそれのない避難路、徒歩専用の避難路等、安全な避難路の整備・確保に努めるものとする。避難路の整備に当たっては、高台等への避難路には手すりをつけるとともに、道を平坦にして歩きやすくしておくなど高齢者等の要配慮者に配慮する。

背後地が急峻で避難が困難な地域、高齢者などの避難困難者の多い地区における避難路は、重点的に整備を行うことが必要であるため、建物の倒壊等により避難路が通行困難とならないよう、避難路沿いの建物の耐震化やブロック塀の補強、道路幅員の確保などの措置を講ずる。

なお、避難がスムーズに行えるよう、避難路の整備とあわせて海拔表示板や避難所表示板等の整備も図る。

(5) 夜間や停電時の避難対策

市は、夜間でも安全に避難できるように、指定緊急避難場所に投光器や発電機等の整備を図る。また避難路の整備に当たっては、地震による停電時にも点灯可能な太陽蓄電式パネル等の導入を推進する。

なお、必要に応じて、海拔表示板や避難所表示板等に反射材等を活用するなど、夜間や停電時でも住民等に分かりやすい表示にすることが必要である。

## 2 居住者等の避難対策

(1) 市が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整を行うとともに、次の事項について県と相互に調整を行う。

ア 南海トラフ地震などによる広域大規模災害等の際に、学校等の県の管理する施設等を避難場所として開設する際の協力

イ 避難に当たり、他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち、市が管理するものについて、収容者の救護のための必要な措置

(2) 市は、要配慮者の避難について必要な支援を行う。また、外国人、出張者及び観光客等の避難誘導等の適切な対応を行うものとする。なお、この場合、支援を行う者の避難に要する時間に配慮する。

(3) 市、県及び防災関係機関は、観光客等に対して津波警報等の情報を迅速かつ確実に伝達できるよう県民安全・安心メール、各市町村の防災情報提供メール、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール(エリアメール等)、おおいた防災アプリ、インターネット(市ホームページ・SNS等)、ワンセグ放送、情報提供装置等を用いた情報伝達体制の確立を図るとともに、観光客等の避難誘導計画を策定する。

(4) 県、市及び防災関係機関は、港湾就労者・漁業従事者等、沿岸域で作業を行う者の避難誘導計画を策定する。また、海岸・河川・港湾施設・漁業施設の管理者は、船舶・漁船等の避難に関して、地震発生後の津波到達時間を勘案して、港外退避などの措置を円滑に取れるよう、あらかじめ対応策を定めて関係者に周知する。

(5) 南海トラフ地震等は数時間から数日間の時間差で発生する可能性もあることから、市は、後発地震により大きな被害を受ける可能性のある地域(大きな津波の来襲が懸念される地域、土砂災害の発生が懸念される地域等)では、数日間に限った避難の実施を検討し実施するものとする。数日間避難した後、地震が発生しない場合には、原則として最大限の警戒を呼びかけた上で避難の解除を行う等、避難解除時期について具体的な計画を策定する。

### 3 消防団員等防災業務従事者の安全確保対策

住民等の避難誘導など、災害発生時の初動対応に携わる防災業務従事者であっても、人命が最優先であるため、自己の安全が担保できない場合、直ちに避難することが必要である。

このためには、消防団員等防災業務従事者が津波の現況を把握した上で業務に携わることが必要であることから、県は、災害時の消防団活動・安全管理対策の作成や、災害時に消防団員相互の有効な情報伝達手段の一つであるトランシーバーなどの安全装備品等の整備を市町村に働きかけていくとともに、可能な限り水門等の自動化・遠隔操作化を進めていく。

また、防災業務従事者のリスクを減らすためにも、日頃の自主防災組織での活動や防災訓練等を通じて、住民自らが率先して避難する自助の意識を高めることが重要である。

県は、津波被害が予想される地域をもつ市町村及び防災関係機関と連携して、地域ごとに避難誘導等の活動ができるタイムリミットを算出し、情報を共有できる仕組みを検討する。

### 4 避難所の維持・運営

(1) 市は、地域防災計画等において、避難後の救護の内容を明示する。

(2) 避難所の運営

避難した居住者等は、自治会、町内会、自主防災組織等を中心に互いに協力しつつ、避難所等の運営に協力する。

市は、避難所運営訓練等を参考に、日ごろから自主防災組織等を中心に地域内で確認しておくよう指導に努めるとともに、避難所等への津波警報等の情報の提供について配慮する。

### 5 津波避難のための意識啓発

(1) 市は、避難対象地区の居住者等が迅速かつ的確な避難を行うことができるよう、地域の実情を反映した地域避難行動計画の策定を支援するとともに、指定避難所、避難路等の街頭表示の整備、防災マップ等の配布により、当該地区の指定避難所、避難路等について周知徹底する。

ア 津波緊急避難場所の表示

津久見市の津波浸水予想は、同編同部第4章第1節の平成24年度大分県津波浸水予測調査のとおりであるが、平成24年8月29日に発表された内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」による市町村別最大津波（津久見市＝9m）を踏まえ、おおむね海拔10m（東京湾平均海面（Tokyo Peil : T.P.））の地点に「津波避難目標地

点」を掲示する。

イ 指定緊急避難場所への避難誘導の表示

避難誘導の表示として、地盤の海拔（T.P.）及び避難方向を矢印で掲示する。

臼杵～佐伯間の幹線道路の表示は渋滞等の混乱を避けるため最寄りの指定緊急避難場所に誘導せず直進の表示とし、幹線道路以外の市道等については、最寄りの指定緊急避難場所に誘導する。

- (2) 市は、津波災害に関するワークショップ、避難訓練、防災訓練等を通じて、津波避難に関する意識啓発を図るとともにデジタル技術の活用による啓発活動に努める。特に、東海・東南海・南海地震等は複数の地震が時間差をもって発生する可能性もあることから、あらかじめいくつかの時間差で地震が発生することを想定した種々のシミュレーションの実施などにより、時間差発生による災害等について居住者等の意識啓発を図る。

## 第4節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細かな事前措置を施していく必要がある。

そこで、各々について次の対策を講じていくこととする。

### 1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実

市民の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、救急医療、消防活動、二次災害防止活動の各々についてきめ細かな事前措置を施していく必要があるため、以下の対策を積極的に推進する。

#### (1) 地震・津波に関する情報伝達の充実

地震の余震や津波による被害をより効果的に防止するためには、余震情報や津波に関する情報を住民に迅速に知らせる必要がある。市及び県は、津波等に関して大分県防災情報システムにより情報の伝達体制の充実を図っているが、今後は、その運用を的確かつ円滑に行う体制を整える。

また、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化する。

市は、管轄区域内の居住者等及びその管轄区域内に一時滞在する観光客等に対し、津波に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう、関係事業者の協力を得つつ、同報無線の整備及びそのデジタル化の推進、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、ワンセグ放送、学校等における情報端末の設置、県民安全・安心メール、市の防災情報提供メール、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、おおいた防災アプリ、インターネット（市ホームページや、SNS等）の活用、コンビニエンスストア、郵便局等の地域スポットの活用、Lアラートの活用、報道機関との連携など情報伝達手段の多様化を図る。

さらに避難指示等の情報について、災害対応支援システムの入力により、各種メールに自動配信されるよう必要な改修を行うものとする。

#### (2) 避難誘導対策の充実

危険な建物、地域から安全な場所に市民や旅行者等を避難させるためには、避難誘導に関する対策を県、市、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立する必要がある。そこで、市としては以下の対策を推進していく。

ア 社会福祉施設、市立学校、その他市立施設の耐震補強と避難体制の再点検

イ 社会福祉法人、学校法人、ホテル・旅館経営者、大規模小売店経営者等に対する避難体制の再点検の指導

- ウ 要配慮者のための支援マニュアルの作成
  - エ 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成
  - オ 耐震性のある県立施設の避難所指定に関する市との調整の推進
  - カ 避難経路沿線施設の耐震性についての点検及び防災マップの作成
- (3) 救出救助対策の充実
- 建物、土砂の中に生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるよう、以下の対策を推進していく。
- ア 県、市、消防機関、警察、自衛隊との図上演習を含む合同救出救助訓練の実施（総合防災訓練を含む。）
  - イ 自主防災組織用の救出救助用資機材（避難所情報サインを含む。）の整備
- (4) 救急医療対策の充実
- ア 大きな地震により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフライン機能の停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速かつ的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。そのために、行政機関と日本赤十字社大分県支部、医師会等医療関係者の連携のもとに、県により以下の対策が推進される。
- (ア) 病院の耐震化
  - (イ) 災害拠点病院の施設・設備の整備拡充
    - ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等
  - (ウ) 災害拠点病院における大規模災害時の医療活動マニュアルの策定及び多数傷病者の受け入れを想定した実働訓練の実施
  - (エ) 災害派遣医療チーム（大分DMAT）の出動体制の確保・充実
  - (オ) 超急性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーター及び災害時における小児周産期医療に特化した救護活動を行う災害時小児周産期リエゾン並びに薬事に関わる人的資源の適正配置と医薬品の管理・供給を調整する災害薬事コーディネーターの登録
  - (カ) 初動期を念頭においた緊急医薬品等の備蓄
  - (キ) 医療救護班（日本赤十字大分県支部、郡市医師会、大分県歯科医師会等が編成する救護班をいう。）及び大分DMATが消防、警察、自衛隊等の関係機関と連携する救急医療活動訓練の実施（総合防災訓練を含む。）
  - (ク) 急性期以降の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーター及び薬事に関わる人的資源の適正配置と医薬品の管理・供給を調整する災害薬事コーディネーターの登録
  - (ケ) 災害時における医療施設の診療状況等を迅速に把握するため、「おおいた医療情報ほっとネット」及び「広域災害・救急医療情報システム」（EMI

S) を活用した情報ネットワークの整備及び入力訓練の実施

(コ) 被災地での対応困難な重症患者を被災地外に搬送するための航空搬送拠点  
臨時医療施設（SCU）の設置候補地をあらかじめ選定するとともに、必要  
な設備を整備

イ 被災地における精神科医療及び精神保健活動の支援を行うため、精神科医、看護  
師等からなる災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制の充実に努める。

(5) 建築物の応急危険度判定体制の整備

建築物の余震等による倒壊や部材の落下物等による二次災害を防止し、市民の安全  
を確保するため、被災建築物の応急危険度判定が迅速かつ的確に実施できる体制を整  
える。

(6) 宅地の危険度判定体制の整備

大規模な地震により被災した宅地等に対して、二次災害を防止し、市民の安全を確  
保するため、被災宅地の危険度判定が迅速かつ的確に実施できる体制を整える。

(7) 各種情報システム・データの適切な保全

市民生活に密接に関連するものや各種行政関係事務に係る情報システム・デー  
タについて、被害を最小限に抑えるため、情報セキュリティ対策基準等に沿った  
適切な保全、バックアップ体制を整備するとともに、その運用を的確かつ円滑に  
行う。

また、遠隔地における各種データの保全整備の検討を行う。

## 2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実（大分県、津久見市）

被災者に対してきめ細かな保護・救援を迅速に行うため、以下の対策を推進する。

(1) 学校の防災拠点化の推進

学校が地域の防災拠点として機能するために、避難所設置者は、以下の点に留意す  
る必要がある。

ア 無線設備の整備

イ 教職員の役割の事前規定

ウ 調理場の調理機能の強化

エ 保健室の救急医療機能（応急処置等）の強化

オ シャワー室、和室の整備

カ 学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備

キ 給水用・消火用井戸、貯水槽、備蓄倉庫の整備及び備蓄の推進

ク トイレの増設及びトイレットペーパーの備蓄等非常時のトイレ対応整備

(2) 災害福祉広域支援体制の構築

要配慮者が当該地域で保健福祉サービスを受けることができない場合に被災地外  
の社会福祉施設等で一時的に保健福祉サービスを受けるため、受入れ候補施設を事前



にリストアップしておく。

また、市内の社会福祉施設等が、災害時に他の施設からの職員派遣や施設利用等の協力が得られるよう、応援協定の締結等、施設相互の協力体制整備を支援する。

さらに、介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。

(3) 市における生活必需品等の備蓄等

大規模災害に対応できるよう、避難所として指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるとともに、備蓄場所の分散化を図る。また、県との連携により、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

備蓄物資の品目については、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

(4) 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、各々が備蓄する食料、水、生活用品により生活の確保を図る体制を強化する必要がある。そのため、家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等に対して、物資の調達又は供給体制が確立するまでの間(概ね3日間)、食料、水、生活用品備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備に努めるよう啓発を行う。

(5) 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、不動産関係団体と協定を締結し、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておく。

また、災害により住家を失った人に対して迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、住宅関係団体と協定の締結を図る。

「応急仮設住宅供給・管理マニュアル」に基づき、県との連携を図り、災害時に迅速に供給できるよう、あらかじめ体制を整備する。

(6) 物価の安定等のための事前措置

災害発生時、物価の安定等を図るため、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握を行う。

(7) 文教対策に関する事前措置

災害発生時に、文教対策を円滑に行うため、次の事前措置を実施する。

- ア 学校等の教育施設が避難所として使用される場合の、その使用のあり方(避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等)及び学校教職員の行動方針等の検討
- イ 時間外災害発生時の幼児、児童、生徒、学生の被災状況の把握方法の検討
- ウ 時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討
- エ 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財(建造物、磨崖仏等)の耐震調査の指導

(8) 被災者等への的確な情報伝達のための事前措置

要配慮者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても 確実に情報伝達できるよう必要な体制を検討する。

また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組み（復興庁が提供する全国避難者情報システム等）の円滑な運用・強化を図る。

(9) 被災者の生活再建等のための台帳整備に関する事前措置

災害対策基本法第90条の3に規定する被災者台帳は、発災後の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために有効である。そこで熊本地震の検証に基づき、大規模災害時に迅速なり災証明書の発行、県内市町村の相互応援・受援等の観点から、県下統一の「被災者台帳システム」により、非被災市町村からの職員の受援を行う等、全市町村で統一した運用を図る。

## 第5節 救助物資の備蓄

東日本大震災を踏まえ、支援物資が届くまでの間の避難者が最低限必要とする主食、副食、飲料水、毛布、ブルーシート、マスク、アルコール消毒薬及び要配慮者が必要とする物資の備蓄を行う。

また、市において整備しにくい物資、要配慮者が必要とする物資を別途備蓄するとともに、災害時に広く備蓄物資が行き渡るよう、備蓄場所の分散化に努める。

なお、災害発生時に備蓄物資の供給を円滑に行うため、定期的に支援物資部等と備蓄物資の保管内容、保管担当者及び連絡先などの情報の共有を行う。

### (1) 公的備蓄

市は、大規模災害の被災により正常な生活ができない住民に対し、食料調達等の対応ができるよう備蓄に努める。そのため、市は、食料の備蓄にあたり、地域の実情に応じて指定緊急避難場所等を考慮し、分散備蓄を行うよう努める。

### (2) 流通備蓄

市の災害用備蓄品は、食料調達が困難な発災直後の対応のみとなるため、指定販売業者等から必要に応じて直ちに協力が得られるよう、災害時の協力協定締結し、必要な日数や提供可能数量に関する情報の共有に努める。

### (3) 個人備蓄

市は、住民及び事業所等に対し、最低3日分（推奨1週間分）の食料、飲料水の自主的確保を啓発、指導する。

地震・津波対策編 第2部 災害予防  
第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置  
第5節 救助物資の備蓄

備蓄物資内訳（令和4年4月1日現在）

地震・津波対策編 第2部 災害予防  
 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置  
 第5節 救助物資の備蓄

区分	品名	個数
食料・飲料	アルファ米	食 8,000
	乾パン	食 4,450
	クラッカー	食 3,240
	缶詰	食 0
	レトルト(調理不要)食	食 0
	フリーズドライ食品	食 0
	サバイバル食品主食用	食 0
	即席めん(汁)	食 0
	粉ミルク	kg 8
	粉ミルク(抗アレルギー)	kg 2
	液体ミルク	缶 312
	備蓄用パン	食 504
	カロリーメイト	食 0
	高齢者用おかゆ	食 4,450
	保存飲料水	ℓ 8,568
	お茶等その他飲料水	ℓ 0
衣類	作業着	着 0
	普段着	着 0
	肌着(女性用)	着 0
	肌着(男性用)	着 0
	下着パンツ(女性用)	着 0
	下着パンツ(男性用)	着 0
	雨具	個 100
	長靴	足 100
	安全ベスト	着 550
	救命胴衣	着 100
医薬品・衛生用品	救急箱	式 8
	アルコール	ℓ 1,000
	小児用おむつ	枚 6,028
	大人用おむつ	枚 9,600
	ほ乳瓶	本 288
	生理用品	個 11,040
	マスク	個 89,400
	ウェットティッシュ	箱 534
	トイレトペーパー	個 5,040
	日用品	ポリタンク18ℓ未満
ポリタンク18ℓ～20ℓ		個 0
ポリタンク大型		個 0
手提げ簡易ポリタンク		袋 600
手動式浄水器		台 10
ローソク		本 0
懐中電灯(ラジオ付含む)		個 402
携帯ラジオ		個 36
乾電池		本 1,653
携帯・卓上コンロ		個 26
なべ		個 0
やかん		個 0
炊き出し用窯		個 3
炊出袋(ハイゼックス)		枚 1,000
くわ、スコップ		本 100
ガソリン		ℓ 0
灯油		ℓ 0
軽油		ℓ 0
コードリール		個 114

区分	品名	個数
日用品	メガホン	個 80
	備蓄用倉庫	基 40
	応急工具箱セット	式 44
	ジャッキ	個 20
	チェーンソー	台 1
	鋸・鉋・つるはし	丁 20
	掛矢・ハンマー	本 40
	一輪車	台 0
	救助ロープ	巻 0
	ヘッドライト	個 550
	誘導赤色灯	本 550
	テープル	個 0
	無線機	台 80
	石油ストーブ	台 44
	ジェットヒーター	台 10
	住居・寝具等	軍手
カセットガス		本 156
ガソリン携行缶		個 44
ポリタンク収納コンテナ		個 0
ジェットシューター		台 0
扇風機		台 88
灯油携行缶		個 44
テント		張 9
エアテント		基 3
防水シート(ブルーシート)		枚 309
サバイバルシート・スペースブランケット		枚 1,080
アルミマット		枚 0
敷物		枚 0
布団		組 0
毛布		枚 2,651
タオル・バスタオル		枚 0
タオルケット	枚 12	
寝袋	個 0	
リヤカー	台 44	
簡易トイレ・携帯トイレ	個 6,400	
仮設トイレ	個 3	
トイレ用テント	個 130	
トイレ用手すり	式 0	
担架・ストレッチャー	台 44	
背負い式避難具	個 0	
発電機	台 44	
投光器・サークルライト	台 88	
ラップボン	個 0	
車いす	個 13	
ボート	艇 2	
簡易間仕切り	枚 19	
ワンタッチテント	個 1	
ワンタッチテント	式 12	
トイレセット	式 10	
避難ルーム	式 325	
コンフォートベッド	式 250	
インフレーターマット	式 620	
間仕切りテント	式 12	
ディスプレイ手袋	双 16,800	

## 第5章 その他の災害予防

### 第1節 災害対策基金の確保

災害救助の実施に必要な費用及び災害対策に要する費用の財源に充てるための基金の  
確立、運用等は、本節の定めるところによって実施する。

災害が発生した場合は、被害を最小限に止めると同時に速やかに復旧することにより、  
民生の安定、福祉を図る必要があることから、市は、災害対策基金等の設置を検討する。

## 第3部 災害応急対策

### 第1章 災害応急対策の基本方針等

#### 第1節 災害応急対策の基本方針

##### 1 迅速・的確な災害応急対策の遂行

地震時においては、瞬時に広域的な被害が発生する可能性がある。市民の生命・財産への被害を最小限に止めるためには、迅速かつ的確な災害応急対策が遂行されなければならない。そのため、市では、地震災害が発生し又は発生するおそれがある場合及び津波襲来のおそれがある場合は、速やかに災害応急対策の遂行に必要な情報を積極的に収集し、県、消防本部、警察、自衛隊等の防災関係機関と連携をとりながら的確な対策を講じていくこととする。

また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意するとともに、産学官が連携し、先端技術の導入等により、災害応急対策の高度化に取り組んでいく。

##### 2 被災市町村への県の積極的支援

災害応急対策の実施については、住民に最も身近な行政主体として第一順位としては市が当たる。しかしながら、津久見市の対応能力を超えるような災害が発生した場合又は市行政の中核が被害を受けその機能が麻痺した場合は、市が被災者に対して迅速かつ的確な災害応急対策を施すことは難しい。

そのため、県は、市域に災害発生後、早期に市の対応能力を見極め、必要に応じて防災要員の派遣、通信連絡機器の支援等を行うとともに、応援要請があった場合は、市のニーズと応援可能市町村の調整・仲介を実施する。

##### 3 要配慮者に配慮した災害応急対策の遂行

高齢化の進展により援護を要する高齢者の絶対数が増加しつつあること、特色ある観光資源に多数の観光客が訪れることに留意した災害応急対策が遂行されなければならない。高齢者、観光客、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者は、災害時の行動や生活に大きな制約があり、県、市、その他の防災関係機関においてはこれらの人々に最大限に配慮した災害応急対策を遂行する。

##### 4 ニーズに即した情報の多様な方法を用いての提供

災害後の市民生活安定のためには、市民のニーズに対応した情報を、避難所にいる被

災者を含め市民が容易に知ることのできる方法で提供することが不可欠である。市では、被災者の情報ニーズを的確に把握し、貼り紙、チラシ、立て看板、広報誌、広報車、ラジオ、テレビ、新聞、県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ、インターネット（市ホームページや、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア等）、アマチュア無線局等多様な方法を用いて広報することとする。



## 第2節 市民に期待する行動

地震又は津波による災害から市民の生命及び財産を守るためには、第一に「自らの生命・財産は自らの手で守る」という自己責任による「自助」の考え方、第二に住民どうしの助け合いによって「自分たちの地域は自分たちの手で守る」という「共助」の考え方、このふたつの理念にたち、市民と「公助」の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で連携を図っていくことが必要である。このような「自助、共助、公助」の考え方は防災の原点である。市、県、その他の防災関係機関においては、各々の能力を最大限に発揮して防災対策に取り組むものであるが、その活動をより効果的なものとするため、また、地震・津波による被害を最小限に止めるため、市民に対して次のような行動を期待するものである。

### 1 家庭

#### (1) 的確な避難

家族の安否とともに、家屋の被災状況、周囲の災害の状況（火災の延焼、山・がけ崩れのおそれ等）、津波に関する情報等に注意して、安全な場所に迅速に避難する。また、夜間や停電の場合に備え、日頃から懐中電灯や携帯ラジオ、携帯電話の充電器等を直ちに携帯できるようにしておくとともに、自動車へのこまめな満タン給油を心がけ、地域での防災訓練に参加し、指定緊急避難場所、避難経路をあらかじめ確認しておくことが必要である。

#### (2) 的確な初期消火

自宅から出火した場合、消火器等を用いて初期段階での消火に努める。

#### (3) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

家族に負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

#### (4) 的確な防災関係機関への通報

山・がけ崩れ等二次的な災害発生のおそれがあると判断した場合、また、消防本部（署を含む。）、警察署（交番）等に出動を求める場合は、落ち着いて迅速に通報する。

#### (5) 的確な情報収集

テレビ、ラジオ、防災行政無線等によって正しい情報の把握に努める（むやみに県、消防本部、警察署（交番）等の防災関係機関に問い合わせることは、防災関係機関の的確な活動を妨げることがある。）。

### 2 地域（隣近所、町内会・自治会、自主防災組織）

#### (1) 的確な避難

避難する場合、隣近所で声を掛け合って安全な場所に迅速に避難する。避難所の運

営にあたっては、避難施設の管理者、市職員等に協力する。また夜間や停電の場合に備え、すみやかに避難所を開設できるように、自治会や自主防災組織では、防災関係者とともに指定緊急避難場所等の開け方（鍵の管理）や非常用電源の位置、電話、連絡網等をあらかじめ確認しておく必要がある。

(2) 的確な初期消火

近隣で出火した場合、地域で協力して消火器やバケツリレー等による初期段階での消火に努めるとともに、消防本部、消防団の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。

(3) 的確な救出

地域内で家屋の倒壊等による被災者の救出が必要となった場合、地域内にある資機材（のこぎり、かけや等）を活用して二次災害に留意しながら可能な限りの救出活動を行うとともに、消防本部、消防団、警察署、自衛隊等の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。

(4) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

地域で負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

(5) 近所の要配慮者への援助

地域内に在住する高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の避難、初期消火等の援助に努める。

(6) 的確な情報収集と防災関係機関への通報

地域内の災害状況を迅速に把握し、市、消防本部、警察署（交番）等に速やかに通報する。

### 3 企業・事業所

(1) 的確な避難

地震発生時、従業員や顧客などを安全な場所へ避難させる。

(2) 的確な初期消火

企業・事業所内で出火した場合、消火器等を用いて初期段階での消火に努める。

なお、自衛消防組織を持つ事業所にあつては、被害を事業所内に食い止めることに全力を尽くす。消防本部、消防団の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。

(3) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

事業所内で負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

(4) 地域（隣近所、町内会・自治会）の活動への協力

事業所の所在する地域の防災活動に積極的に協力する。

#### 4 災害対応社員の家族の安否確認

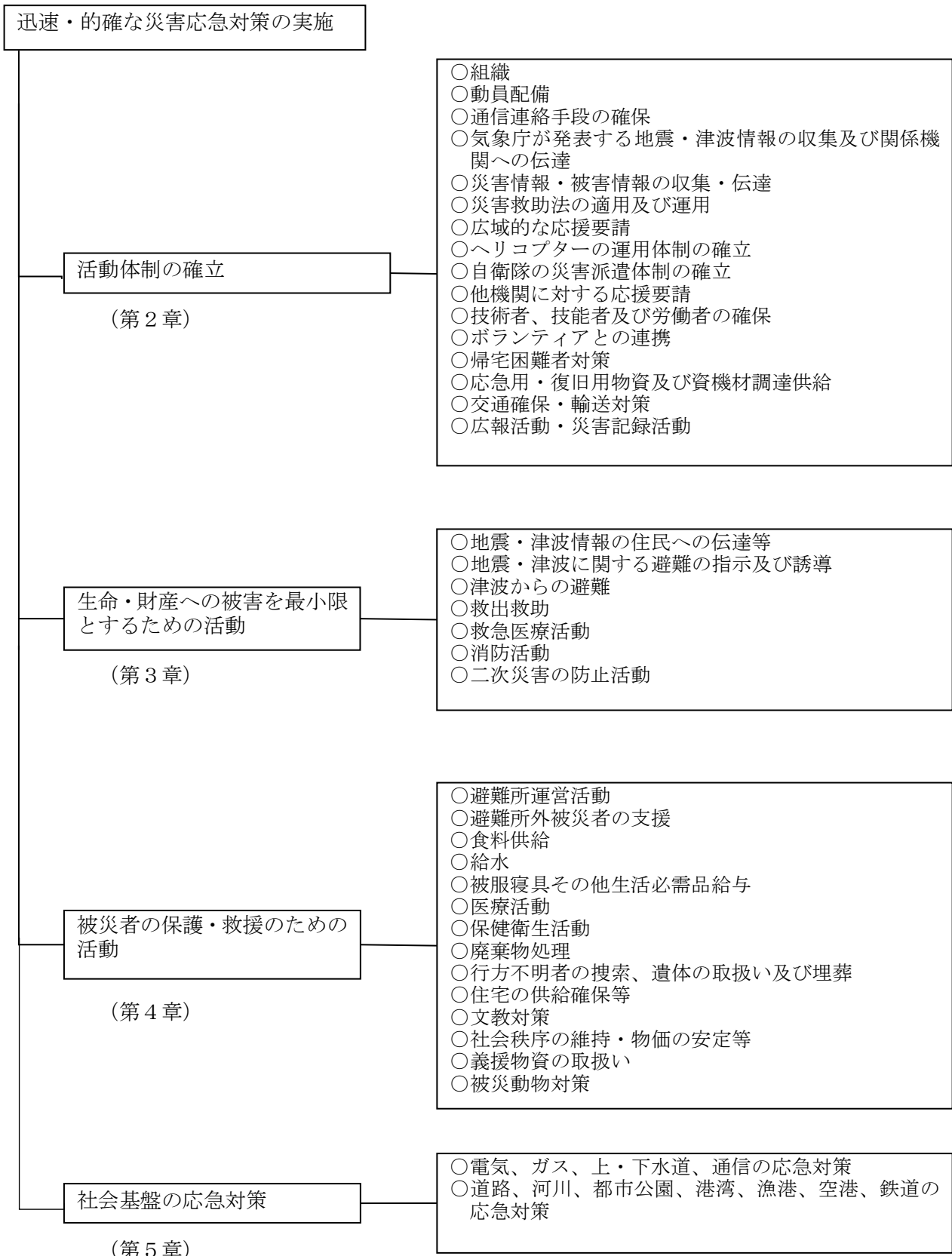
発災時に家族と離れていた社員等は、速やかに家族の安全を確認し、心理的ストレスを解消することで冷静に業務に取り組めるよう、平時から家族間での連絡方法を確認しておかなければならない。

##### 【災害時の安全確認方法の例】

- ・災害用伝言ダイヤル（NTTの「171」・「災害用ブロードバンド伝言板171」など）の利用
- ・携帯メールによる連絡（通話よりも着信確率が高いとされる）
- ・「三角連絡法」（被災地へ向けての電話がつながりにくい状態でも、被災地から外に向かったの電話は通じる場合があるので、隔地の親類や知人などの家を連絡の中継地として、そこを伝言板がわりに利用する方法）の実施

### 第3節 災害応急対策の体系

災害応急対策の体系は、次のとおりである。



## 第2章 活動体制の確立

### 第1節 組織

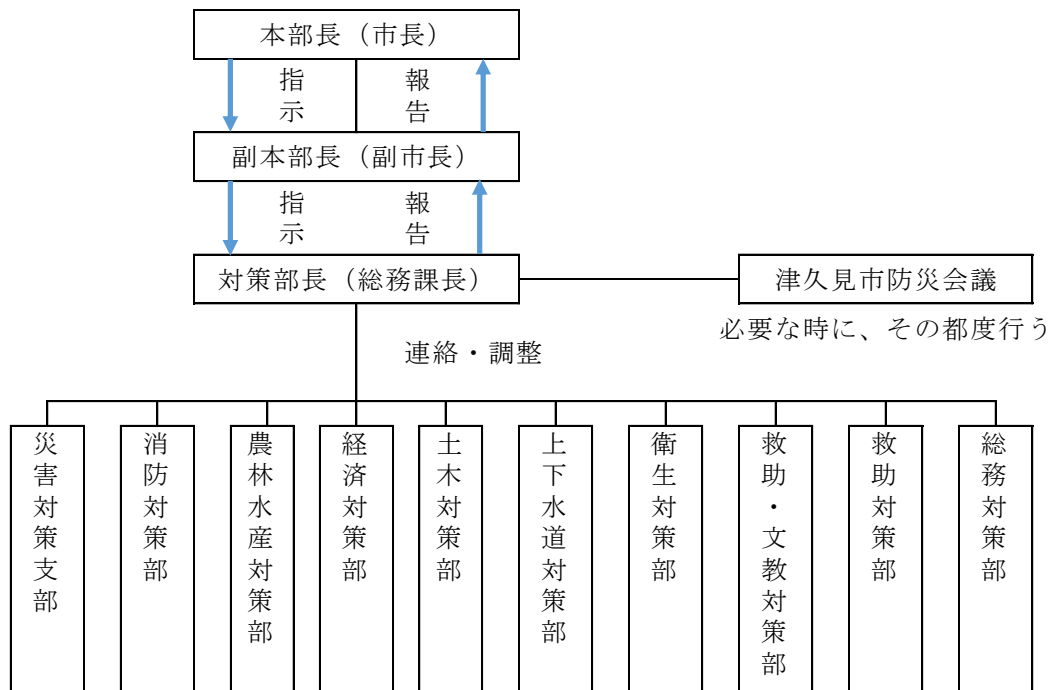
#### 1 活動組織の整備確立方針

地震、津波は、風水害などの災害と異なり、突発的なものであるため、その発生後、極めて短時間に起動する体制づくりを常に整備しておく必要がある。しかし、職員が被災すること、また交通が途絶すること等により、職員も迅速に参集できない場合があり、さらに、防災中枢機能そのものが被災する場合がある。その厳しい条件の中で、初動時に必要な要員を確保し、中枢機能を迅速に立ち上げる必要がある。

なお、本市において本計画に定めるほか個別具体的な事項は、「津久見市災害対策本部条例（昭和37年条例第22号）」及び「津久見市災害対策本部規則（昭和38年規則第6号）」により確立する。

#### 2 津久見市災害対策本部組織図

市の対策本部組織は、おおむね次のとおりである。



### 3 災害発生時における組織体制

市長は、地震又は津波による災害が発生し、又は発生することが予想される場合、災害応急対策地震・津波対策を迅速かつ的確に実施するため、津久見市災害対策本部条例に基づき、市長を津久見市災害対策本部長（以下「本部長」という。）として、津久見市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。

なお、災害対策本部の設置前又は設置がされない場合には、災害の種類及び規模等に応じて災害警戒本部（災害警戒本部長：総務課長）又は災害対策連絡室（災害対策連絡室長：総務課長）を設置する。

#### (1) 災害対策連絡室

##### ア 設置基準

総務課長は、次の基準に該当する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、動員配備基準「レベル1」の体制にて、災害対策連絡室を設置する。

- (ア) 市内で震度4を観測し、気象庁が地震情報を発表したとき。
- (イ) 気象庁が津波予報区の大分県瀬戸内海沿岸又は大分県豊後水道沿岸に津波注意報を発表したとき。
- (ウ) その他、特に必要と認めるとき。

##### イ 組織・職制

連絡室長：総務課長

総務対策部：3人

情報連絡員：土木管理課2人、農林水産課2人、  
上下水道課2人、消防本部2人

##### ウ 処理すべき主な事務

- (ア) 災害情報の収集及び伝達
- (イ) 市の対処態勢・活動状況の把握
- (ウ) 関係機関等に対する災害対策上の通報

#### (2) 災害警戒本部

##### ア 設置基準

総務課長は、次の基準に該当する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、動員配備基準「レベル2」の体制で、災害対策警戒本部を設置する。

- (ア) 市内で震度4を観測し、気象庁が地震情報を発表したとき。
- (イ) 気象庁が津波予報区の大分県瀬戸内海沿岸又は大分県豊後水道沿岸に津波警報を発表したとき。
- (ウ) 気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表したとき。
- (エ) その他、特に必要と認めるとき。

##### イ 組織・職制

警戒本部長：総務課長

総務対策部：3人

警戒本部員：総務課6人、土木管理課3人、農林水産課3人、  
上下水道課3人、教育管理課3人、消防本部2人、  
管理職全員

ウ 処理すべき主な事務

- (ア) 災害情報の収集及び伝達
- (イ) 市の対処態勢・活動状況の把握
- (ウ) 関係機関等に対する災害対策上の通報
- (エ) 関係部局の初動措置等の総合調整

(3) 災害対策本部の組織

ア 災害対策本部の設置

市長は、災害対策本部を次の基準により設置する。

津久見市災害対策本部設置基準
1 県の全域又は一部の地域に気象業務法（昭和27年法律第165号）の規定に基づく予報又は警報が発表され、市の全域又は一部の地域に重大な被害が発生するおそれがあるとき。
2 豪雨、地震、津波、その他これらに類する異様な自然現象により市の全域又は一部の地域に重大な被害が発生したとき。 <ul style="list-style-type: none"><li>○ 津久見市で震度5弱の地震が発生し、市長が必要と認めたとき。</li><li>○ 津久見市で震度5強以上の地震が発生したとき。</li><li>○ 津久見市で相当規模の災害が発生したとき、又は発生するおそれのあるとき。</li><li>○ 東南海、南海地震注意情報等が発令され、市長が必要と認めたとき。</li></ul>
3 市の地域に火災、爆発、その他これらに類する事故により重大な被害が発生したとき。
4 上記の1～3に定めるもののほか市の全域又は一部の地域に発生した災害又は事故に対し、特に強力かつ集中的な災害予防及び災害応急対策の実施を必要とするとき。

イ 災害対策本部の設置場所

(ア) 本部

本部は、市庁舎2階総務課に設置する。ただし、設置建物が甚大な被害を受けた場合は、おおむね次により、その位置を移転するものとする。

a 総務課被災（市庁舎被災なし）

別館大会議室

b 市庁舎全壊

市庁舎全壊の場合には、本部を消防庁舎へ移転する。

(イ) 市役所新庁舎の整備

現在の市庁舎については、昭和33年に建設され昭和56年以後の耐震基準を満たしていないこと、平成8年の耐震診断では耐震性についても問題があるとの結果がでていることから建て替えを行う。

建設位置については、平地が少なく急峻な山が迫るというリアス海岸特有の地理的な要因により、庁舎建設に適した移転先も制約されていることから、洪水、はん濫、土砂災害、津波浸水といったリスクを候補地ごとに比較し、総合的に検討した結果、津久見港青江地区埋立地に整備することとする。

新庁舎の整備に当たっては、災害対策本部機能を担う施設として十分な耐震安全性を備えたものとし、当該予定地が南海トラフ巨大地震の津波浸水想定区域にあるため、特に、津波浸水被害を低減するための対策を講じる。また、従業者、買い物客、観光客といった昼間人口が多い当該地域における津波避難ビルとして、市民等が一時的に避難できる専用避難スペースや避難者のための防災備蓄倉庫等を配置する。

#### ウ 災害対策本部設置の通知

本部を設置し、又は廃止したときは、必要な関係機関に通知するとともにその協力を求めることとする。

- (ア) 大分県危機管理室
- (イ) 大分県中部振興局総務部
- (ウ) 臼杵津久見警察署警備課
- (エ) 津久見市消防本部
- (オ) その他必要と認められる防災機関

#### エ 災害対策本部の廃止

市長（本部長）は、おおむね次の場合に災害対策本部を廃止する。

廃止した場合、その旨をウに準じて関係機関に通知する。

- (ア) 当該災害に係る災害予防及び災害応急対策がおおむね終了したと認められるとき。
- (イ) 発生が予想された災害にかかる危険が解消されたと認められるとき。

#### オ 災害対策本部の組織

##### (ア) 本部の組織の構成

本部の組織は、以下により構成される（各々の詳細については(3)以下を参照）。

##### (ア) 災害対策本部（本部会議）

本部長、副本部長及び各対策部長をもって構成し、災害予防、災害応急対策その他の防災に関する重要な事項について協議し、各対策班員に指示を行う。

##### (イ) 対策部

各対策部長を長として、各対策班の要員により構成され、別に定める分掌事務に従って具体的な災害応急対策活動を行う。

##### (ウ) 現地災害対策本部



災害が発生し、特に必要と認められる場合に、本部長が指名した要員によって当該災害地に必要に応じて組織し、情報の迅速な収集・伝達及び被災地の実情を踏まえたきめ細かな対策を行う。

イ 本部職員

災害対策本部職員は、次のとおり区分する。

- (ア) 本部長：市長
- (イ) 副本部長：副市長、教育長
- (ウ) 対策部長・副部長：課長級及び参事の職にある者並びに消防長、消防本部次長、消防署長、消防署次長

ウ 支部職員

- (ア) 支部長：出張所長
- (イ) 構成員：支部長を長とする各出張所嘱託職員

エ 本部長が不在等の場合の責任体制

災害応急対策の最高責任者は、本部長（市長）であるが、本部長が不在等の場合は、副市長、教育長の順位でその責務を代行する。本部長及び副本部長とともに事故あるときは、あらかじめ本部長の指定した者が、その職を代理する。

本部等体制	第1順位	第2順位	第3順位
市長	副市長	教育長	本部長が指定した者

なお、本部長、副市長、総務対策部長、その他各対策部長は、必要に応じて消防長又は消防団長に助言等求める。

オ 支部長が不在等の場合の責任体制

支部長が不在等の場合は、本部長が担当職員を指名する。

(4) 災害対策本部会議

災害対策本部会議は、災害発生時に逐次開催するが、協議事項としては、次の点に留意することとする。

- ア 災害応急対策の重点（優先）項目の決定に関する事項
- イ 災害応急対策の進捗状況に関する事項
- ウ 自衛隊の災害派遣要請に関する事項
- エ 広域応援要請に関する事項
- オ 報道機関による広報に関する事項
- カ 要援護者対策の進捗状況に関する事項
- キ 効果的な組織編成に関する事項
- ク 災害に伴う迅速な会計処理、財政措置に関する基本方針に関する事項
- ケ 県への要望事項に関する事項
- コ 関係機関、業界への要望に関する事項

地震・津波対策編 第3部 災害応急対策  
第2章 活動体制の確立  
第1節 組織

(5) 災害対策本部各部・班の分掌事務

対策部名	業務班	課名	班名	分掌事務	
総務対策部 (総務課) (契約検査室) (経営政策課) (会計財務課) (税務課) (市民生活課) (議会事務局)	総務班・ 通信班・ 広報班・ 情報管理 班・ 管理班・ 情報管理 班・ 受援調 整班	総務課	防災・地域 コミュニ ティ班	(1) 災害対策本部の体制及び編成に関する事。	
				(2) 県災害対策本部との連絡調整に関する事。	
				(3) 防災会議の開催に関する事。	
				(4) 防災会議構成機関との連絡調整に関する事。	
				(5) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・指示(緊急)の発令に関する事。	
				(6) 警戒区域の設定に関する事。	
				(7) 自衛隊災害派遣要請、受入れ及び連絡調整に関する事。	
				(8) 隣接市及び県の応援要請、受入れ及び連絡調整に関する事。	
				(9) 市消防・防災無線の通信及び記録に関する事。	
				(10) 県防災無線の通信及び記録に関する事。	
				(11) 消防署専用電話の通信及び記録に関する事。	
				(12) 一般電話の通信及び記録に関する事。	
				(13) アマチュア無線の通信及び記録に関する事。	
				(14) トランシーバーの通信及び記録に関する事。	
				(15) 通信連絡員の派遣及びその記録に関する事。	
				(16) 県に対する移動無線の臨時配置の要請に関する事。	
				(17) 県から臨時配置された移動無線の通信及び記録に関する事。	
				(18) 大分地区非常無線通信協議会に対する非常無線の発動の要請に関する事。	
				契約検査室	(1) 災害発生時から当分の間は、防災・地域コミュニティ班に属する。
					(2) 市民からの電話受付に関する事。
					(3) 税務課と協同による被災家屋等の戸別被害調査に関する事。
		(4) 災害査定後、入札案件発生時から土木対策部に属する。			
		(5) 災害査定後、入札、契約事務に関する事。			
		行政総務・ 広報班	(1) 災害対策本部内の連絡調整に関する事。		
			(2) 災害対策本部の本部会議に関する文書事務に関する事。		
			(3) 災害救助法に基づく適用申請及び救助事務の総括に関する事。		
			(4) 大規模災害時における、税金、使用料、手数料等の減免措置の申請事務の統括に関する事。		
			(5) 報道機関への情報提供に関する事。		
			(6) 広報車両による広報に関する事。		
			(7) 津久見市防災行政無線による広報に関する事。		
			(8) 自衛隊及び防災航空隊の航空機による広報に関する事。		
			(9) 船舶による広報に関する事。		
			(10) チラシによる広報に関する事。		
			(11) ビデオ、写真等による災害対策活動の記録に関する事。		
		職員人事・ 給与班	(1) 災害対策本部要員の人事に関する事。		
			(2) 職員の安否に関する事。		
			(3) 被災職員の調査に関する事。		
			(4) 出勤職員の健康管理及び諸手当に関する事。		
			(5) 職員退職者について、大規模災害時の応援要請に関する事。		
			(6) 国、県、他の地方公共団体から派遣された職員の宿舍等及び派遣手当の支給に関する事。		
			(7) 派遣自衛隊の宿舍等に関する事。		
		経営政 策課	秘書政策・ 統計班	(1) 市長・副市長の安否に関する事。	
				(2) 死傷者・行方不明者の情報記録及び調査に関する事。	
				(3) 倒壊家屋の情報記録及び調査に関する事。	
				(4) 火災発生地域の情報収集に関する事。	
				(5) 危険箇所の情報収集に関する事。	
				(6) 道路、橋、港、ヘリポート用地等交通網被害の情報収集に関する事。	
				(7) 医療機関被害の情報収集に関する事。	
				(8) 教育施設及び避難所被害の情報収集に関する事。	
		財政班	(1) 災害情報収集及び調査記録の総括に関する事。		
			(2) 災害関係予算措置に関する事。		
			(3) 被災者数の情報収集に関する事。		
			(4) 電話回線不通地域の情報収集に関する事。		
			(5) 水道施設被害の情報収集に関する事。		
			(6) 停電地域の情報収集に関する事。		
		庁舎建設推 進班	(1) 市民からの電話受付に関する事。		
			(2) 秘書政策・統計班・財政班の業務援助に関する事。		
			(3) 税務課と協同による被災家屋等の戸別被害調査に関する事。		

地震・津波対策編 第3部 災害応急対策  
第2章 活動体制の確立  
第1節 組織

総務対策部 (総務課) (契約検査室) (経営政策課) (会計財務課) (税務課) (市民生活課) (議会事務局)	総務班・ 通信班・ 広報班・ 情報管理 班・ 管理班・ 情報管理 班2班・ 受援調整 班	会計財 務課	情報・財務 班	(1) 市役所庁内の電算システムに関すること。
				(2) イントラネットに関すること。
				(3) 公用車両の管理及び燃料に関すること。
				(4) 救助・救援用一般車両の調達に関すること。
				(5) 救助・救援用船舶の調達に関すること。
				(6) 庁舎等の応急復旧に関すること。
				(7) 事前届出済の緊急通行車両等の標章等の受取に関すること。
		税務課	収納対策・ 課税・資産 税班	(1) 被災家屋等の戸別被害調査に関すること。
				(2) 課税固定資産の現地調査に関すること。
				(3) 消防本部と協力して救急移送を支援すること。
		市民生 活課	市民生活班  生活安全班 (人権尊重・ 部落差別解 消推進室)	(4) り災証明書の受付及び発行事務に関すること。
				(5) 大規模災害時における、税金、使用料、手数料等の減免措置に関すること。
(1) 被災証明書の受付及び発行事務に関すること。				
(2) 死亡者の確認及び埋葬に関すること。				
(3) 死亡届及び埋葬許可に関すること。				
議会事 務局	総務班	(4) 大規模災害時における、税金、使用料、手数料等の減免措置に関すること。		
		(1) 市民からの電話受付に関すること。		
		(2) 災害に伴う市民相談に関すること。		
		(3) 避難所における市民相談に関すること。		
		(4) 死体の処理、移送及び埋葬に関すること。		
救助対策部 (社会福祉課) (長寿支援課) (総合事務局)	救助総務 班・救助 物資対策 班・避難 所支援対 策班	社会福 祉課	地域共生 推進班	(1) 津久見市議会への連絡調整に関すること。
				(2) 議員等の安否に関すること。
				(3) 議員からの災害情報の整理に関すること。
				(4) 議員への災害情報の提供に関すること。
				(5) 税務課と協同による被災家屋等の戸別被害調査に関すること。
				(1) 災害救助法に基づく福祉避難所設置事務に関すること。
		(2) 日本赤十字社県支部に備蓄する物資の交付申請等に関すること。		
		(3) 日本赤十字社県支部への救急医療の要請に関すること。		
		(4) 災害弔慰金の支給等に関すること。		
		(5) 災害援護資金の貸し付け等に関すること。		
		(6) 死亡者の慰霊に関すること。		
		障がい支 援班	子育て支援 班	(1) 被災者及び災害応急対策に従事する者に対する給食の配分及び移送に関すること。
(2) 被災者への救援物資の配給に関すること。				
(3) 避難者への救援物資の配給に関すること。				
(4) 生活保護世帯の被災状況調査及び支援に関すること。				
(1) 被災者への飲料水の配給に関すること。				
(2) 被災者及び災害応急対策に従事する者に対する食料供給計画に関すること。				
(3) 被災者に対する衣料・生活必需品等の供給計画に関すること。				
(4) 災害救助法に基づく炊き出しその他による食品の給与事務に関すること。				
(5) 災害救助法に基づく被覆、寝具その他生活必需品の給与又は貸与事務に関すること。				
(6) 障がい者等の被災状況調査及び支援に関すること。				
長寿支 援課	高齢者介護 保険班	(1) 被災者生活再建支援金事務に関すること。		
		(1) 災害時要配慮者に対する組織の編成に関すること。		
		(2) 災害時要配慮者の支援に関すること。		
		(3) 避難所での巡回・救護に関すること。		
		(4) 感染症・食中毒等の予防に関すること。		
地域包括 支援班	全班	(5) 大規模災害時における、税金、使用料、手数料等の減免措置に関すること。		
		(1) 老人ホーム、特別養護老人ホーム等福祉施設の入所者の救助、避難誘導及び収容に関すること。		

地震・津波対策編 第3部 災害応急対策  
第2章 活動体制の確立  
第1節 組織

救助対策部 (社会福祉課) (長寿支援課) (総合事務局)	救助総務班・救助物資対策班・避難所支援対策班	総合事務局		(1) 救助・文教対策部の支援（本庁舎）に関すること。	
				(2) 市民からの電話受付に関すること。	
				(3) ボランティア活動の支援及び社会福祉協議会との連絡調整に関すること。	
				(4) 高速道路料金の減免事務に関すること。	
救助・文教対策部 (管理課) (生涯学習課) (学校教育課)	文教対策部・避難所対策班	管理課	学校施設管理班	(1) 教育長の安否に関すること。	
				(2) 総務対策部との連絡調整に関すること。	
				(3) 教育施設の被害状況調査に関すること。	
				(4) 教育施設の復旧に関すること。	
				(5) 避難所運営の総括に関すること。	
				(6) 避難所収容被災者への救援物資の配分に関すること。	
				(7) 災害救助法に基づく避難所設置事務に関すること。	
		学校教育課	学校教育班	(1) 児童・生徒の救助、避難誘導及び収容に関すること。	
				(2) 学校の臨時休校に関すること。	
		生涯学習課	生涯学習班・スポーツ施設班	(3) 災害による応急教育及び生徒に対する学用品の給付対策に関すること。	
(4) 災害救助法に基づき学用品の給与事務に関すること。					
(1) 避難所給食施設を利用しての被災者及び災害応急対策に従事する者に対する給食に関すること。					
衛生対策部 (健康推進課) (環境保全課)	救急医療対策班・防疫清掃対策班	健康推進課	健康班	(1) 文化財の被害調査及び保護に関すること。	
				(2) 避難所の開設及び管理に関すること。	
				(3) 避難所の被害状況調査に関すること。	
				(4) 避難所への被災者の誘導に関すること。	
				(5) 避難者の名簿作成に関すること。	
				(6) 避難者からの死傷者及び行方不明者の情報収集に関すること。	
		環境保全課	環境対策班	(7) 避難者からの倒壊家屋の情報収集に関すること。	
				(8) 体育施設の被害状況調査に関すること。	
				(9) 自主防災組織の中から協力を募って、避難所運営班を編成すること。	
				(10) 自主防災組織の中から協力を募って、人命救助班を編成すること。	
上下水道対策部 (上下水道課)	水道対策班・下水道対策班	3課	国保年金班	(11) 自主防災組織の中から協力を募って、消火班を編成すること。	
				(1) 避難所の開設及び運営に関すること。	
				水道業務・工務班	(1) 被災者の医療、助産及び救護に関すること。
					(2) 災害救助法に基づく医療及び助産事務に関すること。
					(3) 医療施設の被害状況確認に関すること。
					(4) 津久見市医師会と協議して、現地医療救護班を編成すること。
		下水道管理・工務班	(5) 他の機関の医療班及び救護班の受入れに関すること。		
			(6) 避難施設における現地救護施設の設置に関すること。		
			(7) 避難所での巡回・救護に関すること。		
			(8) 感染症・食中毒等の予防に関すること。		
上下水道課	下水道管理・工務班	(1) 県災害対策本部への救急医療の要請に関すること。			
		(2) 防疫対策のうち検疫に関すること。			
		(3) 防疫対策のうち消毒・消石灰の配布に関すること。			
		(4) 業者からの医薬品及び衛生材料の調達に関すること。			
		(5) 現地医療救護班の移送に関すること。			
上下水道課	下水道管理・工務班	(6) 大規模災害時における、税金、使用料、手数料等の減免措置に関すること。			
		(1) 災害廃棄物対策に関すること。			
		(2) 災害時の公害対策に関すること。			
		(3) 被災家屋等の解体・撤去に関すること。			
		(1) 仮設トイレの現状把握に関すること。			
		(2) トイレが使用できない避難所等への配備に関すること。			
		(1) 水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）の適用を受けないものを含む。）被害の調査に関すること。			
		(2) 水道の復旧に関すること。			
		(3) 給水計画に関すること。			
		(4) 災害救助法に基づく飲料水の供給事務に関すること。			
		(5) 大規模災害時における、使用料、手数料等の減免措置に関すること。			
		(1) 下水道施設被害の調査に関すること。			
		(2) 下水道の復旧に関すること。			
		(3) 一時貯留施設及び前処理施設被害の調査に関すること。			
		(4) 一時貯留施設及び前処理施設の復旧に関すること。			
		(5) 大規模災害時における、使用料、手数料等の減免措置に関すること。			

地震・津波対策編 第3部 災害応急対策  
第2章 活動体制の確立  
第1節 組織

土木対策部 (土木管理課 (まちづくり課) (契約検査室))	土木対策班・住宅対策班	土木管理課	土木管理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 道路・橋りょう被害の調査に関する事。</li> <li>(2) 港湾・漁港被害の調査に関する事。</li> <li>(3) 津久見高校グラウンドほかヘリポート用地の被害調査に関する事。</li> <li>(4) 救援ルート(道路、橋りょう、港湾、漁港、ヘリポート等をいう。)の応急復旧対策に関する事。</li> <li>(5) 危険箇所の調査、封鎖及び復旧に関する事。</li> <li>(6) 災害救助法に基づく障害物の除去事務に関する事。</li> </ul>
		まちづくり課	土地すまい整備・都市計画班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市営住宅の被害調査及び復旧に関する事。</li> <li>(2) 応急仮設住宅の建設に関する事。</li> <li>(3) 応急避難収容施設の建設に関する事。</li> <li>(4) 災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与事務に関する事。</li> <li>(5) 災害救助法に基づく住宅被害の応急修理に関する事。</li> <li>(6) 倒壊家屋の撤去に関する事。</li> <li>(7) 応急仮設住宅の入居者及び住宅の応急修理を受ける者の選考に関する事。</li> <li>(8) 応急危険度判定に関する事。</li> <li>(9) 大規模災害時における、税金、使用料、手数料等の減免措置に関する事。</li> </ul>
経済対策部 (商工観光・定住推進課)	経済対策班	商工観光・定住推進課	商工観光班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害応急対策用物資の調達に関する事。</li> <li>(2) 本部用飲料水及び食料の調達に関する事。</li> <li>(3) 緊急の場合の市内業者からの食料の調達に関する事。</li> <li>(4) 緊急の場合の市内業者からの生活用品等の調達に関する事。</li> <li>(5) 災害救助法に基づく県からの救助物資を、その委任を受け配給すること。</li> <li>(6) 商工業関係被害の調査に関する事。</li> <li>(7) 観光施設被害の調査に関する事。</li> <li>(8) 被災中小企業に対する緊急融資対策等に関する事。</li> <li>(9) 離職者の職業あっせん措置に関する事。</li> </ul>
			地域活力・定住推進班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 商工観光班の支援に関する事。</li> <li>(2) ふるさと納税等による災害支援業務に関する事。</li> </ul>
農林水産対策部 (農林水産課) (農業委員会)	農林対策班・水産対策班	農林水産課	農林振興班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 農林業被害の調査に関する事。</li> <li>(2) 農地及び農業用施設の災害復旧に関する事。</li> <li>(3) 林地及び林業用施設の災害復旧に関する事。</li> <li>(4) 被災農林業者に対する緊急融資対策に関する事。</li> </ul>
			水産振興班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 水産業被害の調査に関する事。</li> <li>(2) 漁港及び水産関連施設の災害復旧に関する事。</li> <li>(3) 会計財務課と協同して救助・救援用船舶の調達に関する事。</li> <li>(4) 被災水産業者に対する緊急融資対策に関する事。</li> </ul>
		農業委員会	農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 農林振興班、水産振興班の業務援助に関する事。</li> </ul>
消防対策部 (消防本部)	情報収集班・消火対策班・救急救助対策班・危険物施設対策班	消防本部	庶務係 予防係 警防係 救急係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 総務対策部の火災発生地域の情報収集に関する事。</li> <li>(2) 総務対策部との気象観測システムの情報収集に関する事。</li> <li>(3) 総務対策部の消防無線・消防署専用電話の通信及び記録の情報収集に関する事。</li> <li>(4) 総務対策部の防災航空隊による広報情報に関する事。</li> <li>(5) 総務対策部との交通網被害の情報収集に関する事。</li> <li>(6) 総務対策部との死傷者・行方不明者の情報記録及び調査に関する事。</li> <li>(7) 総務対策部との医療機関被害の情報収集に関する事。</li> <li>(8) 総務対策部との電話回線不通地域の情報収集に関する事。</li> <li>(9) 総務対策部との水道施設被害の情報収集に関する事。</li> <li>(10) 総務対策部との停電地域の情報収集に関する事。</li> <li>(11) 総務対策部との災害情報収集に関する事。</li> <li>(12) 消火活動に関する事。</li> <li>(13) 人命救助活動に関する事。</li> <li>(14) 救急活動に関する事。</li> <li>(15) 消防職員の安否に関する事。</li> <li>(16) 消防団員の安否に関する事。</li> <li>(17) 総務対策部との救急移送の支援に関する事。</li> <li>(18) 危険物施設等の応急復旧対策に関する事。</li> </ul>
災害対策本部 支部		目代地区災害対策支部	防災・地域コミュニティ班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害対策本部との連絡調整に関する事。</li> </ul>
		四浦地区災害対策支部	防災・地域コミュニティ班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害対策本部との連絡調整に関する事。</li> </ul>
		保戸島地区災害対策支部	防災・地域コミュニティ班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害対策本部との連絡調整に関する事。</li> </ul>

(6) 現地災害対策本部

本部長（市長）は、激甚な災害が発生し、特に必要と認められる場合に現地災害対策本部を、災害現場における緊急な応急措置が終了するまでの期間設置する。

現地災害対策本部は、原則として災害が発生した地域の公共施設に設置する。現地災害対策本部には本部との連絡のため、無線を配置するほか、必要に応じて臨時電話を架設する。

ア 組織

(ア) 現地災害対策本部に、現地災害対策本部長、現地災害対策副本部長、現地対策部長、現地災害対策本部員その他の職員を置く。

(イ) 現地災害対策本部長は、副市長、教育長、課長級にある者から本部長（市長）が指名する。

(ウ) 現地災害対策副本部長は、課長級の職にある者から、本部長（市長）が指名する。

(エ) 現地対策部長は、課長級の職にある者から、本部長（市長）が指名する。

(オ) 現地災害対策本部員等については、現地災害対策本部長が関係対策部の要員のうちから指名する。

イ 事務分掌

現地災害対策本部においては、各対策部の分掌事務のうち本部長（市長）が必要と認める事項を総合的に処理するが、具体的には次のとおりである。

(ア) 被害状況等の調査、確認に関する事項

(イ) 市の実施すべき応急措置に関する事項

(ウ) その他災害対策に必要な事項

## 第2節 動員配備

市本部の運用及び職員の動員は、風水害等対策編第3部第2章第2節「動員配備」のとおり津久見市災害対策本部条例及び津久見市災害対策本部規則（昭和38年規則第6号）並びに津久見市災害対策本部設置基準細目（平成22年訓令乙第9号）により確立する。

市職員以外の奉仕団、技術者の雇上げ等による動員については、同第10節「技術者、技能者及び労働者の確保計画」に準ずる。

### 1 動員配備体制の確立

災害を防御し、又はその拡大を防止するために必要な職員の動員配備は、あらかじめそれぞれの部署において必要な手続及び方法を確立しておく。

### 2 動員配備体制

ただし、地震災害時における、市本部の設置基準及び職員の動員配備体制については、以下による。

地震・津波対策編 第3部 災害応急対策  
 第2章 活動体制の確立  
 第2節 動員配備

津久見市災害対策本部 動員配備体制

業務部	第1次配備部長	第1次配備副部長 (レベル2)	業務班	課名	第1次配備 要員 (レベル3)	第2次配備 要員 (レベル4)	第3次配備 要員 (レベル5)
総務対策部	総務課長	総務課参事 契約検査室長 経営政策課長 経営政策課参事 会計財務課長 税務課長 市民生活課長 人権尊重・部落差別 解消推進室 議会事務局長	総務班 通信班 広報班 情報管理班 管理班 情報管理第 2班	総務課	全員(レベル 2要員扱い)		全員
				契約検査室	1人	2人	
				経営政策課	4人	2人	
				会計財務課	1人	2人	
				税務課	2人	9人	
				市民生活課	2人	3人	
				人権尊重・部 落差別解消推 進室			
議会事務局		2人					
救助対策部	社会福祉課長	長寿支援課長 選挙管理委員会事務 局長 監査委員事務局長 公平委員会事務局長 固定資産評価審査委 員会事務局長	救助総務班 救援物資対 策班 避難所対策 支援班	社会福祉課	4人	7人	
				長寿支援課	3人	3人	
				選挙管理委員 会事務局		1人	
				監査委員事務 局		1人	
				公平委員会事 務局			
				固定資産評価 審査委員会事 務局			
救助・文教対策部	教育管理課長	学校教育課長 生涯学習課長	文教対策班 避難所対策 班	教育管理課	2人		
				学校教育課	1人	2人	
				生涯学習課	2人	4人	
衛生対策部	健康推進課長	環境保全課長	救急医療対 策班 防疫清掃対 策班	健康推進課	7人	5人	
				環境保全課	2人	1人	
上下水道対策部	上下水道課長		水道対策班 下水道対策 班	上下水道課	2人	6人	
土木対策部	土木管理課長	まちづくり課長	土木対策班 住宅対策班	土木管理課	4人	1人	
				まちづくり課	3人	4人	
経済対策部	商工観光・ 定住推進課長		経済対策班	商工観光・定 住推進課		1人	
農林水産対策部	農林水産課長	農業委員会事務局長	農林対策班 水産対策班	農林水産課	2人	2人	
				農業委員会事 務局	1人		
消防対策部	消防長 消防本部次長 消防署長 消防署次長		消火対策班 人名救助・ 救急対策班 危険物施策 対策班	消防本部	全員	全員	
				消防署			
				消防団			
災害対策支部	総務課長	経営政策課長	日代支部 四浦支部 保戸島支部	日代出張所	1人	全員	
				四浦出張所	1人	全員	
				保戸島出張所	1人	全員	



### 具体的配備体制

地震発生の場合、震度5弱では、招集を待たず第1次要員は登庁 震度5強で第2次要員は登庁、震度6弱以上は全職員登庁	災害対策本部第1次要員、第2次要員配備、状況に応じ全職員対応。登庁の際は付近の住民の避難誘導を優先すること。
災害対策本部第1次、2次、3次要員配備、各対策部ごとに業務遂行	

レベル1		
体制		人
連絡室長	総務課長	1
総務対策部	総務課参事	1
	防災担当	2
情報連絡員	土木管理課	2
	農林水産課	2
	上下水道課	2

レベル2		
体制		人
警戒本部長	総務課長	1
総務対策部	総務課参事	1
	防災担当	3
警戒本部員	総務課	6
	土木管理課	3
	農林水産課	3
	上下水道課	3
	教育管理課	3
	管理職	全員

区分	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
地震	震度4		震度5弱	震度5強	震度6弱
災害区分	津波注意報が発されたとき (1m未満の津波)	津波警報が発令されたとき (3m未満の津波)		大津波警報が発令されたとき (3m～10m未満の津波)	
その他	その他市長が特に必要があると認めたとき				
本部体制	災害対策連絡室	災害警戒本部	災害対策本部 (1次要員配備)	災害対策本部 (2次要員配備) ※状況に応じて全職員	災害対策本部 (3次要員配備)
本部設置場所	総務課	総務課	総務課と別に 災害対策本部を設置	総務課と別に 災害対策本部を設置	総務課と別に 災害対策本部を設置

## 第3節 通信連絡手段の確保

災害時において、防災関係機関が災害を防御し又はその拡大を防止するために必要な通信連絡手段の確保については、この節に定めるところによって実施する。

### 1 通信連絡手段確保の基本方針

災害に際し、必要とする通信連絡の方法を確立するため、各々の防災関係機関は、その保有する通信連絡手段の確保に万全を期すとともに、当該機関以外が保有する通信連絡手段を必要に応じて利用できる体制を講じることとする。

### 2 通信連絡手段の確立措置

市における通信連絡手段の確立措置は、特に、市内のきめ細かな情報収集・伝達が可能となるよう、関係機関の協力も得ながら、次の方法により確立する。

- (1) 市防災行政無線による通信連絡
- (2) 地域無線による通信連絡
- (3) 衛星通信による通信連絡
- (4) その他による通信連絡

### 3 公衆電気通信設備の利用

#### (1) 加入電話の利用

総務課長は、災害に際して必要があると認めるときは、あらかじめ指定されている災害通信専用電話を使用する。この場合、指定された電話は災害通信以外に使用しない。

#### (2) 携帯電話の利用（災害優先電話）及び衛星携帯電話

総務課長は、災害に際して必要があると認めるときは、あらかじめ指定されている災害通信専用携帯電話を使用する。この場合指定された携帯電話は災害通信以外に使用しない。

### 4 専用通信施設の利用

市と県との災害通信は、大分県防災情報システムを利用する。

### 5 その他の方法による通信

主として公衆電気通信設備の利用ができない状態になった場合で通信の内容が緊急で特別を要するものであるときは、事前に次の専用通信設備の管理者と協議し、その設備を利用する。

- (1) 警察通信設備
- (2) 国土交通省佐伯河川国道事務所（水防無線）

(3) 大分県臼杵土木事務所（県防災無線）

## 6 無線通信設備の利用

優先通信設備又は防災行政無線設備や移動系無線等を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難なときは、警察無線又はその他の無線を利用する。

## 7 大分地区非常無線通信協議会

有線通信の途絶、その他緊急に必要な場合は、県に対し移動無線の臨時配置を要請する。

また、大分地区非常無線通信協議会（大分県危機管理室（情報通信班））無線電 8-50-380 に非常無線の発動を要請して、関係機関との連絡を確保する。

## 8 災害情報を伝達するシステムの維持管理

大分県防災情報システム、大分県震度情報ネットワーク、防災情報配信システム（インターネットメール）等の通信手段を整備する等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

また、震度観測点の減少等により、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じること等のないよう、迅速かつ円滑な初動体制等の確立のために必要な地震計等観測機器の維持・整備に努めるとともに、大分県防災情報システム等を活用することにより、震度情報ネットワークその他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努める。

## 9 非常通信措置

災害により非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難なときは、防災関係機関は大分地区非常通信連絡会（大分県危機管理室内）を構成する無線局等に対して非常通信の取扱いを依頼し、通信の確保を図ることができる。

### (1) 通信の内容

- ア 人命救助に関すること。
- イ 被災地への救援に関すること。
- ウ 交通通信の確保に関すること。
- エ 秩序の維持に関すること。
- オ その他緊急な事項。

### (2) 非常通信の利用手続

非常通信を行おうとする防災関係機関は、通報用紙等を使用して無線局に対して非常通信を依頼する。

様式は特に定めていないが、大分地区非常通信連絡会で使用している「非常用通報用紙」を使用する場合は次により記載する。

ア 通報番号欄は、発信人が発信する通報順に一連の番号を記入する。

イ あて先、発信人の欄を記入する。機関名、役職名を用いることとし、住所を記入する必要はない。

ウ 通報内容は、簡潔で要領よく記載する（200字程度）。その他の用紙を使用する場合は、上記にならって記載すること。なお、通信文の余白に必ず「非常」と明記すること。

### (3) 非常通信受領後の措置

非常通信の第1報は、無線局側で責任をもって配達又は交付する。

第2報以下については、受取人が責任をもってあらかじめ受取人を無線局に派遣するか、適宜の方法で通報の有無を問い合わせるなどして受領に遺漏のないようにすることが必要である。ただし、FAXによる通報の場合は、着信の確認を行うことが必要である。

## 第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達

本節は、気象庁が発表する緊急地震速報、震度速報、地震情報（「震源・震度に関する情報」、「各地の震度に関する情報」）、大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報および津波予報の収集・伝達に関する要領等を定めるものである。

### 1 基本方針（地震）

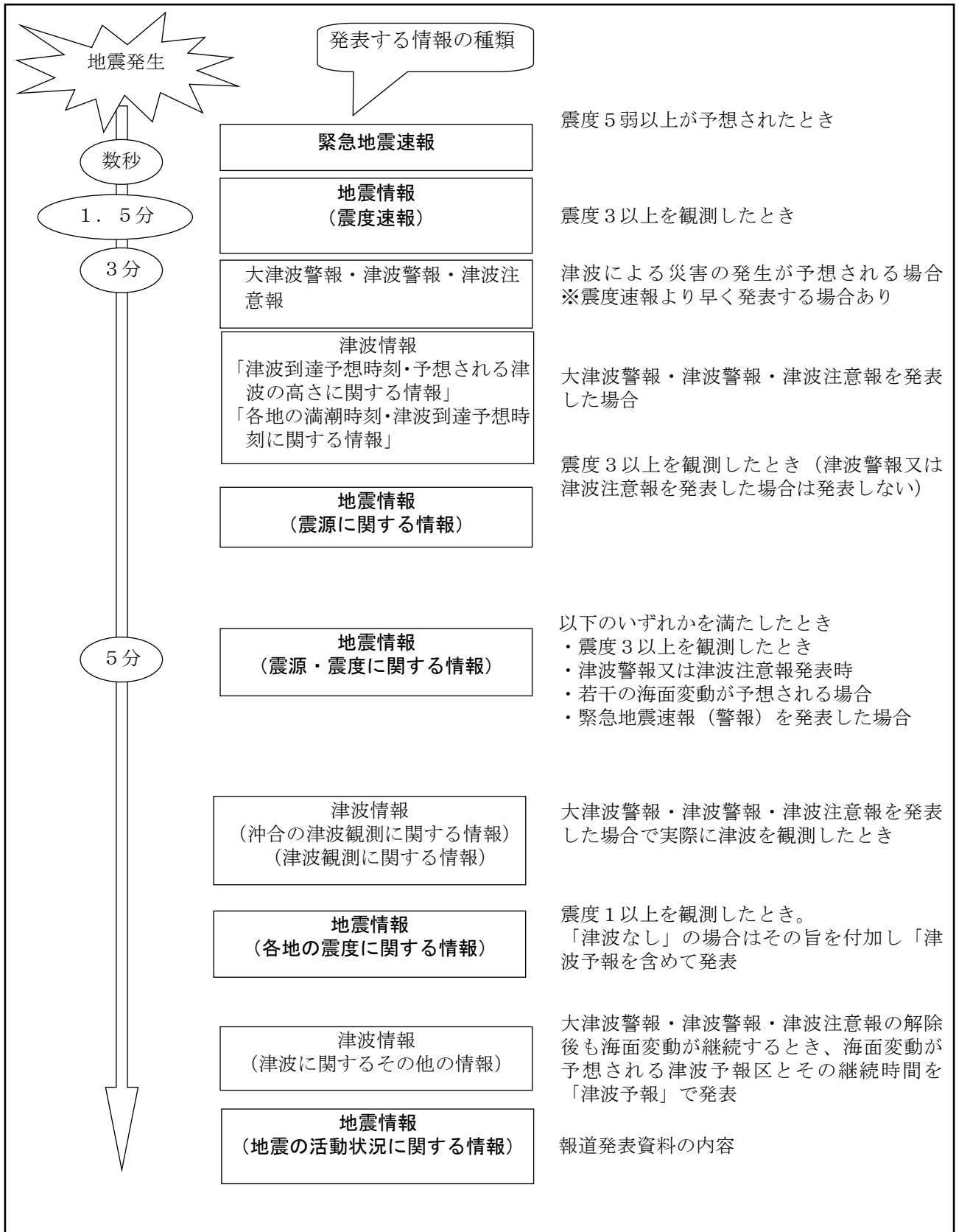
地震発生後、気象庁から発表される緊急地震速報・震度速報については、各防災関係機関において直接テレビ・ラジオ・携帯電話等を通じて入手するものとする。また、地震情報については気象庁が発表する情報を防災情報提供システム（専用線又はインターネット回線）により入手し、これらの伝達ルートを持たない機関は、直接テレビ・ラジオ等を通じて入手するものとする。揺れの大きさは、県内の各所で異なることもあるので、初期の段階から防災関係機関が一丸となって市民の生命・財産への被害を最小限とする体制を整えるため、揺れの大小に関わらず直ちに気象庁からの情報伝達及びテレビ・ラジオ等からの情報に留意する。

#### （1）地震・津波に関する情報の概要

気象庁は、全国の地震活動を24時間監視しており、日本およびその周辺で地震が発生すると、各地の地震計のデータを直ちに解析し、震源と地震の規模（マグニチュード）を決め、防災関係機関が速やかに必要な初動対応をとることができるように、地震や津波に関する情報を発表する。

また、地震による強い揺れのおそれがあると推定した場合、揺れが伝わる前に緊急地震速報（警報）を発表する。ただし、震源が近い場所では発表が強い揺れに間に合わない場合もある。

ア 情報発表の流れ



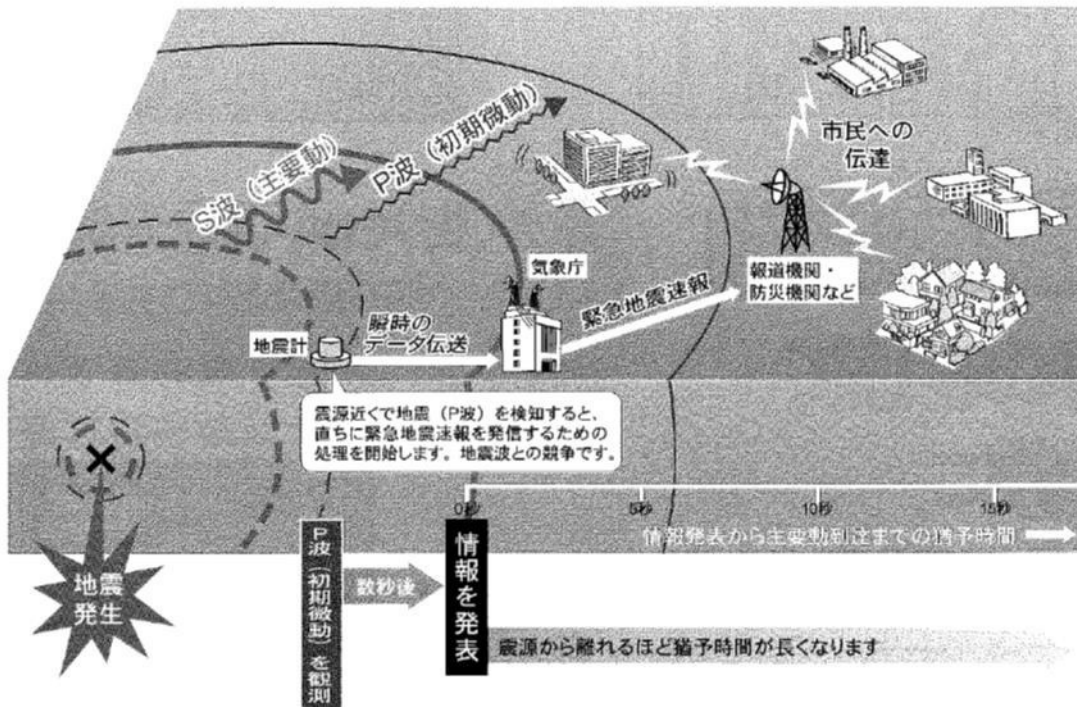
## イ 用語解説

情報の種類		解 説
緊急地震速報（警報）		震源に近い観測点で捉えた地震波を解析し、その地震により震度5弱以上が推定された場合、その地域及び震度4が推定された地域を強い揺れが到達する前に伝える。なお、地震の震源が近い時は緊急地震速報（警報）が強い揺れの到達に間に合わない。
大津波警報・津波警報・津波注意報		津波により災害が発生するおそれがある地域（九州・山口県では16に区分した津波予報区）に対し、予想される津波の高さに応じて、大津波警報、津波警報、または津波注意報（以下、「津波警報等」という。）を発表する。日本近海で発生する津波については、地震発生後約3分を目標に発表する。また、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震については、地震発生後2分程度で発表する。
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	津波警報等の発表に続けて速やかに、各津波予報区の津波の到達予想時刻（10分単位(遠地地震については30分単位)）や予想される津波の高さ（5段階の数値(メートル単位)、または2種類の定性的表現で発表）、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模(マグニチュード)）震央地名を発表する。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	津波警報等を発表している津波予報区にある津波観測点の満潮時刻（1分単位）と津波到達予想時刻（10分単位、遠地地震については30分単位）、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模(マグニチュード)）、震央地名を発表する。
	津波観測に関する情報	沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表する。
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。
	津波に関するその他の情報	津波による被害の心配はないが、若干の海面変動が予想される場合に津波予報区とその継続時間を「津波予報」として発表する。
地震情報	震度速報	震度3以上の強い揺れを伴う地震の発生を知らせる情報。震度3以上を観測した地域名（九州・山口県は36地域に分割）とその震度、地震の揺れの発現時刻を伝える。 この情報は、防災の初動対応をとるための情報で、地震発生後約1分30秒で発表する。テレビ、ラジオ等でも速報される。
	震源に関する情報	震度速報が発表された後、津波による被害の心配のないことが速やかに判明したとき、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模(マグニチュード)）、震央地名、および「津波の心配なし」または「若干の海面変動があるかもしれないが、被害の心配なし」を付加して、地震発生から2～5分程度で発表する。 この情報は、強い揺れ（震度3以上）があるが、津波による被害の心配はない時に、防災機関の防災対応（即時対応）に資するために提供するため。津波警報等を発表したときには、この情報は発表しない。
	震源・震度に関する情報	最大震度3以上が観測されたとき、津波警報等発表時、若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報（警報）を発表した場合に発表する情報。 地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模(マグニチュード)）、震央地名、震度3以上が観測された地域名と強い揺れが観測された市町村名を地震発生から5分程度で発表する。震度5弱以上になった可能性がある市町村の震度データが得られていないとき、その事実も含めて発表する。
	各地の震度に関する情報	震度1以上が観測されたときに発表する情報。地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模(マグニチュード)）、震央地名、観測点ごとの震度からなる情報。 震度5弱以上になった可能性がある震度観測点の震度データが得られていないとき、その事実も含めて発表する。

	「津波なし」の場合はその旨を付加した津波予報を含めて発表する。
地震回数に関する情報	地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震回数を発表する。
地震の活動状況に関する情報	気象庁が報道発表を行ったとき、その内容を発表する。

●緊急地震速報のしくみ

緊急地震速報は、最大震度5弱以上と推定した地震の際に、強い揺れ（震度4以上）の地域を揺れが来る前に発表するもの。



「緊急地震速報」は、震源近くで地震（P波、初期微動）をキャッチし、位置、規模、想定される揺れの強さを自動計算し、地震による強い揺れ（S波、主要動）が始まる数秒～数十秒前に素早く知らせるもの。

ただし、震源に近い地域では「緊急地震速報」が強い揺れの到達に間に合わない。また、ごく短時間のデータだけを使った速報であることから、予測された震度に誤差を伴うことがある。


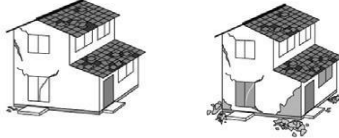

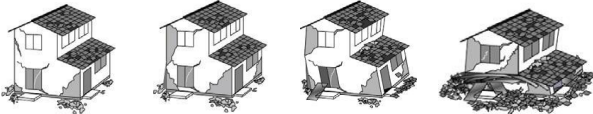
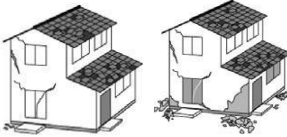


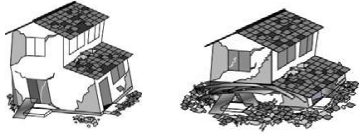


(2) 気象庁震度階級関連解説表

ア 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがある。不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

イ 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。 
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。 
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。 	壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。 
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。 	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。 
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。 	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。 

注1 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注2 この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

注3 木造建物の被害は地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年

(2008年) 岩手・宮城内陸地震のように震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

ウ 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

注1 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。

しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注2 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

エ 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂や液状化が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
7		

注1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

注2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

注3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

オ ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

カ 大規模構造物への影響

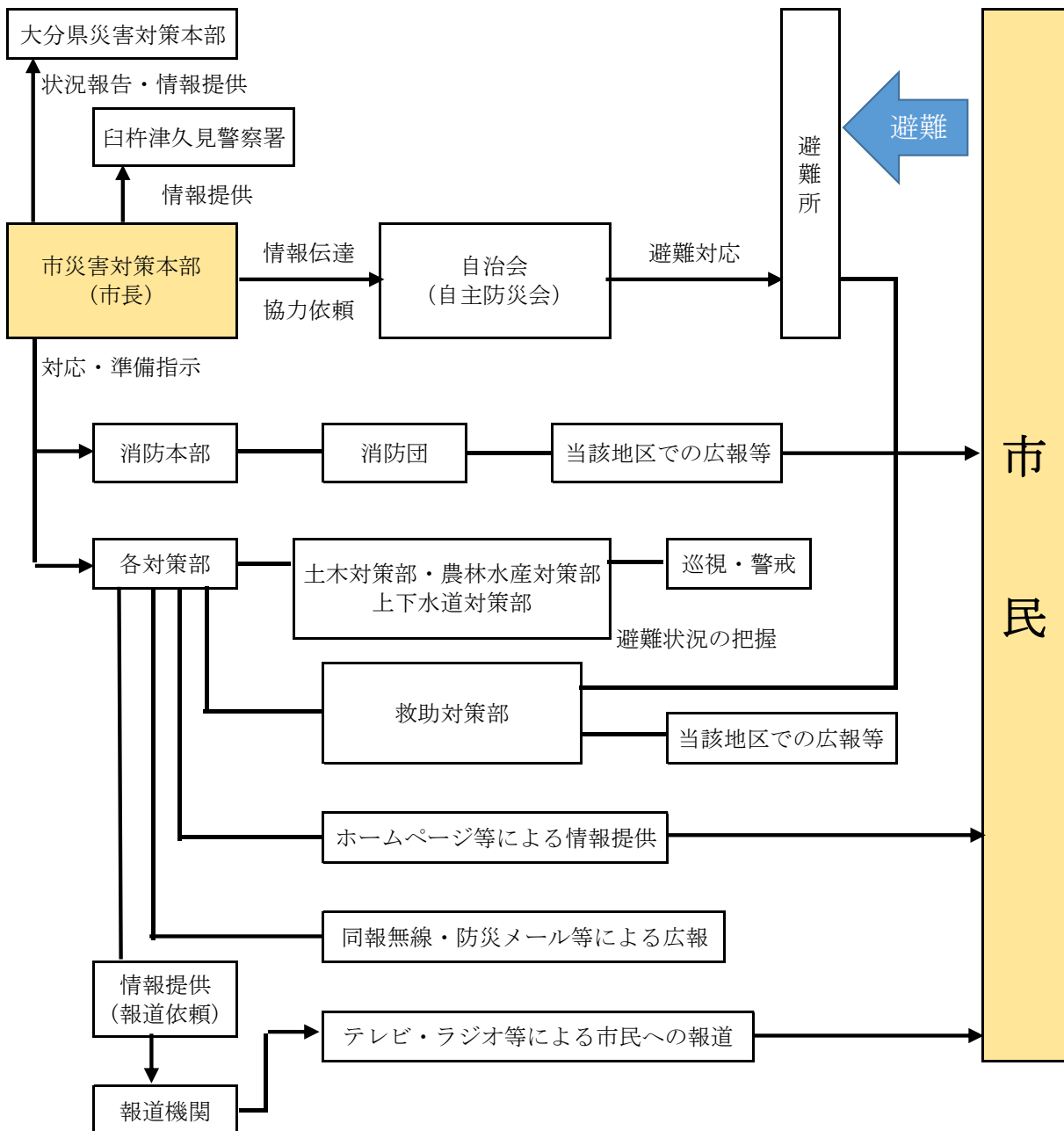
長周期地震動による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

### 3 市の措置（地震）

市は、関係機関から警報、注意報、気象情報を入手し、防災上必要と認める場合、その情報を関係機関及び住民に伝達する。

津久見市災害対策本部 伝達系統図



#### 4 基本方針（津波）

地震発生後に気象庁から発表される津波警報・津波注意報、津波情報及び津波予報については、海岸部を所管する各防災関係機関は、第一次的には防災情報提供システムによるほか、直接テレビ・ラジオ等を通じて入手することが可能である。これらは、県内での地震による揺れが小さい場合にも発表されることがあるので、初期の段階から防災関係機関が一丸となって被害を最小限とする体制を整えるため、各防災関係機関は、揺れの大小に関わらず直ちにテレビ・ラジオ等からの情報に留意する。

#### 5 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表基準及び種類等

##### （1）発表基準

地震発生後、「大分県瀬戸内海沿岸」及び「大分県豊後水道沿岸」において、津波による災害が予想される場合に大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。

##### ○ 津波予報区

九州・山口県については16の津波予報区に分けられ、大分県の沿岸は「大分県瀬戸内海沿岸」及び「大分県豊後水道沿岸」に分けられている。

津波予報区	大分県瀬戸内海沿岸	大分県豊後水道沿岸
区 域	大分県（関崎東端以南を除く）	大分県（関崎東端以南に限る）
大分県沿岸市町村名	中津市、宇佐市、豊後高田市、姫島村、国東市、杵築市、日出町、別府市、大分市	大分市、臼杵市、津久見市、佐伯市



「津波予報区分図」



(2) 大津波警報・津波警報・津波注意報

ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおおよそ15分程度で求められる地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

**津波警報等の種類と発表される津波の高さ等**

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注) 1 大津波警報は、津波特別警報に位置づけられている。



2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項等

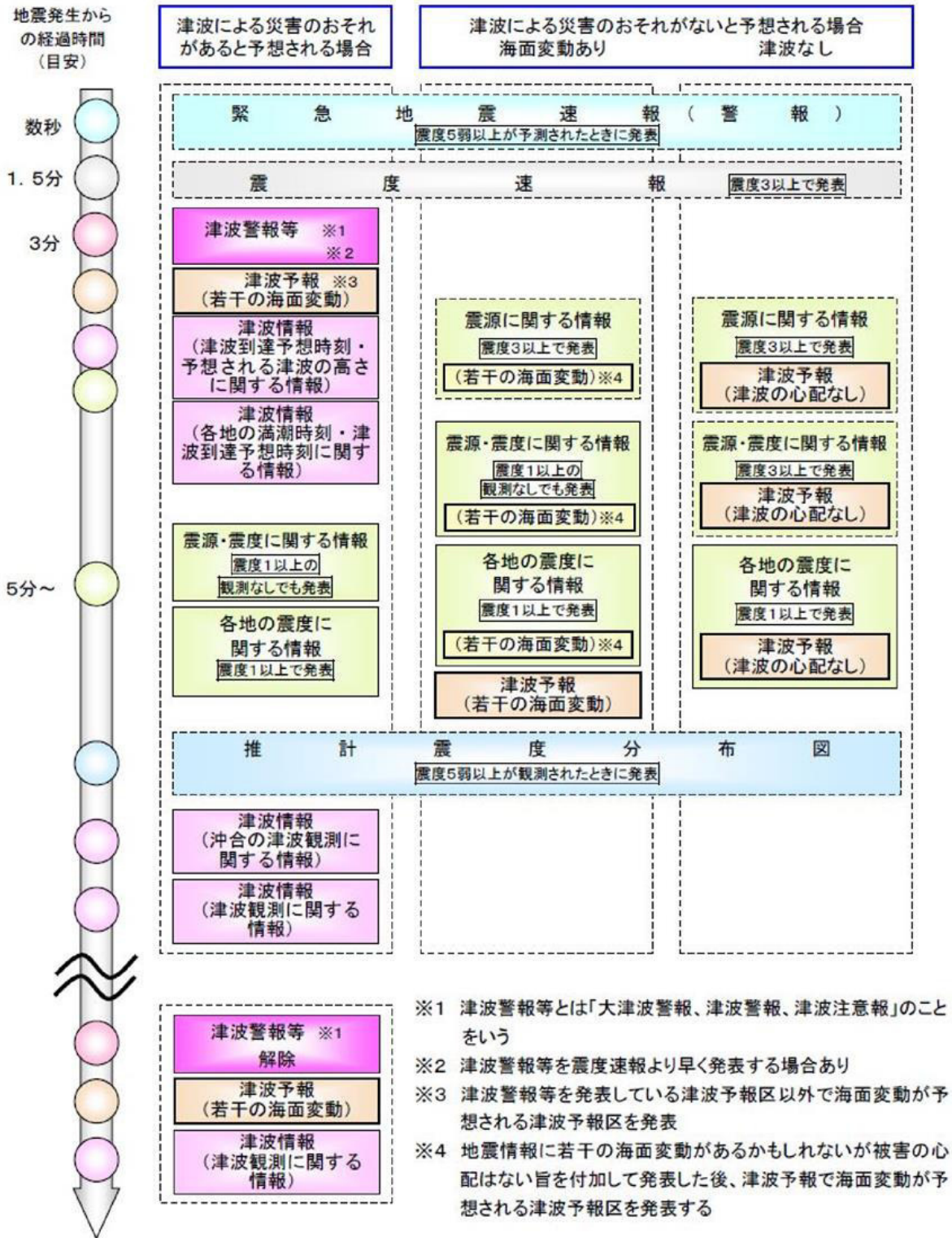
- ・ 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・ 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ・ 津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(3) 津波の高さと予想される被害の関係

津波の高さ (m)	1	2	4	8	16	32
津波の形態 ・ 緩斜面 ・ 急斜面	岸で盛り上がる  速い潮汐	沖でも水の壁 第二波が砕波 急斜面では速い潮汐	先端の砕波が増える	第一波が巻き波、砕波		
木造家屋	部分的破壊	全面破壊				
石造家屋	持ちこたえる			全面破壊		
鉄筋コンクリート	持ちこたえる					全面破壊
漁船		被害発生	被害率50%	被害率100%		
防潮林 (幅 20m)	被害軽減、漂流物阻止、津波軽減		部分的被害 漂流物阻止	全面的被害 無効果		
養殖いかだ	被害発生					

〈出典〉 首藤伸夫、1992：津波強度と被害、津波工学研究報告第9号、101-136

(4) 津波警報等及び津波予報発表のタイミング



## 6 海面状態の監視等

### (1) 海面状態の監視

市は、津波警報等が発表された場合又は震度4以上の揺れを感じた場合、あるいは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、高台等津波の危険性のない場所において、直ちに潮位等の海面状態を監視する。

### (2) 異常現象を発見した者の措置等

海面の異常現象を発見した者は、市長、警察官、海上保安官のうち、通報に最も便利な者に速やかに通報する。

この場合において、市長が通報を受けた場合は、速やかに知事及び大分地方気象台に通報する。

また、警察官、海上保安官が通報を受けた場合は、速やかに市長、警察本部長、大分海上保安部長に通報するものとし、通報を受けた市長、警察本部長、大分海上保安部長は速やかに知事に通報する。知事は速やかに大分地方気象台に通報し、地震・津波に関する情報伝達に準じた伝達を行うよう依頼する。

## 第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害に関する情報（避難、交通規制等応急措置の実施状況等）及び被害に関する情報は、この節の定めるところにより実施する。

この場合、情報の収集・伝達を迅速かつ正確に行い情報の一元化を図るため、市、県機関（災害対策本部を含む。）は、災害対応支援システムを活用する。

### 1 災害情報・被害情報の収集・伝達責任体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、市は関係機関等に協力を求めて積極的にその情報及び被害状況等を収集し、県に報告する。

### 2 災害情報の収集調査基準

市は、各段階で求められる災害状況の把握に必要な情報収集項目、あるいは応急対策の具体化に必要な項目等を事前に整理する。

なお、災害に関する情報の調査収集、報告又は通報要領等は、それぞれ防災関係機関の定めるところによる。

### 3 市の災害情報・被害情報収集・共有体制

#### （1） 災害情報収集・伝達責任体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、市は関係機関等の協力を求めて積極的にその情報及び被害状況等を収集し、県に報告する。

#### （2） 被害情報の収集、調査報告

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、市はあらゆる方法を講じ、気象等の予警報の発表機関その他の災害情報の収集に努める。

#### （3） 災害対応支援システムの活用

市は、被災状況等を災害対応支援システムに入力するとともに、災害対応支援システムが使用できない場合は、防災行政無線回線等を用いて、電話やFAXにより県へ災害情報・被害情報を伝達する。また、収集した情報は災害対策本部内や関係機関と共有を図る。

#### （4） 被害状況の収集、調査、報告

被害状況の調査は、関係機関及び関係団体の協力を得て、次に掲げる分担により実施する。収集した情報を県（危機管理室）及び中部振興局（総務課）へ報告する。

担当部	協力団体	調査事項
総務対策部	各区長、消防団等	被害状況及び応急対策状況の総括 市有財産被害
救助対策部	各区長、施設の管理者等	人、住家被害及び社会福祉関係被害
衛生対策部	各区長、施設の管理者等	衛生関係被害
農林水産対策部	農協、漁協、森林組合	農林水産関係被害
土木対策部	各区長、県土木事務所	土木関係被害
経済対策部	商工会議所	商工鉱業関係被害
上下水道対策部	各区長	水道、公共下水関係被害
救助・文教対策部	施設の管理者	教育関係被害

(5) その他

大規模災害発生直後は、情報入手が困難な状況になることが想定されるため、SNSを活用した情報収集・分析やドローンを活用した災害情報の把握など、県と連携して多様な情報収集手段を確保する。

4 災害情報・被害情報の収集・伝達の特例（市長の意思決定、市民への呼びかけ・周知のために必要な情報）

災害対策本部が設置された場合又は災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に必要があると認められる場合は、被害規模を早期に把握するため、災害発生から市長の指示があるまでの間、以下に掲げる事項に関する概括的な災害情報・被害情報を総務対策部（災害対策本部が未設置の場合は総務課とする。）が収集・伝達する。

これらの情報は、市長（本部長）が自衛隊への災害派遣要請や広域応援要請等の意思決定、市民への呼びかけ及び周知を行う上で不可欠な情報であるとともに、各部局及び防災関係機関が対策を講じるに当たって共有すべき情報であり、一元的に把握すべきものである。各部局は必要な情報を、総務対策部を通じて収集する。

(1) 共有すべき災害情報・被害情報

- ・ 人的被害・住家被害・火災・がけ崩れ等に関する情報
  - ・ 避難者数、指定避難所の場所等に関する情報の収集
  - ・ 医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報の収集
  - ・ 道路の被害、応急対策の状況及び交通状況に関する情報
  - ・ 港湾・漁港の被害、応急対策の状況及び海上交通状況に関する情報
  - ・ 空港、ヘリポート、鉄道の被害及び応急対策の状況に関する情報
  - ・ 電気、上・下水道、通信の被害及び応急対策の状況に関する情報
- なお、情報の重複、輻輳を可能な限り抑制するため以下の点に留意する。
- ・ 情報のソース（現場で確認したものか、報告等間接的なものか）
  - ・ 現場の位置
  - ・ 発信する情報を入手した時刻

(2) 総合的な被害状況等の収集方法及び形式

総合的な被害状況等の収集方法及び形式は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防災第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）による。

なお、災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要の確定報告は、応急措置の完了後速やかに県へ提出する。県への報告手段が途絶した場合は、国（総務省消防庁）へ伝達する。

(3) 防災関係機関から収集した災害情報の伝達

市は、防災関係機関から入手した災害情報・被害情報を市民へ提供するため、市ホームページやSNSでの情報発信や報道機関等へ情報提供を行う。

## 第6節 災害救助法の適用及び運用

災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用とこれに基づく必要な救助は、本節の定めるところにより実施する。

### 1 災害救助法適用基準

(1) 災害によって生じた被害が次の基準を超え、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあると認めるときは、知事は災害救助法を適用し、これに基づいて応急救助を実施する。

ア 市内の住家が滅失した世帯数が50世帯以上であるとき。（別表1参照）。

イ 県内で住家が滅失した世帯数の合計が1,500世帯以上で、市内の住家が滅失した世帯数が25世帯以上であるとき。（別表2参照）。

ウ 県内で住家が滅失した世帯数の合計が7,000世帯以上でかつ市内の被害世帯数が多数であるとき。

エ 次のように、被災者の救助を著しく困難とする特別の事情がある場合でかつ多数の世帯が滅失した場合で、厚生労働大臣との協議が成立したとき。

(ア) 被災世帯を含む被害地域が他の集落から隔離、又は孤立している等のた生活必需品等の補給が困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とするとき。

(イ) 有毒ガスの発生、又は放射性物質の放出等のため、被災者の救出が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とするとき。

(ウ) その他これらに類する特別な事情があるとき。

※ 上記ア、イ、ウで規定する住家が滅失した世帯数の算定に当たっては、住家が半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯の2世帯をもって、住家が床上浸水又は土砂堆積等により、一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

(2) 次のように住家の被害には関係ないが、多数の者が生命又は身体に危険を受け、又は受けるおそれが生じた場合で、内閣府令で定める基準に該当するとき。

(内閣府令で定める基準)

ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

イ 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊な補給方法を必要とし、又は、災害にかかった者の救出について特殊な技術を必要とすること。

(例)

(ア) 交通路の途絶のため多数の登山者が放置すれば飢餓状態に陥る場合。

- (イ) 火山爆発、又は有毒ガスなどの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
- (ウ) 群集の雑踏により多数の者が死傷した場合
- (エ) 離島であって長期の干害により海上輸送以外の方法で飲料水を確保することができない場合
- (オ) 山崩れ、がけ崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ多数の者が死傷した場合。

(3) 災害が発生するおそれがある場合において、国が特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部を設置し、告示された当該本部の所管区域に大分県が含まれ、市の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあるとき。

別表1 (住家が滅失した世帯の数が当該市町村の人口に応じ次の世帯以上であるとき。)

市町村の区域内の人口(直近の国勢調査)	5,000人未満	5,000人以上 15,000人未満	15,000人以上 30,000人未満	30,000人以上 50,000人未満	50,000人以上 100,000人未満	100,000人以上 300,000人未満	300,000人以上
住家が滅失した世帯数	30	40	50	60	80	100	150

別表2 (県内の市町村ごとの滅失被害世帯の合計が1,500世帯以上となり、かつ当該市町村の人口に応じ住家の滅失した世帯の数が次の世帯以上であるとき。)

市町村の区域内の人口(直近の国勢調査)	5,000人未満	5,000人以上 15,000人未満	15,000人以上 30,000人未満	30,000人以上 50,000人未満	50,000人以上 100,000人未満	100,000人以上 300,000人未満	300,000人以上
住家が滅失した世帯数	15	20	25	30	40	50	75

## 2 被害の認定基準

大分県地域防災計画地震・津波対策編第3部第2章第6節「災害救助法の適用及び運用に関する計画」の「被害程度の認定基準」に基づくものとする。

- (1) 被害の認定は、災害救助法適用の判断のみならず、救助の実施に当たり、その種類、程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであるから適正に行わなければならない。
- (2) 「住家」とは、現実にその建物を居住のため使用しているものをいい、必ずしも1戸の建物に限らない。例えば炊事場、浴場又は便所が別であったり、離座敷が別であるような場合にはこれら生活に必要な部分の戸数は、合して一戸とする。また、社会通念上、住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば、一般に非住家として取扱われる土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住しているときは、住家に入れるべきである。
- (3) 「世帯」とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。従って、同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然二世帯となるわけである。また、マンションのように1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれをひとつの世帯として取扱う。



- (4) 「全壊（焼）」、「流出」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全体が倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものである。又は住家の主要な構成要素（住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。半壊（焼）の場合も同様。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもをいう。
- (5) 「半壊（焼）」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のものである。又は住家の主要な構成要素の経済的損失を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもをいう。
- (6) 「床上浸水」とは、(D)及び(E)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のものである。又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものをいう。
- (7) 「床下浸水」とは、浸水がその住家の床上以上に達しない程度のもをいう。
- (8) 「一部損壊」とは、住家の損壊程度が半壊に達しない程度のもをいう。
- (9) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、または遺体を確認することができないが死亡したことが確実なものをいう。
- (10) 「行方不明」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるものをいう。
- (11) 「重傷者」とは、災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、1月以上の治療を要する見込みの者をいう。
- (12) 「軽傷者」とは、災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける見込みのあるもののうち、1月未満で治療できる見込みの者をいう。

### 3 応急救助の実施基準

#### (1) 救助の程度及び期間

救助の種類	対 象	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者	災害発生の日から7日以内	1. 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を加算できる。 2. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇用費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 3. 輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	災害発生の日から20日以内に着工	1. 1戸当りの平均の面積、額が基準以内であればよい。 2. 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。 3. 要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4. 供与期間 最高2年以内 5. 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他の食品の給与	1. 避難所に収容された者 2. 全半壊（焼）流失、床上浸水で炊事ができない者	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（1食は1/3日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料及び炊事のための水であること。）	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品をそう失、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	災害発生の日から10日以内	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること。
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上
災害にかかった者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	災害発生の日から3日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「遺体の捜索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	1. 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 3. 住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修	災害発生の日から1ヶ月以内	

地震・津波対策編 第3部 災害応急対策  
 第2章 活動体制の確立  
 第6節 災害救助法の適用及び運用

救助の種類	対 象	期 間	備 考
	理をすることができない者		
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	災害発生の日から （教科書） 1カ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の実情に応じ支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
遺体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	災害発生の日から 10日以内	1. 輸送費、人件費は別途計上 2. 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
遺体の取扱い	災害の際死亡した者（埋葬を除く）	災害発生の日から 10日以内	1. 検案は原則として救護班 2. 輸送費、人件費は別途計上 3. 遺体の一次保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1. 被災者及び避難者の避難に係る支援 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 遺体の搜索 6. 遺体の取り扱い 7. 救済用物資の整理配分	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁済	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定するもの	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は別に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度・方法等及び期間を定めることができる。

(2) 応急救助の委任

ア 応急救助のうち次の事項は、その実施を県から委任されている。

(ア) 受入れ施設（応急仮設住宅を除く）の供与

(イ) 炊出しその他による食品の給与又は飲料水の供給

(ウ) 災害にかかった者の救出

(エ) 学用品の給与

(オ) 埋葬

(カ) 死体の搜索及び処理

(キ) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

イ 委任を受けた応急救助費の繰替支払

(ア) 市においては、委任を受けている応急救助費の繰替支払を行う。

地震・津波対策編 第3部 災害応急対策  
 第2章 活動体制の確立  
 第6節 災害救助法の適用及び運用

(イ) 委任を受けている救助の実施に関しては、救助実施記録日計票等を作成し、保管しておくとともに次の事項を電話等の方法により報告する。

(救助の種類)	(情報提供事項)
避難所の設置	箇所数、避難人員
応急仮設住宅の設置	設置（希望）戸数
炊出しその他による食品の供与	箇所数、給食数、給食人員
飲料水の供給	対象人員
被服寝具その他生活必需品の給与	主なる品目別給与点数及び給与世帯数
医療及び助産	班数、医療機関数、患者数、分娩者数
災害にかかった者の救出	救出人員、行方不明者数
災害にかかった住宅の応急修理	対象世帯数
学用品の給与	小、中学、高等学校等別対象者数及び給与点数
埋葬	埋葬数
遺体の搜索	遺体の取扱い数
障害物の除去	対象世帯数

## 第7節 広域的な応援要請

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合には、県及び他の市町村に対して応援を要請する。なお、市が受援を要する業務やその必要人数及び県や応援可能市町村の応援可能人数について、平常時から県と市の間で情報を共有し、災害時に備える。

### 1 関係機関との相互連絡

市は、次の関係機関と相互に密接な連絡を保ち、災害対策の迅速適切な推進に努める。

- (1) 県に災害対策本部及び中部地区災害対策本部が設置されたときは、県と常に密接な連絡を保ち、協力して災害対策に万全を期する。
- (2) 県、他の市町村及びその他防災関係機関と密接な連絡を保ち、これら機関と協力して災害対策に万全を期する。

### 2 応援措置の実施

応援措置を実施するため必要と認めるときは、県、他の市町村及び各防災機関に対して応援を要請する。

#### (1) 応援協力の基準

相互に応援協力を求める場合の基準は、おおむね災害規模が大きく、当該災害について災害救助法の適用があり、自力により応急措置の実施が困難と認められる場合とする。

#### (2) 応援協力の範囲

応援協力の範囲は、おおむね次のとおりとする。

- ア 被災者に対する給食、給水措置
- イ 被災者に対する衣料、生活必需品の調達、供給
- ウ 応急復旧用資機材の調達、供給
- エ 傷病者に対する応急的な医療及び救助
- オ 防疫に関する措置
- カ 避難所の開設に関する措置

#### (3) 他団体への応援

県又は他の市町村から災害応急措置の実施について応援要請があった場合は、努めて応援協力を行う。

応援を行う場合には、直ちに職員を動員し、応援隊を組織し、又は物件を整備し指揮者を定めて必要な指示を行い指定された場所に急行させる。

#### (4) 他団体に対する応援要請

ア 災害の規模が拡大し、他からの応援を必要とする場合は、本部長は、他の市町村

又は県に対し、応援を求める。

この場合、応援を行う者に対する宿舎、食料その他必要な措置を講じなければならない。

イ 応援要請は、次の事項を記載した文書により行う。ただし、緊急の場合は、口頭その他最も迅速な方法により行い、事後で速やかに文書を提出する。

ウ 応援要請の記載事項

- (ア) 災害の状況及び応援を要請する理由
- (イ) 応援を要請する人員
- (ウ) 要請の日時、場所及び到着地点
- (エ) 要請する援助の内容又は資材、器材等の品名
- (オ) その他参考となるべき事項

エ 応援隊が到着したときは、本部長は、当該応援隊の配置場所、業務内容等を説明する。

オ 応援隊に対する応急措置の実施指揮は、本部長が行う。

(5) 締結している応援協定

現在締結している応援協定は、災害対策基本法及び消防組織法第39条の規定による相互応援協定で、協定先及び協定事項は、次のとおりである。

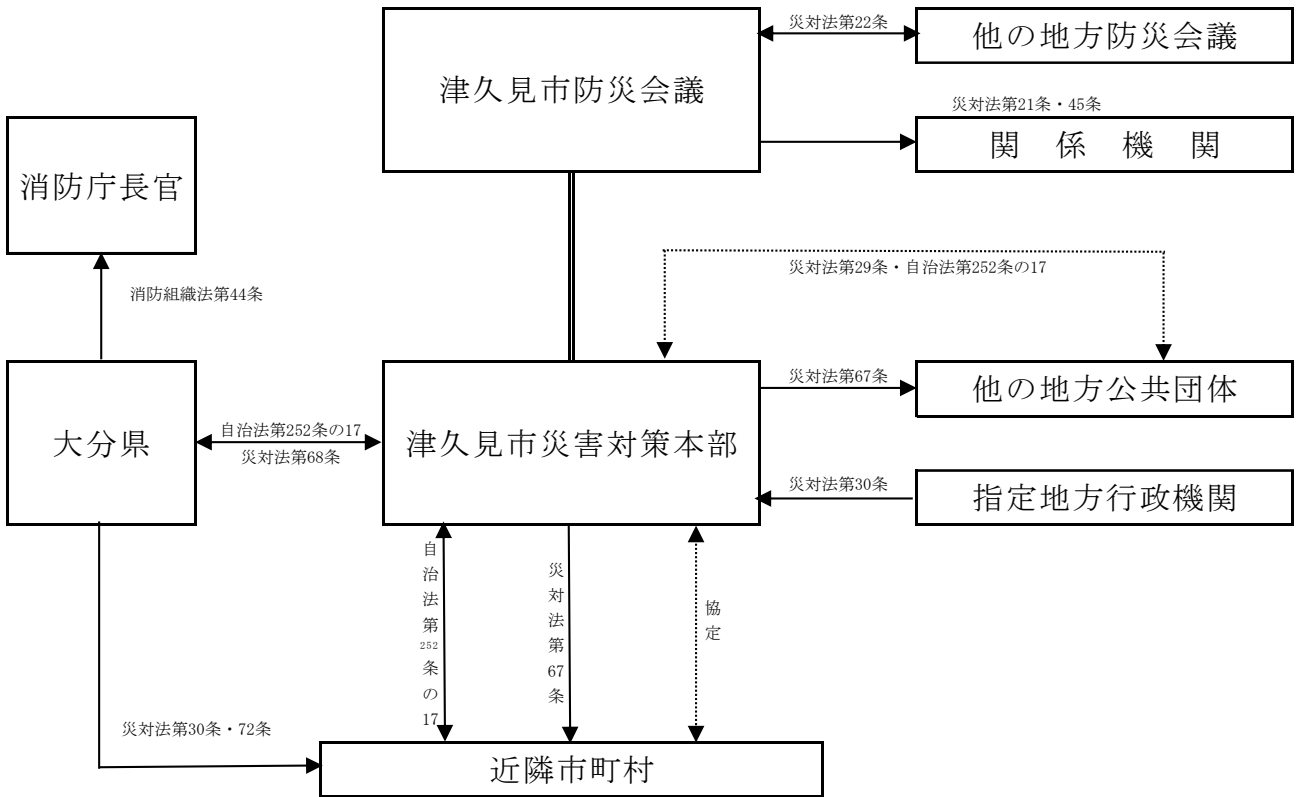
- ア 協定先 大分県及び全市町村
- イ 協定事項 相互応援協定
- ウ 費用の負担 相互協定事項のとおり

(6) 緊急消防援助隊等

緊急消防援助隊及び都道府県の航空消防隊の応援要請は、県及び消防機関が定める、大分県防災ヘリコプター応援協定及び緊急消防援助隊受援計画による。

大分県防災ヘリコプター緊急運航要請書（第38号様式）

災害時の広域応援協力体制図



- ・ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17（職員の派遣）
- ・ 災害対策基本法第21条（関係行政機関等に対する協力要求）
- ・ 災害対策基本法第22条（地方防災会議等相互の関係）
- ・ 災害対策基本法第29条（職員の派遣の要請）
- ・ 災害対策基本法第30条（職員の派遣のあっせん）
- ・ 災害対策基本法第45条（地方防災計画の実施の推進のための要請等）
- ・ 災害対策基本法第67条（他の市町村長等に対する応援の要求）
- ・ 災害対策基本法第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）
- ・ 災害対策基本法第72条（都道府県知事の指示）
- ・ 消防組織法第39条（市町村の消防の相互の応援）

## 第8節 防災ヘリコプターの運用体制の確立

災害が発生した場合、県は、「大分県防災ヘリコプター運航管理要綱」に基づき、自らの判断で市からの要請に基づき、大分県防災ヘリコプター「とよかぜ」を運航し、被災者の捜索・救助活動を行う。

### 1 活動内容

#### (1) 災害応急対策活動

地震、津波の災害状況の把握や住民への避難誘導・警報等の伝達及び被災地への緊急物資等の搬送

#### (2) 災害予防対策活動

住民への災害予防の広報、災害危険箇所の調査等

#### (3) 救急活動

山村、離島などから救急患者の搬送、高度医療機関への傷病者の緊急転院搬送

#### (4) 救助活動

海、河川等の水難事故及び山岳事故における捜索・救助

#### (5) 火災防御活動

林野火災等における空中からの消火活動、情報収集

#### (6) ヘリTV活動

地震・津波の災害発生時、ヘリコプターTV装置を装着して災害現場の情報を映像と音声により送信

※ 防災ヘリコプター「とよかぜ」は機種有能力・特性により、ヘリTV活動中の救助活動はできないなど、通常は単一活動を原則としており、異なる活動を行う場合には装備替えを必要とする。

### 2 緊急運航の要件

防災ヘリコプター緊急運航の要請は、原則として次の(1)～(3)の条件を全て満たし、かつ、「大分県防災ヘリコプター緊急運航要請基準」に該当する場合にできる。

(1) 公共性：地域及び地域住民の生命、身体及び財産を保護する目的であること。

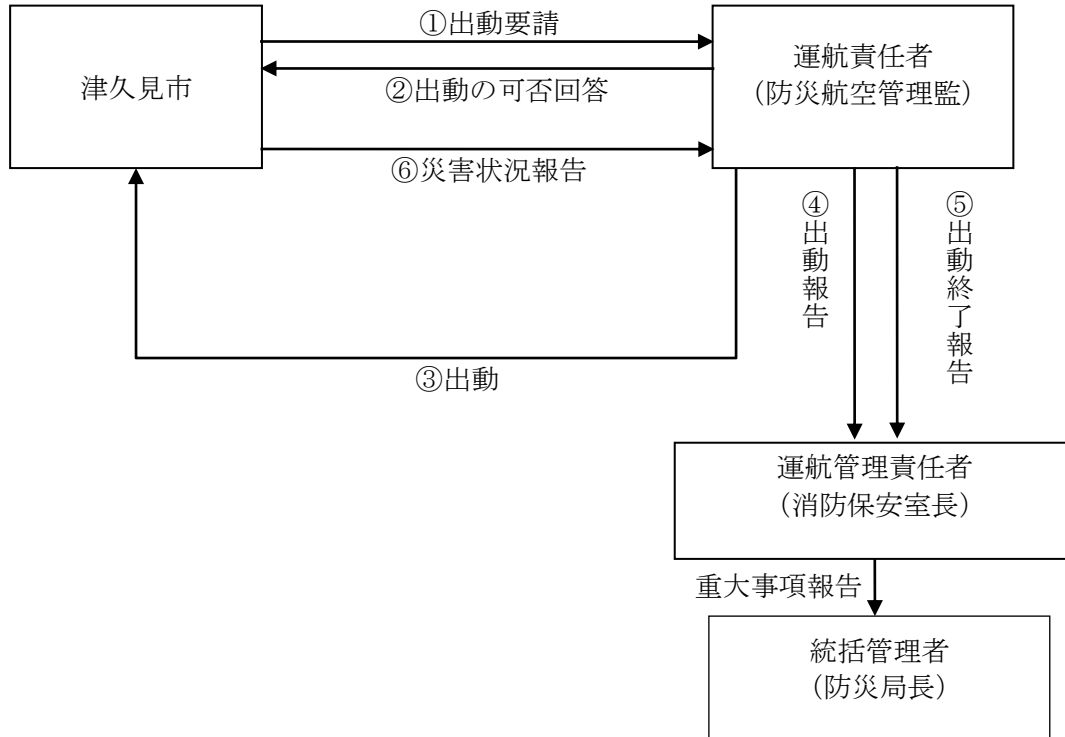
(2) 緊急性：差し迫った必要性があること。

(3) 非代替性：防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。



### 3 緊急運航要請に係る手続

(1) 防災ヘリコプターの緊急運航に係る要請先及び手順は次のとおりである。



(2) 防災ヘリコプターの緊急運航の要請は、市長、消防一部事務組合の長が防災航空管理者に対し行う。

### 4 要請連絡先及び連絡方法

防災航空隊： 〒879-6444

豊後大野市大野町田代 2592-2

電話 0974-34-2192

FAX 0974-34-2195

緊急運航要請専用電話 0974-34-3136

## 第9節 自衛隊の災害派遣要請の確立

災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められるときは、この節の定めるところにより自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。

- ア 市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請するよう求めることができる。この場合において、市長は、その旨及び市の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は最寄りの駐屯地司令の職にある部隊等の長へ通知することができる。
- イ 市長は、知事に対して災害派遣の要請を求めることができない場合は、その旨及び市の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は最寄りの駐屯地司令の職にある部隊等の長に通知することができる。
- ウ 市長は、ア・イの通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

### 1 災害派遣の要請者

#### (1) 市長（本部長）の緊急派遣要請

市長（本部長）は、事態が急迫し、速やかに自衛隊の救援を要すると認めたときは、陸上自衛隊別府駐屯地司令にその内容を通報するとともに、直ちに県知事に対し災害派遣要請を申請しなければならない。

#### (2) 市長（本部長）の代行

市長に事故あるときは、副市長、教育長（副本部長）の順位で職務を代行する。

#### (3) 警察署長等の緊急派遣通報

警察署長及びその他の防災機関の長も市長（本部長）と同様に自衛隊の緊急派遣について、その内容を通報することができる。

この場合、警察署長及びその他の防災機関の長は、市にその旨を通報し、市長（本部長）を通じて知事に対し災害派遣要請を行う。

### 2 災害派遣要請

自衛隊の派遣を要請しようとする場合は、次に定める事項を記載した派遣要請書（第34号様式）を知事あてに提出する。但し、緊急やむを得ないときは、電話等で要請し、事後速やかに文書を提出しなければならない。

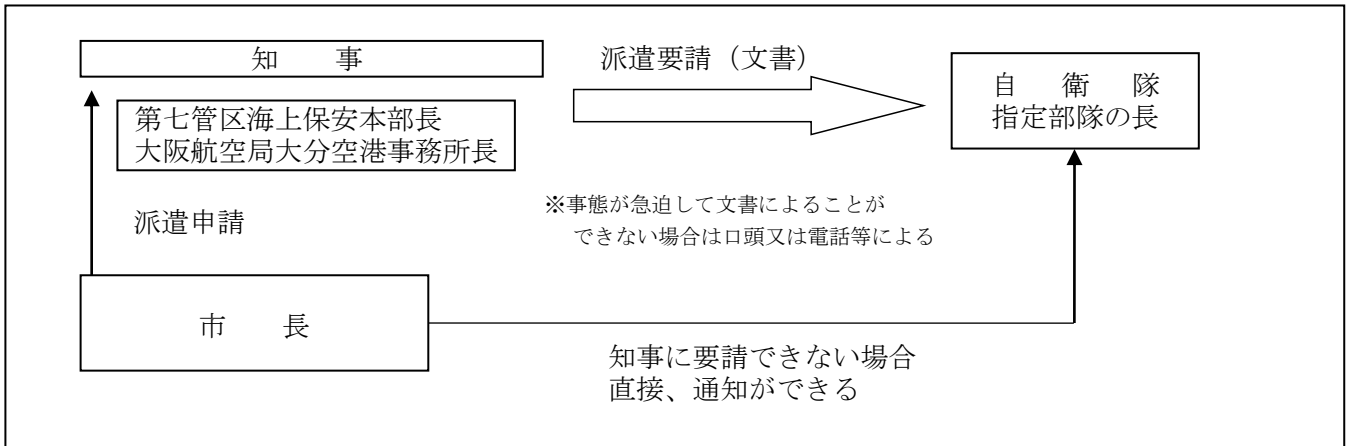
- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項（宿泊施設の有無、道路橋りょうの決壊に伴う迂回路の有無、救援のため必要とする資機材の有無、駐車適地、ヘリポート適地の有無等）

### 3 自衛隊の災害派遣要請系統及び派遣要請先等

自衛隊の災害派遣要請系統及び派遣要請先、要請連絡先等は、次のとおりである。

#### (1) 自衛隊の災害派遣系統図



地震・津波対策編 第3部 災害応急対策  
 第2章 活動体制の確立  
 第9節 自衛隊の災害派遣要請の確立

(2) 要請先等

要 請 先 等	連 絡 方 法 等	指定部隊等の長	備 考
陸 上 自 衛 隊	第41普通科連隊 第3科 (別府駐屯地)	別府市大鶴見4548-143 TEL 0977-22-4311 内線234, 302 FAX 0977-23-3433 防7-852	連隊長 大分県の北部、東部(大分、別府、宇佐、中津、豊後高田、杵築、臼杵、津久見、国東の各市及び姫島村)を管轄
	西部方面特科隊 第3科 (湯布院駐屯地)	由布市湯布院町川上941 TEL 0977-84-2111 内線235, 302 FAX 0977-84-211	隊長 大分県の南部(佐伯、竹田、豊後大野、由布の各市)を管轄
	西部方面戦車隊 第3係 (玖珠駐屯地)	玖珠郡玖珠町帆足2494 TEL 0973-72-1116 内線235, 302 FAX 09737-2-1116	大隊長 大分県の西部(日田市及び玖珠郡)を管轄
	第4師団 第3部防衛班 (福岡駐屯地)	福岡県春日市大和町5-12 TEL 092-591-1020 内線5233	師団長 九州北部4県(大分県含む)全域
	西部方面總監部 防衛部防衛課運用班 (健軍駐屯地)	熊本県熊本市東町1-1-1 TEL 096-368-5111 内線2256, 2257	總監 九州・沖縄(大分県含む)全域
海上 自 衛 隊	呉地方總監部 防衛部第3幕僚室	広島県呉市幸町8-1 TEL 0823-22-5511 内線2444 22-5680(直通) 22-5692(直通) (FAXは、電話連絡時に指定する番号)	總監 大分県沿岸部全域を管轄
航空 自 衛 隊	西部航空方面隊司令部 防衛部運用課	福岡県春日市原町3-1-1 TEL 092-581-4031 内線2344, 2346 FAX 092-581-4031 内線5903	司令官 大分県全域を管轄
地 本 等	自衛隊 大分地方協力本部 総務課	大分市新川町2-1-36 TEL 097-536-6271	本部長 緊急の場合等における連絡先
	海上自衛隊 佐伯基地分遣隊 警備科	佐伯市鶴谷町3-3-37 TEL 0972-22-0370 内線217	隊長 呉地方總監部との連絡調整

(3) 要請連絡先及び連絡方法

ア 大分県生活環境部防災局：大分市大手町3-1-1

電話 097-506-3155、3152 FAX 097-533-0930

防災電話 50-264、204 FAX 50-387

イ 第七管区海上保安本部：福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10

電話 093-321-2931

ウ 大阪航空局大分空港事務所：国東市武蔵町糸原大海田

電話 0978-67-3771 FAX 0978-67-3780

#### 4 津久見市における派遣部隊の受入体制

市は、次の事項について処置し、派遣部隊に協力する。

(1) 資機材の提供

派遣部隊の救援作業に必要とする資機材を速やかに調達し、提供する。

(2) 連絡調整員の指定

市は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため総務班員（総務課職員）を連絡調整員として指定し、県から連絡調整員が派遣された場合は、当該職員とも連携しながら迅速・的確な自衛隊の災害派遣業務を実施する。

(3) 宿舎の斡旋

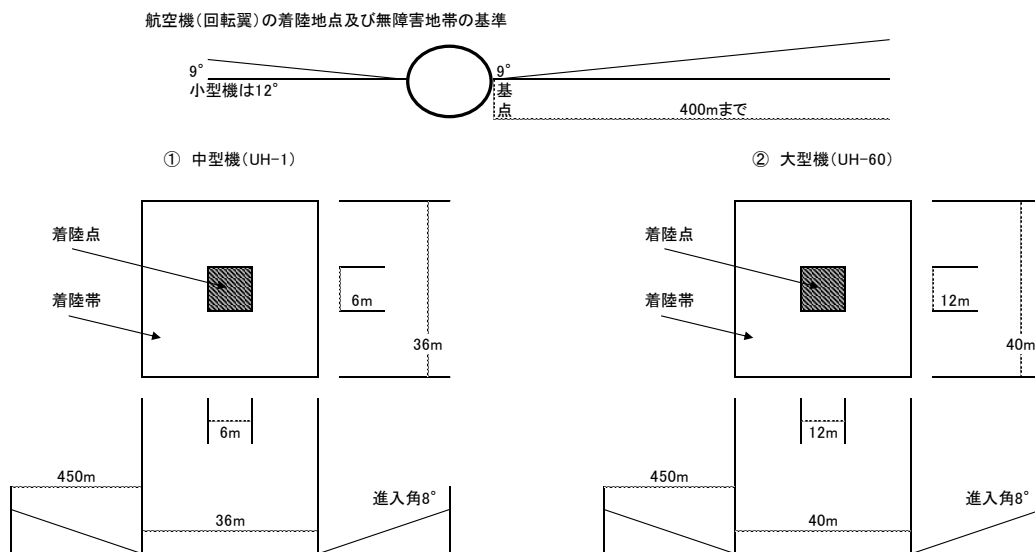
派遣部隊の宿舎等のあっせんを行う。

この場合、学校、公民館等を宿舎施設に充てるときは、あらかじめその管理者等の承諾を得ておく。

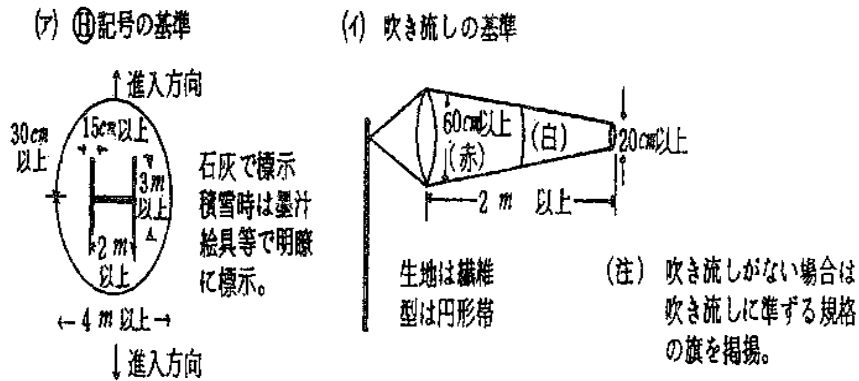
(4) 臨時ヘリポートの設定

臨時ヘリポートの基準

(ア) 次の基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。



- (イ) 着陸地点には、次の基準のH記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。



- (ウ) 危険予防の措置

a 離着陸地帯への立入禁止

離着陸地点及びその近傍において運航上の障害となるおそれのある範囲に立ち入らせない。

b 防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずる。

- (5) 艦艇等が使用できる岸壁の準備

自衛隊の艦艇等が接岸可能な岸壁等を、可能な限り確保する。

- (6) 情報等の提供

派遣部隊に対し、災害の状況や救援作業の内容、地元機関による応急措置の実施状況など、速やかに情報の提供を行う。

## 5 自衛隊の活動内容

- (1) 一般の任務及び業務

ア 自衛隊の災害派遣部隊は、主として人命及び財産の救援のための関係公共機関と協力して行動する。

イ 派遣要請を受けた部隊の長は、要請の内容及び収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し、単独で又は他の部隊の長と協力して派遣その他必要な措置を採る。

また、災害の発生が突発的で、その救援が急を要し要請を待ついとまがないときは、部隊の長は、独自の判断に基づいて部隊等を派遣することがある。

(2) 災害派遣時に実施する作業等

災害派遣時に実施する作業は、災害の状況、他の救難機関等の活動状況等のほか、派遣要請の内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、一般的には次のとおりである。

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 死者、行方不明者、負傷者等の搜索、救助
- エ 水防活動
- オ 消防活動の支援
- カ 道路又は水路の啓開
- キ 応急医療、救護及び防疫
- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 炊飯及び給水
- コ 援助物資の無償貸与又は譲与
- サ 危険物の保安及び除去
- シ その他

6 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安官がその場にはいない場合に限り、次の措置をとることができる。

この場合、当該措置を採ったときは、直ちに、その旨を市長（本部長）に通知する。

なお、当該措置に伴う補償等については、法令の定めるところによる。

- (1) 警戒区域の設定及びそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
- (2) 他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 住民等を応急措置の業務に従事させること
- (5) 通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置

7 派遣部隊の到着時の措置

- (1) 派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに作業内容を派遣部隊の長と明確、具体的に協議する。
- (2) 派遣部隊については、次の事項について記録する。
  - ア 派遣申請日
  - イ 派遣部隊の長の官職氏名
  - ウ 隊員数及び到着日時

- エ 活動内容及び活動日程
- オ 主な使用機材

## 8 陸上自衛隊航空機と地上との交信方法

陸上自衛隊西部方面隊航空機と地上との交信方法は、次による。

地上からの航空機に対する信号の種類

旗の識別	事 態	事態の内容	希望事項
赤 旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態（急患又は緊急に手当を要する負傷者）が発生している。	緊急着陸又は隊員の降下を乞う
黄 旗	緊急事態発生	食料又は飲用水の欠乏等異常が発生している。	役場又は警察官に連絡を乞う。できれば通信筒をつり上げてもらいたい。
青 旗	異常なし	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項はない。

## 9 災害派遣部隊の撤収要請

- (1) 災害の救援が他の機関をもって実施できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の長と協議し、速やかに知事に対し部隊の撤収要請の申請を行う。
- (2) 撤収申請は、一旦電話等により報告した後、速やかに次号に定める事項を記載した撤収申請書を知事に提出する。
- (3) 撤収申請書の記載事項
  - ア 撤収日時
  - イ 撤収要請の事由
  - ウ 事故の有無
  - エ その他

## 10 経費負担区分

派遣部隊が活動した経費のうち次の事項については、市の負担とする。

細部については、その都度災害派遣命令者と知事が協議して定める。

- ア 派遣部隊の連絡班等のための宿泊施設の借上料、電話の設置費及び通話料金
- イ 派遣部隊の宿舎に必要な土地、建物等の借上料
- ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、くみ取料、電話・入浴料等
- エ 派遣部隊の救援活動に提供する資材、器材等の購入、借上げ又は修理費
- オ 派遣部隊の活動に伴う故意によらない損害の補償
- カ その他協議により決定したもの



## 第10節 他機関に対する応援要請

### 1 市町村広域応援要請

災害応急対策の実施に必要な協力を求めるため、市が他の市町村、防災関係機関、関係事業者及び業者等と締結している主な応援協定・覚書等は、次のとおりである。

市は、必要があると認めるときは、これらの協定等に基づいて応援を要請する。

- (1) 災害対策基本法に基づく相互応援協定（臼杵市）
- (2) 大分県及び県下市町村間の災害時応援協定
- (3) 災害時の郵便・為替・保険等の郵政事業の特別事務取扱等
- (4) 災害時の早期送電のための応急復旧工事に関する協定
- (5) 避難施設としての建物提供に関する協定
- (6) 仮設トイレに関する協定
- (7) 災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定
- (8) 災害時に避難者の救援活動を行うための燃料等に関する協定
- (9) 災害時の被災者援護用飲料水等の提供に関する協定
- (10) 災害時における救援活動のためのLPガスに関する協定
- (11) 災害時における応急復旧工事及び給水作業に関する協定
- (12) 災害時の提供及び職員の派遣に関する協定
- (13) 応急生活物資等の調達及び供給に関する協定
- (14) 災害時における市が管理する建築物等の応急復旧及び応急処置に関する協定
- (15) 津波発生時における緊急避難施設（津波避難ビル）の使用に関する協定
- (16) 大規模災害時における津久見市災害対策本部の移転に関する協定
- (17) 災害時におけるバス輸送に関する協定
- (18) 津波一時避難場所としての社有地に関する協定
- (19) 災害時におけるボランティアセンター設置及び運営に関する協定
- (20) 災害時における緊急作業及び建築資機材等の提供に関する協定
- (21) 災害時における店内物資の供給に関する協定
- (22) 大分県災害廃棄物処理の応援に関する協定
- (23) 大規模災害時における津久見市の施設使用に関する協定
- (24) 大規模災害時における応急対策に関する協定
- (25) 災害時における特設公衆電話（事前設置）に関する協定
- (26) 津久見市災害復旧に関する覚書
- (27) 災害時における避難場所、LPガス設備等の提供に関する協定
- (28) 瀬戸内・海の路ネットワーク相互応援協定

- (29) 災害に係る情報発信等に関する協定
- (30) 災害時の物資供給に関する協定
- (31) 災害時における物資の調達及び供給に関する協定書
- (32) 大分市、佐伯市、臼杵市及び津久見市並びに大分海上保安部及び佐伯海上保安署との包括連携協定
- (33) 災害時における車両のレッカー移動等の協力に関する協定

## 2 県の広域応援要請

災害応急対策の実施に必要な協力を求めるため、県が他の都道府県、防災関係機関等と締結している主な応援協定・覚書等は、次のとおりである。

市は、必要があると認めるときは、これらの協定等に基づいて応援をを通じて要請する。

- (1) 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定
- (2) 九州・山口9県災害時応援協定
- (3) 九州・山口9県における災害廃棄物処理等に係る相互応援協定
- (4) 九州・山口9県災害時愛護動物救援応援協定
- (5) 陸上自衛隊西部方面隊と九州地方知事会との相互協力に関する協定
- (6) 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定
- (7) 大分県及び市町村相互間の災害時応援協定
- (8) 九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定
- (9) 防災消防ヘリコプター相互応援協定
- (10) 大分県防災ヘリコプター応援協定
- (11) 大分県が所有する防災ヘリコプターにおいて撮影した映像の提供及び使用についての覚書
- (12) 防災画像情報の相互協定に関する協定
- (13) 災害時における放送要請に関する協定
- (14) 災害時における円滑な通行の確保等に関する協定
- (15) 大規模災害時における相互協力に関する協定
- (16) 緊急・救援輸送に関する協定
- (17) 大分DMA Tの派遣に関する協定
- (18) 災害時の医療救護に関する協定
- (19) 災害時における医薬品等の供給等に関する協定
- (20) 災害時における医療用具等の供給等に関する協定
- (21) 大分県災害医療コーディネーターの派遣に関する協定
- (22) 大分県災害時小児周産期リエゾンの派遣に関する協定
- (23) 緊急給水車による支援活動に関する契約書

- (24) 災害時における生活必需物資の供給に関する協定
- (25) 災害時における食料の調達に関する協定
- (26) 災害時における木材物資の調達に関する協定
- (27) 災害時における県民生活の安定に関する基本協定
- (28) 災害時における被災者の支援及び燃料の優先供給に関する基本協定
- (29) 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定
- (30) 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定
- (31) 災害時における緊急作業等に関する協定
- (32) 土砂災害防止のための活動に関する協定
- (33) 大分県産業廃棄物処理の応援に関する協定
- (34) 災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定
- (35) 災害時における相互連携に関する協定書

### 3 広域応援要請

- (1) 市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求めることができる。  
この場合において、市長は、その旨及び市の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は最寄りの駐屯地司令の職にある部隊等の長へ通知することができる。
- (2) 知事に対して災害派遣の要請を求めることができない場合は、防衛大臣又は最寄りの駐屯地司令の職にある部隊等の長に通知する。
- (3) 市長は、(1)・(2)の通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

## 第11節 技術者、技能者及び労働者の確保

災害による応急対策を迅速的確に実施するために必要な要員の供給は、この節の定めるところにより実施する。

### 1 労務供給における責任体制

市が実施する災害対策に必要な要員の供給は市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は県（知事）が行う。

### 2 技術者、技能者等の確保対策

市長は、応急対策を実施する場合、市の職員を動員してもなおかつ不足する技術者、技能者は他の防災関係機関の応援を求めるか民間の技術者又は技能者に協力を求める。

この場合、災害の程度、規模等により、市内で技術者、技能者の確保が困難な場合は、県又はハローワーク佐伯及びハローワーク津久見に対し、これらの技術者、技能者の確保あつせんを求める。

### 3 労働者等の確保対策

#### (1) 労働者等の確保方法

労働者等の確保は、次により行う。

##### ア 民間団体の活用

女性団体連合会、自治会、青年団等の民間団体に次に掲げる事項についての労務提供を要請する。

- (ア) 指定避難所に受け入れた被災者の世話
- (イ) 炊出し
- (ウ) 救助物資の配布
- (エ) 清掃及び防疫作業
- (オ) 被害調査
- (カ) 災害応急措置の応援

##### イ 県等に対する応援及び派遣要請

市は、災害応急対策、災害復旧等の実施について必要な労働者等が市内のみでは確保できない場合は、県又はハローワーク佐伯及びハローワーク津久見に対して労働者の確保を要請して、求職者のうちから適格者の紹介を受ける。

#### 4 災害救助法に基づく労働者の雇上げ

災害救助法が適用された場合、被災者の救助を実施するため必要な労働者は、知事が次の要領でこれを確保する。

ただし、市長に業務が委任された場合は、市長がこれを行う。

##### ア 労働者雇用の範囲

種 別	内 容
被災者の避難	・災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるため雇い上げるもの。
医療助産のための移送	・救護班では処置できない重症患者又は救護班が到着するまでの間医療措置を講じなければならない患者を病院、診療所へ運ぶためのもの。 ・救護班によって医療、助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動に伴い必要なもの。 ・重傷ではあるが、今後は自宅療養によることとなった患者の輸送のため必要なもの。
被災者の救出	・被災者の救出行為に必要なもの。 ・救出に要する機械、器具、その他の資料を操作し、又は後始末をするためのもの。
飲料水の供給	・飲料水を供給するためのもの。 ・飲料水を供給するための機械、器具の運搬、操作を行うためのもの。 ・飲料水を浄水するための医薬品等の配布を行うためのもの。
救助物資の整理、輸送及び配分	・救済用物資の種別、地区別区分、整理、保管の一切に要するもの。 ・救済用物資を送達するための荷物の積み卸し、上乗り及び運搬に要するもの。 ・救済用物資の被災者への配布に要するもの。 (注) 他の法令等によりその費用が措置される物資又は各救助を実施するため支出できる費用に含まれる資材等はここの賃金職員等雇上費としては認められない。
行方不明者の搜索	・行方不明者の搜索行為に必要なもの。 ・行方不明者の搜索に要する機械、器具、その他の資材の操作又は後始末を行うためのもの。
遺体の取扱い (埋葬を除く)	・遺体の洗浄、消毒等の処置をするためのもの。 ・遺体を仮安置所等まで輸送するためのもの。

(注) 上記のほか激甚災害等特殊な場合には、内閣総理大臣の承認を得てこれらの例外として、次に掲げる労働者の雇い上げを実施する。

- (ア) 「遺体埋葬のための労働者」
- (イ) 「炊出しのための労働者」
- (ウ) 「避難所開設・応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理等の資材を輸送するための労働者」

##### イ 期間

それぞれの救助の実施が認められている期間とする。ただし、これにより難しい場合は、内閣総理大臣の承認を得て期間を延長するものとする。

## 第12節 ボランティアとの連携

本計画は、被災者・被災地のニーズに最大限に応えられるよう、民間団体及びボランティアと積極的な連携を図るための体制等について定める。

### 1 基本方針

大規模災害発生時には、各種の援護を必要とする被災者が増大することが想定され、市内外から参加するボランティア・NPO等による被災者への積極的な支援活動が求められる。

このため、市は大規模な災害の発生時において、ボランティア活動の独自の領域と役割に留意しながら、ボランティアの参加を促すとともに、その活動が円滑かつ効果的に行われるよう環境整備を行い、相互協力の体制を構築する。

### 2 ボランティア活動の支援

市は、日本赤十字社大分県支部や県社会福祉協議会などの関係団体が行うボランティア活動に関する支援のため、津久見市社会福祉協議会と連携し、被災状況、避難場所、必要な救援活動などの情報提供に努める。

### 3 ボランティア・NPO等の受入及び配置

災害発生時から復旧期までボランティア活動を円滑かつ効果的に支援するための総合調整窓口として、災害対策本部にボランティア調整班を設置する。

ボランティア調整班は、市、社会福祉法人津久見市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）で構成し、市が班を総括する。

ア 市内におけるボランティア活動に係る情報の集中化・一元化を行う。

イ 本部班を通じて報道機関等への情報提供及びボランティア活動関係の広報を行う。

ウ 被災地や被災者のボランティアニーズを把握するとともに、県内外から参加するボランティア・NPO等の受入に関する総合調整を行う。

エ 広域的な応援を迅速かつ効率的に受け入れる体制を構築する。大規模災害においては、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）等による支援の総合調整を行う。

オ 公共機関・ライフラインの復旧状況や行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報について、適時・的確に現地災害ボランティアセンター等に提供する。

カ ボランティア・NPO等が被災地又はその周辺で独自に活動拠点を設置する場合には、現地災害ボランティアセンターと連携の調整を行う。

キ 災害ボランティアセンターの運営や活動に必要な各種資機材については、被災地及び被災者の状況等を勘案し、各種支援団体の協力を得てその調達に努める。

#### 4 現地災害ボランティアセンターの役割

- ア 被災者ニーズ把握システムを活用し、被災地及び被災者のニーズを迅速、効率的に把握するとともに、津久見市災害対策本部との協働により、支援の「もれ・むだ」がないよう確実に対応する。
- イ 被災地及び被災者の適時・的確な支援を実現するため、ボランティア・NPO等の専門性や特性等を考慮した上で受入及び配置を調整する。

○ 一般ボランティア・NPO活動例

- ・ 清掃作業及び簡易な防疫作業
- ・ 危険を伴わない範囲での片付け作業
- ・ 救援物資の搬入、仕分及び配布
- ・ その他被災者の生活支援に関する活動

○ 専門ボランティア・NPO活動例

- ・ 生活支援ニーズの把握
- ・ 被災者の健康管理やカウンセリング
- ・ 災害応急対策物など資材の輸送
- ・ 被災建築物等の復旧作業に係るアドバイス
- ・ 外国人に対する通訳
- ・ 歴史資料の救出や修復
- ・ その他災害救助活動等に関して専門的な資格や技術などを要する活動

- ウ ボランティア・NPO等の安全確保に努めるとともに、ボランティアの健康管理に十分配慮する。また、ボランティアにボランティア保険への加入を推奨する。

なお、県社協が九州社会福祉協議会連合会や全国社会福祉協議会に対し広域応援を要請した場合は、当該団体の情報共有や連携を図る。

#### 5 民間団体等の協力要請

(1) 協力要請の順序

市長は、災害応急対策を実施するため、民間団体等の協力を必要とする場合は、近隣の非被災地域の民間団体等に協力を求めるものとし、災害の状況により更に多数の者の協力を必要とする場合は、他の市町村の民間団体等の応援協力を求める。

(2) 協力要請の方法

市長は、民間団体等の協力を必要とするときは、次の事項を示して要請する。

- ア 応援を必要とする理由及び期間
- イ 作業内容

- ウ 従事場所及び従事予定時間
- エ 所要人員
- オ 集合場所
- カ その他必要事項

(3) 協力内容

民間団体等に協力を求める事項は、次のとおりとする。

ア 自治会

- (ア) 救援物資の配布
- (イ) 被災世帯の調査
- (ウ) 避難の周知徹底
- (エ) 危険箇所及び被害状況の通報、連絡
- (オ) その他災害応急対策の実施

イ 女性団体連合会、日赤奉仕団及びボランティア団体

- (ア) 被災者等に対する炊出し
- (イ) 夜具、被服、学用品、日用品等救援見舞金品の募集
- (ウ) 負傷者、避難者の見舞、奉仕、弔問
- (エ) 被災幼児の託児、保育
- (オ) 医療、助産及び清掃等の協力
- (カ) その他必要な事項

ウ 自治区体育振興会等

- (ア) 消防団への協力
- (イ) 災害対策本部との連絡活動
- (ウ) 被災者、遭難者の救出作業の協力
- (エ) その他必要な事項

エ その他の協力団体

その他協力団体等に対しておおむね前記に準じて協力活動を求める。



## 第13節 帰宅困難者対策

都市部には、通勤・通学、買い物、旅行者等の多くの人が入り、滞在しているが、大規模な災害が発生した場合、交通機能停止等により自宅に帰ることができない人々（以下「帰宅困難者」という。）が多数発生することが予想される。この節では、このような帰宅困難者への対応等について定める。

### 1 基本方針

帰宅困難者への対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、避難場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたる。

このため、事業所や学校などの組織では、災害発生時には、組織の責任において安否確認や交通情報等の収集を行い、災害状況を十分に見極めたうえで、従業員、学生、顧客等の扱いを検討する。

帰宅困難者対策は、行政のエリアを越え、かつ多岐にわたる分野に課題が及んでいることから、県や市、事業所、防災関係機関が相互に連携・協力し、災害発生時における交通情報や食料・飲料水の提供、従業員や学生等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

### 2 対策の実施

#### (1) 市民、事業所等への情報提供

ア 市は、市民・事業所等に対して、各種の手段により、鉄道運行状況、道路交通情報、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路等について必要な情報を提供する。

イ 市は、帰宅困難者のために学校、公民館等を宿泊施設として開設したときは、津久見市防災行政無線（同報無線）、広報車等で帰宅困難者に周知する。この場合、帰宅困難者の人数の把握に努め、食料・水・毛布・暖房器具（ストーブ・オイルヒーター）・扇風機等を提供する。

#### (2) 代替交通手段の確保

市は、帰宅のための支援方針を決定するとともに、鉄道途絶等の際のバス輸送、海上及び水上交通など、代替交通手段を確保するため、必要に応じて、隣接する市及び交通事業者と調整を図る。

## 第14節 応急用・復旧用物資及び資機材調達供給

災害に際し、必要とする救済用物資及び応急対策用資機材の調達供給は、この節の定めるところにより実施する。

### 1 物資等の調達供給の基本方針

市は、災害時において、必要な応急用・復旧用物資及び機材等は、当該物資の生産、販売出荷等を行う業者に協力を求めて、調達供給を実施する。

### 2 応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給対策

#### (1) 備蓄物資の供給

市は、保有する物資及び資機材の供給を行い、必要に応じて県等が保有する物資及び資機材の供給を求める。

#### (2) 流通在庫又は生産業者からの調達

市は、あらかじめ流通業者と締結した協定等に基づき、物資及び資機材の確保を図るとともに、供給計画を作成し、その進行管理を行う。

#### (3) 業者に対する物資等の調達に対する協力要請措置

市は、物資及び資機材の調達供給について、その生産、集荷又は販売等の業者に対する協力の要請事項は、次のとおりとし、文書又は関係職員を派遣して実施する。

ア 指定する品目について在庫品等の数量の通報に関する要請

イ 指定する品目について適正な価格による需給に関する要請

ウ 指定する品目についての数量の確保に関する要請

エ 指定する品目の在庫数量調査の実施に関する要請

オ その他必要と認める事項についての要請

### 3 物資等の調達供給の協力協定

市は、災害時における必要な救済用物資及び応急対策用資機材などの確保を図るため、関係事業所、業者等との協力協定の締結を行う。

協力協定機関一覧（資料編 P-71）

## 第15節 交通確保・輸送対策

災害時において、交通施設の被害状況を迅速に把握し、これに対する応急措置の実施等、必要な応急対策要員の移送、応急対策用資機材、生活必需物資等の輸送は、この節に定めるところによって迅速かつ的確に実施する。

### 1 役割分担

#### (1) 市の役割

- ア 市が災害応急対策を実施するために必要な輸送は、原則として市長が行う。
- イ 市長は、輸送の応援が必要なときは、県に対して必要な措置を要請する。

#### (2) 県の役割

県は、効率的な輸送を行うために、交通規制・交通量の状況、緊急輸送道路等の応急復旧の状況等の情報を収集するとともに、緊急輸送ルートに関する情報伝達窓口を一元化（総合調整室）し、輸送主体からの問合せに対して的確な情報伝達を行う。

#### (3) 国等の役割

防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な輸送は、それぞれの機関が行うが、特に必要な場合は、災害対策本部に必要な措置を要請する。

### 2 緊急輸送の基準

緊急輸送は、おおむね次の基準により他の輸送に優先して実施する。

#### (1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

#### (2) 第2段階

- ア 上記（1）の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 被災地外へ搬送する傷病者及び被災者
- エ 輸送施設（道路、漁港、ヘリポート等）の応急復旧等に必要な人員及び物資

#### (3) 第3段階

- ア 上記（2）の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資

## ウ 生活必需品

### 3 市の地域内輸送拠点の設置

市は、あらかじめ選定した緊急輸送基地に、県等からの物資を輸送・集積し、各避難所への輸送のための拠点とする。

なお、被災又は地形等の理由から、隣接市の地域内輸送拠点を使用することが効率的、効果的な場合は、当該市に要請し、連携して行う。

### 4 緊急輸送路の指定

大規模な災害時における市内の緊急輸送業務の円滑を期するため、あらかじめ指定する緊急輸送路（代替路線を含む。）は、次のとおりである。

#### (1) 幹線路線

ア 東九州自動車道（大分市～津久見市）

イ 国道217号（大分市～津久見市）

#### (2) 代替路線（幹線道路が被災し通行不能となる場合、これに代わる道路）

ア 県道佐伯津久見線（佐伯市～津久見市）

イ 県道臼杵津久見線（臼杵市～津久見市）

### 5 災害救助法の規定による輸送

災害救助法が適用された場合の輸送は、知事に要請して実施する。ただし、事態が急迫したため、知事の輸送措置を待ついとまがないとき又は特別な事情があるときは、次の基準により市長が知事の委任を受けて、これを実施する

(1) 輸送の範囲とその期間

輸 送 の 範 囲		輸送実施の認められる期間
被災者の避難に関する輸送（資機材人員輸送）		災害が発生し又は災害が発生しようとする1両日
医療に関する輸送（人員輸送）		発生の日から14日以内
助産に関する輸送（〃）		〃 13日以内
被災者の救出に関する輸送（人員資機材輸送）		〃 3日以内
飲料水の供給に関する輸送（飲料水、ろ水器等、資機材輸送）		〃 7日以内
救 援 用 物 資 輸 送	炊出し用食糧、調味料及び燃料等の輸送	〃 7日以内
	医薬品及び衛生材料の輸送	〃 14日以内
	被服、寝具、その他の生活必需品の輸送	〃 10日以内
	学用品の輸送	教科書については災害発生の日から1ヶ月以内 その他は15日以内
遺体の捜索に関する輸送（捜索と必要な人員、資機材輸送）		発生の日から10日以内
遺体の処理に関する輸送（埋葬を除く）		〃 10日以内

(2) 輸送に関する経費の基準

当該地域における通常の実費とし、おおむね次の経費とする。

- ア 輸送費（運賃）
- イ 借上料
- ウ 燃料費
- エ 消耗品器材
- オ 修繕料

(3) 輸送実施市長の措置

市は、災害救助法に基づく輸送の実施についての必要な帳簿、証拠書類を整理保存する。

6 陸上輸送体制

(1) 道路交通規制の実施及び緊急交通路の確保

ア 交通状況の収集・把握

市は、関係機関の協力を得て、交通情報を収集、把握する。

イ 交通規制の実施

(ア) 交通規制の法的根拠等

災害時の交通規制は、次の法令に基づき実施する。

規制を実施するもの	規制の内容	規制の理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止又は制限	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるとき	歩行者等 車両等	道路交通法第4条第1項
	同上	県内又は隣接若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき	緊急通行車両以外の車両	災害対策基本法第76条第1項
警察署長	通行の禁止又は制限	所轄区域内の道路に災害による損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき	歩行者等 車両等	道路交通法第5条第1項
警察官	同上	災害発生時において道路の損壊その他の事情により緊急措置を行う必要があるとき	歩行者等 車両等	道路交通法第6条第4項
道路管理者	同上	道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であるとき	同上	道路法第46条第1項

(イ) 緊急通行車両以外の車両の交通規制

公安委員会は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条第1項の規定により、緊急輸送道路等を緊急交通路に指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

また、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両やた立ち往生車両等の移動等について要請する。

ウ 緊急交通路確保のための措置

(ア) 交通規制の方法

緊急交通路における交通規制は、災害対策基本法施行令に基づく標示又は警察

官の指示により行う。

a 標示を設置して行う場合

標示の設置位置は、交通規制の区域又は区間の道路の入口やこれらと交差する道路との交差点付近とし、運転者に対し、緊急交通路における交通規制の内容を通知する。

b 現場警察官の指示により行う場合

緊急を要するため上記の標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置することが困難と認めるときは、現場の警察官の指示により規制を行う。

(イ) 迂回路の指定

緊急交通路が指定された際は、必要に応じて迂回路を設定する。

(ウ) 警察官の配置

緊急交通路を確保するための警察官の配置は、主要交差点への重点配置など弾力的に運用する。

(エ) 交通検問所の設置

緊急交通路が指定された際は、必要と認められる場所に交通検問所を設置し、緊急通行車両の確認事務等を行う。

(オ) 警察官等の措置命令等

警察官（警察官がその場にはいない場合に限り、自衛官及び消防吏員。以下「警察官等」という。）は、通行禁止等に係る区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害になることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、災害対策基本法第76条の3第1項及び第2項の規定により、次の措置をとる

a 当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動し又は必要な措置を命ずること。

b 上記の措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることができないときは、自ら当該措置をとること。

c 上記の措置をとる場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損すること。

(カ) 道路管理者による車両の移動等

市が管理する道路について放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するための必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

エ 市民への交通規制情報の提供

市は、全面通行止等の道路規制情報を市ホームページなどにより発信する。また、交通規制箇所について交通情報板等を活用し、また報道機関に協力を求めるなど、積極的に市民に対し情報を提供する。

オ 緊急通行車両の確認と標章及び証明書の交付

(ア) 知事又は公安委員会は、交通規制が実施された場合に災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条に基づく緊急通行車両の確認を、次の部局において実施する。

a 知事部局、地区災害対策本部庶務班

b 公安委員会治安対策部交通班、警察署、交通検問所

(イ) 緊急通行車両の確認を実施する場合、届出済証の交付を受けている車両については他に優先して行い、確認のために必要な審査は省略する。

(ウ) 緊急通行車両であることの確認を行った場合は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第3の標章及び第4の緊急通行車両確認証明書を交付する。

(エ) 確認を行う車両は、国、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関が災害応急対策を実施するために必要な車両とする（自己保有、他者保有を問わない）。

(2) 道路（緊急輸送道路）の応急復旧

ア 交通施設の被害状況の把握

(ア) 市における措置

a 災害が発生した場合は、速やかに市内の緊急輸送道路及びその他の主要道路の被災状況（破損、決壊、流出等）を把握する。

b 市内の道路の被災箇所を発見した場合は、その状況を速やかに地区災害対策本部総務班及び警察署に通報する。この場合、所管する道路において旅客運送を営む機関がある場合においては、その状況を当該機関に通報するように努める。応急措置が完了し交通上支障がなくなった場合もまた同様とする。

イ 総合的な被災状況把握と交通施設の応急復旧方針の策定

(ア) 交通施策の総合的な被災状況の把握

市は、必要に応じ上記ア交通施設の被害状況の把握や第5節「災害情報・被害情報の収集・伝達」により報告を受けた管理者毎の交通施設の被災状況を総合的にとりまとめ、輸送計画等の基礎資料とする。

(イ) 緊急輸送道路の啓開及び応急復旧方針の策定

市は、必要に応じ自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊等の救助のための緊急輸送や、被災者支援のための輸送拠点への輸送などの各段階に応じ、上記により取りまとめた道路施設の被災状況を勘案（復旧時間、大型車の通過可否、通行可能交通量等）し、大分県道路啓開計画（平成27年6月策定）及び



臼杵・津久見地区道路啓開計画（平成28年8月策定）に基づき、優先して啓開及び復旧する緊急輸送道路や主要道路を選定する。

ウ 交通施設の応急復旧

(ア) 道路啓開の実施

道路管理者は、上記で道路啓開を優先するとされた緊急輸送道路や主要道路を始め、所管する道路について早期に啓開を実施し、緊急車両が円滑に走行できるよう点検を実施する。

(イ) 応急対策の実施

道路管理者は、所管する道路のなかで、流出した橋梁がある場合は、必要に応じ仮橋の設置などを実施し、盛土や法面の崩壊がある場合は、必要に応じ仮設防護柵の設置などを実施し、関係機関の協力を得て出来るだけ早急に応急対策を講じ、安全な輸送道路の確保に努める。

(ウ) 自衛隊への応援要請

道路管理者は、被害の状況や緊急性などを考慮し、道路啓開や応急対策などについて、自衛隊の応援が必要な場合は、出動要請を依頼する。

(3) 災害時における交通マネジメント

(ア) 九州地方整備局は、災害復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通需要マネジメント（※1）及び交通システムマネジメント（※2）からなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」を設置する。

(イ) 市は、必要に応じて県に対し検討会の開催を要請することができる。

(ウ) 検討会において協議・調整を行った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。

(エ) 検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議等を行う。

※1 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

※2 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実現することにより、円滑な交通を維持する取組

(4) 輸送手段等の確保

ア 車両の確保・配車

車両（市有車両、市有車両以外）の確保は、総務対策部が担当し、災害対策本部か

らの要請に応じて配車を行う。

なお、交通規制が実施されている場合、事前届出を行っていない車両も含め、総務対策部は、迅速に緊急通行車両の確認を行う。

(ア) 市有車両

a 車両の確保

総務対策部は、本庁又は災害対策本部の車両保有状況を考慮し、使用車両を決定し配車する。

b 輸送方法

迅速かつ効率的に輸送する。

(イ) 市有車両以外

a 車両の確保

自動車による輸送の場合は、市が保有する車輛を使用するが、不足する場合は民間所有のものを借り上げる。

自動車以外の輸送用機物による輸送を必要とする場合には、関係機関に対し輸送を要請し、又は民間所有のものを借り上げる。市は次に掲げる事項を明示して、文書により要請するものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがない時は、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付する。

<明示事項>

- ・災害の状況及び応援を要する事由
- ・応援を必要とする車両数、車両種類及び人員等
- ・物資積込み場所及び取り下ろし場所（物資輸送の場合）
- ・輸送品目（品名及び数量）（物資輸送の場合）
- ・輸送区間（人員輸送の場合）
- ・輸送人員数（人員輸送の場合）
- ・その他参考となる事項

イ 燃料の確保

輸送に必要な燃料（軽油、ガソリン）については、大分県石油商業組合津久見支部との間で締結した「災害時における石油類燃料の供給等の協力に関する協定書」（平成19年7月）に基づき、確保する。この場合の調整窓口は、総務対策部とする。

ウ 自衛隊への応援要請（空輸）

道路が寸断され、陸上輸送では物資輸送に支障を来す場合は、市は自衛隊に応援要請し、ヘリコプター等により輸送する。

## 7 海上輸送体制

(1) 海上交通規制及び海上輸送路の確保

ア 被災区域の交通規制

災害により航路障害となる事態が発生し、港内において船舶交通の安全確保のため必要がある場合は、大分海上保安部長（港長）において航路又は区域を指定し、船舶の航泊を禁止し、若しくは制限する。

イ 交通規制の周知

交通規制の伝達方法は、巡視船艇により実施するほか、報道機関に協力を求める。

ウ 海上輸送路の確保

(ア) 港湾及び漁港の管理者（以下「管理者」という。）は、海上保安庁、市、自衛隊等の協力を得て可航水域、港湾等の施設の被害へ復旧の見込み等緊急輸送に必要な情報を把握し、県に報告する。

(イ) 港湾施設等の被害状況の情報に基づき、県は、大分海上保安部等と連携を図り、海上輸送ルートを決める。

(ウ) 管理者は、自衛隊、大分海上保安部の協力を得て、港内の航行可能路を選定するとともに海上輸送ルートの確保に努める。

(2) 港湾、漁港の応急復旧

港湾の応急復旧については、各港の港湾BCPに従い、航路啓開や応急復旧の体制確保に努める。

ア 緊急輸送港啓開の実施

管理者は、九州地方整備局及び海上保安庁等関係機関の支援を受け、緊急輸送港の被害状況、障害物の状況を把握し、警察、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者及び船舶運航者等の協力を得て啓開作業を実施する。

イ 復旧作業の実施

管理者は、緊急輸送港の被災箇所について、早期に機能回復できるように、復旧工事を実施する。

ウ 係留許可

管理者は、緊急性・重要性を考慮して、二次災害防止を踏まえて係留許可を行う。

エ 障害物集積場所の確保

管理者は、港湾・漁港施設公共用地等を利用して、回収した障害物の集積場所を確保する。

(3) 輸送手段の確保

海上輸送は、海上自衛隊、海上保安庁、大分海上保安部から派遣要請を受けた大分県水難救済会、防災関係機関等及び民間の協力を得て次の船舶等により行う。

ア 海上自衛隊の艦艇及び航空機

イ 海上保安庁の船艇及び航空機

ウ 大分海上保安部から派遣要請を受けた大分県水難救済会所属救助船

エ その他防災関係機関及び民間船舶

(4) 集積場所の確保

管理者は、港湾・漁港施設、公共用地等を利用して物資の集積場所を確保する。

**8 輸送実施機関の相互協力**

広範囲にわたる災害時に応急用・復旧用物資及び資機材を輸送する場合は、市及び防災関係機関は相互に協力し、必要に応じてその車両人員等を他の機関の応援のため派遣する。

なお、市及びその他の防災関係機関が輸送を実施する場合は、公安委員会に対しあらかじめ輸送の日時、発着地、経路、理由、輸送品目等を申し出て当該輸送区間における緊急通行車両以外の車両通行禁止又は制限を申し出る。

**9 その他（高速道路料金の免除（免除証明）手続）**

災害派遣等従事車両の高速道路料金の免除措置に係る手続については、県が直接、各高速道路株式会社と協議し、協議後に所要の事務を実施する。

また、県は、災害派遣等従事車両の申請があれば証明事務を行うことになる。

## 第16節 広報活動・災害記録活動

災害に関する広報活動と災害記録活動は、この節の定めるところにより実施する。

### 1 広報広聴・災害記録活動の基本方針

大規模な災害が発生した場合、市民生活の安定のためには、市民のニーズに対応した情報を、市民が容易に知ることのできる方法で提供することが不可欠である。市では、被災者の情報ニーズを的確に把握し、要配慮者へも確実に広報が行われるボランティア団体等とも連携を図りながら、貼り紙、チラシ、立て看板、広報誌、津久見市防災行政無線（同報無線）、広報車、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、テレビ、新聞、県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ、インターネット（市ホームページや、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア）、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、ワンセグ放送、アマチュア無線局等多様な方法を用いて積極的に広報活動を展開することとする。特に避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については口頭・紙媒体の併用など、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

さらに、災害の記録は、応急対策の教訓を見だしそれを将来への財産とするために極めて重要であり、きめ細かく記録する。

### 2 実施体制

#### (1) 災害対策本部設置時

災害対策本部を設置した場合は迅速・的確に広報広聴・災害記録活動を行うため以下の体制を採る。

##### ア 円滑な広報体制の確立と一元的情報提供

市民に対する迅速かつ正確な情報提供を行うため、本部各部長は災害対策本部の決定事項や被害状況などについて一元的かつ効果的な広報活動を展開する。

##### イ 関係機関との連絡及び協力体制

総務対策部は、臼杵津久見警察署、津久見消防署、ライフライン関係機関等との間で連絡体制を確立するとともに、迅速かつきめ細かな広報について報道機関に対して協力の要請を行う。

#### (2) 要配慮者対策

災害発生時の要配慮者に対する広報、広聴は、おおむね次により実施する。

ア 在宅高齢者、障がい者についてはホームヘルパー、自治会長、民生委員・児童委員等の高齢者、障がい者の居宅に接することのできる者を通じて行う。

イ 旅行者、外国人については、その滞在先の施設管理者等を通じて行う。

### 3 広報資料の収集作成

市は、関係機関と緊密な連絡をとり、災害状況及び措置の状況等の報告資料を収集、必要に応じて関係各所により情報提供を求め資料を作成する。

#### (1) 広報上の情報及びその資料の収集

収集事項	収集内容	収集方法
地震情報及び津波警報等	1. 情報の出所 2. 情報発表の日時 3. 情報の内容 4. 住民の心構え及び対策	地震情報及び津波警報等の通報伝達に併行して行う。
災害情報及びその資料	1. 情報の出所 2. 情報発生の日時場所 3. 被害の対策、範囲、程度 4. 被害発生経過	災害情報収集に併行して行う。
避難等の措置の状況	1. 情報の出所 2. 避難措置の実施者 3. 避難した地域、世帯、人員 4. 避難先、避難日時 5. 理由及び経過	同上
消防団、水防団、自衛隊等の出動状況	1. 情報の出所 2. 出動機関または出動要請者 3. 出動日時、出動対象、目的 4. 出動人員、指揮者、携行機械器具 5. 経過	同上
応急対策の情報及びその資料	1. 情報の出所 2. 応急対策実施日時、場所 3. 応急対策の内容 4. 実施経過及び効果	同上
その他、災害に関する各種措置の情報	1. 情報の出所 2. 措置の実施者 3. 措置の内容、対象、実施時間 4. 実施理由、経過、効果	同上

#### (2) 広報資料の作成

災害広報資料は、おおむね次の内容により作成する。

- ア 日時、場所、主体、対象、理由、状態
- イ 記事、写真、動画、図表の整備、記事のほか添付資料の整備に留意する。
- ウ その他

広報内容に食い違い等が生じないように各機関との情報及び資料の交換を密にする。

### 4 報道機関に対する情報の提供

報道機関に対する災害情報の提供は、本部長が認めたときに、本部長、副本部長、総務対策部長又は広報担当班が発表する。

報道機関に提供すべき広報資料は、おおむね次に掲げる事項とする。

- ア 災害の発生場所及び発生原因

- イ 災害の種別及び発生日時
- ウ 被害の状況
- エ 安否情報
- オ 応急対策の状況
- カ 住民に対する避難指示等及び避難場所等の状況
- キ 一般住民並びに被害者に対する協力及び注意事項

## 5 災害放送

市長は、市民への情報提供の迅速化を図るため、県及び放送機関に放送要請をする。

## 6 庁内連絡

災害状況の推移を庁内放送又は文書により一般職員に連絡する。

## 7 各関係機関等に対する連絡

特に必要のある場合は、市内の公共機関、各種団体、重要な施設の管理者等に対し、災害情報を提供する。

## 8 市民に対する広報連絡

### (1) 災害発生前の広報

市は、災害の規模、動向、今後の予想を検討し、被害の防止等に必要な注意事項を電話、広報車等最も適切な方法により市民に周知する。

### (2) 災害発生後の広報

市長（本部長）は、災害の推移、高齢者等避難・避難指示等、応急措置等の状況を確実かつ具体的に周知し、人心の安定と激励とを含め沈着な行動を要請するよう広報活動を行う。

## 9 航空機による広報

市長（本部長）は、通常による広報が困難な場合又は特に必要と認めた場合は、県に対し自衛隊・大分県防災ヘリ等の派遣を要請し、航空機による広報を行う。

## 10 災害記録活動

総務対策部は、収集された情報を集約し、また写真、動画等を用いて独自の災害に関する情報の収集を行い、災害を幅広く記録することに努める。

## 11 安否情報の対応

市は、被災者の安否について、住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益

を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を来さない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認められるときは、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者が含まれる場合は、その加害者に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。



## 第3章 生命、財産への被害を最小限とするための活動

### 第1節 地震・津波情報の住民への伝達等

本節は、地震・津波による生命、身体、財産への被害を最小限にとどめるため、被害の未然防止、拡大防止を住民に呼びかけるための情報の収集・伝達及び災害が発生するおそれがある異常な現象の通報に関する要領等を定めるものである。

#### 1 被害の未然防止、拡大防止の住民への呼びかけ（地震）

##### (1) 基本方針

市は、市内で震度5強以上の地震が発生した場合、住民に対して出火防止、山・がけ崩れ等危険箇所からの避難など、被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い、住民に注意を喚起することとする。

##### (2) 市の措置

市は、市域で震度5強以上の地震を覚知（震度計がない場合は体感による）した場合、津久見市防災行政無線（同報無線）、市の防災情報提供メール（県民安全・安心メールを含む）、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、広報車、インターネット（ホームページ・SNS）等を用いて住民に注意を呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止を図る。その際、要配慮者、帰宅困難者等にも的確に呼びかけができるよう配慮する。

[呼びかけの例]

こちらは、防災津久見市です。

ただいま、〇〇地方に大きな地震がありました。皆さん落ち着いてまわりを見てください。煙が出ているところはありませんか。けがをしている方はいませんか。落ち着いて点検してください。

また、ガスボンベは倒れていませんか。割れたガラスが落ちていませんか。部屋の中を点検するときは、必ず靴を履きましょう。

津波やがけ崩れの危険のある区域の方は、速やかに避難してください。その際、自動車による避難はやめてください。

今後の地震活動に注意してください。今後も同程度の地震に注意してください、ちょっとした衝撃で、割れかけたガラスや看板などが落ちてくる場合があります。十分注意してください。

津久見市では、総力をあげて被害の拡大防止に努めております。市民の皆さんは、落ち着いて行動してください。

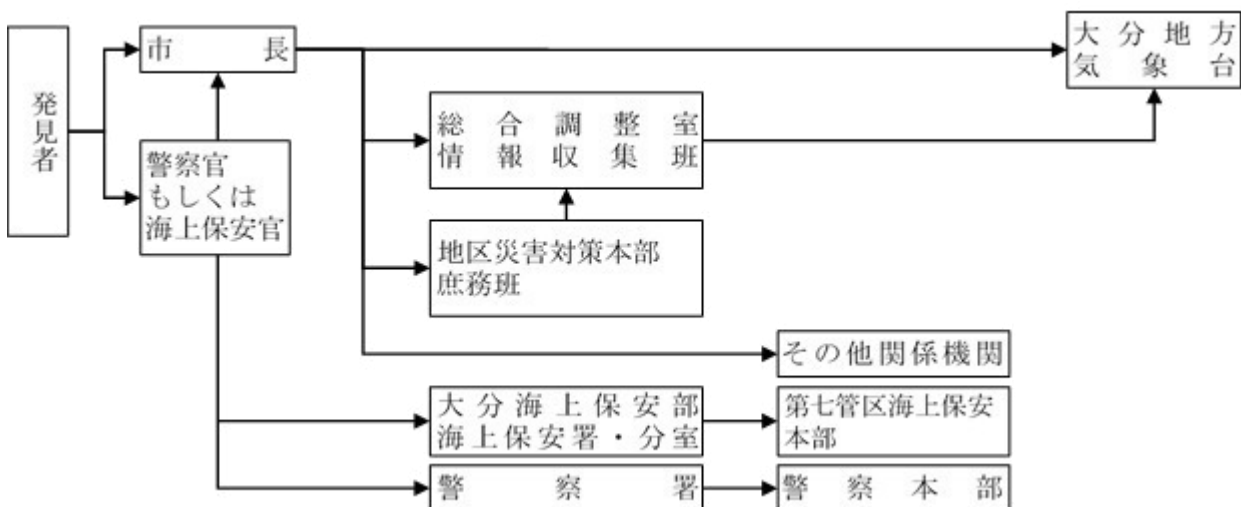
## 2 災害が発生するおそれがある異常な現象の通報（地震）

### (1) 基本方針

決壊のおそれのある堤防の漏水、地割れなど災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに市長、警察官、海上保安官に通報しなければならない。通報を受けた警察官、海上保安官は、その旨を速やかに市長に通報する（災害対策基本法第54条）。

### (2) 市の措置

発見者、警察官、海上保安官から通報を受けた市長は、速やかにその概況を把握確認のうえ、被害を受けるおそれのある地域の住民に周知するとともに、次により関係機関に通報し必要な措置を求める。



災害対策基本法より抜粋

(発見者の通報義務等)

第54条

- 1 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。
- 2 何人も、前項の通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。
- 3 第1項の通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに市町村長に通報しなければならない。
- 4 第1項又は前項の通報を受けた市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、その旨を気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

### 3 津波に関する情報の住民への伝達等

#### (1) 海面状態の監視等

##### ア 海面状態の監視

市は、津波警報等が発表された場合又は震度4以上の揺れを感じた場合あるいは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、津波の危険性のない高台等において、直ちに潮位等の海面状態を監視する。

##### イ 異常現象を発見した者の措置等

海面の異常現象を発見した者は、市長、警察官、海上保安官のうち、通報に最も便利な者に速やかに通報するものとする。

この場合において、市長が通報を受けた場合は、速やかに知事及び大分地方気象台に通報するものとする。

また、警察官、海上保安官が通報を受けた場合は、速やかに市長、警察本部長、大分海上保安部長に通報するものとし、通報を受けた市町村長、警察本部長、大分海上保安部長は速やかに知事に通報する。

#### (2) 津波災害に備えた住民等への呼びかけ（津波に対する自衛措置）

##### ア 市の措置

(ア) 津波は、場合によっては津波警報等が伝達されるよりも早く到達することがあるので、市は、強い地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、次の措置を行う。

a 市長は、自らの判断で、海岸付近の住民はもとより、観光客、釣り客、ドライバー、漁業従事者、港湾労働者等の海浜にいる者に対して、直ちに海浜から退避し、高台等の安全な場所へ避難するよう指示する。

b 市は、テレビ、ラジオ放送を聴取するよう努める。

(イ) 市は、県内沿岸部（津波予報区（大分県瀬戸内海沿岸、大分県豊後水道沿岸））に津波警報等が発表された場合、または、前（1）の海面監視で異常を

覚知した場合、沿岸部を所管する各防災関係機関の協力を得ながら、次の措置を行う。

- a 市長は、海岸付近の住民、海浜にいる者等に対して、直ちに海浜から退避し、高台等の安全な場所へ避難するよう指示する。その際、要配慮者にも的確に呼びかけができるよう配慮する。
- b 放送ルート以外の法定伝達ルート等により、市長に津波警報等が連絡された場合も、同様の措置を行う。

#### イ 海岸付近の住民等の措置

海岸付近の住民、海浜にいる者等は、強い地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から退避し、高台等の安全な場所へ避難するとともに、可能な限りラジオ、テレビ等の放送を聴取する。また、報道機関から津波警報等が放送されたときも、同様の措置をとる。









なお、異常現象を発見した者は、直ちに防災関係機関等へ通報するものとする。

#### ウ 住民への呼びかけ手段

市及び県は、広報車、津久見市防災無線（同報無線）、県民安全・安心メール、市の防災情報提供メール、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、インターネット（ホームページや、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア）、サイレン、半鐘、アマチュア無線局等、可能な限り多数の手段を用いて住民への呼びかけを直ちに行う。

津波警報等をサイレン又は半鐘によって周知させる場合の標識は次のとおりである（サイレン音は、J-A L E R Tによる標準音を使用する。）。また、津波情報の呼びかけの例を以下に示す。

津波警報等の標識

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波注意報 標 識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報 及び津波警 報解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)
津波警報 標 識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報 標 識	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)

(注) 1. 鳴鐘または吹鳴の反復は、適宜とする。

図「津波予報の標識」

[呼びかけの例1]

こちらは、防災津久見市です。  
 ただいま、大津波警報が発表されました。ただいま、大津波警報が発表されました。  
 大津波が予想されますから、沿岸部にいる方々は、ただちに高台などの安全なところに避難してください。  
 なお、避難の際には、車を使用しないでください。  
 (繰り返し)

[呼びかけの例2]

こちらは、防災津久見市です。  
 津波情報をお知らせします。  
 津波情報をお知らせします。  
 ただいま、〇〇港で津波の第1波を観測しました。  
 波の高さは、約〇〇メートルです。  
 津波は何回も押し寄せてきますから引続き警戒してください。  
 (繰り返し)

〔呼びかけの例3〕有線放送、無線放送、広報車等による呼びかけ例

こちらは防災津久見市です。

〇〇時〇〇分に、〇〇沿岸に大津波警報（津波注意報）が発表されました。

津波の高さは〇〇沿岸では高いところで5 m以上の大津波が予想されますので、厳重に警戒してください。（津波の高さは〇〇沿岸では高いところで1 m程度の津波が予想されますので、注意してください。）

海岸にいる方は直ちに海岸から離れて、高台などの安全なところへ避難して下さい。

〇〇、〇〇地区の住民の皆さんは、直ちに〇〇、〇〇へ（高台などの安全な場所へ）避難してください。

避難する時には、車を使わないでください。

津波は繰り返し襲ってきます。大津波警報（津波注意報）が解除されるまでは、そのまま避難を続けてください。

（繰り返し）

〔呼びかけの例4〕防災ヘリコプター（特に港湾内の船舶への呼びかけ例）

こちらは大分県です。

〇〇時〇〇分に、〇〇沿岸に大津波警報（津波注意報）が発表されました。

津波の高さは〇〇沿岸では高いところで5 m以上の大津波が予想されますので、厳重に警戒してください。（津波の高さは〇〇沿岸では高いところで1 m程度の津波が予想されますので、注意してください。）

海岸にいる方は直ちに海岸から離れて、高台などの安全なところへ避難して下さい。

〇〇、〇〇地区の住民の皆さんは、直ちに〇〇、〇〇へ（高台などの安全な場所へ）避難してください。）

避難する時には、車を使わないでください。

港の中の船舶は、直ちに港の外、水深の深い、広い海域へ退避してください。

港の外に退避できない小型の船舶は、高いところに引き上げて、津波が来ても流されないようしっかり固定してください。

津波は繰り返し襲ってきます。大津波警報（津波注意報）が解除されるまでは、そのまま港外への退避を続けてください。

津波は繰り返し襲ってきます。大津波警報（津波注意報）が解除されるまでは、そのまま避難を続けてください。

（繰り返し）

※ 東日本大震災で1人の死者も出さなかった茨城県大洗町の防災行政無線の事例では、①普段は使用しない命令調の表現を用いたことや②同じ内容の繰り返しではなく具体的指示や津波の現況情報等放送内容を刻々と変化させたことにより緊急事態の雰囲気伝わり避難行動を促進したとされているため、地域の実情に応じた効果的な伝え方を検討しておく必要がある。

## 第2節 地震・津波に関する避難の指示及び誘導

災害に際し、危険な地域又は危険が予想される地域にある居住者、滞在者等を安全な地域に誘導し又は安全な場所に収容するなどの身体、生命の保護は、この節の定めるところによって実施する。なお、本節では、地震・津波に関する避難の指示等及び避難誘導について定め、避難所の運営に係る活動については第4章第1節に定める

### 1 避難指示・措置の責任体制

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、立ち退きを指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。

特に市長は、避難措置実施の第一次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛隊等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるものとする。また、必要に応じて、対象地域、判断時期等について、関係機関に対して助言を求める。

### 2 避難指示等の基準

市長が行う避難措置は、概ね次の方法に基づき、関係機関の協力を得て実施する。

#### (1) 避難措置の区分

##### ア 避難指示

本部長は、余震で倒壊する危険のある建物からの避難、山・がけ崩れ・津波等の予想される地域からの避難、火災の延焼危険地域からの避難などの危険が予想され避難が適当と判断される場合、火災の延焼が間近に迫ったり、有毒ガス事故が発生するなど、著しく危険が切迫していると認められるときは、速やかに近くの安全な場所に避難させる。

##### イ 警戒区域の設定

本部長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し又は当該区域からの退去を命ずる。

#### (2) 避難経路及び誘導方法

ア 避難誘導は、警察官、消防団等が連携し実施する。

イ 学校、社会教育施設及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が、児童・生徒・施設利用者等を安全に避難誘導する。

ウ 突発的災害の場合の避難者については、特に誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに強い意志をもって誘導にあたり、住民及び群衆の無秩序な行動を防ぐことに努める。

- エ 避難者の誘導に当たっては、要配慮者に配慮する。
- オ 避難者が自力により避難する場合は、車両、船艇等により救出する。
- カ 避難が遅れたものを救出する場合、市において処置できないときは、直ちに県その他の機関に援助を要請する。
- キ 避難者の誘導の経路は、でき得るかぎり危険な橋、堤防その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。  
この場合、できる限り身体壮健者等に依頼して避難者の誘導監視措置を講ずる。
- ク 危険な地点には、標示、なわ張り等を行うほか、夜間にあつては、特に誘導員を配置し、浸水地にあつては、船艇又はロープ等を使用して安全を期する。
- ケ 避難誘導は、避難先におけるその他の救助措置等を考慮して、できる限り自治会、町内会単位で行う。
- コ 避難者の携行品は、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券等）、手拭、チリ紙等とし、そのほかは最小限の着替え、日用の身廻り品とする。  
なお、服装はできる限り軽装とし、素足を避け、必ず帽子、頭巾等をつけ、雨合羽又は外とう等防雨防寒衣を携行する。
- サ 避難を指示するための信号はおおむね水防信号における避難信号とし、あらかじめ関係者に周知しておく。

(3) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

指定緊急避難場所及び指定避難所について、次の点に留意しそれぞれ確保する。

- ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設にあたって、市長は、指定緊急避難場所及び指定避難所の管理者、専門技術者等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。
- イ 市の区域内に指定避難所が得られない場合は、隣接市に対し避難所の提供あつせんを求める。
- ウ 避難場所等の指定基準

(ア) 指定緊急避難場所：緊急的に避難する施設又は場所（災害対策基本法 第49条の4）円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、基準に適合する施設又は場所を異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。

(イ) 指定避難所：一定期間滞在し、又は一時的に滞在する施設（災害対策基本法 第49条の7）災害が発生した場合における適切な避難所を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民の確保を図るため、基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

(4) 避難者に周知すべき事項

避難指示等を行う場合は、状況の許す限り、次の事項が避難者に徹底されるように



努める。

- ア 避難すべき理由（危険の状況）
- イ 避難の経路及び避難先
- ウ 避難先の給食及び救助措置
- エ 避難後における財産保護の措置
- オ その他

(5) 要配慮者への配慮

災害時には、高齢者、障がい者等の要配慮者に対し、救助、避難誘導、福祉サービスの提供等を状況変化に応じて的確に行う必要がある。

市は、発災時には、避難行動要支援者本人及び避難支援等関係者の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し、避難行動要支援者に対して多様な手段による情報伝達を行うこと。また、避難所等での避難支援や迅速な安否確認を行う。

(6) 学校、社会福祉施設等における避難

学校、社会福祉施設等の管理者は、児童・生徒の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が特に避難対策について、常に検討し安全な方法を考慮しておく。

学校・施設ごとに次のことを定め、徹底しておく。

- (ア) 避難実施責任者
- (イ) 避難の順位
- (ウ) 避難誘導責任者及び補助者
- (エ) 避難誘導の要領及び措置

(7) 車両等の乗客の避難措置

ア 車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確に行うものとする。

イ 天災その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両の乗務員は、速やかに当該車両等を停車させた市長に対し、避難措置等について必要な協力の要請を行う。

### 3 市の実施する避難措置

(1) 本部長は、市の区域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者、滞在者その他の者に対し避難措置を実施するとともに、必要に応じてその立退き先を指示する。なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う等やむを得ないときは、「屋内安全確保」を指示することができる。

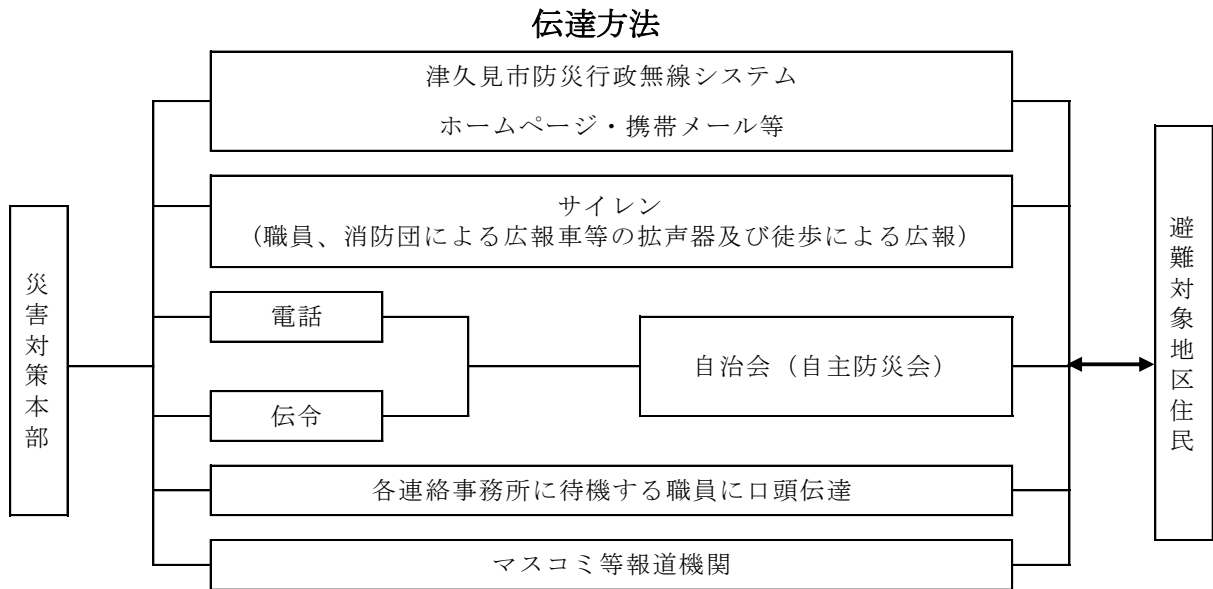
(2) 本部長は、避難措置を実施しようとするときは、当該現場にいる警察官・海上保安官等のほか、指定避難場所の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項

を通報する。

- (3) 本部長は、避難措置を実施したときは、速やかにその内容を県に報告する。
- (4) 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示する。
- (5) 市は、避難措置の実施に関し、本節に、次のように定めておく。
  - ア 避難措置に関する関係機関の連絡方法
  - イ 避難措置を実施する区域別責任者（市職員等の氏名）
  - ウ 避難の伝達方法
  - エ 地域ごとの避難場所及び避難方法
  - オ その他の避難措置上必要な事項

#### 4 避難措置に関する関係機関の連絡方法及び連絡先

- (1) 住民等への伝達
  - ア 津久見市防災行政無線（同報無線）
  - イ 広報車・消防車両
  - ウ 自主防災組織（地区・自治会）の会長・・・FAX、電話
  - エ 市役所ホームページへの掲載
  - オ 報道機関への依頼・・・FAX、Eメール
- (2) 避難行動要支援者・福祉関係機関への伝達
  - ア 支援者の事前登録者・・・FAX、電話
  - イ 避難行動要支援者の事前登録者・・・FAX、Eメール
  - ウ 避難行動要支援者の避難所となる施設・・・FAX、電話
- (3) 防災関係機関への伝達
  - ア 消防団（分団長）・・・FAX、電話
  - イ 大分県防災対策企画課・・・FAX、電話
  - ウ 臼杵津久見警察署・・・FAX、電話
  - エ 津久見市消防本部・・・FAX、電話
  - オ 大分県臼杵土木事務所・・・FAX、電話
  - カ 陸上自衛隊第41普通科連隊・・・FAX、電話
  - キ NHK大分通信部・・・FAX、電話
  - ク 大分合同新聞社津久見支局・・・FAX、電話
  - ケ 九州電力佐伯営業所・・・FAX、電話
- (4) 避難の伝達方法
  - 市民への伝達は津久見市防災行政無線（同報無線）を主とし、補完するものとして広報車等により伝達する。



(5) 各地域の避難所及び避難方法

指定緊急避難場所、避難所は別に定め、各種ハザードマップにより市民に周知する。

(6) その他の避難措置上必要な要項

避難に必要な資機材（リヤカー、担架等）を区に配布し、避難に必要な緊急車両等については、救助対策部が必要な措置を採る。

**5 警察官、海上保安官及び自衛官の行う避難措置**

- (1) 警察官又は海上保安官は、市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立退きを指示することができる（災害対策基本法第61条）。

この場合において、当該指示をしたときは、速やかに市長に指示した日時、居住者等、立退き先を通知しなければならない

- (2) 警察官は、前記（1）の避難の指示のほか、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条の規定により、極めて危険な状態が切迫するなど特別な状況下においては、被害を受ける者に対し避難の措置をとることができる。

この場合においては、公安委員会に報告しなければならない。

- (3) 警察官又は海上保安官は、市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定を行うことができる（災害対策基本法第63条）。

この場合において、警察官又は海上保安官は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

- (4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員、警察官又は海上保安官がその場にはいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令を行うことができる（自衛隊法第94条）。
- この場合において、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

## 6 県の実施する避難措置

- (1) 知事による避難の指示等の代行  
知事は、県内で災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施するものとする（災害対策基本法第60条）。
- (2) 市が行う避難誘導の指導・応援協力  
震度5強以上の地震を観測した場合（震度計がない場合は体感による）、県は、市の行う避難誘導が円滑に行われるよう次の措置をとる。市から資機材、人員の提供等協力要請があった場合は、必要な応援を行う。

## 7 津波に関する避難の指示及び誘導

- (1) 沿岸の住民への避難の指示等の実施  
市は、津波警報等が発表された場合や地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、前第1節の3（2）アにあるとおり、市長自らの判断で、沿岸の住民及び海浜にある者に対して、直ちに海浜から退避し、速やかに近隣の津波避難ビルや高台等の安全な場所へ避難するよう指示する。
- また、浸水被害が発生するおそれがあると判断した場合は、速やかに海岸や河川及び河口付近の住民等に対して避難するよう指示する。
- 市長が必要と認める場合は、知事を通して、避難の指示について放送機関に放送を行うことを要請する。また、避難指示等を災害対応支援システムで入力することにより、自動的に各種メールで一斉配信を行う。
- (2) 速やかな避難誘導の実施  
市は、沿岸の住民及び海浜にある者に対して避難するよう指示した場合は、あらかじめ定めた避難計画に従って緊急避難場所、避難所、避難路を指示し、市職員、消防団、自主防災組織等により速やかに避難誘導を行う。
- なお、沿岸の住民等は、前第1節の3（2）イにあるとおり、津波警報等が発表された場合や地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、あらかじめ指定された緊急避難場所に速や

かに避難するものとする。その際、高齢者、障がい者等の要配慮者の避難を互いに協力して行うものとする。

## 8 避難指示等の解除

市は、避難指示等を解除する場合は、十分に安全性の確認に努める。

## 第3節 津波からの避難

### 1 津波からの避難についての基本的な考え方

東日本大震災の被災者からの意見をはじめ、被災地における調査結果から、津波から安全に避難するためには早期避難が重要であることや、津波の襲来を予想していない人でも周囲の声かけにより避難したということが明らかになった。

このため、自主防災組織や自治会で隣近所に呼びかけながら、避難行動を連鎖的に広げていくことが重要であり、そのためにも地域での日頃の活動や付き合いを大事にし、防災訓練を重ねておくことが必要である。

また、強い揺れを感じたら、まずは直ちに津波避難場所等の高い場所に避難し、地震の情報を確認した後、より大きな津波のおそれがある場合は、さらに高い場所への避難のような段階的な避難を考えておくなど、想定にとらわれずに行動することが必要である。

今後の地震や津波襲来時の犠牲者を最小限に止めるためには、日頃から避難経路や、避難方法などを家族や地域と確認しておき、いざ地震や津波が襲来してきたときは、どのような状況にあっても直ちに近隣の高台等に避難する意識を持つておくことが必要である。

東日本大震災の教訓を踏まえ、より実効性のある支援を行うため、市は避難行動要支援者名簿を作成し、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿を提供し、避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。ただし、避難支援等関係者の安全確保に配慮するため、地域住民全体で話し合い、ルールを決め、計画を作り、周知することが望ましい。その上で、避難行動要支援者には、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうことが大事である。

### 2 居住者等に求められる避難への備え

避難対象地区内の居住者等は、指定緊急避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を日頃から家族や地域と確認しておき、津波が襲来した場合の避難について、訓練等により所要時間を把握し、自主的な避難を行うよう努める。

### 3 要配慮者の避難

#### (1) 地域における要配慮者の避難

東日本大震災で被災し本県に避難された方々に、「ご高齢の方や障がいのある方など、お1人での避難が難しい方の避難の方法」について、伺ったところ、下記表①のご意見を頂いた。

その結果、予め手助けが必要な方を地域で把握し、避難行動要支援者を含めた

避難訓練を重ねて、自動車の利用ルール等を地域で話し合っておき、隣近所で声をかけ合って避難することが重要であることが分かった。

表①

	本 県 避 難 者 か ら の ご 意 見	被災時県
①	避難の方法としては地域の連携が最重要だと思います。	福島県
②	日頃から近所の方や、地区の消防団などにより、避難の手助けを行う体制を構築しておくことが有効だと思います。	福島県
③	高齢者は日中1人きり。近所の人達の気配りが大切だと思います。	宮城県
④	自治会の下部組織の充実化が必要。そしてその中心になれる方の人選も、行政で把握しておく必要があると思う。老人世帯、独り暮らしの他、日中独り暮らし（若い方が仕事に出て）の方の把握、健康状態等もチェックしておけたらいいと思います。 私の地区にも、知的障がいの方の独り暮らしの方がいました。折良く介護ヘルパーさんが来て頂いている時間帯でしたので避難できました。このように、ヘルパーに来て いる方との連携も必要。	福島県
⑤	ご高齢の方など1人での避難が困難な方はあらかじめ、このような方々の住んでいる場所を把握し、緊急時に何らかの形で対処する他はないと思う。	岩手県
⑥	私は高齢ではないですが持病があるので、医薬品や体に関わる物がなくなりそうでもとても不安でした。また、一見健康そうに見られるので、あえて言いづらいのも不安でした。 お1人での避難が難しい方で、いつもヘルパーさんが来ている所は来てくれている所もありました。そうでない所は、近所同士で見てあげることが必要だと思います。車があれば良いのですが、みんながパニックだし、身動きも取りづらい状況だったので、普段から強制的にでも近所で確認し合っておくべきでした。	宮城県
⑦	近所の人達の声かけが大切だと思います。	—
⑧	よく車で避難するのがいいと言われるが、結局混雑して乗り捨てることになる。リヤカーで地域の人達で運んであげるのが一番良い。	福島県
⑨	日ごろ、避難弱者の状況情報を入手しておく必要があると思う。隣同士、助け合うことが出来る様、ある程度、決めておく必要がある。	福島県
⑩	高齢の方は避難しないと強く心に決めておられる方も多かったようでした。普段から何かあれば避難しましょうというふうに近所の方との話し合いができていればスムーズなのかな？と思います。	宮城県
⑪	実際に有効だったことは、近所の人声かけ(普段からも認識が必要)・見知らぬ人でも車に乗せる	福島県
⑫	各人について、避難のためのシミュレーションを行い、確実に避難できる方法を検討しておく必要があると思います。	福島県
⑬	この地区は、どこに逃げるのか普段から、決めておいて、食べ物や、毛布などを準備しておいて、すぐに逃げられるように、日ごろから訓練をしてマイクロバス等ですぐに避難できるといいですね。	宮城県
⑭	声かけ、定期的な避難訓練(大規模な災害想定で実施する)→実際に私の母は目の前が海の所に住んでいました。この避難訓練の通りに高台に避難し助かりました。(5分遅かったら助かりませんでした)	福島県
⑮	85才の祖母も一緒に避難しましたが、腰が曲がって歩行も大変なため、急ぐような行動は取れませんし、疲れたり寒さに弱かったり色々大変でした。	福島県
⑯	行政(市町村)の福祉専用車で避難させたり、(ワゴン車等で。)介護用品も一緒に。	福島県
⑰	(子どもが保育園児のため)あらかじめ保育園等で安全な高台の避難場所を確保し、	千葉県



へたにお迎えに行つて渋滞に巻き込まれ、被害に遭うことのないよう、事前に保護者と保育園側でどうするか擦り合わせておく必要がある。園バスで保護者に送り届けようとして被害に遭ったケースもありますよね。「津波てんでんこ」で各自避難できる体制を整えておくことが大事だと思います。	
--	--

## (2) 施設における要配慮者の避難

東日本大震災での次のア、イの事例から、施設職員の迅速な行動と危機感を持って日頃の訓練を積み重ね、避難行動時間の短縮化を図っておくことが重要である。

### ア 岩沼市（宮城県）：特別養護老人ホームにおける奏功した避難

岩沼市の特別養護老人ホーム「赤井江マリンホーム」は、海に面し、海岸からわずか200m程の場所に位置している。地震発生後、ラジオから津波が来るとの報道を職員が聞いたため、指定避難所となっている約1.5km北の仙台空港ターミナルビルに避難することを決めた。職員が所有する5台の車で、施設の利用者96人をピストン輸送することとし、14時50分に最初の車が出発した。15時20分頃に市役所の公用車4台が応援に加わり、15時30分にはすべての利用者の搬送が完了した。その後、職員がいったん施設に戻り、最後の確認をして144人全員が避難を終えたのは15時53分だった。その直後、仙台空港にも津波が襲来して、滑走路は津波で浸水し、空港ビル1階にはがれきや車などを押し込んだ。

### イ 石巻市（宮城県）：介護施設の入居者等を救った日頃からの避難訓練

石巻市南浜町にある介護施設「めだか」には、震災当時、高齢者50人と職員30人の計80人がいた。

介護施設「めだか」は、海から400m程しか離れていない場所にあったため、日頃から地域ぐるみで防災対策を実施しており、年に4回の避難訓練に取り組んでいた。

今回の震災では、鉄骨2階建ての建物は津波の被害に遭ったものの、施設にいた全員が近隣の高台に避難して助かった。これは、危機感を持って日頃訓練をした成果であり、訓練実施当初には、約20分かかっていた避難時間も、5分にまで短縮できたことが、今回の奏功に繋がった。

## 4 夜間等の避難への備え

津波が夜間に発生した場合や停電の場合は、次のことに留意して備えをする必要がある。

- (1) 懐中電灯や携帯ラジオ等を直ちに携行できるように備えておくこと。
- (2) 地域での防災訓練に参加し、指定緊急避難場所、避難経路をあらかじめ確認しておくこと。
- (3) 速やかに避難所を開設できるように、自治会や自主防災組織では、防災関係者

とともに指定避難所の開け方（鍵の管理）や電源の位置、電話、連絡網等をあらかじめ確認しておくこと。

## 5 徒歩避難の原則

地震・津波発生時には、地震の揺れやそれに伴う液状化などにより家屋の倒壊、落下物、道路の損傷や段差が発生したり、渋滞・交通事故が発生するなど、多くの課題が懸念されるため、避難については徒歩によることを原則とする。

ただし、津波到達時間や要配慮者の支援など、緊急で止むを得ない場合は、自動車による避難も考慮しておく必要がある。特に避難行動要支援者にあつては、徒歩による避難が困難な場合もあるため、地域の実情等を総合的に勘案し地域で合意形成を図ったうえで、避難方法をあらかじめ検討しておくことが必要である。

## 6 居住者等に求められる避難

(1) 強い揺れを感じた時は、海拔表示板や避難所案内板等を参考にして、指定緊急避難場所へ直ちに避難する。

なお、津波到達時間が短い地域では、直ちに近隣の津波避難ビルや高い場所等、いわゆる「地震・津波発生直後に緊急的に避難する場所」へ一時避難をし、周囲の安全が確認できた後に、「避難生活を送るために避難する場所」へ避難することが必要である。

(2) 避難の際、周囲に避難を開始していない人がいたら、積極的な声かけにより避難を促すとともに、自らが家族や地域内の率先避難者となるように努める。

(3) 正しい情報をラジオ・テレビ・防災行政無線・携帯メール・ツイッター、ワンセグ放送など、あらゆる情報伝達手段を通じて入手する。

(4) 津波警報や避難指示（緊急）等の情報から、高い津波の襲来が予想される場合は、迷うことなくさらに高い場所へ避難する。

## 7 大規模イベント時に求められる避難

(1) 津久見市では、毎年花火大会が開催されており、最大約3万人の観覧者がある。花火大会は、年1回のイベントであるため、これらの観覧者を対象とした避難ビル等を整備することは合理的ではない。

花火大会時は、イベント運営スタッフ等が配置されているため、観覧者への避難情報の周知によって、避難誘導を行う。

(2) 花火大会時の地震・津波が発生した際の避難誘導の基本的な考え方は、以下のとおりである。

【花火大会時の避難誘導】

- ・ 花火大会会場に一斉に周知できるよう、スピーカーなどの機材を配置する。
- ・ 地震発生後速やかに、スピーカーなどを活用し、観覧者に津波避難を広報する。
- ・ 避難手段は、住民と同様に徒歩とする。
- ・ 市外からの観覧者も多いため、避難経路には、誘導看板を配置するものとする。
- ・ イベントスタッフは避難経路の主要な交差点に配置し避難者を誘導する。
- ・ イベントスタッフには事前に、津波避難誘導に関するレクチャーを行う。

(3) 花火大会時の避難時間の推定

$$\begin{aligned} & \text{花火大会観覧者の避難時間 (hr)} \\ & = \text{避難者数 (人)} \div \text{避難路の交通容量 (人/hr/m)} \times \text{避難路の幅員 (m)} \\ & \quad + \text{避難目標地点までの距離 (km)} \div \text{歩行速度 (km/hr)} \end{aligned}$$

下図は、歩行者の混雑度と歩行速度の関係を示したものである。この図は混雑度が大きくなると、歩行速度が下がり交通容量（歩行速度×混雑度）が低下することを示している。

6. シミュレーションモデルの概要～歩行速度モデル

- 大規模大震災軽減化特別プロジェクト(文部科学省)「帰宅行動者の行動と対策に関する研究」の成果の混雑度～速度モデルを基本的に採用

混雑度 $d$ (人/㎡)	1.5未満	1.5～6	6以上
歩行速度 $v$ (m/時)	4,000	直線的に速度が減少 ( $-800 \times d + 5,200$ )	$400 \times 6 / d$

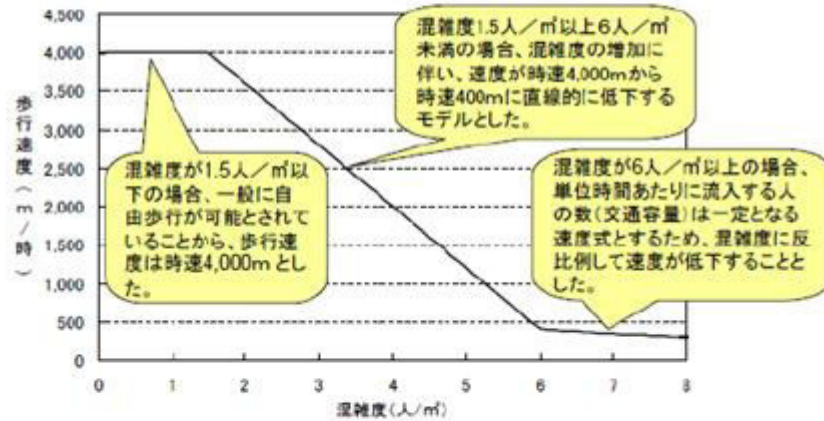


図 4-3 混雑度と歩行速度との関係

(「首都直下地震避難対策専門調査会報告 参考資料」より)

津波避難時の混雑度と歩行速度を設定する。

本検討で想定する状況は、花火大会の観覧者が津波浸水区域外及び海拔 10m 以上につながる限られた避難路に集中し、そこがボトルネックとなり、避難者の渋滞が発生するものである。

そのため、混雑度は移動可能な最大の状況まで高まることが考えられる。「火災便覧 第3版」(共立出版)では、混雑度が 6 人/㎡を超えると、移動可能な混雑度の限界を超えているとしている。

また、下表は、混雑度に応じた混雑状態を示したものであり、「駅の連絡路のラッシュ時で極めて混雑した状態」での混雑度は 5 人/㎡としている。

ここでは、歩行可能な最大の混雑度を 5 人/㎡と設定する。

混雑度 5 人/㎡に対応する歩行速度は、上記の図より 1,200m/hr となる。

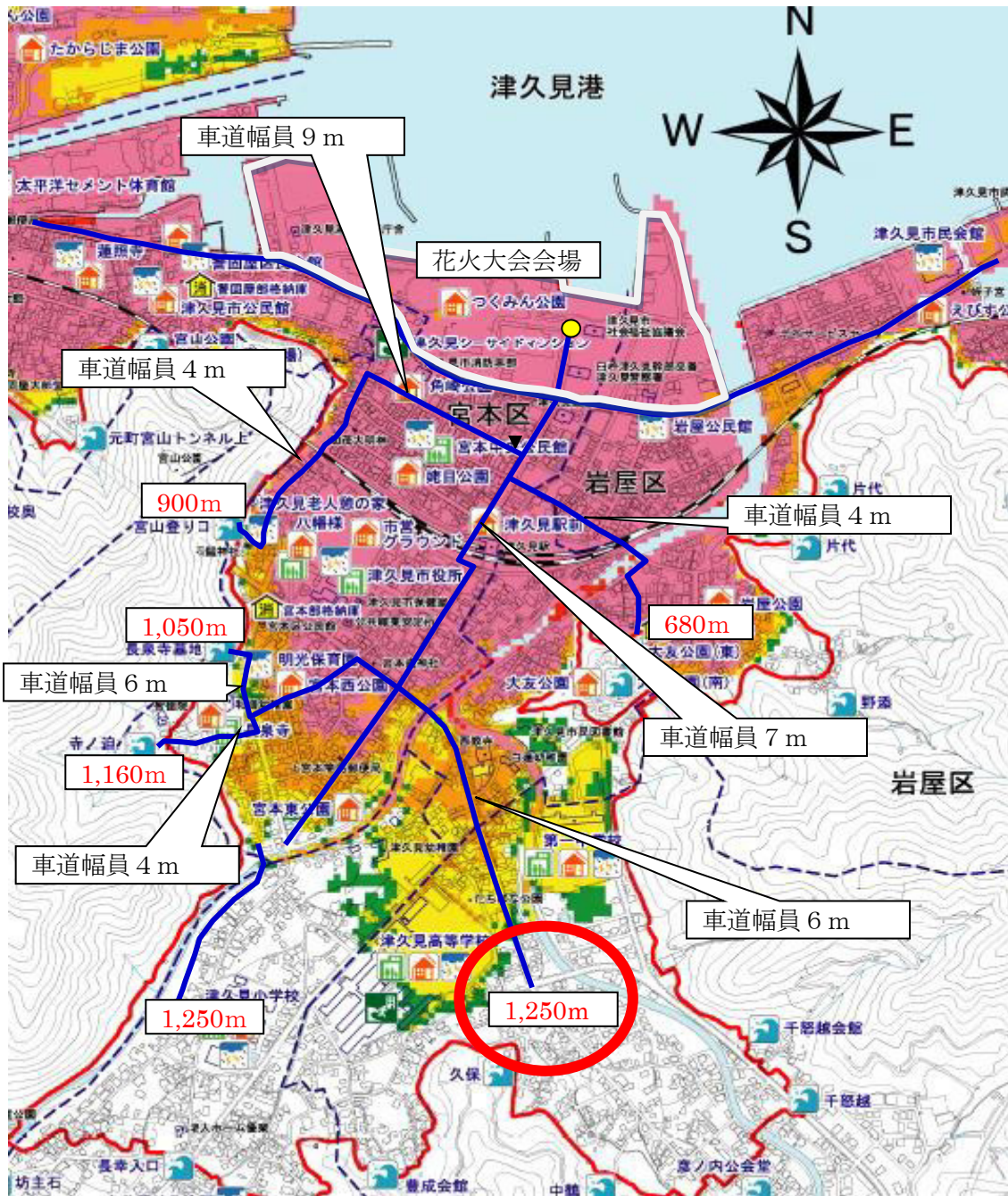
以上のことから、交通容量は、6,000 人/hr/m となる。

地震・津波対策編 第3部 災害応急対策  
 第3章 生命、財産への被害を最小限とするための活動  
 第3節 津波からの避難

混雑度 (人/m <sup>2</sup> )	混雑状態	
	歩行時	静止時
0.5	比較的楽に走り抜けられる	野外公園、広場などで空いている状態
1.0	街路で普通に混まずに歩ける	
1.5	街路などで前の人を追い越せる	
2.0	街路などで普通に歩ける	広場などで人だかりがして全体として人が動き回れる
3.0	歩いてかなり混雑を感じる(ラッシュ時のオフィス街) 人と人の間を横切るのが困難でない	
4.0	駅のプロムナードのかなり混雑している状態	劇場やスタンドの満員の状態
4.5		エレベーターの中の満員の状態
5.0	駅の連絡路のラッシュ時に極めて混雑した状態	隣同士の衣服が軽く触れ合う
5.5	野外大会において群衆が立っている状態	
6.0	ラッシュ時の駅の階段周辺	足元に落ちた財布を拾える
6.5	ラッシュ時の駅の改札口付近	ラッシュ時の満員電車
7.0	電車のラッシュ時の出入り口付近 肩や腕に圧力を感じる	祭りや人だかりの中心で人が押しつけられている状態
7.5	大混雑の歩道や群衆行進	人と人の間にやっと割り込める
9.0		人と人の間に横になっても割り込めない
10.0		周囲から圧力を感じる
11.0		あちこちから悲鳴が起こる

引用：イベント警備実務のABC、貝辻正利 日経BP出版センター





避難路については、上記図の距離の入った避難場所6箇所とし、避難路の幅員は合計40m（9m+4m+6m+4m+6m+7m+4m）である。

例えば、朱書きの丸の会場から1,250m離れた佐伯方面に避難をさせるとなると、避難時間は次ページの85分となる。

#### 佐伯方面の場合

$$\begin{aligned} & \text{花火大会来場者の避難時間 (hr)} \\ & = 30,000 \text{ (人)} \div 6,000 \text{ (人/hr/m)} \div 13 \text{ (m)} + 1,250 \text{ (m)} \div 1,200 \text{ (m/hr)} \\ & = 0.38 \text{ (hr)} + 1.04 \text{ (hr)} \\ & = 1.42 \text{ (hr)} = \text{約 1 時間 25 分} \end{aligned}$$

#### 大友公園の場合

$$\begin{aligned} & \text{花火大会来場者の避難時間 (hr)} \\ & = 30,000 \text{ (人)} \div 6,000 \text{ (人/hr/m)} \div 11 \text{ (m)} + 680 \text{ (m)} \div 1,200 \text{ (m/hr)} \\ & = 0.45 \text{ (hr)} + 0.56 \text{ (hr)} \\ & = 1.01 \text{ (hr)} = \text{約 1 時間 01 分} \end{aligned}$$

#### 宮山の場合

$$\begin{aligned} & \text{花火大会来場者の避難時間 (hr)} \\ & = 30,000 \text{ (人)} \div 6,000 \text{ (人/hr/m)} \div 13 \text{ (m)} + 900 \text{ (m)} \div 1,200 \text{ (m/hr)} \\ & = 0.38 \text{ (hr)} + 0.75 \text{ (hr)} \\ & = 1.13 \text{ (hr)} = \text{約 1 時間 07 分} \end{aligned}$$

よって、1箇所に集中して何万人の避難者を避難させるよりも、6箇所の避難場所に分散させて避難をさせる必要がある。

あくまでも、混雑度を5人/m<sup>2</sup>と設定して計算をしており、混雑度の数字が下がれば十分に避難も可能となるが、最終的には、分散避難の方法が今後の課題となる。

## 8 船舶に求められる避難

- (1) 大分港長（大分海上保安部長）から、港則法に基づく港外退避等の命令が発令された場合には、それに従うこととする。（港則法適用港のみ）
- (2) 正しい情報をラジオ・テレビ・無線放送等を通じて入手する。
- (3) 津波来襲までの時間的余裕がない場合の措置  
人命の安全確保を第一に考慮し、可能な限り船舶の流出防止措置をとった後、各地区、各機関であらかじめ定めた緊急避難場所へ速やかに避難する。
- (4) 津波来襲までの時間的余裕がある場合の措置
  - ア 陸揚げできる小型船については、陸揚げし津波により海上に流出しないよう固縛後、上記（3）の措置をとるか、港外退避の措置をとる。
  - イ 陸揚げできない船舶については、原則港外退避の措置をとる。
- (5) 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等の解除まで警戒を続ける。

※1 津波襲来までの時間的余裕がない場合とは

津波警報等が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）がない場合をいう。

※2 港外退避海域について

港外の水深が深く、十分広い海域とすること。



## 第4節 救出救助

地震により建物が倒壊し生き埋めとなった者、山・がけ崩れ等によって生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者、津波でさらわれた者等の救出救助及び医療機関への搬送については、この節の定めるところによって実施する。

### 1 救出救助の実施体制

被災者の救出活動は、消防対策班が主体となり、警察、その他の関係機関に協力を求めて救出班を編成して実施する。また外部からの応援が必要と判断された場合、県災害対策本部に対して応援の要請を行う。

消防団、自主防災組織、事業所及び市民は、自ら可能な限りの救出救助活動を行うとともに、防災関係機関の活動に積極的に協力する。

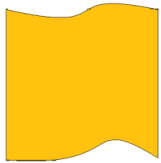
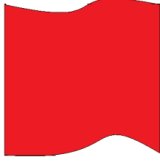
### 2 救出の対象者

災害のために現に生命身体が危険な状態にある者及び被災したことにより救助を求める者。

### 3 避難所情報に関するサイン

市は、避難者がいることや避難者の中に重傷者等がいることについての情報を、防災ヘリ等に、容易に把握させるため、情報伝達用サインを統一する。

○サインの内容：規格 布(概ね2m×2m)

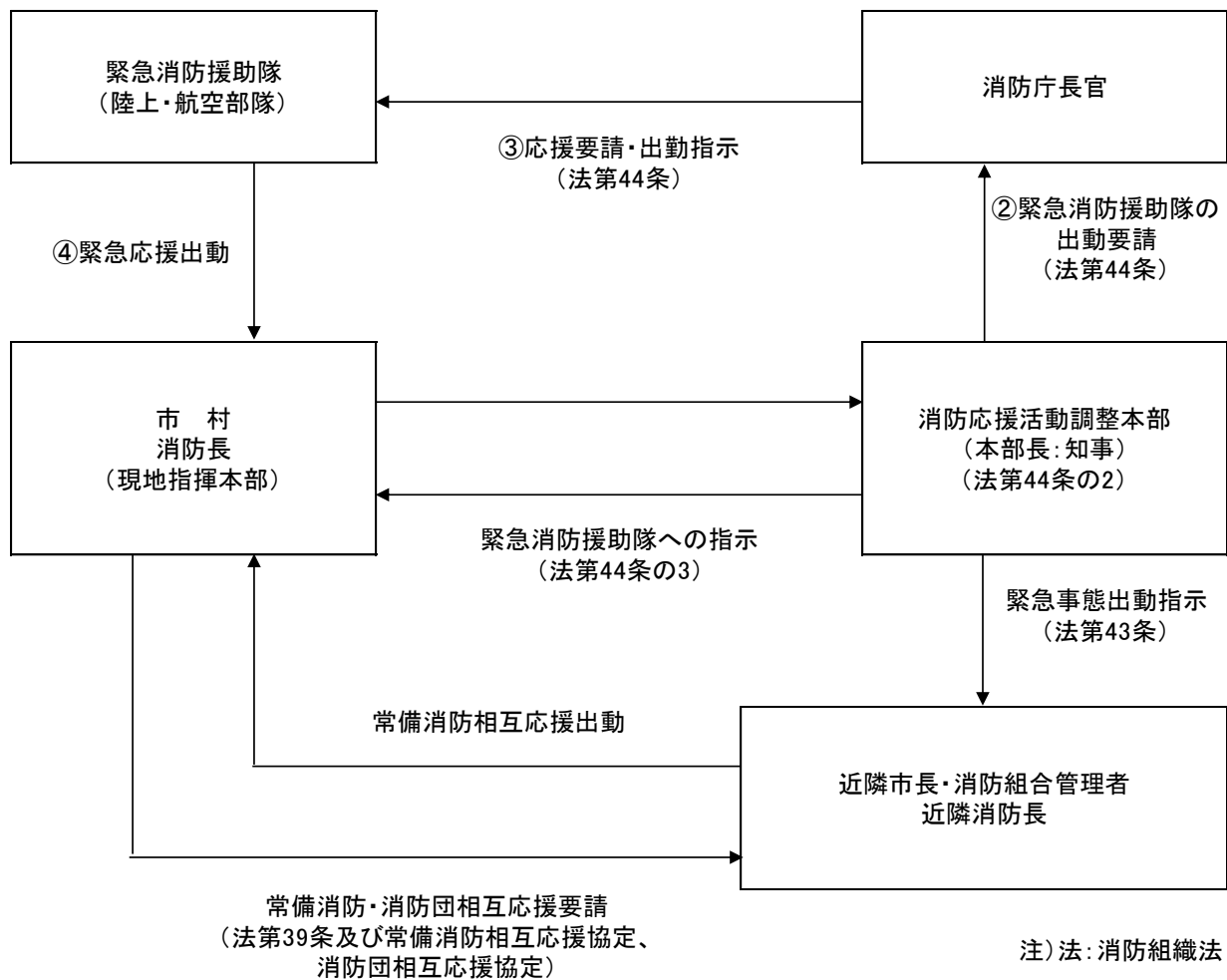
① 黄色 	避難者がいることを示す	② 赤色 	避難者の中に、負傷者や要配慮者等の緊急な救助を要する者がいることを示す
---	-------------	---	-------------------------------------

### 4 市における救出救助

(1) 市における救出救助及び搬送は、消防機関との間で救出班等を編成、警察官及び海上保安官と協力し、救出に必要な車両、船艇その他の資機材を使用して、それぞれの状況に応じた救出作業を実施する。

(2) 本部長は、外部からの応援が必要と判断される場合、大分県常備消防相互応援協定及び大分県消防団相互応援協定に基づき応援要請を行う。

また、災害の状況により更に応援が必要と判断された場合には、以下の図に示すとおり、緊急消防援助隊や自衛隊等の応援の要請を行う。



## 5 警察における救出救助

- (1) 市及び関係機関と協力の上、積極的な被災者の捜索及び救出活動を実施する。
- (2) 活動上の必要な事項は、大分県警察における災害警備実施に関する規定に定めるところによる。

## 6 大分海上保安部における救出救助

- (1) 市及び関係機関と協力の上、積極的な被災者の捜索及び救助活動を実施する。
- (2) 活動の実施内容については、海上保安庁防災業務計画による。

## 7 県における救出救助

- (1) 要救出救助現場の状況把握  
 市は、関係機関と連携して要救出救助現場の状況把握を行う。
- (2) 応援の必要性和応援要請先について検討  
 県は、(1)及び市からの応援要請を基に、応援の必要性について検討する。県内の消防力をもって対応が不可能と認める場合は、消防組織法第44条に基づき緊急消

防援助隊の出動を要請する。

(3) 応援の受け入れ方法についての検討

応援の受け入れ方法は、緊急消防援助隊の受援計画に記載されている消防本部の進出拠点及び到達ルート、野営可能地点から災害状況に応じて次により迅速に選定する。

ア 交通ルートの検討

(2)において応援が必要と判断された場合、把握された交通情報から、応援隊の受け入れルートを検討する。(緊急消防援助隊等受入れに伴うルート確保)

イ 応援隊の集結場所、活動拠点の検討

県は、応援隊の現地での集結場所や活動拠点、宿営場所等について、市と協議するなどして検討を行う。なお、宿営場所について、できる限り被災者の避難施設と共用しない場所を選定し、被災者と隊員の心理的負担軽減に配慮する。

(4) 応援(派遣)要請

県は、(1)～(3)を踏まえ、次の関係機関に対して応援(派遣)要請を行う。

ア 被災地外県内消防本部(県内応援隊)

イ 自衛隊(第2章第10節に基づく)

ウ 消防庁(緊急消防援助隊等)

エ 他の都道府県警察警察災害派遣隊等

(5) 活動調整体制の確立

県は、現地での関係機関相互の活動が円滑になされるよう、次の措置を講じる。

ア 情報連絡員と災害時緊急支援隊を現地へ派遣する。

イ 現地対策本部に関係機関協議の場を設定する。

ウ 現地対策本部からの情報の集約及び全体の活動の調整を行う。

エ 必要な車両、資機材等の確保及び輸送を行う。

なお、国(消防庁)、市町村及び防災関係機関へ救出救助に関する情報を速やかに通報する。

## 8 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合に、次の範囲の被災者の救出については、知事の委任に基づき実施する。

(1) 救出を実施する者の範囲

災害にかかった原因のいかんにかかわらず、また、災害にかかった者の住家の被害に関係なく、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者及び災害のため生死不明の状態にある者。

(2) 救出のための費用の負担

以下に係る費用を負担する。

ア 船艇その他救出のため必要な機械、器具の借上費用又は購入費用(直接捜索及び

救出作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費が認められる。）

イ 救出のため使用した機械、器具の修繕費用

ウ 機械、器具を使用する場合に必要な燃料費及び救出作業を行う場合の照明に使用する燃料費

(3) 救出費用の限度額

必要やむを得ない経費で、当該地域における通常の実費の範囲内とする。

(4) 救出実施期間

救出実施期間は、災害発生の日から3日以内とする。

(5) 記録と保存

市長は、知事の委任に基づき災害救助法の規定による被災者の救助を実施した場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

ア 救助実施記録日計票

イ 被災者救出用器具燃料受払簿

ウ 被災者救出状況記録簿

エ 被災者救出関係支払証拠書類

## 第5節 救急医療活動

地震により負傷者が多数発生し、一方で医療機関の被災、ライフラインの停止により被災地域の医療機能が低下した場合の救急医療活動については、この節の定めるところによって実施する。

### 1 救急医療活動の基本方針

地震により負傷者が多数発生し、さらに医療機関の被災、ライフラインの停止により被災地域の医療機能が低下した場合の救急医療活動については、限られた医療スタッフや医薬品・医療資器材等を最大限に活用し、1人でも多くの命を救う（あるいは「防ぐことのできた死」preventable deathを避ける。）必要がある。

そのため、市は、県、消防機関、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会、災害拠点病院、大分DMAT指定病院、大分県歯科医師会、大分県薬剤師会、大分県看護協会等が密接な連携を図りながら、その他の災害対応活動の状況に応じて実施する。

## 2 主な機関の救急医療活動

機関名	発災 (緊急対策)	72時間	(応急対策)
県 福祉保健部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害医療対策本部（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等）の設置</li> <li>○医療情報の収集及び提供</li> <li>○大分DMAT及び医療救護班への出動要請</li> <li>○災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターの災害医療対策本部（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等）への出動要請</li> <li>○災害時小児周産期リエゾンの災害医療対策本部への出動要請（必要に応じて）</li> <li>○災害派遣精神医療チーム（DPAT）隊員への出動要請及び厚生労働省への他県DPAT派遣要請（必要に応じて）</li> <li>○医薬品・医療資器材等の確保</li> <li>○県外のDMAT及び医療救護班の出動要請</li> <li>○県外の医療機関に負傷者等の受入要請</li> <li>○広域医療搬送のためのSCUの設置要請</li> </ul>		→
	保健所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療情報の収集及び提供</li> <li>○医療機関の被災状況等の現地確認</li> <li>○被災地内における医療救護活動の調整</li> </ul>	→
津久見市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療救護所の設置</li> <li>○地域の医療提供体制の確保</li> <li>○医療救護班の受入・調整</li> <li>○医薬品・医療資器材等の確保</li> </ul>		→
日本赤十字社 大分県支部	○医療救護活動の実施		→
災害拠点病院	○重症患者等の受入・地域医療搬送	→	
大分DMAT 指定病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災地でのDMAT活動</li> <li>○災害医療対策本部での活動</li> </ul>	→	→
大分県医師会	○医療救護活動の実施		→
大分大学医学部 附属病院	○医療救護活動の実施		→
大分県看護協会	○災害看護活動の実施		→
大分県薬剤師会	○医療救護活動の実施		→
大分県歯科医師会	○医療救護活動の実施		→
大分災害リハビリ テーション推進 協議会	○リハビリテーション支援活動の実施 (※ 活動開始時期(→)は72時間以降)		

### 3 医療情報の収集及び提供

#### (1) 医療情報の収集

県は、おおいた医療情報ほっとネット（広域災害・救急医療情報システム：EMIS）を活用して、救急医療活動に必要な医療情報を収集する。保健所及び地区災害対策本部保健所班は、EMISへの医療情報未入力の場合、病院に対し入力を要請するとともに、必要に応じて電話又は訪問確認等を行い代行入力する。

収集する情報は、おおむね次のとおりである。

- ア 医療機関の被災状況（電気、水道、医療ガスの確保状況）及び稼働状況（手術の可否、人工透析が必要な患者の受入の可否、現在受け入れている重症・中等症患者数等）
- イ 医療機関から転送が必要な入院患者数
- ウ 透析患者等難病患者が受診可能な医療機関の稼働状況
- エ 負傷者の発生状況
- オ 被災地及び近隣地域における医療機関の状況（手術、透析等の診療情報及び受入可能患者数等）
- カ 近隣県における受入可能医療機関
- キ 道路交通状況
- ク 医療救護活動に必要な医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等の保健医療活動従事者の数及び不足数
- ケ 不足する医薬品・医療資器材等の種類・量及び調達可能量
- コ 医療救護班、医薬品等医療資器材、負傷者を搬送する緊急車両及びヘリコプター等の確保状況
- サ 市が開設する臨時救護所及び避難所の所在地及び収容人数等の規模

#### (2) 医療情報の提供

市は、県で収集された情報の提供を受け、市民、難病患者等へ情報を提供する。なお、おおいた医療情報ほっとネット（広域災害・救急医療情報システム：EMIS）を活用して収集する情報は、医療機関に情報の随時更新を要請し、災害活動中の関係機関に対しインターネット上で継続的に情報提供する。

### 4 救急医療活動の実施

#### (1) 災害医療対策本部の設置

県は、県庁内に災害医療対策本部（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部、DPAT調整本部等）を設置し、収集した医療情報を活用し、医療救護活動の調整等を行う。

#### (2) 医療救護所の設置

ア 市は、管内の医療機関では負傷者を受け入れできない場合、避難所内あるいは避

難所の近くに医療救護所を設置する。

イ 市は、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会等に対して協力を求め、医療提供体制の確保に努める。

(3) 災害派遣医療チーム（DMAT）、及び医療救護班等の派遣

ア 市は、医療救護活動上効果的であると判断したときは、大分DMAT指定病院に大分DMATの派遣を県へ要請する。大分DMATは、被災地での現場活動、病院支援、広域医療搬送の支援等を行う。

イ 市は、医療救護活動上効果的であると判断したとき、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会、大分県歯科医師会及び大分大学医学部附属病院に対し医療救護班の派遣を、大分県看護協会に対し災害支援ナースの派遣を、大分県薬剤師会に対し薬剤師班の派遣を、大分災害リハビリテーション推進協議会に対しJRATの派遣を県へ要請する。医療救護班、災害支援ナース、薬剤師班及びJRATは互いに連携し、被災地内での現場活動や医療救護所及び避難所等において医療救護活動を行う。

ウ 市は、大分DMAT指定病院に対し、あらかじめ登録した超急性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの、また、大分県薬剤師会に対し、予め登録した災害薬事コーディネーターの派遣を県へ要請する。

エ 市は、必要に応じて、精神科医、看護師等からなる災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害時健康危機管理支援チームDEATの編成・派遣を県へ要請する。

(4) 医薬品・医療資器材等の供給

ア 市は、指定避難所及び医療救護所で必要な医薬品・医療資器材等を、最寄りの販売業者等から調達する。

(5) 被災地内における救急医療活動の調整

ア 市は、大分DMAT、医療救護班及び災害支援ナースの受入れ及び医療救護活動を実施するために必要な調整を行う。

イ 県（保健所）は、管内の医療救護活動の実施について必要な連絡調整を行う。必要に応じ、市災害対策本部に職員を派遣し、災害対応状況及び医療救護活動のニーズを把握する。

(6) 広域的な緊急救急医療活動の調整

ア 県外のDMAT及び医療救護班の派遣

県は、県独自では十分な医療救護活動が実施できないと判断した場合、他県及び厚生労働省に対しDMATの派遣を要請するとともに、九州・山口各県に対し「災害時相互応援協定」に基づく医療救護班の派遣を要請する。

また、県内外及び県内被災地間におけるDMAT等の受入れ及び医療救護活動を実施するために必要な調整を行う。

イ 県内において医薬品・医療資器材等を調達できない場合、九州・山口各県及び厚生労働省の協力を得て調達する。



ウ 県は、県内において重症患者等を受け入れる医療機関が不足する場合、九州・山口各県や厚生労働省に対し受入れを要請する。

## 5 地域医療搬送及び広域医療搬送

- (1) 地域医療搬送（被災地に対処困難な重症患者等を被災地域外に搬送する活動で、広域医療搬送以外のもの）
  - ア 災害現場から救出された重症な負傷者又は医療機関から転送が必要な重症入院患者等は、被災地内の災害拠点病院に優先的に搬送し、同病院を地域医療搬送の拠点とする。
  - イ 搬送は、原則として、被災地内及び応援消防機関の救急車両等及び防災ヘリコプター等の航空機により行う。
  - ウ 市及び県は、消防機関が災害拠点病院の近隣に選定するヘリコプター離発着場で、円滑な搬送が実施できるよう支援する。
- (2) 広域医療搬送（国の調整により、被災地に対処困難な重症患者を航空機を用いて被災地域外に搬送する活動）
  - ア 県は、広域医療搬送を実施するため、予め選定した候補地への広域搬送拠点臨時医療施設（Staging Care Unit：SCU）の設置を要請する。
  - イ 被災地内の医療機関では対処困難な広域医療搬送基準に該当する重症患者等は、国と連携を図りながら、救急車両又はヘリコプター等によりSCUに搬送する。
  - ウ 県は、国と連携を図りながら、他県又は自衛隊に協力要請し、SCUから県外に搬送するために必要なヘリコプター等の航空機を確保する。
  - エ 消防機関、大分DMAT、日本赤十字社大分県支部、医師会、空港等の関係者は、SCUの運営について、県に協力する。

## 6 関係機関が実施する措置

- (1) 日本赤十字社大分県支部の措置

日本赤十字社大分県支部は「日本赤十字社大分県支部災害救護計画」及び災害救助に関する委託契約に基づき、医療救護を実施するとともに、県が実施するその他の医療救護について援助協力する。

  - ア 医療及び助産の実施基準は、おおむね県が実施する災害救助法の規定による医療及び助産に準じて実施し、また援助協力する。
  - イ 医療救護体制（常備救護班の編成）
    - (ア) 救護班の編成  
医師1人 看護師長1人 看護師2人 主事2人 計6人
    - (イ) 救護班数 8個班
  - ウ 災害時に赤十字の医療救護活動等を支援する赤十字防災ボランティアを養成し、

災害時に赤十字防災ボランティアセンターを開設した上で、その活動を支援する。

(2) 災害拠点病院の措置

災害拠点病院は、被災地からの重症患者等の受入拠点及び地域医療搬送の拠点となる。

表：災害拠点病院及び大分DMAT指定病院の指定状況 令和4年4月1日現在

医療圏	病院名	災害拠点病院		大分DMAT
		基幹災害 拠点病院	地域災害 拠点病院	指定病院
東国東	国東市民病院		○	○
	別府速見		○	○
	国家公務員共済組合連合会新別府病院		○	○
	国立病院機構別府医療センター			○
	大分県厚生連鶴見病院			○
大分	大分県立病院	○		○
	大分市医師会立アルメイダ病院		○	○
	大分赤十字病院		○	○
	大分中村病院			○
	大分三愛メディカルセンター			○
	大分大学医学部附属病院		○	○
	大分岡病院			○
	天心堂へつぎ病院			○
	国立病院機構大分医療センター			○
	佐賀関病院			○
臼津	臼杵市医師会立コスモス病院		○	○
佐伯	南海医療センター		○	○
豊後大野	豊後大野市民病院		○	○
竹田	竹田医師会病院		○	○
	大久保病院		○	○
日田玖珠	大分県済生会日田病院		○	○
中津	中津市立中津市民病院		○	○
宇佐豊後高田	宇佐高田医師会病院		○	○
計		1	13	22

(3) 大分DMAT指定病院の措置

ア 大分DMAT指定病院は、福祉保健医療部医療活動支援班からの要請に基づき、大分DMATを被災地又はSCUに派遣する。また、予め登録している災害医療コーディネーターを災害医療対策本部（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等）に派遣する。

イ 大分DMATは、被災地での現場活動、病院支援、広域医療搬送の支援等を行う。

ウ 予め登録され、災害医療対策本部（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・

SCU本部等)に派遣された災害医療コーディネーターは、県とともに超急性期における医療救護活動を統括し、医療救護活動を実施するために必要な調整を行う。

(4) 大分県医師会の措置

ア 大分県医師会は、県からの要請に基づき、積極的に医療救護活動に協力する。

イ 郡市医師会は、大分県医師会又は市からの要請に基づき、積極的に医療救護活動に協力する。

(5) 大分県看護協会の措置

大分県看護協会は、県からの要請に基づき、積極的に災害看護活動に協力する。

(6) 大分薬剤師会の措置

大分県薬剤師会は、県からの要請に基づき、積極的に医療救護活動に協力するとともに、市が行う医療救護活動に対する地域薬剤師会の協力について、必要な調整を行う。

(7) 大分県歯科医師会の措置

ア 大分県歯科医師会は、県からの要請に基づき、積極的に医療救護活動に協力する。

イ 郡市歯科医師会は、大分県歯科医師会又は市からの要請に基づき、積極的に医療救護活動に協力する。

(8) 大分災害リハビリテーション推進協議会の設置

大分災害リハビリテーション推進協議会は、県からの要請に基づき、積極的に医療救護活動に協力する。

## 7 災害救助法の規定による医療又は助産

(1) 医療の実施基準

ア 医療の実施範囲

(ア) 診察（疾病の状態を判断するもの）

(イ) 薬剤又は治療材料の支給（傷病に伴う治療のため直接又は間接に必要なほう帯、ガーゼ等の消耗品材料及び輸血用の血液等を支給するもの）

(ウ) 処置、手術、その他の治療及び施術

(エ) 病院又は診療所への収容（病院、診療所等患者収容の設備を有する施設に入院させ、治療を施すことになれば、平時のとおり医療保険で対応すべきである）

(オ) 看護（傷病者に対する治療及び養生のために必要な医学的世話や介護をすること）

イ 医療救護の対象者

(ア) 災害のため医療の途を失った者（り災者の有無を問わない。）

(イ) 応急的な医療を施す必要のある者

ウ 医療の実施期間

医療の実施期間は、特別な事情のない限り災害発生の日から14日以内の期間とす

る。

エ 医療のため負担する費用の範囲

- (ア) 医療救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損の実費
  - (イ) 病院又は診療所に収容した場合は、国民健康保険診療報酬の額以内
  - (ウ) 施術者による場合には、当該地域における協定料金の額以内
  - (エ) 従事命令により、医療に従事するものに対しては、必要に応じ日当・超過勤務手当・旅費が支給される。また、医療活動において負傷した場合には療養扶助金が支給され、その他に休業扶助金・障害扶助金・打切扶助金・遺族扶助金・葬祭扶助金の制度がある。

(2) 助産実施の基準

ア 助産の範囲

- (ア) 分べんの介助（陣痛の開始から胎盤排出までの間の必要な介助をいう。）
  - (イ) 分べん前、分べん後の処置（出産前の準備及び処置並びに出産後の新生児に対するもく浴を含む事後処理をいう。）
  - (ウ) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料

イ 助産の対象者

- (ア) 災害のため助産の途を失った者
  - (イ) 災害発生の日の前後7日以内に分べんした者

ウ 助産の期間

助産を実施する期間は、特別な事情のない限り分べんの日から7日以内の期間とする。ただし、災害発生の日前に分べんした者は、分べんの日から7日以内の期間が災害発生の日から7日以内の期間と重複する期間の範囲とする。

エ 助産のための費用の負担の範囲

- (ア) 医療救護班による場合は、使用した材料の実費
  - (イ) 助産所その他の医療機関による場合は、それぞれの地域における慣行料金の8割以内の額

## 第6節 消防活動

地震による火災に的確に対処し、生命、身体、財産への被害を最小限に止めるための活動については、本節の定めるところによって実施する。

### 1 消防活動の実施体制

市（消防機関）は、消防活動の第一次責任者として、迅速かつ的確な消防活動を展開する。消防団、自主防災組織、事業所及びその他の市民は、自ら可能な限りの消防活動（主として初期消火活動）を行うとともに、消防機関の活動に積極的に協力する。

県は、消防機関において迅速かつ的確な処理が可能かどうかを速やかに判断し、市から要請があった場合等、応援要請及び応援活動を円滑化するための調整等を行う。なお、甚大な被害が発生した場合は、県は最優先課題としてこれに取り組む。

### 2 市における消防活動

- (1) 消防活動は、市（消防機関）が津久見市地域防災計画風水害対策編第3部第3章第6節「消防活動」及び消防計画の定めるところにより実施する。
- (2) 市（消防機関）は、外部からの応援が必要と判断される場合、「大分県常備消防相互応援協定」及び「大分県消防団相互応援協定」により県内の市及び消防組合に応援を求める。又は県を経由して、緊急消防援助隊や自衛隊等の応援要請を依頼する。

## 第7節 二次災害の防止活動

地震後の余震、降雨等による水害、土砂災害、建築物・構造物の倒壊等に備え、生命、身体、財産への被害を最小限に止めるための活動は、本節の定めるところにより実施する。

### 1 二次災害防止活動の実施体制

市、その他の防災関係機関は、地震発生直後から、その所掌する業務又は事務の範囲で、所管施設等の点検・応急措置、危険地域のパトロール等を行い、二次災害を防止することとする。

また、二次災害の危険性の有無について迅速かつ的確に判断を行い、被害の増大や社会不安の増大を防止するため、必要に応じて防災アドバイザー制度を活用する。

### 2 市における二次災害防止活動

市においては、各対策班において、次のような二次災害防止活動を行う。

#### (1) 建築物・構造物の二次災害防止及び住宅の応急危険度判定活動

市は、次のとおり二次災害防止のための措置を行い、その実施状況を把握する。

##### ア 市有施設の点検及び避難対策・応急対策

市有施設の点検を行い、危険性が認められるときは、避難及び立入禁止の措置を採り、管理責任者とともに必要な応急措置を実施する。

##### イ 市道路、橋梁等構造物の点検及び応急対策

市道路、橋梁等構造物の点検を行い、危険性が認められるときは、通行止め等の措置を採る。また、必要な応急措置を実施する。

##### ウ 被災建築物や斜面の応急危険度判定

市は必要に応じて、二次災害防止のため県に対して、応急危険度判定士や斜面判定士への協力依頼などの措置を講ずる。

##### エ 危険な一般建築物の応急措置等

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

#### (2) 土砂災害等の防止活動

土木対策部は関係機関と協力し、土砂災害等の危険箇所として指定されている箇所等の点検・パトロールを行い、二次災害防止のための措置をとり、その実施状況を把握するとともに、総務対策部に報告する。

##### ア 土石流危険渓流

##### イ 急傾斜地崩壊危険区域

- ウ 地すべり防止区域
- エ 土砂災害警戒区域等
- オ 保安林及び保安施設地区
- カ 山地災害危険地区
- キ 海岸危険地域
- ク 落石等危険箇所
- ケ その他二次災害の危険性があると判断される箇所

(3) 二次的な水害の防止活動

土木対策部は関係機関と協力し、重要水防区域及び水防区域の点検・パトロールを行い、立退きの指示等二次災害防止のための措置をとり、その実施状況を把握するとともに、総務対策部に報告する。

(4) 高潮、波浪等による被害の防止活動

土木対策部は関係機関と協力し、潮、波浪等による被害の危険がある箇所の点検・パトロールを行い、二次災害防止のための措置をとり、その実施状況を把握するとともに、総務対策部に報告する。

- ア 海岸保全施設
- ウ 河川施設
- エ 漁港施設

(5) 爆発物、有害物質による二次災害防止活動

爆発物、有害物質による二次災害を防止するため、消防機関は、次に掲げる施設等を対象に、所管する危険物施設等の被害状況の確認及び被害防止に関する指導を行い、その実施状況を県に報告する。

- ア 危険物施設
- イ 火薬保管施設
- ウ ガス施設
- エ 毒劇物施設
- オ 放射性物質施設
- カ その他二次災害の危険性があると判断される箇所

(6) 流出油等による二次災害防止活動

災害等により船舶からの貨物油、燃料油又は有害液体物質等（以下「海上流出油等」という。）が海上に流出した場合、発生する有毒ガス等により甚大な被害が予想されるとともに、付近海域の航行が不能となるため、港湾啓開作業に多大なる支障をきたすことから、県の地区災害対策本部は、海上流出油等の除去に当たっては、法令の規定により排出源（船舶及び船舶を運航する企業等も含む。）及び除去委託団体等に対し、除去指導等も含め適切な措置をとる。市は、これらの県の二次災害防止活動と連携した措置を採る。

(7) 二次災害防止のための市・県民への呼びかけ

余震、降雨等による二次災害の危険性について報道機関へ広報を依頼し、市民に注意を呼びかける。

(8) 被災建築物の石綿飛散防止活動

被災した建築物から石綿が飛散するおそれのあるときは、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に建築物の所有者等に対して飛散防止対策を講じるように助言・指導を行う。

また、石綿が使用されている建築物の解体・補修を行うときは、必要に応じて事業者に対し大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう助言・指導を行う。



## 第4章 被災者の保護・救援のための活動

### 第1節 避難所運営活動

本節は、避難所が開設された場合、その適切な運営管理を行うための活動事項等を定めるものである。（避難指示及び避難誘導については、第3章第2節に定める。）なお、避難所情報に関するサインについては、第3章第4節に定める。）。

#### 1 避難所運営の責任体制

指定避難所の運営は、第一順位としては市が行う（災害救助法適用の場合は知事の委任に基づく）。

市は、指定避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、指定避難所の開設状況等を適切に県に報告し、共有するよう努める。

#### 2 避難所の開設

##### (1) 避難所の開設方法

避難者を収容・保護する施設は、あらかじめ本計画に定める施設を主として使用する。

避難所は、公民館等の集会施設、学校、スポーツ施設等の公共施設を利用するが、これらの施設を利用することができないときは、野外にプレハブを仮設し、又は天幕を借り上げて設置する。

この場合、市内の被害が甚大であるため、市で避難所を設置できない場合には、隣接市町村に市民の受入れを要請し、又は隣接市町村の建物・土地等を借り上げて、避難所を設置する。

なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

なお、知事が必要と認める場合、これらの措置の実施について、県立施設を積極的に開放する。

また、知事は、災害対策基本法第71条又は災害救助法第9条の規定に基づき、市長を通じて、避難者を収容・保護するために適切と思われる旅館その他の施設又は家屋の管理使用を実施する。

##### (2) 避難所に受入れる被災者

避難所に受か入れる者は、災害によって被害を受けるおそれのある者及び現に災害によって被害を受けた者とする。

なお、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第86条の14の規定に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機

関に対して、運送すべき人及び運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。

(3) 避難所開設の場合の手続

市において避難所を開設した場合は、おおむね次の措置をとる。

ア 避難所開設の周知

市は、速やかに被災者、自治会、消防、消防団、警察官及び防災組織等関係者にその場所等を周知し、避難所に受入れる者を誘導し保護する。その際、必要に応じて地区災害対策本部の応援を求める。

イ 避難者名簿の作成及び公表

市は、速やかに避難所ごとの避難者名簿を作成し、報道機関等を通じて公表する。その際、避難者名簿の作成に当たっては、必要に応じて地区災害対策本部や地元住民の協力を求め、迅速かつ的確な避難者名簿の作成・公表に努める。

ウ 避難所開設に関する報告

市は、避難所の開設に関する情報（日時・場所・箇所数・避難者数、ライフラインの状況、疾病別人数、ニーズ）を避難所開設後、直ちに県に報告する。

また、市は、上記の報告の後、速やかに次の事項を整理し、県に報告する。

- (ア) 避難所開設の日時及び場所
- (イ) 施設箇所数及び受入れ人員
- (ウ) 避難者名簿
- (エ) 開設見込期間

エ 避難所の設置に要する経費

災害救助法が適用された場合の避難所の設置に要する経費は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

この場合、支出できる費用の内容は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 賃金職員等雇上費
- (イ) 消耗器材費
- (ウ) 建物の使用謝金
- (エ) 器物の使用謝金
- (オ) 借上費又は購入費
- (カ) 光熱水費
- (キ) 仮設便所等の設置費

オ 避難所の開設期間

災害救助法が適用された場合の避難所の開設は、災害発生の日から7日以内の期間に限るものとし、該当期間を超えて開設しなければならない特別な事情がある場合は、市はあらかじめその理由を県に申し出て承認を受ける。

カ 帳簿等の整備

災害救助法が適用された場合、市はおおむね次の帳簿等を備え必要な事項等について記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- (ア) 避難者名簿
- (イ) 救助実施記録日計票
- (ウ) 避難所用物資受払簿
- (エ) 避難所設置及び受入れ状況
- (オ) 避難所設置に要した支払証拠書類
- (カ) 避難所設置に要した物品受払証拠書類

### 3 避難所における感染症対策

市は、避難所の開設に当たり、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な限り多くの避難所を開設するなど、感染症対策に必要な措置を講じる

また、市のみで十分な措置を講じることが困難な場合には、県へ感染症対策に必要な措置の調整を依頼する。

#### (1) 住民への周知

県及び市は、住民に対しハザードマップ等を活用し、災害時の避難行動を確認するとともに、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合には、親戚や友人の家等への避難を検討するよう周知する。

また、避難時に備え、非常用持出袋の防災用品について、感染症対策を念頭においた物資を追加するよう周知する。

#### (2) 避難先の検討・確保

市は、指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を検討するとともに、ホテルや旅館等の活用も検討する。

また、発熱や咳等の有症者や濃厚接触者の避難を想定し、避難者ごとの個室スペースを確保した指定避難所以外の避難所を開設するなど、それぞれに専用の避難所を確保する。

併せて、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認し、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じる。

県は、避難所の確保に当たり、県立施設を積極的に開放するほか、ホテルや旅館等の借上げについて、市のみでは対応が困難な場合には、借上げに係る調整を実施する。

#### (3) 感染症対策に必要な備蓄品の確保

市は、マスクやアルコール消毒液など、避難所内での感染症対策に必要な物資を確保する。

市において必要な物資が確保できない場合には、県へ用品調達先の調整を依頼する。

(4) 避難者の受入れ体制の確立

市は、避難者の受入れにおいて、検温や体調確認、換気・消毒などの業務が発生するため、部局を超えた職員の体制を構築するなど避難者の受入れ体制を強化する。

市は、必要に応じて保健師等で構成する保健活動チームを県に要請する。

(5) 避難所内での感染予防

市は、避難所内での感染予防策として、次のような対策を講じる。

ア 避難所の受付では、健康チェックを兼ねた受付名簿を作成する。なお、受付を行う職員等はマスク・ゴム手袋を着用する。

イ 避難者に対し、マスクの着用、手指消毒を呼びかける。

ウ 検温、風邪症状の有無、感染が確認されている者の濃厚接触者かどうかを確認し、その結果に応じた対応を行う。

エ 区画表示や簡易間仕切りを利用し避難者同士の距離を確保するよう努める。

オ 消毒液を出入り口やトイレなど、多くの人を使用する箇所に複数設置する。

カ ドアノブや手すり、テーブルなど不特定多数の人が触れる場所は定期的に消毒を行う。

キ 定期的に窓あるいはドアを開け、換気を行う。

ク 避難生活開始後も、定期的に健康状態を確認し、発熱、咳等の症状が出現した場合は、職員等に報告するよう避難者に周知する。

(6) 感染症対策に配慮した避難所運営訓練の実施

市は、自主防災組織等と感染症対策に配慮した避難所の開設・運営が円滑にできるよう、職員や自主防災組織を対象とした避難所運営訓練等を実施する。

(7) 感染症患者に関する情報共有等

新型コロナウイルス感染症等の行動制限を要する感染症の自宅療養者やその濃厚接触者の避難に関して、保健所、県と連携の下、平時から避難先の確保や避難行動について具体的な調整、確認を行う。

併せて、保健所は自宅療養者や濃厚接触者に対し、避難先や避難方法について情報提供を行う。

#### 4 要配慮者の避難等の措置

市は、避難所に要配慮者用の窓口や重度障がい者等のためのスペースを確保するなどの措置を講じるとともに、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、速やかに開設する。

また、避難所での集団生活が困難な要配慮者のために必要に応じて、旅館・ホテル等

を福祉避難所に指定する。

なお、要配慮者の避難等の措置について本市だけでは対応できない場合、県及び関係機関へ要配慮者の受入れ先の確保について協力を要請し、市外の福祉避難所の指定を受けた施設や社会福祉施設その他の適切な場所（以下「広域避難施設」という。）へ避難させる。

(1) 広域避難を必要とする要配慮者の把握

市は、救助にあたり特別な配慮を要する者の状況等を把握し、保健福祉サービスの提供や福祉避難所への避難等のための連絡調整を行うとともに、他市町村の広域避難施設への避難を必要とする者の状況について県へ報告する。

県は、市から要配慮者を他の市町村へ避難させるための協力要請を受けた場合、他の市町村との連絡調整等を行う。

(2) 広域避難施設への移送

市は、県を通じて、広域避難施設への移送について、必要に応じて、自衛隊、輸送関係指定地方公共機関等の応援を要請する。

(3) 広域避難施設への応援措置

県は、要配慮者の広域避難施設への移送が円滑に行われるよう、移送元の市町村と連携して、受入れ可能な広域避難施設を把握し、移送する。

また、その際、必要に応じて、広域避難施設の所在県、厚生労働省その他関係機関の協力を求める。

## 5 避難所の運営管理

指定避難所の運営管理は、市長の責任の下で行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく。）が、住民や民間の力を活かすことが望ましいため、市は、「避難所運営マニュアル」を策定し、発災時の迅速な指定避難所の立ち上げと円滑な運営に努める。

学校長等の施設責任者は、学校その他が避難所となった場合、避難所が円滑に運営管理されるよう市に協力する。

(1) 避難所の運営管理体制の確立

市は、避難所の開設後早期に、避難施設の施設責任者、避難住民代表者（町内会・自治会長等）と協議して、避難所の運営管理チームを設け、運営管理に協力を依頼する。避難者は、先ず隣保班や居住域等により自主的に「班」をつくり、各班で話し合っ「班長」を決め、その後の食料や水等の配給・分配をスムーズに行うよう務める。

(2) 避難所での情報伝達

避難所で生活している避難者に対する生活情報等の提供は、口頭での説明のほか、掲示板の設置、チラシの配布等により、聴覚障がいや視覚障がい等のため情報伝達に障がいのある避難者にも配慮した方法を用いる。また、必要に応じて、テレビ、ラジ

オ等を指定避難所に設置する。

また、必要に応じて、テレビ、ラジオ等を避難所に設置する。

(3) 避難所での食料・水・生活必需品の配布

市は、避難所での食料・水・生活必需品の配布について、救助対策部の協力を得て行う。また、避難所ごとのニーズを的確に把握し、県と連携を図りながら物資調達・輸送調整等支援システムを活用して備蓄する物資・資機材の供給・調達・輸送に関し情報共有を図る。食料の配布にあたっては、栄養士の指導を受けて避難者の適切な栄養管理に努めるとともに、食物アレルギーを有する避難者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保・配付等に努めるものとする。

また、女性用品の取扱い、配布等は女性が行うなど配慮する。

(4) 避難所のニーズの把握

市は、常に避難所のニーズを把握し、迅速かつ的確に対応する。

(5) 避難住民の健康への配慮

市は県と連携して、避難者の健康管理のため、保健活動チームを派遣し、常に避難住民の健康管理を行うとともに、公衆衛生ニーズを把握する。

また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミークラス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。

(6) 避難所の生活環境への配慮

市は、災害に備えて簡易トイレ（洋式）の備蓄やマンホールトイレの導入など、避難所におけるトイレも確保するとともに、清掃等衛生環境の面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努める。特に、避難の長期化等に伴い、必要に応じてプライバシーの確保や、暑さ寒さ対策、身体の負担軽減等につながる段ボールベット等の確保、入浴及び洗濯の機会の確保、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮する。

(7) 女性の視点からの避難所運営

避難所の運営、レイアウト等にあたっては、次のような工夫を図り、女性の特性等に配慮する。

ア 避難所運営には、男性と女性の責任者を配置する。

イ 一人暮らしの女性や高齢者・障がい者、乳幼児のいる家族等の被災者の状況に応じ、間仕切りをするなどの配慮を行い、快適な居住スペースの確保に努める。

ウ 乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース・育児スペースの確保に努める。

エ 男女別のトイレや更衣（又は化粧）スペース及び女性用洗濯物の干し場の確保に努める。

オ 仮設トイレの設置等の避難所のレイアウトにおいては、女性や子どもの安全・安心に配慮した場所や通路、夜間の照明の確保に努める。また、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布も努める。

カ 女性や子どもへの暴力を防止し、心身の健康を守るために、専用の相談窓口の設置に努める。

キ 家事や育児などの家庭的責任は男女が共同して負担するよう努める。

(8) 避難所運営訓練の実施

市は、円滑に指定避難所を開設・運営できるよう、県との共同により、市職員や自主防災組織等を対象とした避難所運営訓練等を実施する。

(9) 避難所での外国人への配慮

市は、日本語を理解できない外国人に対し、情報や配給などが行き渡るようボランティア通訳等の手配により配慮する。ボランティア通訳者や災害時外国人支援情報コーディネーターの要請が必要な場合、県と連携して配慮を行う。

## 6 避難生活者の保護・救援

(1) 医療救護班等の派遣・調整

市は、指定避難所における医療ニーズの有無を把握し、県へ速やかに医療救護班を派遣要請するとともに、各種団体等から参集する医療支援チームが円滑に活動できるよう調整する。

(2) 保健活動チームの派遣・調整

市は、県へ避難所における保健衛生ニーズの有無を把握するため保健活動チームを派遣要請するとともに、各種団体等から参集する保健活動チームが円滑に活動できるよう調整する。

(3) 災害派遣福祉チームの派遣・調整

市は必要に応じて、大規模災害の発生時、避難者の福祉ニーズの把握や要配慮者の支援等を行う災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣を要請する。

また、市は派遣された災害派遣福祉チームが円滑に活動できるよう県との連絡調整を行う。

## 7 広域避難

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の確保が必要であると判断した場合は、県や受入先の市町村と以下のとおり調整を行う。

ア 県内の他の市町村への避難については、受入先の市町村に直接協議することを原則とするが、必要に応じて県が調整する。

イ 他の都道府県の市町村への避難については、県に対し、受入先の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を、要すると認めるときは、知事に報告した上で、市長自ら受入先の都道府県内の市町村に協議することができる。

ウ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも

供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

エ 市、県、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

オ 市、県及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

## 8 広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した時は、県や受入先の市町村と以下のとおり調整を行う。

ア 県内の他の市町村への避難については、受入先の市町村に直接協議することを原則とするが、必要に応じて県が調整する。

イ 他の都道府県の市町村への避難については、県に対し、受入先の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、市長自ら受入先の都道府県内の市町村に協議することができる。



## 第2節 避難所外被災者の支援

様々な事情により避難所以外の場所で生活する被災者、あるいは、自宅の使用はできないものの、ライフラインの途絶等により食料や情報を得ることが困難になった被災者に対して、避難所で生活する被災者と同様に、食料・物資等の提供、情報の提供、避難所への移送、巡回健康相談など、必要な支援を行う。

### 1 避難所外被災者の状況把握

市は、車中泊等の避難所外被災者の実態把握や指定避難所への誘導等の対応について具体的な手法を明確にし、必要な支援を行う。

避難所外被災者の状況把握を迅速に行うため、県は、市が行う避難所外被災者の状況調査に協力するとともに、必要に応じて関係機関に支援を要請する。

### 2 避難所外の要配慮者

市は、避難所外の要配慮者について、早期に福祉避難所や医療機関等に移送するよう努める。

また、市は県と連携して、避難所外の外国人について、必要に応じてボランティア通訳者や災害時外国人支援情報コーディネーターを配置して、適切な支援を行うものとする。

### 3 避難所外被災者への情報伝達活動

市及び県は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確、かつ、きめ細やかな情報を適切に提供するように努める。

なお、その際、高齢者、障がい者等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に対して、紙媒体で情報提供を行うなど、適切な手段により情報提供に努める。

### 4 食料・物資の供給

市及び県は、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、早期に孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に努める。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

## 5 巡回健康相談の実施

市及び県は、避難所外被災者に対しても、健康管理のため、保健活動チームを派遣し、巡回して健康相談を行うとともに、保健衛生ニーズを把握する。

また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミークラス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。

## 第3節 食料供給

本節は、食料の供給、販売機能が麻痺し、又は住家の被害により自宅で炊飯等ができない被災者又は応急対策等に従事する者に対する一時的な炊出しや必要な食料品の供給に関する事項について定めるものである。

### 1 食料の供給責任体制

食料供給は、第一順位としては市が行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく）。市による食料供給が困難な場合、市は速やかに災害対策本部に物資の確保及び配送を要請し、供給配布する。

また、その他の防災関係機関は、他の市町村及び県から食料供給に関する要請があった場合には、積極的に協力する。

### 2 食料供給活動の流れ

#### (1) 被災者、応急対策等への従事者に対する食料供給の必要性の判断

市は、以下の情報を収集し、被災者、応急対策等への従事者に対する食料供給の必要性を判断する。

- ア 避難者の状況
- イ 医療機関、社会福祉施設等の状況
- ウ 応急対策等への従事者の状況
- エ 電気、ガス、水道の状況

#### (2) 市による食料供給の実施

市は、食料供給が必要と判断された場合、食料の供給を行う。その際、要配慮者及び医療機関の入院患者、社会福祉施設の入所者に配慮する。また、県の支援が必要と判断される場合は、県に支援を要請する。

### 3 政府所有米穀の緊急引渡し

#### (1) 市の手続

市長は、農林水産省の定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例）により、災害救助用米穀の緊急引渡の要請を行う。

##### ア 通常の手続による緊急引渡し等

市長は、所管の地区災害対策本部を經由して県に対し、災害救助用米穀の緊急引渡しの要請を行い、引渡しを受けた後、被災者に対する供給又は給食を実施する。

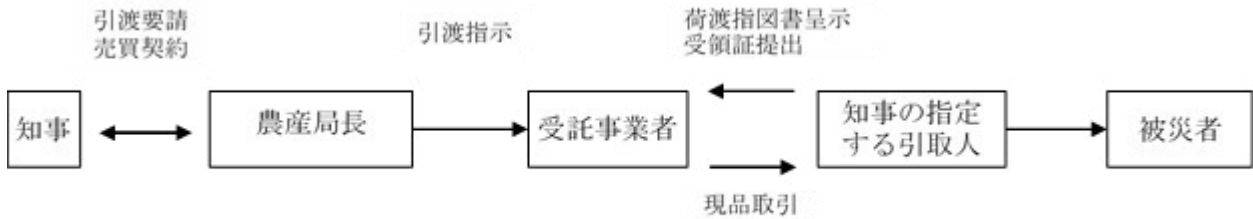
##### イ 災害地が孤立した場合等における緊急引渡し

交通、通信の途絶等の重大な災害の発生により、災害救助用米穀の引渡しについて

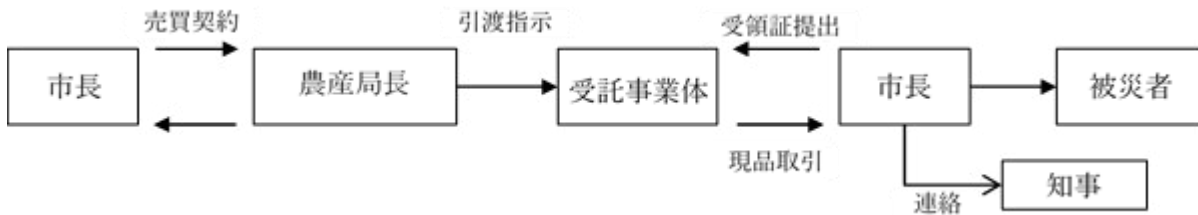
知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀を必要とするときは、市長は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に対して災害救助用米穀の引渡しを要請する。市長が農産局長に直接要請を行った場合、市長は、知事との通信体制が復旧した後、必ずその旨を連絡することとし、県は農産局長へ要請書を送付する。

(2) 応急供給系統図

ア 知事に対する応急食糧の直接売却



イ 市長と県が連絡の取れない場合の現物引渡し



4 災害救助法の規定による炊出しその他による食品の給与

災害救助法の規定に基づく炊出し、その他による食品の給与は、市からの要請に基づき、県が実施する。

(1) 炊出しその他による食品の給与基準

ア 給与を受ける被害者の範囲

- (ア) 避難所に避難した者
- (イ) 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水等である場合、又は社会基盤の被災により炊事のできない者
- (ウ) 市内の旅館の宿泊人及び一般家庭の来訪客で（ア）又は（イ）と同一の状態にある者
- (エ) 被災を受け、一時縁故先に避難する者で食料品をそう失した者
- (オ) 流通の途絶により食品が確保できない者

イ 炊出しその他による食品給与の方法

- (ア) 炊出しは、避難所内又はその近くの適当な場所を選んで実施し、適当な場所がないときは、飲食店又は旅館等を使用する。
- (イ) 食品の給与に当たっては、現に食し得る状態にある物を給すること（原材

料（小麦粉、米穀、醤油等）及び現金食券を支給することは災害救助法の趣旨に反し認められない。）。

（ウ） 食品の給与は産業給食（弁当等）によっても差し支えない。

（エ） 乳幼児に対する食品の給与は、ミルク等によっても差し支えない。

（オ） 炊出しの実施に支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

#### ウ 炊出し及び食品の給与の期間

特別な事情のない限り、災害の発生の日から7日以内の間とする。

#### エ 費用の負担

県はアからウの基準に基づき、市にその実施を委任した炊出しその他による食品の給与について、おおむね次の範囲内の費用を負担する。

##### （ア） 主食費

① 知事が一括売却を受け配分した場合の主食

② 供給食料のほか一般の食品店その他から炊出し等のため購入したパン、麺類等

（イ） 副食費及び調味料費

（ウ） 炊出し用の燃料費

（エ） 雑費：器物の使用謝金、又は借上料等

#### （2） 市の措置

##### ア 県への情報提供等

市長は、知事の委任に基づく災害救助法の規定による炊出しその他の食品の給与に着手した場合は、速やかにその概要を県に情報提供し、必要な指示を受ける。

##### イ 帳簿等の備え付け等

市長は、知事の委任に基づき炊出しその他の食品を給与される場合は、その責任者を指定するとともに、炊出し等の各現場に実施責任者を定め、おおむね次の帳簿等を備え必要な事項について記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

（ア） 救助実施記録日計表

（イ） 炊出しその他による食品給与物品受払簿

（ウ） 炊出し給与状況簿

（エ） 炊出しその他による食品給与に関する証拠書類

## 5 その他の機関が実施する食料の供給措置

#### （1） 自衛隊

特に緊急を要する場合は、部隊が管理する「乾パン」等の管理換えに応ずる。

#### （2） 日本赤十字社大分県支部

所管の赤十字奉仕団等を通じて、被災者等に対する炊出しその他の食品等の給与の

応援協力を実施する。

(3) 九州農政局（大分県拠点）

知事等又は政府の要請に基づき、農林水産省が実施する応急用食料（精米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰、レトルト食品、乾パン及び水（ペットボトル）等）の供給可能量把握、供給団体等への出荷要請に連携し、職員の派遣等により応急用食料の供給支援を実施する。

## 第4節 給水

本節は、災害による断水のため、現に飲料水及び生活用水を得ることができない者に対する給水に関する事項について定めるものである。

### 1 給水の責任体制

給水は、第一順位としては市が行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく。）。市による給水が困難な場合、速やかに県災害対策本部に水の確保及び配送を要請し、これを供給する。

また、その他の防災関係機関は、市及び県から給水に関する要請があった場合には、積極的に協力する。

### 2 給水活動の流れ

#### (1) 被災者に対する給水の必要性の判断

市は、以下の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。

なお、飲料水の衛生状況の把握は、県に協力を求める。

- ア 被災者の状況
- イ 医療機関、社会福祉施設等の状況
- ウ 通水状況
- エ 飲料水の衛生状況

#### (2) 市による給水の実施

市は、(1)で給水が必要と判断された場合、次の点に留意して給水活動を行う。

なお、この節に定める事項のほか必要な給水措置は、津久見市地域防災計画の定めるところによる。

- ア 給水場所、給水方法、給水時間等について津久見市防災行政無線（同報無線）、広報車等を用いてきめ細かく住民に広報する。
- イ 医療機関、社会福祉施設については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速かつ的確な対応を図る。
- ウ 自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、可能な限りボランティアとの連携を図る。

#### (3) 県における給水の実施

市のみでは給水が困難と判断された場合、県へ応援要請を行い、被災地域への応急給水について、県との連携のもと総合的な調整、災害所管区域の補給水源の汚染衛生状況の調査を行う。

- ア 所要量、運搬ルート等の情報管理

県は、給水に関する情報を集約し、飲料水・生活用水の供給計画を作成し、その

進行管理を行うとともに、必要に応じて関係機関に協力を要請し、飲料水・生活用水を調達する。

なお、情報の集約に当たっては、自衛隊、消防、避難所、ボランティア、運送業者等と連携して被災者のニーズを迅速に把握するよう努めるとともに、集約した情報は関係機関で共有する。

イ 給水等

- (ア) 給水の総合調整
- (イ) 流通在庫によるボトル水等水入り容器の供給及びあっせん
- (ウ) 自衛隊への派遣要請
- (エ) 県内市町村、九州・山口各県、他都道府県への応援要請
- (オ) 厚生労働省、日本水道協会、大分県薬剤師会等への応援要請

### 3 給水の方法

(1) 飲料水

- ア 給水車による給水
- イ ろ水器による給水
- ウ ボトル水等水入り容器を運搬して行う給水

(2) 生活用水

- ア 学校プールその他適当な場所への貯水
- イ 災害時協力井戸による給水
- ウ 浄水剤の支給による給水

### 4 災害救助法に基づく措置

(1) 市の措置

市長は、知事の委任に基づく飲料水の供給を実施した場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- ア 救助実施記録日計表
- イ 飲料水の供給簿
- ウ 給水用機械器具燃料、ボトル水及び浄水用薬品資材受払簿
- エ 飲料水供給のための支払証拠書類



## 第5節 被服寝具その他生活必需品給与

本節は、被災者に対する日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の生活必需品の一時的な給与又は貸与に関する事項について定めるものである。

### 1 被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与の責任体制

被災者に対する被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、第一順位としては市が行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく）。県は、市の活動状況を把握し適切な支援を行うほか、市が実施困難な場合に直接これを実施する。その他の防災関係機関は、市及び県から要請があった場合には、積極的に協力する。

### 2 被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与の流れ

#### (1) 被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量の判断

市は、以下の情報を収集し、被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量の判断を行う。

ア 被災者の状況

イ 医療機関、社会福祉施設の状況

#### (2) 被災者に対する給与又は貸与の実施

市は、(1)で必要とされた被服寝具その他の生活必需品を、備蓄物資又は流通在庫から調達確保し給与又は貸与を実施する。

#### (3) 県における給与又は貸与の実施

市のみでは被服寝具その他の生活必需品の給与又は貸与が困難と判断される場合は、県は以下の措置をとる。

ア 所要品目、量、運搬ルート等の情報管理

県は、被服寝具その他の生活必需品の給与又は貸与に関する情報を集約し、必要に応じて関係課に協力を求めるとともにその進行管理を行う。

なお、情報の集約に当たっては、自衛隊、消防、避難所、ボランティア、運送業者等と連携して被災者のニーズを迅速に把握するよう努めるとともに、集約した情報は関係機関で共有する。

イ 給与又は貸与

(ア) 備蓄物資による給与又は貸与

県が、備蓄している物資により実施する。

(イ) (ア)以外の物資の給与又は貸与

以下により実施するものとし、必要に応じて、義援物資の受入れ及び日本赤十字社又は民間団体が行う支援との調整を図る。

a 流通在庫による給与又は貸与

県があらかじめ流通業者と締結した協定等に基づき、実施する。

b 県内市町村、九州・山口各県、他都道府県への応援要請に準ずる。

ウ 給与又は貸与の体制（集積・輸送・交付）

救助物資の給与又は貸与活動は、おおむね次の基準により実施する。

(ア) 県の支援物資部支援物資班、通信・輸送部輸送・調整班

a 救助物資の給与又は貸与活動の総合的な連絡調整及び指導を行うこと。

b 救助物資の配分及び輸送に関すること。

c 備蓄救助物資の放出と物資集積場（輸送計画による場所）までの輸送を行うこと。

d 調達した物資の物資集積場までの輸送を行うこと。

(イ) 県の地区災害対策本部被災者救援班・支援物資班、通信・輸送班

a 指示に基づく不足物資の調達を行うこと。

b 救助物資の配分及び輸送に関すること。

c 備蓄救助物資の放出、所管物資調達地における救助物資の調達及び物資集積場までの輸送を行うこと。

d 市の要請により、救援物資の給与及び貸与について支援を行うこと。

### 3 災害救助法が適用された場合の措置

(1) 実施体制

ア 災害救助法が適用された場合、市は県と連携して、被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量を把握し、担当部に情報提供する。

イ 県は、2（2）に基づく給与又は貸与を実施する。

(2) 給与又は貸与の基準

救助物資の給与又は貸与の基準は、おおむね次のとおりとする。

ア 給与又は貸与の対象者

(ア) 災害により住家に被害を受けた者（住家の被害は全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水をいう。）

(イ) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財をそう失した者

(ウ) 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

イ 給与又は貸与品目

(ア) 被服、寝具及び身の回り品

洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

(イ) 日用品

石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等

(ウ) 炊事用具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等

(エ) 光熱材料

マッチ、プロパンガス等

ウ 給与物資の配分基準

それぞれの物資の価格に応じて定める。

エ 給与又は貸与の限度額

1世帯当たりの救助物資の給与又は貸与額は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

オ 給与又は貸与の期限

特別な事情のない限り災害発生の日から10日以内に給与又は貸与を終了する。

4 その他災害時の救助物資の給与又は貸与

市は、災害救助法の適用を受けない災害の発生時においては、おおむね次の基準により被災者に対し救助物資を給与する。

(1) 給与の対象者

災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水の被害を受けた者

(2) 給与実施基準

被害を受けた世帯が市町村の人口に応じて、次の数に達する場合とする。

市町村の人口	15,000 人未満	15,000 人以上 30,000 人未満	30,000 人以上 50,000 人未満	50,000 人以上 100,000 人未満	100,000 人以上	備 考
被災世帯	10	17	20	26	33	被災市町村の実情により世帯数の増減を行うことができる。

(3) 給与の限度額

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成25年度内閣府告示第228号)第1章第4条3のイ及びロに定める支出できる費用の範囲内とする。

(4) その他

その他必要な事項は、災害救助法の規定による救助物資の給与又は貸与の基準に準ずる。

5 市が実施する救助物資の給与又は貸与

市が実施する救助物資の給与又は貸与は、本計画に定めるところにより実施するが、特に災害救助法の規定による救助物資の給与又は貸与については、市長は知事の委任に基づき次の活動を行う。

- (1) 知事の示す基準に従い、救助物資を被災者に給与又は貸与すること。
- (2) 交通途絶等特別な事情のため、知事において救助物資を輸送することができない場合は、知事の指示する範囲で被災者に救助物資を給与又は貸与すること。

## 6 その他の防災関係機関が実施する救助物資の給与又は貸与

- (1) 日本赤十字社大分県支部津久見市地区は、その保管する救援物資を被災者に対して配付するものとする。
  - ア 保管場所  
津久見市宮本町 20-15 日本赤十字社大分県支部津久見市地区
  - イ 対象者
    - (ア) 災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水等の被害を受けた被災者
    - (イ) 避難所に避難した被災者
  - ウ 保管品名  
毛布、タオル、タオルケット（夏期）、バスタオル、緊急セット、ブルーシート
- (2) 緊急事態の場合、陸上自衛隊は、知事の要請に基づき、その保管し、管理する次の救助物資を知事による救助物資の給与又は貸与が実施されるまでの間の被災者に貸与し被災者の保護を図る。
- (3) その他の防災関係機関においても、当該機関が保管し、管理する救助物資を積極的に放出して県又は市が実施する被災者の保護に協力する。

## 第6節 医療活動

避難生活や医療機関の機能麻痺が長期化した場合、市をはじめとする防災関係機関は被災地住民の医療の確保に万全を期す必要がある。その場合、救急医療活動に基づく超急性期の医療活動から、それ以降の急性期や慢性期（概ね発災から72時間以降）の活動にスムーズに移行できる体制を講じるとともに、以下の点に留意した対策を講じる。

### 1 被災地における医療ニーズのきめ細かな把握

市は、次の情報を県地区災害対策本部と連携して収集し、医療救護活動を迅速・的確に推進する。

- (1) 避難所及び被災地域における医療ニーズ
- (2) 医療機関、薬局の状況
- (3) 電気、水道の被害状況、復旧状況（同編同部第5章第1節参照）
- (4) 交通確保の状況（同編同部第2章第15節参照）

### 2 医療救護活動の実施

#### (1) 災害医療対策本部

市及び県は、超急性期からの医療活動を必要に応じ継続させる。また、急性期や慢性期における医療活動にスムーズに移行させるため、大分県医師会に対し、予め登録した急性期から慢性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの県庁（災害医療対策本部（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等））への派遣を要請し、超急性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの調整業務等を引き継ぐ。なお、必要に応じて災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターから医療救護活動について助言を得る。

#### (2) 医療救護班等の派遣・調整

市は、必要に応じ医療救護班等の派遣を県に要請する。

県は、市から要請があったとき、又は市が確保した医療支援チームでは十分な医療活動が実施できないと判断したときには、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会、大分県歯科医師会及び大分大学医学部附属病院へ医療救護班の派遣を要請するほか、大分県看護協会、大分県薬剤師会及び大分災害リハビリテーション推進協議会等に対し支援チームの編成・派遣を要請する。

#### (3) 医療救護班の調整

災害医療対策本部に派遣された災害医療コーディネーターは、被災地内の圏域間等における医療救護班の派遣調整等を行う。

県、郡市医師会及び市町村は、連携して被災地内の医療救護班の調整等を行う。

(4) 災害派遣精神医療チームの派遣

市は、必要に応じ災害派遣精神医療チームの派遣を県に要請する。

県は、市からの要請があったとき、D P A T 統括者と協議の上、派遣の有無を決定し、医療機関等に精神科医、看護師等からなる災害派遣精神医療チーム（D P A T）の編成・派遣を要請する。必要時は他県からの応援要請を図る。また、D P A T 調整本部を設置し活動の指揮・調整を行う。

3 医療救護活動情報の集約及び広報・相談活動の実施

県は、以下の情報を集約の上、報道機関に広報を依頼し、一般に広報する。

また、相談専用電話を設置し、市民からの問合せに応じる。

- (1) 医療機関の被災状況、稼働状況
- (2) 医療救護班の派遣及び医療救護拠点の設置状況
- (3) 現地での医薬品、人員等の確保状況
- (4) 医療救護活動に関連した緊急輸送ルート及び輸送手段の状況
- (5) 負傷者の発生状況
- (6) 移送が必要な入院患者の発生状況
- (7) 透析患者等、人工呼吸器患者及び在宅酸素患者等難病患者への医療体制確立状況

## 第7節 保健衛生活動

本節は、災害後の生活環境等の急変・悪化による疾病予防に関する事項について定めるものである。

### 1 保健衛生活動の責任体制

災害後の生活環境等の改善に関する活動は、市が実施する。

感染症予防に関する防疫措置など市のみでは対応が困難な場合、あるいは県へ応援要請を行った場合、県により代行等の措置を採る。

### 2 保健衛生活動の実施体制

#### (1) 被災地での公衆衛生ニーズの把握

市は必要に応じて災害対策本部に県職員の派遣を受け入れる等、県と連携して以下の保健衛生ニーズを把握する。

また、県は、被災状況により必要と判断した場合は、被災地で地区災害対策本部保健所班が行う公衆衛生活動の支援のため、被災地域外から人員を選定し、災害時健康危機管理支援チームや保健活動チーム等を編成し、被災地域に派遣する。

#### 【把握する公衆衛生ニーズ】

- ア 被災者の身体的（栄養状態含む）・精神的健康状態
- イ 避難所における医療ニーズ
- ウ 避難所にいる要配慮者の数
- エ 食料や飲料水の供給状態
- オ 医薬品や衛生物品、生活必需品の供給状態
- カ 避難所における廃棄物処理、し尿処理の実施状況
- キ 飲料水や電気、ガス等のライフラインの復旧状況
- ク 有害昆虫（ハエ等）の発生状況
- ケ トイレ等の衛生状態

#### (2) 保健衛生活動の体制整備

市は、県と連携して、次のような保健衛生活動の体制整備を行う。

- ア 被災地域における医療・保健衛生ニーズ等の状況把握とアセスメント
- イ 市が実施する保健衛生活動のプランニング
- ウ 時期に応じた保健衛生活動に必要な技術職員の職種と人員数の判断
- エ 県主管課に対しての必要人員の派遣要請
- オ 厚生労働省防災業務計画に基づき、同省が行う公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等派遣活動との情報共有

### 3 保健衛生活動の実施

市は、被災地域において、以下の保健衛生活動を実施する。

市のみでは対応が困難と判断された場合、あるいは市から要請した場合は、県地区災害対策本部との連携により保健衛生活動を実施する。

(1) 市及び県が実施する支援活動は以下のとおりとする。

ア 各種支援チーム（保健活動チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の専門職）の派遣要請

イ 派遣された各種支援チーム等の受入れ調整及び活動調整

ウ 災害対策に必要とされる情報の収集及び整理

(2) 派遣された各種支援チーム（専門職種）の業務は以下のとおりとする。

ア 要配慮者への保健指導及び情報提供

要配慮者に対し必要な保健・医療・福祉の情報提供や保健指導を行う。

イ 健康相談

被災地域（仮設住宅等を含む。）における健康相談を行う。

ウ 栄養指導対策

避難所等を巡回し、市の栄養士とともに、食品取扱者や被災地域住民に対し栄養管理指導及び栄養に関する相談への対応を行う。

エ 健康教育（普及啓発）

感染症予防、食中毒予防、口腔ケア、栄養指導、エコノミークラス症候群、生活不活発病予防等の健康教育を実施する。

オ 家庭訪問

被災地域（仮設住宅等を含む。）における家庭訪問を行う。

### 4 防疫活動の実施

(1) 防疫活動の実施

市は、2の(1)で把握した情報から判断し、防疫活動が必要と認めるときは、適切な防疫活動を実施する。市において実施が困難な場合は、県、関係機関と協力して実施する。

(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、予防接種法に基づく対応

市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第27条第2項に基づき、感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所については、県の指示に基づき消毒する。

(3) 臨時予防接種が必要となった場合

市及び地区災害対策本部は、臨時予防接種が必要となった場合は、予防接種法第6条及び予防接種施行令（昭和23年法律第197号）第3条第1項第3号に基づき実施



する。

特に、この計画に基づき、知事が疾病のまん延予防上必要と認めて予防接種を受け  
る者の範囲及び期日を指定し要請した場合、緊急な臨時予防接種を実施する。

## 5 保健衛生活動情報の集約及び公表

県は、保健衛生活動に係る情報（以下「保健衛生活動情報」という）をそれぞれ集約  
した上で以下の活動を行う。

### (1) 広報

保健衛生活動情報の広報を、報道機関に依頼し、一般に広報する。

### (2) 市町村及び厚生労働省等への報告

収集した保健衛生活動情報を、市、厚生労働省等必要な機関へ報告する。

## 6 市が実施する防疫及び清掃

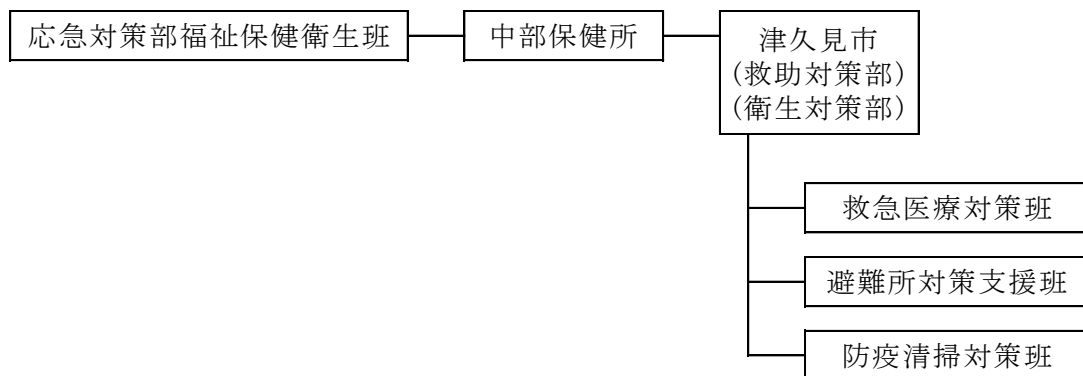
市は、次に定めるところにより、被災地域の防疫及び清掃を実施する。

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力・抵抗力の低下等により、感染症  
等が発生し、まん延する危険性が高く、防疫活動の重要性が極めて高い。このため、的  
確・迅速な防疫活動を行うための体制を確立する。

### ア 防疫体制の確立

市は、地震・津波災害時における防疫体制の確立を図る。

地震・津波災害時における防疫体制



### イ 防疫用薬剤等の備蓄等

市は、防疫用薬剤及び資機材について、備蓄を行うとともに調達計画の確立を図る。

### ウ 感染症患者等に対する医療体制の確立

地震発生による感染症患者又は保菌者の発生が予測されることから、市は、市内の  
医療機関等の把握と患者又は保菌者等の把握及び医療体制の確立を図る。

## 7 その他の防災関係機関が実施する防疫及び清掃

- (1) 日本赤十字社大分県支部は、その業務を通じて防疫及び清掃の実施の推進に側面的な援助を行うとともに、知事又は市長の要請に応じて必要な防疫班を編成してこれに協力する。
- (2) 県内に所在する国立の医療機関及び公立の医療機関は、大規模な感染症が発生、又は重大な災害が発生した時、知事の要請に応じて必要な専門係員をその防疫班に参加させ防疫実施にあたらせる。

## 第8節 廃棄物処理

本節は、災害廃棄物の処理に関する事項について定めるものである。

### 1 災害廃棄物処理の基本方針

市は、早期の復旧・復興を図るため、次の基本方針に基づき災害廃棄物を処理する。

- (1) 市、関係事業者及び市民が一体となって災害廃棄物の処理を推進する。
- (2) 大分県災害廃棄物処理計画及び津久見市災害廃棄物処理計画に示す役割分担に基づき、各主体が責任を持って役割を果たすことにより迅速な処理を行う。
- (3) ボランティア、NPO等の支援を得て処理を進める場合は、関係団体等と連携し、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。
- (4) 災害廃棄物の処理は、発災から概ね3年間で終了することを目標とする。
- (5) 災害廃棄物は、各種法令、制度に基づき適正に処理する。
- (6) 災害廃棄物の処理にあたっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努め、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。
- (7) 処理のため使用する施設については、既存の廃棄物処理施設の活用など圏域内、県内処理を原則とするが、被災状況や災害廃棄物の発生量など災害の状況に応じ、県外への広域処理や仮設処理施設の設置なども視野に入れ対応する。

### 2 役割分担

- (1) 市は、災害廃棄物は一般廃棄物であることから、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。
- (2) 廃棄物の収集・処理に必要な人員・車両等資材が不足する場合には、県に対して支援を要請する。
- (3) 県は、全体的な廃棄物処理を推進する中で、必要に応じ地方自治法による廃棄物の処理事務の受託など直接的な役割を果たす。

## 第9節 行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬

本節は、災害により行方不明になった者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬を的確に実施するための活動について定めるものである。

### 1 行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬実施の責任体制

市は、行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬については、警察機関、県その他の防災関係機関が、相互に緊密な連絡の下、迅速な措置によって行う。

### 2 行方不明者の捜索

#### (1) 行方不明者の届出の受理及び市町村等への通報

警察官及び海上保安官は、行方不明者の届出の受理又は通報を受けたのち、市町村及び関係機関への通報連絡に当たる。

#### (2) 行方不明者の捜索

市は、自衛隊、消防機関、警察機関、海上保安部と相互に協力し、行方不明者の捜索に当たる。

### 3 遺体の取扱い

#### (1) 遺体の安置（検視前）

市は、発見された遺体について、警察官、海上保安官と協議して適切な場所に安置する。身元不明人については、人相、所持品、着衣等の特徴を写真撮影するとともに、遺品を保存し身元の発見に努める。

#### (2) 遺体の検視及び検案

ア 遺体は、死体取扱規則又は検視規則等に基づき、速やかに警察官、海上保安官の検視に付す。

イ 医療救護班又は医師は、遺体の検案を行うとともに、必要な処理を行う。

ウ 市は、遺体の検視及び検案に必要な医療関係者等の確保に努め、確保が困難な場合は、県に通報し協力を求める。

#### (3) 遺体の安置（検視後）

ア 市は、遺体の安置所を設置する。

イ 市は、検視及び検案が終了した遺体を安置所に移送し納棺する。

ウ 市は、納棺した遺体についての死体処理票及び遺留品処理票を作成するとともに、「氏名札」を貼付する。

エ 市は、遺体引取の申出があったときは、死体処理票によって整理の上引き渡すとともに、埋・火葬許可書を発行する。

#### 4 遺体の埋・火葬

遺体の埋・火葬は市が実施する。市のみで埋・火葬が困難な場合は、大分県広域火葬計画（平成27年1月策定）に基づき、広域火葬を実施する。この場合、県は市から広域火葬に係る協力を求められたときは、県内他市町村、近隣県等で受入可能地を選定し協力を求める。

#### 5 行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬に関する情報の集約・広報

##### (1) 行方不明者の捜索、遺体の取扱いに関する情報の集約・広報

警察本部は、遺体、行方不明者に関する情報を集約し、広報する。

##### (2) 埋葬に関する情報の集約・広報

市は、埋葬に関する情報を集約し、広報する。

##### (3) 安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表

県や市町村、防災関係機関が緊密に連携し、人命を最優先とした迅速かつ効率的な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表については、「災害時における安否不明者の氏名等の公表に関する方針（令和4年3月31日伺定）」に基づいて行うものとする。

#### 6 災害救助法適用に関する事項

##### (1) 県の対応

災害救助法が適用された場合、知事の委任に基づき市長が実施する以下の業務について、必要な措置を行う。

##### ア 遺体の捜索

##### (ア) 捜索する遺体の範囲

災害により現に行方不明の状況にあり、かつ各般の事情により既に死亡していると推定される者（死亡した者の住家の被害状況及び死亡の原因を問わない。）

##### (イ) 支出する費用

##### a 船艇その他捜索のために必要な機械器具の借上費又は購入費

（直接捜索作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費が認められる。）

##### b 捜索のため使用した機械器具の修繕費

##### c 捜索のため機械器具を使用する場合に必要な燃料費

##### d 捜索作業のため必要な照明器具等の燃料費

##### (ウ) 支出費用の限度額

当該捜索地における実費

##### (エ) 捜索の期間

特別な事情のない限り災害発生の日から10日以内とする。

イ 遺体の取扱い

(ア) 処理する遺体の範囲

災害に際し死亡した者

(イ) 遺体の処理内容

- a 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- b 遺体の一時保存
- c 遺体の検案

(ウ) 支出する費用の限度

- a 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。
- b 遺体の一時保存のための費用は、既存建物を利用する場合は、当該建物の借上費の通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は、毎年度、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。
- c 検案は、医療救護班によって行うことを原則としているため、特別に費用を必要としないと思われるが、医療救護班が検案を行うことができないような場合に一般開業医等が検案を実施した場合の費用は、当該地域の慣行料金の範囲内とする。

(エ) 遺体の処理期間

遺体の処理期間は、災害発生の日から10日以内とする。

ウ 遺体の埋葬

(ア) 埋葬を行う範囲

- a 災害時の混乱の際に死亡した者
- b 災害のため埋葬を行うことが困難な場合

(イ) 埋葬の方法

応急的な仮葬とし、土葬又は火葬の別を問わない。なお、棺又は骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給あるいは火葬、土葬又は納骨等の役務の提供により行う。

(ウ) 埋葬費の限度額

埋葬による経費は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

(エ) 埋葬の期間

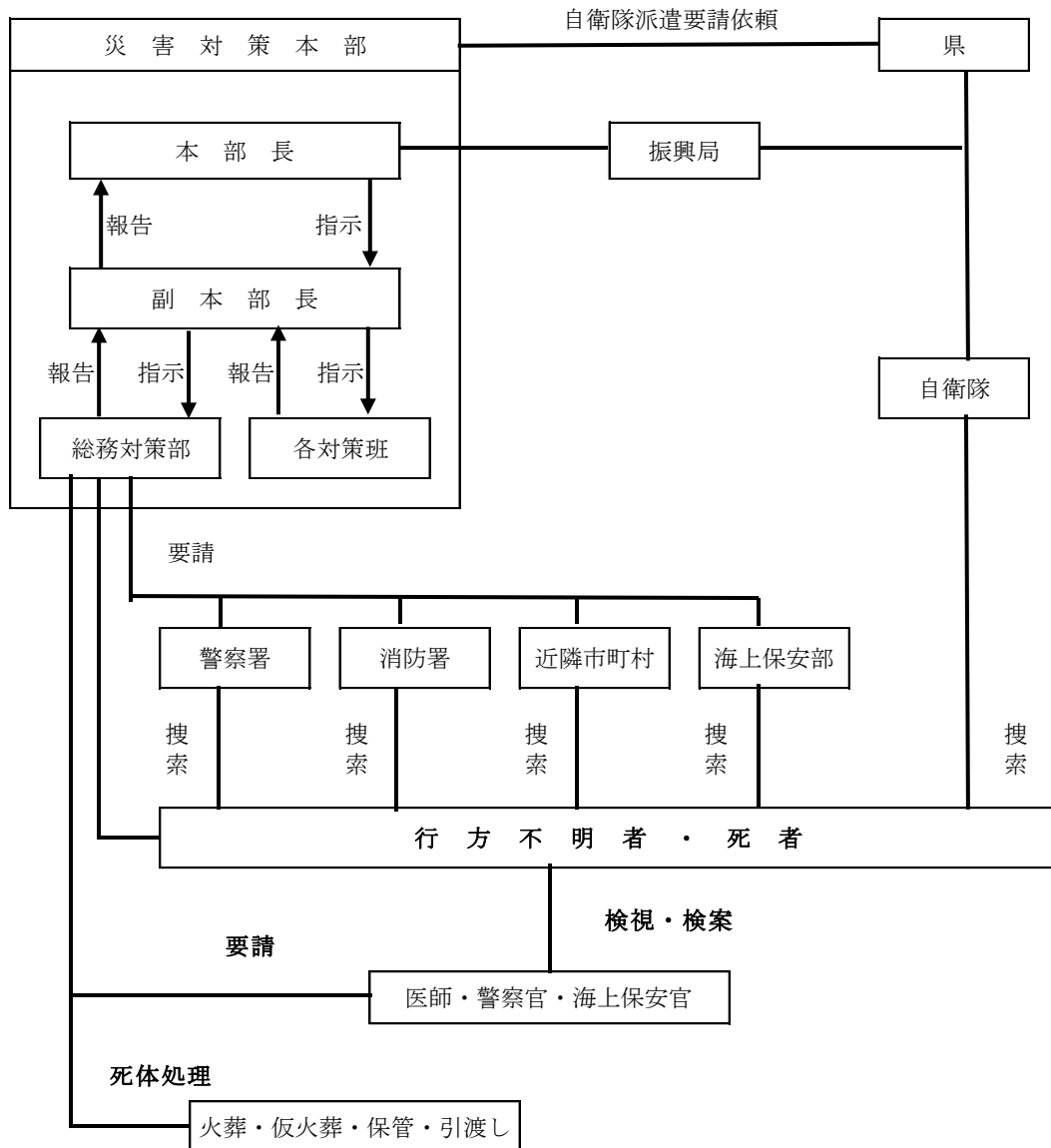
埋葬の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

(2) 市の対応

市において、知事の委任に基づき市長が遺体の捜索、取扱い及び埋葬を実施した場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 遺体の捜索状況記録簿
- ウ 捜索機械器具燃料受払簿
- エ 埋葬台帳
- オ 死体処理台帳
- カ 死体捜索用関係費、死体処理費、埋葬費支出証拠書類

行方不明者及び死体捜索系統図



## 第10節 住宅の供給確保等

本節は、災害により住宅を失い又は破損等のため居住することができない者のうち、主として自らの資力により住宅を確保できない者に対して行う住宅の供給等に関して定めるものである。

### 1 住宅の供給及び住居の確保措置の実施責任体制

- (1) 災害救助法の適用による応急仮設住宅の設置、住宅の応急処理及び障害物の応急的な除去
- (2) 次のいずれかに該当する場合における災害公営住宅の建設
  - ア 被害地全域において住宅500戸以上が滅失した場合、又は200戸以上が焼失した場合
  - イ 1市町村の区域内で住宅200戸以上又は住宅戸数の1割以上が滅失した場合

### 2 住宅の供給及び居住の確保の方法

住宅の供給及び居住の応急確保措置は、おおむね次の方法により実施する。

- (1) 住宅の滅失した世帯に対する応急仮設住宅の設置及び災害公営住宅（以下「災害公営住宅」という。）の建設
- (2) 住宅が半壊又は半焼の被害を受け、居住できない世帯に対する破損箇所の応急修理
- (3) 住宅の日常生活に欠くことのできない場所に土石、竹木等の障害物が流入したため居住のできない世帯に対する障害物の応急的な除去

### 3 県が実施する住宅の供給及び居住の確保措置

県が実施する住宅の供給及び居住確保措置は、次の方法により実施する。

- (1) 住宅の供給方針

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急仮設住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急仮設住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。
- (2) 住宅ニーズの把握
  - ア 県は、市と協力して住宅を失った世帯の住宅ニーズを把握し、住宅ニーズへの対応方針を決定する。



(3) 災害救助法の規定による住宅の供給及び確保

ア 応急仮設住宅の設置

(ア) 設置の基準

構造及び規模等の概要は次のとおりとし、一戸建、長屋建又はアパート式のいずれかにより応急仮設住宅を建設する。

- a 1戸当たり、建面積 29.7m<sup>2</sup> (9坪) を基準とする。
- b あらかじめ備蓄しているパイプ式組立住宅資材によることができる。
- c 1戸あたりの費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

d 設置場所

応急仮設住宅の設置場所は、事前に住環境等を考慮し、市町村が選択した場所とする。なお、公共用地等なるべく借地料等を必要としない場所を選択する。

また、学校の敷地を設置場所とする場合は、学校の教育活動に十分配慮する。

e 設置方法

請負工事又は直営工事により実施する。

f 着工期日

応急仮設住宅の設置は、おそくとも災害発生の日から20日以内に着工するものとし、できる限り速やかに完了させる。

(イ) 入居世帯の決定

市及び県は、次の各号に該当する世帯のうちから市長及び民生委員・児童委員等の意見を聞いて、応急仮設住宅の入居世帯を決定する。

- a 住家が全壊、全焼又は流失した世帯
- b 居住する住家がない世帯
- c 自らの資力で住宅を確保することができない世帯

また、応急仮設住宅の入居者の決定に当たっては、地域コミュニティの維持及び構築に配慮する。

なお、仮設住宅の建設にはある程度の期間を要することから、健康面に不安がある人や、高齢者、障がい者等避難所での生活が困難な方に対しては、入居者の意思を十分に尊重した上で、仮設住宅か借上民間賃貸住宅への入居の決定を判断する必要がある。

※借上民間賃貸住宅への入居についてのメリット・デメリット

- ・メリット：仮設住宅よりも速やかに避難所から退去することができる。
- ・デメリット：地域コミュニティの維持が困難、孤立化のおそれがある。

(ウ) 福祉仮設住宅の供与

要配慮者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合、次の

ように老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

- a 段差解消のためのスロープ及び手すりの設置等、高齢者、障がい者等の安全及び利便に配慮する。
- b 老人居宅介護等支援事業等による生活援助員等の支援や入居者の互助を図られ易くするため、生活援助員室や共同利用を前提とした仕様とすることができる。
- c 被災者に供給される部屋数をもって応急仮設住宅の設置戸数とする。

(エ) 応急仮設住宅の管理

県は、応急仮設住宅の管理を実施するが、状況に応じて市に委託することができる。

(オ) 応急仮設住宅の供給期間

設置工事が完了した日から2年以内とする。

イ 住宅の応急修理

県は、住宅の応急修理を以下により実施する。

(ア) 応急修理の基準

- a 応急修理の面積については特にその制限はないが、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない最小限の部分とする。
- b 応急修理は、大工又は技術者等による修理又は請負工事によって実施する。
- c 応急修理は、災害発生の日から1か月以内に完了する。
- d 応急修理に要する1戸あたりの費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

(イ) 応急修理を受ける世帯の決定

県は、次の各号に該当する世帯のうちから市長及び民生・児童委員等の意見を聞いて、応急修理を受ける世帯を決定する。

- a 災害のため住家が半焼若しくは半壊した世帯又は半壊に準ずる程度の損傷（準半壊）を受けた世帯
- b 当面の日常生活が営み得ない世帯
- c 自ら資力で応急修理ができない世帯

ウ 住居又はその周辺の障害物の除去

県は、災害救助法が適用された場合、知事の委任に基づき、市が実施する住居又はその周辺に運ばれた土木・竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの応急的な除去について必要な措置を行う。

(ア) 障害物の除去の基準

- a 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の応急的な除去とする。

- b 1戸当たりの除去費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。
- c 除去の方法は、技術者又は人夫等による除去又は請負工事による除去とする。
- d 除去の実施は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(イ) 障害物の除去を受ける世帯の決定

県は、障害物の除去を受ける世帯を次いずれかに該当する世帯のうちから市長及び民生委員・児童委員等の意見を聞いて決定する。

- a 災害のため住家が半壊又は床上浸水した世帯
- b 当面の日常生活が営み得ない世帯
- c 自らの資力で障害物の除去ができない世帯

(3) 災害公営住宅の建設

災害公営住宅の建設は、県が次により実施する。

ア 建設戸数の基準

(ア) 住家の滅失又は消失が200（激甚災害の場合は100戸）戸を超える市町村については、その滅失又は消失戸数の30%以内の戸数。ただし当該市町村において建設する場合はこの限りではない。

(イ) その他の被災市町村については、知事が特に必要と認める戸数

イ 建設仕様等の基準

建設のための仕様等の基準は、公営住宅等整備基準（平成23年国土交通省令第103号）等に基づく。

ウ 入居世帯の決定

住家の滅失又は消失が200（激甚災害の場合は100戸）戸を超える市町村については、その滅失又は消失戸数の30%以内の戸数。ただし当該市町村において建設する場合はこの限りではない。

(ア) 住家が全壊、全焼又は流出した世帯であること。

(イ) 居住する住家がない世帯か又はあっても著しく不便、不衛生な状態にある世帯であること。

(ウ) 自らの資力で住宅を確保することができない世帯であること。

(エ) 応急仮設住宅に入居できなかった世帯であること。

(オ) 規定の賃借料を納入できる世帯であること。

(4) その他住宅の供給あっせん措置

ア その他県有財産のうち、被災者に対する住宅の供給及び確保対策上、貸付その他必要な措置の講ぜられるものは、できる限り貸付その他必要な措置をとる。

イ 市が実施する住宅の供給及び確保対策に対する県の措置

県は、市が被災者に対する住宅の供給及び確保対策の実施上必要なときは、おおむね次の事項について協力する。

- (ア) 住宅の建設又は仮設上、不足する資機材の供給あつせん
- (イ) 建設技術者及び建設技能者の派遣又はあつせん
- (ウ) 保有地の優先的な貸付及び払下げ又は県有林の立木の払下げ
- (エ) その他特に必要と認める事項

ウ 県が災害救助法の規定による住宅の供給及び確保を実施する場合は、市はその実施を応援し、協力するものとし、その実施について指示を受けた事項は、その責任においてこれを処理するものとする。

エ その他、被災者の住宅の確保のため必要に応じて次の対策を講じる。県はその総合調整を行う。

- (ア) 公営住宅の空き部屋調査
- (イ) 緊急家賃調査の実施
- (ウ) 総合住宅相談所の開設・運営

#### 4 市が実施する住宅の供給及び確保措置

- (1) この節に定める事項のほか、必要な住宅の供給確保措置は、市の地域防災計画に定めるところによって実施するが、特に県が実施する住宅の供給確保措置については、用地の確保並びにあつせん、技能者、技術者の供給について、必要な事項を計画しておく。
- (2) 市は、県の委託に基づき、災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去を実施した場合は、次の帳簿等を備え必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- ア 救助実施記録日計表
- イ 障害物除去の状況
- ウ 障害物除去費支出関係証拠書類

#### 5 その他の防災関係機関が実施する住宅の供給及び確保措置

住宅の供給及び確保措置について、他の地方自治体は、所有し備蓄する資機材の提供、技術者・技能者の派遣等それぞれの要請又は申請に基づき積極的な応援協力を行う。その内容はおおむね次のとおりとする。

- (1) 資機材・技術者及び技能者の緊急輸送（陸上自衛隊、九州運輸局大分運輸支局）
- (2) 国有林の立木の供給（森林管理局が指定した森林管理署等）
- (3) 国有財産の売払又は貸付（大分財務事務所）
- (4) 建設用資機材の供給あつせん（九州経済産業局）

#### 6 被災住宅の被害調査の対応

被災住宅の被害調査は、住宅の早期復旧・復興の観点から迅速着手し、実施していく

必要がある。

このため、市は必要に応じて「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定書」に基づき応援を要請する。また、応援を行うための体制を整えておく必要がある。市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。また、県は、市の活動の支援に努める。

## 第11節 文教対策

本節は、教育施設及び設備が被災し、通常の教育が行えない場合における応急教育の実施に関して定めるものである。

### 1 応急措置実施上の責任体制

教育施設及び設備の被災は、直接幼児、児童、生徒の教育上に重大な影響を及ぼすので、その応急措置は学校長等が保護者をはじめとするPTAなど関係機関等の協力を求めて実施する。

市立の学校等は市教育委員会がこれにあたる。

また、市長及び知事は、それぞれの教育委員会や私立学校設置者の実施する応急措置の実施を援助し、調整しその他必要と認める措置を講ずる。なお、県は、市教育委員会が実施する応急措置について必要な援助協力を行う。

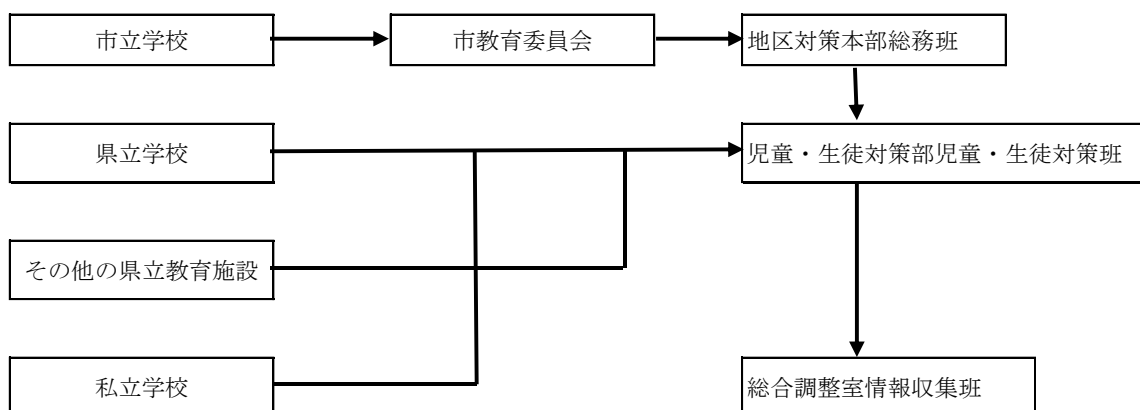
なお、学校等の教育施設が避難所として使用される場合は、避難者の生活確保を考慮しつつ、市教育委員会と県が協議して適切な教育の確保に努める。

### 2 応急措置の実施基準

#### (1) 被災状況等の把握

市は、以下により教育施設の被災状況、幼児・児童・生徒の被災状況、教職員の被災状況、避難所としての使用状況等を把握する。

<被災状況等の連絡経路図>



## (2) 教室の確保

各学校等は、必要な教育等を確保するため、所管施設又は設備の被災箇所を迅速に調査把握し、関係機関に通報するとともに次の措置を講ずる。各学校等での措置が困難な場合は、被災状況等の連絡経路図にしたがって応援を求める。

- ア 簡単な修理により使用可能な教室は、速やかに応急修理を行う。
- イ 災害のため使用できない教室に代えて、特別教室、体育館等の利用を考慮する。
- ウ 必要に応じて2部授業を実施する。
- エ 校舎の全部又は大部分が使用不能の場合は、公民館、集会場等公共施設の利用又は隣接学校の校舎等を利用し、必要に応じた分散授業等を実施する。
- オ 広範囲にわたる甚大な被害のため、前記諸措置を実施しがたい場合は、応急仮校舎を建設する。

## (3) 応急授業等の実施

- ア 各学校等は、災害発生の状況により授業が不可能なときは、まず、臨時休業の措置を採るとともに、正規の授業が困難なときも、速やかに応急授業等を開始し、授業時間数の確保に努める。
- イ 災害に伴い教職員に欠損を生じたときは、学校内又は学校間等において相互に応援・協力する。
- ウ 市教育委員会、県は、応急授業等の実施状況を把握し、必要な支援を行う。

## (4) 教材学用品の供給措置

教材学用品等の滅失、き損の状況を十分把握し、これらの負担を軽減する方法で供給措置を講ずる。

災害救助法が適用された場合、市長は知事からの委任に基づき学用品の給与を行う。その際の給与の基準及びその他必要な措置は次のとおりとする。

### ア 給与の基準

#### (ア) 給与の対象

学用品の給与は、住家の全壊・全焼・流失・半壊・半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。

#### (イ) 給与の品目

学用品の給与は、被害の実情に応じ教科書、文房具、通学用品とし、おおむね次のとおりとする。

#### a 教科書及び教材

##### (a) 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で所管教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材。

(b) 高等学校等生徒

正規の授業で使用している教材

b 文房具（ノート、鉛筆、画用紙、定規、消しゴム、クレヨン、絵具、筆、下敷等）

c 通学用品（運動靴、傘、カバン、長靴等）

(ウ) 給与費用

学用品の給与費用は次の範囲内とする。

区 分	小 学 校	中 学 校	高等学校等
教科書及び教材	実 費	実 費	実 費
文房具通学用品	生徒又は児童1人当たりの学用品の給与に要する経費は、内閣総理大臣の定める基準の範囲内とする。		

(エ) 給与期間及び給与の方法

学用品の給与期間及び給与の方法は、特別な事情のないかぎり次のとおりとする。

教科書及び教材・・・災害発生の日から1箇月以内に現物を支給するものとする。

学用品通学用品・・・災害発生の日から15日以内に現物を給与するものとする。

イ その他必要な措置

市長が知事の委任に基づく学用品の給与を実施した場合は、次の帳簿等を備え必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

(ア) 救助実施記録日計表

(イ) 学用品の給与状況

(ウ) 学用品購入関係支払証拠書類

(エ) 備蓄物資払出証拠書類

(5) 転校・転園措置及び進路指導

ア 各学校等は、転校・転園を必要とする幼児・児童・生徒の状況を速やかに把握し、市教育委員会及び大分県教育委員会と協力して速やかな転校転園措置を講ずる。

イ 各学校等は、被災幼児・児童・生徒の進級、卒業認定及び進学、就職並びに入学選抜に関して幼児・児童・生徒の状況を十分把握し、市教育委員会及び大分県教育委員会と協力し、速やかな措置を講ずる。

(6) 幼児・児童・生徒の安全対策

各学校等は、災害時における幼児・児童・生徒の安全対策について、警察署、消防署、医療機関等の関係機関及び保護者と密接な連携の上、次の措置をとる。



- ア 避難を行い、安全を確保した後、被災状況を勘案して、保護者への引渡しを行うか学校等の管理下での避難を継続するかの判断を行う。
- イ 負傷者の確認と応急措置を行い、必要に応じ医療機関に要請し、安全を図る。
- ウ 通学路等の被災危険箇所の把握に努めるとともに、必要に応じて立入禁止の表示、監視員の配置、集団登下校などの措置を行う。
- エ 災害発生時に在校・在園していなかった幼児・児童・生徒については、その被災状況の把握に努めるとともに、学校からの情報を保護者へ伝達する。

(7) 学校等保健衛生措置

各学校等は、幼児・児童・生徒に感染症、食中毒等の集団的な発生の防止を図るため、必要に応じて次の措置をとる。各学校等での措置が困難な場合は、被災状況等の連絡経路にしたがって応援を求める。

- ア 幼児・児童・生徒の保健衛生の管理を関係法令に基づき十分に実施する。
- イ 給食の調理従事者に対しては、健康診断、検便を実施するなどのほか、身体、衣服の清潔保持に努めさせる。
- ウ 校舎内外の清掃、消毒を関係法令に準じて実施する。
- エ 飲料水の取扱について必要な監視を行う。

また、必要に応じて、幼児・児童・生徒のこころの相談を行うため、保健室等におけるカウンセリング体制を確立する。

### 3 その他の応急措置

(1) 授業料の減免措置

ア 減免の対象

県立・私立高校生徒の保護者が被災したため、家計困難となり、かつ他に学資の援助をするものがない者。

イ 減免等の区分

授業料の減免等は、授業料の減免及び徴収猶予とする。

ウ 減免等の実施

県立学校は、減免の申請状況を取りまとめて、大分県教育委員会へ報告する。県立学校長は、被災状況を確認のうえ減免を決定する。

私立学校の設置者は、生徒からの申請に基づき減免を決定し、県へ報告する。

(2) 奨学補助措置

奨学資金の貸与に関しては、(公財)大分県奨学会に特別措置を要請する。

(3) 就園奨励措置

幼稚園児の保護者が被災したため、所得が減少した場合等において、市が幼稚園の入園料・保育料を軽減する。

(4) 市内の教育施設のほとんどが被災し、使用困難な場合における措置

大規模な災害のため、市内の教育施設のほとんどが被災し、使用困難な場合、次の措置等をとる。

- ア 児童・生徒の集団的な移動教育
- イ 応急仮設校舎の設置

(5) その他応急教育上必要な措置

大分県教育委員会は、教育職員が確保できない場合に講師等の採用、教育職員の派遣等臨時的に補充する措置をとる。

#### 4 学校等が避難所となった場合の学校の措置

学校等の教育施設において避難所が開設される場合、学校長等は避難所の開設等に協力し次のような措置を講じる。

- (1) 在校・在園中に災害が発生した場合には、幼児・児童・生徒の安全確保を最優先とした上で、学校施設等の使用方法について市と協議する。
- (2) 避難所の運営については積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業等が再開できるよう市、県教育委員会、県等との間で必要な協議を行う。

#### 5 市が実施する文教対策

災害のため教育施設及び設備の被災又は児童・生徒の被災により通常の実施を行うことができない場合における応急教育は、この計画に定めるところにより実施する。

(1) 責任体制

教育施設及び設備の応急対策は市立学校の場合は、津久見市教育委員会、県立学校の場合は大分県教育委員会が実施するものとし、市及び県はそれぞれの教育委員会が実施する応急措置を援助し、その他必要と認める措置を講ずる。

災害発生に伴う各学校の措置は、各学校長が具体的な応急計画を立てて実施する。

(2) 各学校長の応急措置の実施基準

各学校長は、次の基準により応急措置を講ずる。

ア 登下校対策

災害が発生し、又は発生が予想される場合に、学校長は教育委員会と協議のうえ必要に応じて休校措置を講ずる。

帰宅させる場合、危険防止の対策を十分講じ、特に低学年児童については十分な配慮を行う。

イ 教室の確保

学校長は、必要な教室等を確保するため被災箇所を調査し、教育委員会に報告するとともに次の措置を講ずる。

(ア) 簡単な修理で使用可能な教室は速やかに応急修理を行う。

(イ) 災害のため使用できない教室に代えて特別教室、体育館等を使用する。

(ウ) 必要に応じて2部授業を実施する。

#### ウ 保健衛生措置

災害発生時における児童、生徒の健康管理と伝染病、食中毒等の集団的な発生防止を図るため次の措置をとる。

(ア) 保健衛生管理の実施

(イ) 給食従事者に対する健康診断、検便の実施及び身体、衣服の清潔保持

(ウ) 校舎内外の清掃、消毒の実施

(エ) 飲料水の監視

#### (3) 教育委員会の実施する応急措置

教育委員会は、次により応急措置を実施する。

##### ア 教室の確保

校舎の全部又は大部分が使用不能の場合は、公民館、集会場等公共施設を確保する。

##### イ 教科書及び学用品の調達並びに支給

(ア) 調達方法

調達を必要とする数量を速やかに調査するとともに県に報告する。

(イ) 支給方法

a 支給対象者：住家の全半壊、全半焼又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある児童及び生徒

b 支給品目

学用品の支給品目は、次のとおりとする。

(a) 教科書及び教材

(b) 文房具（ノート、鉛筆、クレヨン、消しゴム等）

(c) 通学用品（カバン、傘、履物等）

c 支給期間

特別の事情がない限り、次のとおりとする。

(a) 教科書及び教材

災害発生の日から1月以内に現物を支給する。

(b) 文房具及び通学用品：災害発生の日から15日以内に原物を支給する。

##### ウ 支出する費用の限度

教科書及び教材は実費とし、文房具及び通学用品については、その都度市長が定める。

##### エ 費用の負担

学用品の給与に要する費用は、災害救助法が適用される場合を除き、市の負担とする。

ただし、災害の規模、程度等により費用の全部又は一部を学用品の給与を受け

る者の保護者に負担させることができる。

オ 学校給食の措置

- (ア) 給食施設の被害等により児童、生徒に給食ができない場合には、教育委員会及び関係機関と協議し応急給食を実施する。
- (イ) 次の場合には、教育委員会との協議の上、給食を一時中止する。
  - a 災害が広範囲にわたり、被害が甚大な場合であって、学校給食施設が災害救助のため使用されたとき。
  - b 給食施設に被害を受け給食の実施が不可能になったとき。
  - c 伝染病その他の危険の発生が予想されるとき。
  - d 給食物資の供給が困難なとき。
  - e その他給食の実施が適当でないと考えられるとき。

カ 教職員の確保

災害により教育職員に欠損を生じたときは、次の方法により措置する。

- (ア) 欠員が少数の場合は、学校内において調整する。
- (イ) 学校内で調整ができないときは、所轄教育事務所長と協議して応援を求める。

## 6 文化財等の応急対策

被災した文化財は、その価値を最大限に維持するよう所有者又は管理者が措置する。

(1) 文化財の被害状況の調査

大分県教育委員会は、国及び県指定等の文化財のき損届けを速やかに提出させ、可能な限り詳細な現状を把握する。

(2) 文化財の被災状況の調査、連絡体制は次のとおりとする。

所有者又は管理者 ⇄ 市町村教育委員会 ⇄ 大分県教育委員会 ⇄ 文化庁  
国指定文化財等

(3) 文化財保護のための指導等

ア 大分県教育委員会は、国指定等の文化財について、文化庁と連絡を取りながら、搬出後の保管方法や応急措置等について指導を行うとともに、国庫補助事業等による災害復旧に努める。

イ 大分県教育委員会は、県指定等の文化財について、市教育委員会と連携を取りながら搬出後の保管方法や応急措置等について指導を行うとともに、県費補助事業等による災害復旧に努める。

(4) 被災者の心の救済活動（地域に残る遺産の保全）

県・市・教育委員会は、歴史資料ネットワーク（神戸大学文学部地域連携センター内）などの協力を得ながら、被災した地域に残る遺産（歴史資料等）の救出・修復・保全に努める。

## 第12節 社会秩序の維持・物価の安定等

本節は、災害後の住民の生活を安定したものとするために行う社会秩序の維持及び物価の安定等に関する活動について定めるものである。

### 1 社会秩序の維持・物価の安定等に関する活動の責任体制

災害後の社会秩序の維持に関する活動は、県が市町村その他の関係機関の協力を得て実施する。

物価の安定等に関する活動は、県が市町村その他の関係機関の協力を得て実施する。

### 2 社会秩序の維持のための活動

市及び県は、災害後の被災地の社会秩序を維持するため、次のような活動を実施する。

#### (1) 困りごと相談所の開設

警察本部及び警察署に、困りごと相談所（外国人コーナーを含む。）を設置して、住民の心配や要望等の相談に応じ、事案によっては市その他関係機関との連絡調整を行う等当該事案の解決に努める。

#### (2) 防犯パトロールの実施

市及び県は、被災地域、避難所、仮設住宅、避難場所、食料倉庫、生活必需物資の貯蔵庫、金融機関、公共施設等の重点的な防犯パトロールを実施する。

#### (3) 地域安全情報等の広報

市は、県を通じて、通じて、地域住民に対し地域安全情報の提供を行うとともに、流言飛語等が横行した場合は、正しい情報の伝達等を適宜行い、被災者が安心して生活できるように努める。なお、その際には、視聴覚障がい者や外国人にも適切に広報できるよう配慮する。

### 3 物価の安定等に関する活動

災害後の物価の高騰、悪質商法等を抑え、被災者が安心して生活できるよう次のような対策を実施する。

(1) 市は、被災地内に生活相談窓口を開設し、消費生活に関する相談に応じる。

(2) 県が実施する生活関連物資の価格及び需給動向調査に協力する。

## 第13節 義援物資の取扱い

本節は、災害後に対して送付される義援物資の取扱いについて定めるものである。

### 1 市に送付される義援物資の取扱いに関する基本方針

市は、次の方針により義援物資について取り扱う。

- (1) 市は、企業や自治体等からの義援物資について、被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により、受入れの調整に努める。
- (2) 市は、義援物資の受入、仕分け等に関して、必要に応じて被災者救援部ボランティア調整班を通じてボランティアの協力を得る。

### 2 市に送付される義援物資の取扱い

#### (1) 義援物資の取扱いに関する広報

##### ア 受け付ける品目、送付場所等の決定

市は、被災地での物資の過不足の状況を把握し、物資の受入品目、送付場所を決定する。

##### イ 受け入れる品目、送付場所等の広報

市はアで決定した事項を、報道機関を通じて広報する。

#### (2) 義援物資の集積、輸送、配分

義援物資の集積、輸送及び配分については、同編同部第4章第5節「被服寝具その他生活必需品給与」での取扱いと同様に実施する。

## 第14節 被災動物対策

大規模災害時には、所有者不明動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等への対処方法など様々な課題が発生することが予想されるため、市は動物愛護の観点から、動物の保護や適正な飼育に関し、県、獣医師会及び関係機関・団体との協力体制を確立する。

### 1 被災地域における動物の保護

飼い主不明の負傷又は放浪状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、県、県獣医師会等関係団体を始め、動物愛護推進員、動物愛護ボランティア等と協力し動物の保護を行う。

### 2 危険動物の逸走対策

市は、危険動物が、災害時に逸走し、人及びその財産に危害を及ぼすおそれがあるときには、警察署等の関係機関へ通報し、人の生命や財産等への侵害を未然に防止する。

### 3 避難所における動物の保護

市は、避難所運営機関と協力して飼い主に対し避難した動物の飼育について適正な飼育指導を行うなど、動物の愛護及び衛生管理を含めた環境衛生の維持に努めるため、以下の措置を行う。

- (1) 各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等の支援
- (2) 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整
- (3) 他自治体との連絡調整及び要請

### 4 被災動物救護対策指針

市は、「大分県被災動物救護対策指針」を県や関係機関に周知するとともに、関係機関と連携したペット同行避難訓練など、ペット対策の取組を支援する。

### 5 市における対策

市における「被災地域における動物の保護」「危険動物の逸走対策」及び「避難所における動物の保護」は、大分県被災動物救護対策指針に定めるところによる。

## 第5章 社会基盤の応急対策

### 第1節 電気、ガス、上・下水道、通信の応急対策

本節は、社会生活に欠かせない電気・ガス・上・下水道・通信の災害時の応急対策について定めるものである。

#### 1 応急対策の基本方針

電気、ガス、上・下水道、通信に係る各事業者及び上下水道の担当課は、各々の災害時対応計画に従い、地震発生時には二次災害の防止及び早期復旧に努める。

市その他の防災関係機関は、事業者から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。

#### 2 災害発生時の連絡体制の確立

(1) 九州電力(株)大分支社、西日本電信電話(株)大分支店及び被災地の応急対策に関連するガス、上・下水道事業者は、市が災害対策本部を設置した場合には、市との連絡担当者を指定し逐次連絡が確保できる体制をとる。

(2) また、人身に関わる二次災害が発生するおそれのある場合又は発生した場合は、市のほか、県、警察機関、消防機関、海上保安部に迅速に通報する。

#### 3 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各事業者は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、チラシ等を用いて県民に広報する。その場合、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人にも配慮する。

#### 4 応急対策に当たっての市の支援

市は、各事業者が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合、また、市民向けの広報を行おうとする場合は、応援隊の集結ルート、集結場所の紹介・あっせん及びプレスルームの提供等を行い、迅速な応急対策を支援する。

また、以下の事項について各事業者から要請を受けた市及び関係機関は、可能な範囲で協力する。

- (1) 道路に倒壊した樹木や飛来物の除去及び道路損壊箇所の仮復旧
- (2) 道路損壊等による孤立地区への復旧要員、資機材の輸送
- (3) 復旧要員の宿泊、待機場所及び車両の駐車場としての学校等公共施設の貸与
- (4) 広報車両、防災無線、有線放送等による停電、復旧状況の広報



## 第2節 道路、河川、都市公園、漁港、空港、鉄道の応急対策

本節は、各種応急対策の遂行に重大な影響を与える道路、河川、都市公園、港湾、漁港、空港、鉄道の応急対策について定めるものである。

### 1 応急対策の基本方針

道路、河川、都市公園、漁港、空港、鉄道に係る各管理者等は、各々の災害時対応計画にしたがい、地震発生時には二次災害の防止及び早期復旧に努める。市、その他の防災関係機関は、事業者等から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。

### 2 災害発生時の連絡系統

「同編同部第2章第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達」に定めるところによる。

### 3 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各管理者等は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、チラシ等を用いて市民に広報する。その場合、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人にも配慮する。

### 4 応急対策に当たっての市の支援

市は、各管理者等が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合、また、市民向けの広報を行おうとする場合は、応援隊の集結ルート、集結場所の紹介・あっせん並びにプレスルームの提供等を行い、迅速な応急対策を支援する。

## 第4部 災害復旧・復興

### 第1章 災害復旧・復興の基本方針

災害に対しては、「第2部 災害予防」に基づいて実効性のある予防対策を推進することが必要である。一方、災害は、いつ、どのような規模で、どのような地域に起きるか予測することが難しく、不幸にして大きな被害を受けることもあり得る。その場合、一刻も早く施設、産業、被災者の復旧・立ち直りがなされ、さらに、災害を糧にしてより災害に強い市域を後世に残していくことを目的とした復興が行われる必要がある。

災害復旧・復興では、こうした観点から、次の点に留意して速やかな復旧・復興を図るための方向を定める。

- (1) 市民の意向を十分尊重した災害復旧・復興を行うこと
- (2) 現状復旧に止まらず、再度の災害を防止できる災害復旧・復興を行うこと
- (3) 復興後の市の姿を明確にして、計画的な災害復旧・復興を行うこと
- (4) 被災者、被災事業者が災害から立ち直るための支援をきめ細かく、十分行うこと

なお、被害が甚大であり「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)に基づく激甚災害の指定を受ける必要があると判断される場合、市、県は必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

また、特に大規模な被害を被った場合、市では市民及び関係民間団体も含めた委員会を設置して復旧・復興計画を作成し、復興後の市の姿を明確にして、計画的な災害によいまちづくりを進めていく。

その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性に参画を促進する。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

また、産学官が連携し、先端技術の導入等により、復旧・復興の高度化に取り組んでいく。加えて、職員の不足等により、市単独では速やかな復旧・復興の実施が困難と認められる場合は、県に対し地方自治法に基づく職員派遣を要請するなど、必要な措置を講じる。

## 第2章 公共土木施設等の災害復旧

本章は、被災した公共土木施設等の復旧を促進し、これらの施設等の再度災害発生の防止について定める。

### 1 災害復旧事業の施行の基本方針

災害復旧事業は、被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等不測の災害に備える。

### 2 公共土木施設災害復旧事業の推進

公共土木施設の災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)の趣旨等を踏まえ、緊要度を勘案の上災害復旧事業の促進を図るものとする。

なお、単独事業、補助事業及び直轄事業にかかる災害復旧事業についても短期間の完全復旧を実施する。

### 3 国土交通省等の権限代行制度

- (1) 市は、準用河川における改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事において、実施に高度な技術又は機械力を要する工事、かつ、工事の実施体制等の地域の実情により、これらの工事を的確に実施できない場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。
- (2) 市又は県は、災害時、県知事等が管理を行う一級河川若しくは二級河川又は市長が管理を行う準用河川に係る維持(河川の埋塞に係るものに限る。)において、実施に高度な技術又は機械力を要する工事、かつ、河川の維持の実施体制等の地域の実情により、河川に係る維持を的確に実施できない場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。

### 4 農林水産業施設災害復旧事業の促進

農林水産業施設の災害復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)の趣旨に基づき、原則として発生年を含む3ヶ年で完了する方針のもとにそれぞれの事業主体において被災施設の災害復旧事業に努める。

また、県は、実施体制等の地域の実情を鑑みて、工事を的確に実施できない場合は、主務大臣の権限代行制度の適用を要請することも検討する。

## 5 その他の災害復旧事業の推進

公立学校施設をはじめ前各号に定める以外の施設の災害復旧事業についても、その緊要度を勘案のうえ、短期間完全復旧に努める。

## 第3章 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立

### 1 市民サポートセンター（仮称）の設置

被災者及び被災事業者の自立を総合的に支援するため、市では、必要に応じて「市民サポートセンター（仮称）」（以下「サポートセンター」という。）を設置する。

サポートセンターでは、おおむね次のような業務を行うこととするが、災害の規模や範囲に応じて業務内容の調整、支部の設置等運用にあたって柔軟に対応する。

#### （1）各種手続の総合窓口

各種手続の総合窓口は、見舞金交付、資金貸付、税の減税等に関する手続及び相談を一元的に処理する。

また、中小企業者、農林漁業者への融資に関する手続及び相談を一元的に処理する。

#### （2）各種専門分野での相談

医療、保健（精神保健を含む。）、福祉、住宅に関する相談を受ける（電話でも対応できるようにする。）。

#### （3）法律相談の実施

弁護士等の協力を得て、各種法律上の相談に応じる（電話でも対応できるようにする。）。

#### （4）情報の提供

自立を図る上での様々な情報を収集し、電話での照会及び報道機関、広報誌等を通じた広報により提供する。

### 2 被災者台帳の整備及び情報提供

#### （1）被災者の生活再建等のための被災者台帳の整備

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実践に努める。

#### （2）被災者の生活再建等のための情報提供

県は、災害救助法を適用して被災者に対して応急救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

### 3 災害義援金の配分

#### （1）配分組織の確立

災害義援金の配分を適正かつ迅速に行うため、必要に応じて市に義援金配分委員会を設立する（義援金の出納は会計財務課、配分委員会の庶務は社会福祉課が他部局に協力を求めて行う。）。

ア 配分委員会の構成機関は、次のとおりとする。

- (ア) 津久見市
- (イ) 津久見市議会
- (ウ) 津久見市区長会
- (エ) 日本赤十字社大分県支部
- (オ) 社会福祉法人津久見市社会福祉協議会
- (カ) 津久見市民生委員児童委員協議会
- (キ) その他関係機関

イ 配分委員会の組織

(ア) 委員の任命

市長は、委員会構成機関の職員を委員に任命する。

(イ) 役員

委員会に、委員の互選により、会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

(ウ) 役員の職務

会長は、委員会を招集し、会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故がある場合は、その職務を代理する。

(エ) 委員会の招集

会長は、必要に応じて委員会を招集する。委員は必要と認めたときは、会長に委員会の招集を請求することができる。

(オ) 配分資料の整備、保管

会長は、義援金配分の基礎となった資料（被害状況調査書等）を整備、保管しなければならない。

(2) 配分の方法等

災害救助法適用のいかんにかかわらず、被害の程度に応じ配分委員会で決定する。

※ なお、広域災害となった東日本大震災では、り災証明の発行や義援金の配布等を求め住民が窓口に殺到し、庁舎が被災した自治体等ではその処理に時間が掛かった事例もあることから、市は、県内で統一した被災者台帳システムの運用をはかる。

## 第4章 被災者支援に関する各種制度概要

### 第1節 経済・生活面の支援

#### 1 災害弔慰金

##### (1) 災害弔慰金の支給等に関する法律

支援の種類	給付
支援の内容	1 災害により死亡した方の遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給。 2 支給額 ①生計維持者が死亡した場合:500万円を超えない範囲内 ②その他の者が死亡した場合:250万円を超えない範囲内
対象者	1 災害により死亡した方（津久見市に住民登録のある方）の遺族。 2 支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥いずれも存しない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）
対象となる災害	1 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 2 県内で住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 3 県内で災害救助法適用市町村が1以上ある場合の災害 4 災害救助法適用市町村を持つ都道府県が2以上ある場合の災害
問合せ先	津久見市

##### (2) 大分県災害弔慰金等補助金交付要綱等

支援の種類	給付
支援の内容	1 災害により死亡した方の遺族に対して、大分県災害弔慰金等補助金交付要綱等に基づき支給する。 2 支給額 ①生計維持者が死亡した場合:250万円を超えない範囲内 ②その他の者が死亡した場合:125万円を超えない範囲内
対象者	1 災害により死亡した方（津久見市に住民登録のある方）の遺族。 2 支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥いずれも存しない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）。
対象となる災害	県内で発生した1-1以外の災害で、下記の要件を満たす場合 1 被害が発生した津久見市に対して、気象警報又は特別警報が発表されたとき（海上警報を除く） 2 被害が発生した津久見市で震度4以上の地震が発生したとき 3 被害が発生した津久見市を含む津波予報区に対して津波注意報・津波警報又は大津波警報が発表されたとき
問合せ先	津久見市

## 2 災害障害見舞金

### (1) 災害弔慰金の支給等に関する法律

支援の種類	給付
対象者	1 災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障がいが出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給する。 2 支給額 ①生計維持者が重度の障がいを受けた場合:250万円を超えない範囲内 ②その他の者が重度の障がいを受けた場合:125万円を超えない範囲内
対象者	1 災害により以下のような重い障がいを受けた方 ①両目が失明した人 ②咀嚼(そしゃく)及び言語の機能を廃した人 ③神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要する人 ④胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要する人 ⑤両上肢をひじ関節以上で失った人 ⑥両上肢の用を全廃した人 ⑦両下肢をひざ関節以上で失った人 ⑧両下肢の用を全廃した人 ⑨精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各項目と同程度以上と認められる人
対象となる災害	1 (1)に同じ
問合せ先	津久見市

### (2) 大分県災害弔慰金等補助金交付要綱等

支援の種類	給付
支援の内容	1 災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障がいが出た場合、大分県災害弔慰金等補助金交付要綱等に基づき支給する。 2 支給額 ①生計維持者が重度の障がいを受けた場合:125万円を超えない範囲内 ②その他の者が重度の障がいを受けた場合:62.5万円を超えない範囲内
対象者	1 災害により以下のような重い障がいを受けた方 ①両眼が失明した人 ②咀嚼(そしゃく)及び言語の機能を廃した人 ③神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要する人 ④胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要する人 ⑤両上肢をひじ関節以上で失った人 ⑥両上肢の用を全廃した人 ⑦両下肢をひざ関節以上で失った人 ⑧両下肢の用を全廃した人 ⑨精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各項目と同程度以上と認められる人
対象となる災害	1 (2)に同じ
問合せ先	津久見市



### 3 災害援護資金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

#### (1) 支援の種類：貸付

災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付ける。

貸付限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合	
	ア 当該負傷のみ	150万円
	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円
	ウ 住居の半壊	270万円
	エ 住居の全壊	350万円
	②世帯主に1か月以上の負傷がない場合	
	ア 家財の3分の1以上の損害	150万円
	イ 住居の半壊	170万円
ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円	
エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円	
貸付利率	年3%（据置期間中は無利子）	
据置期間	3年以内（特別の場合5年）	
償還期間	10年以内（据置期間を含む）	

#### (2) 対象者

以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象

- ア 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上
- イ 家財の1/3以上の損害
- ウ 住居の半壊又は全壊・流出

#### (3) 所得制限

世帯人員	市民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とする。

※ 対象となる災害は、自然災害で都道府県において災害救助法が適応された市町村が1以上ある場合の災害。

#### (4) 問合せ先：津久見市

### 4 生活福祉資金制度による貸付

#### (1) 支援の種類：融資

- ア 生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障がい者や介護を要する65才以上の高齢者がいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることのために必要な経費を貸し付けるもの。
- イ 生活福祉資金には、災害を受けたことにより臨時に必要となる費用の貸付（福祉費）、災害等によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合の小口の貸

付(緊急小口資金)の貸付がある。

【福祉費】

貸付限度額	250万円(目安)
貸付利率	①連帯保証人を立てた場合 無利子 ②連立保証人を立てない場合 年1.5%
据置期間	6か月以内
償還期間	7年以内(目安)

【緊急小口資金】

貸付限度額	10万円
貸付利率	無利子
据置期間	2か月以内
償還期間	8か月以内

ウ このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金がある。

(2) 対象者

- ア 低所得世帯、障害者のいる世帯、介護を要する65歳以上の高齢者のいる世帯
- イ 災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外

(3) 問合先：津久見市社会福祉協議会、大分県社会福祉協議会

5 母子寡婦福祉貸付金

支援の種類	貸付
支援の内容	1 母子寡婦福祉資金とは、母子家庭や寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるもの。 2 災害により被災した母子家庭及び寡婦に対しては、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長、償還金の支払猶予などの特別措置を講じる。 3 事業開始資金、事業継続資金、住宅資金については、貸付けの日から2年を超えない範囲で据置期間を延長できる。
対象者	1 母子福祉資金(以下のいずれかに該当する方が対象) ①母子家庭の母(配偶者のない女子で現に児童を扶養している方) ②母子福祉団体(法人) ③父母のいない児童(20歳未満) 2 寡婦福祉資金(以下のいずれかに該当する方が対象) ①寡婦(かつて母子家庭の母であった者) ②40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者
問合先	県、市(福祉事務所設置町村含む)の福祉事務所

6 厚生年金等担保貸付、労災年金担保貸付等

(1) 支援の種類：融資

共済年金、厚生年金、労災年金等を担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するもの。

貸付限度額	250万円以内(ただし、受給している年金の年額の範囲内)
対象経費	住宅などの資金や事業資金
保証人等	年金証書を預けるとともに、1名以上の連帯保証人が必要

※金利については(株)日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構に確認すること

(2) 対象者：年金受給者

(3) 問合せ先：(株) 日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構

## 7 恩給担保貸付

(1) 支援の種類：融資

恩給を担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するもの

貸付限度額	250万円以内（ただし、恩給年額の3年分以内）
対象経費	住宅などの資金や事業資金
保証人等	恩給証書等を預けるとともに、1名以上の連帯保証人が必要

※ 金利については(株) 日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫に確認すること

(2) 対象者：恩給受給者

(3) 問合せ先：(株) 日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫

## 8 教科書等の無償給与（災害救助法）

支援の種類	現物支給
支援の内容	災害救助法に基づく学用品の給付は、災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給。
対象者	災害救助法が適用された津久見市において、住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童・生徒（特別支援学校の小学児童及び中学部生徒、中等教育学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を含む）
問合せ先	津久見市

## 9 小・中学生の就学援助措置

支援の種類	給付
支援の内容	被災により、就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、校外活動費、学校給食費等を援助する。
対象者	被災により、就学が困難となった児童・生徒の保護者
問合せ先	津久見市、学校、大分県

## 10 私立高等学校授業料減免措置

支援の種類	減免
支援の内容	天災その他不慮の災害等により就学が困難となった生徒に対し、授業料の減免措置を行う私立高等学校に対し、県が補助する。
対象者	天災その他不慮の災害等により学資の負担に堪えられなくなりかつ、他に学資の援助をする者がいない生徒で学業の継続が著しく困難と知事が認めるもの。
問合せ先	各私立高等学校

## 11 大学等授業料減免措置

支援の種類	減免
支援の内容	災害により、家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な学生を対象に、授業料等の減額、免除を行う。
対象者	各大学等において、減免等を必要とすると認める者
問合せ先	各大学等

## 12 幼稚園への就園奨励事業

支援の種類	給付
支援の内容	保護者の所得状況に応じて、幼稚園の入園料・保育料を軽減する。
対象者	幼稚園に通う園児の保護者（避難されている方も、この制度の活用可能。） ※ 私立幼稚園の保育料等の減免については、「私立学校授業料等減免事業」も参照のこと。
問合せ先	津久見市、幼稚園

## 13 特別支援学校等への修学奨励事業

支援の種類	給付
支援の内容	被災により、特別支援学校等への就学支援が必要となった幼児、児童又は生徒の保護者を対象に通学費、学用品等を援助する。
対象者	被災により新たに特別支援教育修学奨励費事業の対象となった世帯及び支弁区分が変更となった世帯
問合せ先	津久見市、学校、大分県

## 14 緊急採用奨学金

支援の種類	貸与
支援の内容	災害等により家計が急変した学生・生徒に対して、緊急採用奨学金の貸与を実施する。
対象者	大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程）の生徒・学生
問合せ先	各学校、独立行政法人日本学生支援機構

## 15 国の教育ローン（災害特別措置）

支援の種類	融資	
支援の内容	災害により被害を受けた方に対して教育ローンを融資する。	
	貸付限度額	学生・生徒1人あたり300万円以内
	対象経費	学生納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代
	保全	(公財)教育資金融資保証基金
対象者	1 高等学校、短期大学、大学・大学院、専修学校、各種学校、海外の高校、大学等に入在学する学生・生徒を持つ保護者であって、り災証明書等を受けている者 2 世帯の年収(所得)に関する上限学の設定(所得制限)あり	
問合せ先	株式会社日本政策金融公庫 沖縄振興開発金融公庫	

## 16 児童扶養手当等の特別措置

支援の種類	給付
支援の内容	被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じる。
対象者	障がい者・児のいる世帯、児童扶養手当受給者世帯
問合せ先	津久見市

## 17 地方税の特別措置

支援の種類	減免、徴収の猶予等
支援の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方税の減免 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税など）について、一部軽減又は免除を受けること。</li> <li>2 徴収の猶予 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収の猶予を受けること</li> <li>3 期限の延長 災害により、地方税の申告・納付等が期限までにできない方は、その期限が延長される。</li> </ol>
対象者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方</li> <li>2 地方税の減免等の要件や手続きなどについては、自治体によって異なる。</li> </ol>
問合せ先	津久見市（税務課など）、大分県

## 18 国税の特別措置

支援の種類	軽減、猶予、延長
支援の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所得税の軽減 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、①所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができる。</li> <li>2 予定納税の減額 災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、税務署長に申請をすることにより、減額を受けることができる。</li> <li>3 給与所得者の源泉所得税の徴収猶予など 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、給与所得者が税務署長に申請（一定のものについてはその支払者を経由して税務署長に申請）することにより所得金額の見積額に応じて源泉所得税額の徴収猶予や還付を受けることができる。</li> <li>4 納税の猶予 災害により被害を受けた場合、税務署長に申請をし、その許可を得ることにより、納税の猶予を受けることができる。</li> <li>5 申告などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできないときは、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長される。 これには、個別指定による場合と地域指定による場合とがある。 ※申請の期限など詳しいことについては、最寄りの税務署へ。</li> </ol>
対象者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 雑損控除については、災害により住宅や家財に損害を受けた方、災害に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした方が対象。また、所得税についての災害減免法に定める税金の軽減免除については、損害額が住宅や家財の価額の1/2以上で、被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方が対象。</li> <li>2 予定納税の減額については、所得税の予定納税をされる方で災害によりその年の所得や税額が前年より減少することが見込まれる方。</li> <li>3 給与所得者の源泉所得税の徴収猶予については、災害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価額の1/2以上で、かつ、その年分の所得金額の見積額が1,000万円以下である方などが対象。</li> <li>4 納税の猶予については、納税者（源泉徴収義務者を含む）で災害により全積極財産の概ね1/5以上の損失を受けた方又は災害などにより被害を受けたことに基づ</li> </ol>

	き国税を一時に納付することができないと認められる方が対象。 5 申告などの期限の延長については、災害によりその期限までに申告、納付などをすることができないと認められる方が対象。
問合せ先	税務署

## 19 葬祭の実施（災害救助法）

支援の種類	現物支給
支援の内容	遺族で遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合、自治体が遺族に代わって応急的に埋葬を行う。
対象者	災害救助法が適用された津久見市において遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な遺族の方が対象。また、死亡した者の遺族がいない場合も対象。
問合せ先	災害救助法が適用された津久見市

## 20 医療保険、介護保険の保険料・窓口負担（利用者負担）の減免・猶予等

### （1） 支援の種類：減免、猶予

医療保険、介護保険の保険料・窓口負担（利用者負担）について、特列措置が講じられる。

国民健康保険料及び一部負担金等の減免等	国民健康保険の被保険者について、保険料や医療費一部負担金の減免等の措置が講じられる。
健康保険料等の納期限の延長・免除及び一部負担金の減免	事業所の健康保険法、厚生年金保険法等に関する保険料等の納期限又は徴収期限が延長される場合がある他、保険料が免除される場合がある。また、一部負担金の減免措置が講じられる場合がある。
介護保険料及び利用者負担額等の減免等	介護保険料や利用者負担額等の減免等が講じられる。

### （2） 対象者：加入している医療保険者や市担当課へ確認

### （3） 問合せ先：各医療保険者、津久見市、医療機関、日本年金機構年金事務所

## 21 公共料金・使用料等の特別措置

支援の種類	減免
支援の内容	1 災害により被害を受けた被災者に対しては、都道府県や市町村において、各自治体が所管する公共料金や施設使用料、保育料等が軽減・免除されることがある。 2 電気、ガス、電話料金等についても、各種料金の軽減・免除が実施されることがある。
対象者	対象者については、津久見市、大分県、関係事業者が定める。
問合せ先	津久見市、関係事業者、大分県

## 22 放送受信料の免除

支援の種類	減免
支援の内容	1 災害により被害を受けた受信契約者に対して、一定期間 NHK の放送受信料が免除される。 2 免除にあたっては、NHK による確認調査、または受信契約者からの届け出により免除の対象者を確定する。
対象者	1 災害救助法が適用された区域内において、半壊・半焼又は床上浸水以上程度の被害を受けた建物で受信契約している方

	2 このほか、災害による被害が長期間にわたる場合などに免除が実施されることがある。
問合せ先	日本放送協会

## 23 生活保護

(1) 支援の種類：給付

(2) 支援の内容

ア 生活に現に困窮している方に、最低限度の生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うもの。

イ 生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提になる。また、扶養義務者による扶養は保護に優先される。

ウ 生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されている。医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則。

エ 扶助の基準は、厚生労働大臣が設定する。

項 目	東京都区部等	地方郡部等
標準3人世帯（33歳、29歳、4歳）	158,380円	129,910円
高齢者単身世帯（68歳）	79,790円	64,480円
母子世帯（30歳、4歳、2歳）	188,140円	158,170円

（平成30年度生活扶助基準）

(3) 対象者：資産や能力等全てを活用した上でも生活に困窮する方

(4) 問合せ先：津久見市、大分県

## 24 未払賃金立替払制度

支援の種類	その他
支援の内容	<p>1 企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を、独立行政法人労働者健康福祉機構が事業主に代わって支払う。</p> <p>2 対象となる未払賃金は、労働者が退職した日の6カ月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している定期賃金と退職手当のうち未払となっているもの（上限有り）。ボーナスは立替払の対象とはならない。また、未払賃金の総額が2万円未満の場合も対象とはならない。</p> <p>3 立替払した場合は、独立行政法人労働者健康福祉機構がその分の賃金債権を代位取得し、本来の支払責任者である使用者に求償する。</p>
対象者	<p>1 次に掲げる要件を満たしている場合は立替払を受けることができる。</p> <p>(1) 使用者が、</p> <p>① 労災保険の適用事業に該当する事業を行っていたこと</p> <p>② 1年以上事業活動を行っていたこと</p> <p>③ ア 法律上の倒産(破産、特別清算、民事再生、会社更生の場合)をしたこと。 この場合は、破産管財人等に倒産の事実等を証明してもらう必要がある。</p> <p>イ 事実上の倒産(中小企業が事業活動を停止し、再開する見込みがなく賃金支払能力がない場合)をしたこと</p>

	<p>この場合は、労働基準監督署長の認定が必要。労働基準監督署に認定の申請を行うこと。</p> <p>(2) 労働者が、倒産について裁判所への申立て等（法律上の倒産の場合）又は労働基準監督署への認定申請（事実上の倒産の場合）が行われた日の6か月前の日から2年の間に退職した者であること</p>
問合先	労働基準監督署、独立行政法人労働者健康福祉機構

## 25 雇用保険の失業等給付

支援の種類	給付
支援の内容	災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受け取ることができない方や、一時的に離職を余儀なくされた方については、実際に離職していなくても失業給付が受給できる。
対象者	災害により休業を余儀なくされた方、または一時的に離職を余儀なくされた者
問合先	公共職業安定所

## 26 職業訓練

支援の種類	その他
支援の内容	<p>1 震災により離職した者が、再就職のための技能や知識を身につける必要がある場合、無料で職業訓練を受けることができる。</p> <p>2 また、訓練期間中に生活費が支給される制度もある。</p>
対象者	震災により離職した者が、再就職のための技能や知識を身につける必要、その職業を受けるために必要な能力等を有するなどの要件を満たして、公共職業安定所長の受講あっせんを受けた者。
問合先	公共職業安定所



## 第2節 住まいの確保・再建のための支援

### 1 被災者生活再建支援制度

(1) 支援の種類：給付

(2) 支援の内容

ア 災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給する。

イ 支給額は、下記のとおり。

(ア) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

(イ) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

被害程度	支給額（定額）			
	基礎支援金	加算支援金		合計額
全壊 損害割合 50%以上	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借	50万円	150万円
大規模半壊 (40～49%)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借	50万円	100万円
中規模半壊 (30～39%)	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借	25万円	25万円

(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になる。)

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円。支援金の用途は限定されない。

(3) 対象者

住宅が自然災害（暴風、豪雨、地震、津波、液状化等の地盤被害等）により全壊等(※)又は大規模半壊、中規模半壊した世帯。

自然災害により

- 1 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止・居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
- 2 危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった世帯（長期避難世帯）
- 3 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- 4 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

※ 被災時に現に居住していた世帯が対象となり、空き家、別荘、他人に貸している物件等は対象とならない。

(4) 問合せ先：津久見市、大分県

## 2 大分県災害被災者住宅再建支援制度

### (1) 支援の内容

災害の規模にかかわらず、全壊、半壊、床上浸水の被害を受けた全ての世帯に対して支援金を支給する。

※被災者生活再建支援法が適用になる場合は、支給しない。

ただし、中規模半壊世帯のみ国制度と併給可能。

### (2) 支給額は、下記のとおり

(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になる)

被害程度	支給額 (定額)			
	基礎支給金	加算支給金		合計額
全壊損害割合 50%以上	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借	50万円	150万円
半壊 (20%~49%)	50万円	建設・購入	100万円	150万円
		補修	80万円	130万円
		賃借	50万円	100万円
床上浸水	5万円	—	—	5万円

#### ・国制度と併給する場合

被害程度	支給額 (定額)			
	基礎支給金	加算支給金		合計額
半壊 (30%~39%)	50万円	建設・購入	—	50万円
		補修	30万円	80万円
		賃借	25万円	75万円

- (3) 対象者：住宅が自然災害（暴風、豪雨、地震、津波、液状化等の地盤被害等）により、全壊、半壊又は床上浸水し、居住していた市町村に引き続き居住する世帯

#### 留意事項

- 被災時に現に居住していた世帯が対象となり、空き家、別荘、他人に貸している物件等は対象とならない。
- 被災時において被災した住宅を所有していない場合は、加算支援金の項目のうち、「賃借」以外の項目の加算支援金については支給されない。
- 被災者生活再建支援法が適用になっている市町村において、次の場合は、被災者生活再建支援制度において支給される。
  - 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止・居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯

- (4) 問合せ先：津久見市、大分県

### 3 災害復興住宅融資（建設）

#### （1）支援の種類：融資

- ア 自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設する場合に受けられる融資。
- イ 融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が13m<sup>2</sup>以上175m<sup>2</sup>以下の住宅。
- ウ 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。
- エ この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。

返済期間を延長することができる。

項目	構造等	融資限度額	返済期間
基本融資	耐火住宅	1,460万円	35年
	準耐火住宅	1,460万円	35年
	木造住宅(耐久性)	1,460万円	35年
	本造主宅(一般)	1,400万円	25年
特例加算		450万円	併せて利用する基本融資の返済期間とおなじ返済期間
土地取得費		970万円	
整地費		380万円	

※金利については独立行政法人住宅金融支援機構に確認すること。

#### （2）対象者

自分が居住するために住宅を建設される方であって、住宅が「全壊」した旨の「り災証明」の発行を受けた方が対象。（住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した「り災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。）

#### （3）問合先

取扱金融機関又は独立行政法人住宅金融支援機構

### 4 災害復興住宅融資（新築購入、リ・ユース購入）

#### （1）支援の種類：融資

- ア 自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、新築住宅、リ・ユース住宅を購入する場合に受けられる融資。
- イ 原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が50m<sup>2</sup>（マンションの場合40m<sup>2</sup>）以上175m<sup>2</sup>以下の住宅で、一戸建ての場合は敷地面積が100m<sup>2</sup>以上であることが必要。
- ウ 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。
- エ この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定

すると返済期間を延長することができる。

(ア) 新築住宅の購入

項目	構造等	融資限度額	返済期間
購入資金融資	耐火住宅	1,460万円	35年
	準耐火住宅	1,460万円	35年
	本造住宅(耐久性)	1,460万円	35年
	木造住宅(一般)	1,400万円	25年
特例加算		450万円	併せて利用する購入資金融資の返済期間と同じ返済期間。
土地取得費		970万円	

(イ) 中古住宅の購入

構造等	融資限度額	
	リ・ユース	リ・ユースプラス
耐火住宅	1,160万円	1,460万円
準耐火住宅	1,160万円	1,460万円
木造住宅(耐久性)	1,160万円	1,460万円
木造住宅(一般)	950万円	—
特例加算	450万円	450万円
土地取得費	970万円	970万円

建て方	種別	返済期間
一戸建て等	リ・ユース住宅	25年
	リ・ユースプラス住宅	35年
マンション	リ・ユースマンション	25年
	リ・ユースプラスマンション	35年

※金利については独立行政法人住宅金融支援機構に確認。

(2) 対象者

自分が居住するために住宅を購入する方であって、住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方が対象。(住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす方は対象となる)

(3) 問合せ先：取扱金融機関又は独立行政法人住宅金融支援機構

## 5 災害復興住宅融資(補修)

(1) 支援の内容：融資

ア 自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を補修する場合に受けられる融資。

イ 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。

ウ この融資は、融資の日から1年間の元金据置期間を設定できます(ただし、返済期間は延長でない)

項目	構造等	融資限度額	返済期間
補修資金融資	耐火住宅	640万円	20年
	準耐火住宅	640万円	20年
	木造住宅	590万円	20年
整地費		380万円	併せて利用する補修資金融資の返済期間と同じ返済期間
引方移転費用		380万円	

※金利については独立行政法人住宅金融支援機構に確認すること。

(2) 対象者

自分が居住するために住宅を補修される方で、住宅に10万円以上の被害を受け、「り災証明書」の発行を受けた方。

(3) 問合せ先：取扱金融機関又は独立行政法人住宅金融支援機構

## 6 住宅金融支援機構融資の返済方法の変更

支援の種類	その他
支援の内容	1 独立行政法人住宅金融支援機構が指定する災害により被害を受けた返済中の被災者（旧住宅金融公庫から融資を受けて返済中の被災者を含む。）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するもの。 2 支援内容の概要 ①返済金の払込みの据置：1～3年間 ②据置期間中の金利の引き下げ：0.5～1.5%減 ③返済期間の延長：1～3年 3 支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「り災割合」に応じて決まる。 ※詳細については、住宅金融支援機構又は取扱金融機関に確認のこと。
対象者	以下のいずれかに該当する事業者 ①商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した方 ②融資住宅が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方 ③債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方
問合せ先	独立行政法人住宅金融支援機構又は取扱金融機関

## 7 生活福祉資金制度による貸付（住宅の補修等）

(1) 支援の種類：融資

ア 災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸付ける。

イ 貸付限度額

貸付限度額	250万円以内(目安)
貸付利率	・連帯保証人を立てた場合：無利子 ・連帯保証人を立てない場合：年1.5%
据置期間	6か月以内
償還期間	7年以内(目安)

(2) 対象者

- ア 低所得世帯、障がい者世帯、介護を要する65才以上の高齢者のいる世帯
  - イ 災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外。
- (3) 問合せ先：津久見市、社会福祉協議会、大分県社会福祉協議会

## 8 母子寡婦福祉資金の住宅資金

### (1) 支援の種類：融資

- ア 災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸付ける。
- イ 貸付限度額等

貸付限度額	200万円以内
貸付利率	・連帯保証人がいる場合：無利子 ・連帯保証人がいない場合：年1.5%
据置期間	6か月 ※貸付けの日から2年を超えない範囲内で延長することも可能
償還期間	7年

### (2) 対象者

住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・寡婦世帯

### (3) 問合せ先：津久見市、社会福祉協議会、大分県

## 9 公営住宅への入居

支援の種類	現物支給
支援の内容	1 低所得の被災者は、都道府県又は市町村が整備する公営住宅に入居することができる。 2 公営住宅の家賃は収入に応じて設定されるが、必要があると認められる場合は、一定期間、家賃が減免されることがある。
対象者	1 以下の要件を満たす方 ①住宅困窮要件：災害によって住宅を失い、現に住宅に困窮していることが明らかなる方 ②同居親族要件：現に同居し、又は同居しようとする親族がある方 ③入居収入基準：21万4千円以下（災害発生日から3年を経過した後は15万8千円） 2 一定の戸数以上の住宅が滅失した地域において自らの住宅を失った者等については、入居収入基準はなし。 ※公営住宅に入居できる世帯の資格要件については、公営住宅を整備する地法公共団体（都道府県、市町村）で別に定める場合がある。
問合せ先	津久見市、大分県

## 10 特定優良賃貸住宅等への入居

支援の種類	現物支給
支援の内容	被災者の方は、都道府県、市町村、地方住宅供給公社、民間土地所有者等が整備する特定優良賃貸住宅等に入居することができる。

対象者	以下の要件を満たす方が対象 災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において賃貸住宅に入居させることが適当である者として都道府県知事が認めるもの(48万7千円以下で当該都道府県知事が定める額以下の所得のある者(15万8千円に満たない所得のある者)にあっては、所得の上昇が見込まれる者)に限る)
問合せ先	津久見市、大分県

### 11 住宅の応急修理（災害救助法）

支援の種類	現物支給
支援の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する。</li> <li>2 応急修理は、市町村が業者に委託して実施。</li> <li>3 修理限度額は半壊については1世帯あたり59万5千円、半壊に準じる程度の損傷は1世帯あたり30万円(令和元年度基準)。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされる。</li> </ol>
対象者	災害救助法が適用された市町村において、以下の要件を満たす方 ①災害により住宅が半壊又は半焼した者 ②応急仮設住宅等に入居していない者(応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、他の住まいの確保が困難な場合を除く) ③修理した住宅での生活が可能となると見込まれる者 ④自ら修理する資力のない世帯 (※大規模半壊以上の世帯については資力を問わない) ※世帯年収や世帯人員などの条件については、市町村に相談すること。
問合せ先	津久見市、大分県

### 12 応急仮設住宅の供与（災害救助法）

支援の種類	現物支給
支援の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県又は市町村が建設した応急仮設住宅に入居可能。</li> <li>2 県又は市町村が借り上げた民間賃貸住宅や公営住宅等に入居可能。          (住宅の応急修理との併用不可。ただし、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、他の住まいの確保が困難な場合は、発災日から最大6か月間は、応急仮設住宅に入居可能。)</li> </ol>
問合せ先	津久見市、大分県

### 13 障害物の除去（災害救助法）

支援の種類	現物給付
支援の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害救助法に基づく障害物の除去は、災害によって土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれ日常生活を営むのに支障をきたしている者に対し、これを除去するもの。</li> <li>2 障害物の除去は、居室、台所、玄関、便所等のように生活上欠くことのできない場所を対象とし、応急的な除去に限られる。</li> <li>3 障害物の除去に要する費用は、1世帯あたり137,900円(令和元年度基準)。除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費等の一切の経費が含まれる。</li> </ol>
対象者	<p>災害救助法が適用された市町村において、以下の要件を満たす方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自らの資力では障害物を除去し、当面の日常生活が営み得ない状態であること。</li> <li>2 住家は、半壊半焼又は床上浸水したものであること(但し、生活に支障がなければ認められない)。</li> </ol> <p>※そこに居住していた世帯に対して行うもので、自らの所有する住家か、借家等かを問わない。</p>
問合せ先	津久見市

#### 14 宅地防災工事資金融資

##### (1) 支援の種類：融資

ア 災害によって崩壊又は危険な状況にある宅地については、宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、その所有者に改善勧告又は改善命令が出される。

イ 改善勧告又は改善命令を受けた方に対して、のり面の保護、排水施設の設置、整地・擁壁の設置(旧擁壁の除去を含む)の工事のための費用を融資する。

融資限度額	1,030万円又は工事費の9割のいずれか低い額
償還期間	15年以内

※ 金利については、独立行政法人住宅金融支援機構に確認すること。

##### (2) 対象者

宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、改善勧告又は改善命令を受けた者

##### (3) 問合せ先：取扱金融機関又は独立行政法人住宅金融支援機構

#### 15 地すべり等関連住宅融資

##### (1) 支援の種類：融資

ア 地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき住宅を建設する場合の資金を融資する。

イ 融資の対象となる地すべり等関連住宅には主に次のタイプがある。

地すべり関連住宅	地すべり等防止法の規定により都道府県知事の承認を得た関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋。
----------	--



土砂災害 関連住宅	土砂災害警戒区域等における砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋
--------------	--

ウ 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要

●移転資金、建設資金又は新築住宅の購入

構造等	融資限度額		返済期間
	移転資金 建設資金又は新 築購入資金	土地取得資金	
耐火住宅 準耐火住宅 木造住宅(耐久性)	1,460万円	970万円	35年
木造住宅(一般)	1,400万円		25年
特例加算	450万円		供せて利用する移転資金、建設資金 又は新築購入資金の各融資の返済期間 と同じ返済期間

●中古住宅の購入

構造等	融資限度額	
	リ・ユース	リ・ユースプラス
耐火住宅	1,160万円	1,460万円
準耐火住宅	1,160万円	1,460万円
木造住宅(耐久性)	1,160万円	1,460万円
木造住宅(一般)	950万円	—
特例加算	450万円	450万円
土地取得費	970万円	970万円
建て方	種別	
一戸建て等	リ・ユース住宅	25年
	リ・ユースプラス住宅	35年
マンション	リ・ユースマンション	25年
	リ・ユースプラスマンション	35年

※ 金利については独立行政法人住宅金融支援機構に確認

(2) 対象者

関連事業計画若又は改善命令若しくは勧告に基づいて、住宅を移転若しくは除去する際の当該家屋の所有者、賃借入又は居住者で、地方公共団体から移転等を要することを証明する書類の発行を受けた者が対象

(3) 問合せ先：取扱金融機関又は独立行政法人住宅金融支援機構

(参考) り災証明書とは

り災証明書は、地方自治法第2条に定める自治事務として、市町村が被災状況の現地調査等を行い、確認した事実に基づき発行する証明書であり、各種の被災者支援制度の適用を受けるにあたって必要とされる家屋の被害程度について証明するものである。

り災証明書により証明される被害程度としては、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、床上浸水・床下浸水、全焼、半焼等があり、「災害の被害認定基準について」(平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)等に基づき被害程度の認定が行われる。

1 被害認定基準

<p>住家全壊 (全焼・全流出)</p>	<p>住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。</p>
<p>住家半壊 (半焼)</p>	<p>住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。</p>
<p>住家大規模半壊</p>	<p>「住家半壊」の基準のうち、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。</p>

2 問合せ先：津久見市

### 第3節 農林漁業・中小企業・自営業への支援

#### 1 天災融資制度

##### (1) 支援の種類：融資

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の発動に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対して再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金をそれぞれ融資し、経営の安定化を図る。

##### ●天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

項目		①又は②のうちどちらか低い金額		
		①損失額の%	②万円	
			個人	法人
農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500	2,500
	一般農業者	45	200	2,000
林業者		45	200	2,000
漁業	漁具購入資金	80	5,000	5,000
	漁船建造・取得資金	80	500	2,500
	水産動植物養殖資金	50	500	2,500
	一般漁業者	50	200	2,000
被害組合		80	単協 2,500 連合会 5,000	

被害が特に激甚である場合には、激甚災害法を適用する政令が制定されることにより、通常の天災資金より貸付条件が緩和される。

##### ●激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

項目		①又は②のうちどちらか低い金額		
		①損失額の%	②万円	
			個人	法人
農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	80	600	2,500
	一般農業者	60	250	2,000
林業者		60	250	2,000
漁業	漁具購入資金	80	5,000	5,000
	漁船建造・取得資金	80	600	2,500
	水産動植物養殖資金	60	600	2,500
	一般漁業者	60	250	2,000
被害組合		80	単協 2,500 連合会 5,000	

貸付利率、償還期限

資格者	貸付利率	償還期限
-----	------	------

(ア) 被害農林漁業者で、損失額が30%未満の者 (激甚災適用の場合)	6. 5%以内	3年、4年、5年以内 4年、5年、6年以内
(イ) 被害農林漁業者で、損失額が30%以上の者 (激甚災適用の場合)	5. 5%以内	5年、6年以内 6年、7年以内
(ウ) 特別被害農林漁業者 (激甚災適用の場合)	3. 0%以内	6年以内 7年以内

(2) 対象者

次の基準に該当すると市町村長の認定を受けた方

(ア)被害農林漁業者	(イ)特別被害農林漁業者
1 農作物等の減収量が平年収穫量の30%以上でかつ損失額が平均農業収入の10%以上 2 樹体の損失額が30%以上	左のうち損失額が50%以上
1 林産物の流失等による損失額が、平年林業収入の10%以上 2 林業施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が50%以上 左のうち損失額が70%以上
1 水産物の流失等による損失額が、平年漁業収入の10%以上 2 水産施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が50%以上 左のうち損失額が70%以上

(3) 問合せ先：津久見市

2 農林漁業者に対する資金貸付

災害により被害を受けた農林漁業者に対して、各種の資金貸付を行う。

(1) 支援の種類：融資

ア 株式会社日本政策金融公庫

資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間
農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資	一般：600万円 特認：年間経営費の6/12又は年間粗収益の6/12のいずれか低い額	10年以内（うち3年以内の据置可能）
農林漁業施設資金	災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金を融資	一般：負担額の80%又は1施設当たり300万円のいずれか低い額 特認：負担額の80%又は1施設当たり600万円のいずれか低い額 漁船： ・総トン数20トン未満の漁船：負担額の80%又は1隻当たり1千万円のいずれか低い額 ・総トン数20トン以上の漁船：負担額の80%又は1隻当たり4.5億円～11億円のいずれか低い額	15年以内（うち3年以内の据置可能）
農業基盤整備資金	農地・牧野又はその保全・利用上必要な	負担額の100%	25年以内（うち10年以内の据置可能）

地震・津波対策編 第4部 災害復旧・復興  
 第4章 被災者支援に関する各種制度概要  
 第3節 農林漁業・中小企業・自営業への支援

	施設の復旧のための資金を融資		
農業経営基盤強化資金	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資	個人3億円、法人10億円	25年以内（うち10年以内の据置可能）
経営体育成強化資金	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資	① 負担額の80% ② 個人1.5億円、法人5億円	25年以内（うち3年以内の据置可能）
林業基盤整備資金	森林、林道等の復旧のための資金を融資	①復旧造林：負担額の80%（計画森林は負担額の90%） ②苗養成施設：負担額の80% ③林道：負担額の80%	①復旧造林：30年以内（うち20年以内の据置可能）※別途特認要件あり ②樹苗養成施設：15年以内（うち5年以内の据置可能） ③林道：20年以内（うち3年以内の据置可能）※別途特認要件あり
漁業基盤整備資金	漁港、漁場施設の復旧のための資金を融資	負担額の80%	20年以内（うち3年以内の据置可能）
漁船資金	漁船の復旧のための資金を融資	①事業日×0.8 ②1隻当たり4.5億円（特定業種6～11億円）	15年以内（うち5年以内の据置可能）
漁業経営安定資金	漁業経営の再建整備を図ろうとする方等の負債整理資金を融資	個人750万円、 法人1,500万円	23年以内（うち6年以内の据置可能）

イ 農協・漁協等

資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間
農業近代化資金	災害により被災した農業施設等の復旧のための資金を融資（認定農業者、集落営農組織のみ）	①個人1,800万円 ②法人2億円	15年以内（うち7年以内の据置可能）
農業経営負担軽減支援資金	既往債務の負担を軽減するための負債整理資金を融資	営農負債の残高	15年以内（うち3年以内の据置可能）
漁業近代化資金	災害により被災した漁船、漁業用施設等の復旧のための資金を融資	1,800万円～3.6億円	15年以内（うち3年以内の据置可能）

上記のほかにも農林漁業者に対する長期・低利の資金の貸付を行っているので、各種貸付事業の詳細については下記問合先まで。

(2) 対象者：農林漁業者

(3) 問合先：株式会社日本政策金融公庫、農協・漁協等

### 3 災害復旧貸付

#### (1) 支援の種類：融資

ア 災害により直接的・間接的な被害を受けた中小企業者に対して、事業所復旧のための資金を融資。

イ 災害復旧資金貸付は、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫において、受付を行う。

ウ 株式会社日本政策金融公庫の場合の貸付限度額等

##### (ア) 国民生活事業

貸付限度額	各融資制度の限度額に1災害あたり上乘せ3千万円
償還期間	各融資制度の返済期間以内

##### (イ) 中小企業事業

貸付限度額	1億5千万円以内
償還期間	設備資金15年以内（うち2年以内の据置可能） 運転資金10年以内（うち2年以内の据置可能）

エ 株式会社商工組合中央金庫の場合の貸付限度額等

貸付限度額	必要に応じ一般貸付枠を超える額
償還期間	設備資金10年以内（うち2年以内の据置可能） 運転資金10年以内（うち2年以内の据置可能）

オ 株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫によって、貸付限度額や貸付条件等が異なる

(2) 対象者：中小企業経営者、中小企業協同組合・振興組合等

(3) 問合せ先：株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫

### 4 災害復旧高度化資金

#### (1) 支援の種類：融資

ア 大規模な災害により、既往の高度化資金の貸付を受けた事業用資産が被災した場合、被害を受けた施設の復旧を図る場合又は施設の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合に、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構が高度化資金を貸付ける。

貸付割合	90%以内・
償還期間	20年以内（うち3年以内の据置可能）
貸付利率	無利子

#### (2) 対象者

中小企業経営者、中小企業協同組合・振興組合等であって、以下のいずれかに該当する場合

ア 既存の高度化資金貸付を受けて取得・設置した施設が被災した場合

イ 施設の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合

(3) 問合せ先：大分県、独立行政法人中小企業基盤整備機構

## 5 経営安定関連保証

支援の種類	融資(保証)
支援の内容	災害などの理由により影響を受けた中小企業者に対して、経営の安定を図るために必要な資金について保証を行う。
対象者	中小企業信用保険法第2条第4項第4号により主たる事業所の所在地を管轄する市町村長から、「特定中小企業者」であることの認定を受けた方。
問合せ先	信用保証協会

## 6 小規模事業者経営改善資金（通称：マル経融資）

支援の種類	融資
支援の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）制度は、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員が経営指導を行うことによって日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度。</li> <li>2 貸付限度額：20百万円</li> <li>3 貸付期間：設備資金は10年以内（措置期間2年以内）          運転資金は7年以内（措置期間1年以内）</li> </ol>
対象者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 小規模事業者          常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業の場合は5人以下）の法人・個人事業主</li> <li>2 商工会・商工会議所の経営指導を受けている等の要件を満たす者。</li> </ol>
問合せ先	最寄りの商工会・県商工会連合会、最寄りの商工会議所

## 7 災害関係保証

支援の種類	融資(保証)
支援の内容	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく政令で指定した激甚災害により被災した中小企業者に対して、災害復旧に必要な資金について保証を行う。
対象者	被災地域に事業所を有し、災害を受けた中小企業者（個人、会社、医療法人、組合）
問合せ先	信用保証協会

## 8 復旧・復興のための経営相談

支援の種類	経営相談
支援の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災地への震災復興支援アドバイザー          中小機構が、被災中小企業や被災地域の自治体、支援機関に震災復興アドバイザーを派遣し、中小企業等の幅広い支援ニーズに対して無料でアドバイスを実施する。</li> <li>2 商工会、商工会議所における経営相談          商工会や商工会議所において、窓口相談や巡回相談等を行います。</li> </ol>
対象者	中小企業等
問合せ先	中小企業基盤整備機構の最寄りの窓口、最寄りの商工会、最寄りの商工会議所

## 9 職場適応訓練費の支給

支援の種類	給付
支援の内容	<p>1 職場適応訓練を実施する事業主に対して訓練費を支給する。また、訓練生に対して雇用保険の失業等給付を支給する。</p> <p>2 事業者は、訓練費として職場適応訓練生1人につき24,000円/月（重度の障がい者25,000円/月）が支給される。短期の職場適応訓練については、960円/日（重度の障がい者1,000円/日）。</p> <p>3 訓練期間は、6か月（中小企業及び重度の障がい者に係る訓練等1年）以内。短期の職場適応訓練については、2週間（重度の障がい者に係る訓練4週間）以内。</p>
対象者	<p>職場適応訓練は、雇用保険の受給資格者等であって、再就職を容易にするため職場適応訓練を受けることが適当であると公共職業安定所長が認める者を、次のイからホに該当する事業主に委託して行う。</p> <p>イ 職場適応訓練を行う設備的余裕があること</p> <p>ロ 指導員としての適当な従業員がいること</p> <p>ハ 労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等に参加し、又はこれらと同様の職員共済制度を保有していること</p> <p>ニ 労働基準法及び労働安全衛生法の規定する安全衛生その他の作業条件が整備されていること</p> <p>ホ 職場適応訓練修了後、引き続き職場適応訓練を受けた者を雇用する見込みがあること</p>
問合先	公共職業安定所又は都道府県労働局



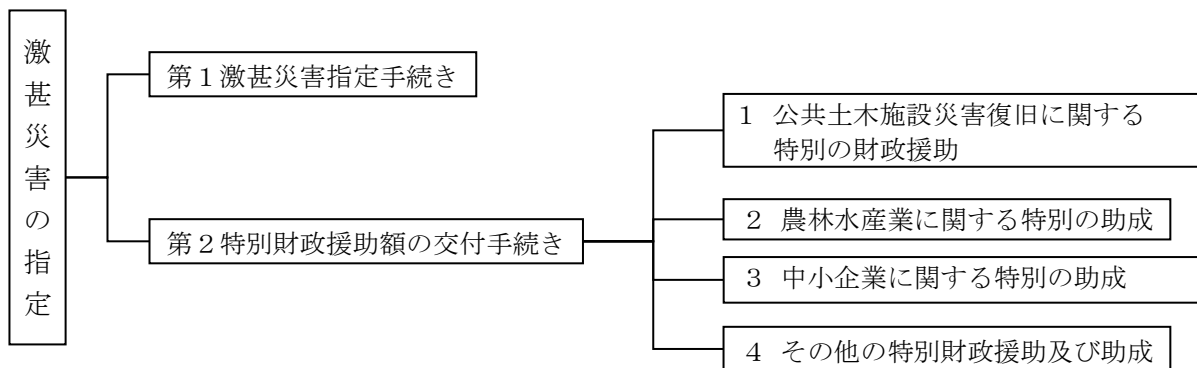
## 第5章 激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」（以下、「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるように措置し、災害復旧事業費等の負担の適正化と迅速な復旧に努めるものとする。

### 1 関係法令

- (1) 災害対策基本法第97条～第98条
- (2) 激甚法

### 2 対策体系



### 第1節 激甚災害指定の手続

- 1 県内に大規模な災害が発生した場合、知事は、市の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係各部に必要な調査を行わせる。
- 2 県関係各部は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。
- 3 市長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。
- 4 内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚被害として指定すべき災害かどうか判断する。この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚被害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうか答申することになっている。

(注) 局地激甚災害の指定については、原則として1月から12月までに発生した災害

地震・津波対策編 第4部 災害復旧・復興  
 第5章 激甚災害の指定  
 第1節 激震災害指定の手続き

を一括して翌年の1月～2月頃に手続を行う。

(1) 激甚災害指定基準（本激の基準）

激甚災害に対処するための特別の財政援助等の措置を行う必要がある災害の指定基準は、次のとおりとする。（昭和37年12月7日、中央防災会議決定指定基準）

適用条項（適用措置）	指 定 基 準
激甚法第3条、第4条（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.5% 又は B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上ある場合 1 一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の標準税収入×25% 2 県内市町村の査定見込総額＞県内全市町村の標準税収入×5%
激甚法第5条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）	A 農地等の災害復旧事業等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.5% 又は B 農地等の災害復旧事業等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上ある場合 1 一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の農業所得推定額×4% 2 一の都道府県の査定見込額＞10億円
激甚法第6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）	1 激甚法第5条の措置が適用される場合 又は 2 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×1.5%で激甚法第8条の措置が適用される場合 ただし、1及び2とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合を除く。 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 3 漁船等の被害見込額＞全国漁業所得推定額×0.5% 又は 4 漁業被害見込額＞全国漁業所得推定額×0.15%で激甚法第8条の措置が適用される場合 ただし、3及び4とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円以下の場合を除く。
激甚法第8条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）	A 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.5% 又は B 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上ある場合 一の都道府県の特別被害農業者＞当該都道府県の農業者×3% ただし、A及びBとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮する。

地震・津波対策編 第4部 災害復旧・復興

第5章 激甚災害の指定

第1節 激震災害指定の手続き

<p>激甚法第11条の2（森林災害復旧事業等に対する補助）</p>	<p>A 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×5% 又は B 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1.5% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上ある場合 1 一の都道府県の林業被害見込額＞当該都道府県の生産林業所得推定額×60% 2 一の都道府県の林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1.0% ただし、A及びBとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、精算林業所得推定額は木材生産部門に限る。</p>
<p>激甚法第12条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）</p>	<p>A 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額 又は B 中小企業関係被害額＞全国中小企業推定所得額×0.06% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上ある場合 1 一の都道府県の中小企業関係被害額＞当該都道府県の中小企業所得推定額×2% 2 一の都道府県の中小企業関係被害額＞1,400億円 ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例措置が講じられることがある。</p>
<p>激甚法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第17条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）、第19条（市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例）</p>	<p>激甚法第2章の措置が適用される場合。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。</p>
<p>激甚法第22条（罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）</p>	<p>A 被災地全域滅失戸数≥4,000戸 又は B 1 被災地滅失全域戸数≥2,000戸 かつ、次の要件に該当する市町村が1以上ある場合 (1)一の市町村の区域内の滅失戸数≥200戸 (2)住宅戸数の1割以上 又は 2 被災地全域滅失戸数≥1,200戸 かつ、次の要件に該当する市町村が1以上ある場合 (1)一の市町村の区域内の滅失戸数≥400戸 (2)住宅戸数の2割以上 ただし、A及びBとも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。</p>
<p>激甚法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）</p>	<p>激甚法第2章又は第5条の措置が適用される場合。 災害の実情に応じ、その都度検討する。</p>
<p>上記以外の措置</p>	<p>災害の実情に応じ、その都度検討する。</p>

(2) 局地激甚災害指定基準（局激の基準）

災害を市町村単位の被害の規模でとらえ、限られた地域内で多大な被害を被ったものについて、激甚災害として指定することができるが、その指定基準は次のとおりとする。（昭和43年11月22日、中央防災会議決定指定基準）

適用条項（適用措置）	指 定 基 準
<p>激甚法第2章（第3,第4条）（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業等の査定事業額が次のいずれかに該当する市町村が1以上ある災害（該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね1億円未満のものを除く。）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 当該市町村の標準税収入×50%を超える市町村（当該査定事業額が1千万円未満のものを除く。）</li> <li>イ 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該査定事業額が2億5千万円を超える市町村にあつては、当該標準税収入×20%を超える市町村</li> <li>ウ 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ100億円以下の市町村にあつては、当該標準税収入×20%に当該標準税収入から50億円を控除した額×60%を加えた額を超える市町村</li> </ul> </li> <li>2 1の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて1に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。）</li> </ol>
<p>激甚法第5条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費&gt;当該市町村の農業所得推定額×10%（災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。） ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</li> <li>2 1の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて1に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。）</li> </ol>
<p>激甚法第6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費&gt;当該市町村の農業所得推定額×10%（災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。） ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</li> <li>2 1の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて1に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。） ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、かつ、次の要件に該当する激甚災害に適用する。 当該市町村内の漁船等の被害額&gt;当該市町村の漁業所得推定額×10%（漁船等の被害額が1千万円未満の者を除く。） ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</li> </ol>
<p>激甚法第11条の2（森林災害復旧事業に対する補助）</p>	<p>当該市町村の林業被害見込額（樹木に限る）&gt;当該市町村の生産林業所得推定額（木材生産部門）×1.5倍（林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。） かつ、次の要件のいずれかに該当する市町村が1以上あるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 大火による災害にあつては、要復旧見込面積&gt;300ha</li> <li>2 その他の災害にあつては、要復旧見込面積&gt;当該市町村の民有林面積（人工林に係</li> </ol>

地震・津波対策編 第4部 災害復旧・復興  
 第5章 激甚災害の指定  
 第1節 激震災害指定の手続き

	るもの) ×25%
激甚法第12条 (中小企業信用保険法による災害関係保証の特例)	中小企業関係被害額 > 当該市町村の中小企業所得推定額 × 10% (被害額が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
激甚法第24条 (小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)	激甚法第2章又は第5条の措置が適用される場合。

## 第2節 特別財政援助

市町村長は激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出するものとする。

県関係部局は、激甚法に定められた事業を実施するものとする。

激甚災害の指定を受けたとき、県関係部局は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助等を受けるための手続きを実施するものとする。

なお、激甚災害に対して適用すべき特別措置のうち、主要なものの概要は次のとおりである。

### 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第2章：第3条、第4条）

河川、道路、港湾等の公共土木施設、保護施設、児童福祉施設等の厚生施設や公立学校などが災害により被害を受けた場合には、それぞれ、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）、生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）、児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年8月27日法律247号）等の根拠法令に基づき災害復旧事業等が行われるが、激甚法第3条及び第4条が適用されると、これらの災害復旧事業等に係る国庫負担率又は補助率はその額に応じて累進的に嵩上げされることになる。

\*過去の例から見ると、例えば、公共土木施設の災害復旧事業の場合、国庫補助率は、一般災害であれば6～8割程度であるが、激甚災害の場合には、7～9割程度まで引き上げられることとなる。

### 2 農林水産業に関する特別の助成

#### (1) 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置（激甚法第5条）

農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置（激甚法第5条）

農地、農業用施設又は林道が災害により被害を受けた場合には、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年5月10日法律169号）（以下「暫定措置法」という。）に基づき行われるが、激甚災害法第5条が適用されると、これらの災害復旧事業等に係る国庫補助率はその額に応じて累進的に嵩上げされることとなる

\*過去の例から見ると、例えば、農地の災害復旧事業の場合、国庫補助率は、一般災害であればおおむね8割程度であるが、激甚災害の場合には、おおむね9割程度まで引き上げられることとなる。

#### (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚法第6条）

農業協同組合、森林組合等が所有する倉庫、加工施設、共同作業場等の共同利用施

設が災害により被害を受けた場合には、暫定措置法に基づき災害復旧事業が行われるが、激甚法第6条が適用されると、これらの災害復旧事業に係る国庫補助率はその額に応じて累進的に引き上げられることとなる。

※ 過去の例から見ると、国庫補助率は、一般災害であれば2割であるが、激甚災害の場合には、おおむね9割又は5割程度まで引き上げられることとなる。

(3) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（激甚法第8条）

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年8月5日法律136号）（以下「天災融資法」という。）が発動された災害が激甚災害に指定された場合には、天災融資法に定める経営資金等について、貸付限度額の引き上げ（一般被災農業者200万円→250万円、果樹栽培、家畜飼育、養殖業者等5,000万円→600万円）及び償還期限延長（3～6年→4～7年）が行われ、貸付条件の緩和が図られる。

\*なお、利率については、天災融資法が発動により、特別被災者に対して3%以内の低利で貸すなどの措置がとれている。

(4) 共同利用小型漁船の建造費の補助（激甚法第11条）

激甚災害の指定を受けた一定の都道府県が、漁業共同組合が必要とする共同利用小型漁船建造費について補助を行った場合に、国が都道府県に対し、その2分の1を特別に補助するものである。

(5) 森林災害復旧事業に係る補助（激甚法第11条の2）

激甚災害の指定を受けた一定区域において都道府県、市町村、森林組合等が森林を復旧するために行う被害木等の伐採及び搬出、被害木等の伐採跡地における造林等の森林災害復旧事業について、国が都道府県に対し、当該事業費の2分の1を特別に補助するものである。

### 3 中小企業に関する特別の助成

(1) 中小企業信用保険法（昭和25年12月14日法律264号）による災害関係保証の特例（激甚法第12条）

中小企業信用保険法による災害関係保証について、激甚法第12条の適用により、付保険限度額の別途設定（普通保険の場合、2億円の別枠設定）及び保険てん補率の引き上げ（普通保険の場合、70%→80%）の特例措置が行われる。なお、激甚災害の場合には、中小企業信用保険法施行令の規定により、保険料率の引き下げも併せて行われる。

### 4 その他の特別財政援助及び助成

(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第16条）

激甚災害を受けた公立の公民館、図書館、体育館等の社会教育施設の災害復旧事業について、国が当該事業費の3分の2を特例的に補助するもの。

(2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第17条）

激甚災害を受けた私立の学校の災害復旧事業について、国が当該事業費の2分の1を特例的に補助するもの。

(3) 水防資材費の補助の特例（激甚法第21条）

激甚災害の指定を受けた一定の地域において、都道府県又は水防管理団体が水防のため使用した資材の関する費用について、国が当該費用の3分の2を特例的に補助するもの。（一般災害の場合、費用の3分の1を補助する予算制度がある。）

(4) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（激甚法第22条）

激甚災害により滅失した住宅に当該災害の当時居住していた者に賃貸するため、地方公共団体が公営住宅の建設等をする場合に、国がその建設等に要する費用の4分の3を特例的に補助するものである。（一般災害の場合、国庫補助率3分の2）

(5) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚法第24条）

激甚災害によって生じた公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち、国庫補助の対象とならない1箇所の事業費が一定額未満の小規模なものについて、当該事業費にあてるため発行を許可された地方債（小災害債）に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和25年5月30日法律211号）の定めるところにより、基準財政需要額に算入されることとなっている（例えば、農地等の場合、基準財政需要額への算入率は約100%）。



## 第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

### 第1章 総則

#### 第1節 推進計画の目的

本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号。以下「南海トラフ特措法」という。)第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、津久見市における南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、本計画に定めるほか、本編第1部から第4部に準ずる。

#### 第2節 地震防災対策推進地域及び津波避難対策特別強化地域

##### 1 地震防災対策推進地域(平成26年3月31日内閣府告示第21号)

南海トラフ特措法第3条第1項で規定する南海トラフ地震対策推進地域は、津久見市をはじめ、大分市、別府市、中津市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町である。

##### 2 津波避難対策特別強化地域(平成26年3月31日内閣府告示第22号)

南海トラフ特措法第10条第1項で規定する南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域は、津久見市、大分市、佐伯市、臼杵市である。

#### 第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務又は業務の大綱は、第1部第5章

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第1節 推進計画の目的 第2節 地震防災対策推進地域及び津波避難対策特別地域

第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に準じる。

## 第2章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助

### 第1節 津波からの防護のための施設の整備等

河川・海岸・港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。

また、各施設の管理者等は、「災害に強いまちづくり」を推進するとともに、次の事項について留意するものとする。

#### 1 津波防護施設の早期点検・計画的な整備

海岸・河川・港湾施設・漁港等の施設管理者は、津波による被害を防止・軽減するため、大きな津波が来襲するおそれのある地域において、防潮堤、堤防、水門等の津波防護施設の計画的な整備を実施する。また、既存の津波防護施設については早急な耐震点検を実施し、重点箇所を絞って計画的な補強・整備を実施する。

#### 2 水門等の自動化・遠隔操作化の推進等

海岸・河川・港湾施設・漁港等の施設管理者は、地震発生時に多数の水門や陸閘の閉鎖を迅速かつ確実に行うため、水門等の自動化・遠隔操作化を推進する。

また、水門等の開閉体制、開閉手順、平常時の管理方法等の確立及び定期的な開閉点検、開閉訓練等の実施に努めるものとする。この場合において、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮する。

内水排除施設等については、災害発生に備えて、施設の管理上必要な操作の熟知、非常用発電装置の準備、定期的な点検等の措置を講ずる。

#### 3 地域の孤立を防止する津波防災性の高い交通基盤施設の整備

地震発生時に地域が孤立することを防止するため、津波来襲時にも幹線道路としての機能を担う道路等や緊急活動に重要な役割を果たすヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の基盤施設の整備を推進する。

なお、ヘリコプターの運用等に関する事項は、「第3部第2章第8節「防災ヘリコプターの運用体制の確立」による。

#### 4 市役所新庁舎の整備

新庁舎の整備に当たっては、災害対策本部機能を担う施設として十分な耐震安全性を備えたものとし、当該予定地が南海トラフ巨大地震の津波浸水想定区域にあるため、特に、津波浸水被害を低減するための対策を講じる。また、従業者、買い物客、観光客といた昼間人口が多い当該地域における津波避難ビルとして、市民等が一時的に避難できる専用避難スペースや避難者のための防災備蓄倉庫等を配置する。

## 第2節 津波に関する情報の伝達等

- 1 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達、災害情報や被害情報の収集・伝達計画により実施する。  
また、通常使用している情報伝達網が地震・津波の影響により寸断される可能性があることを十分考慮し、代替の経路及び方法も確立しておく。  
なお、本節に定めるほか、第3部第2章第4節「気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達」による。
- 2 津久見市、県は、管轄区域内の居住者、各種団体(以下「居住者等」という。)及びその管轄区域内に一時滞在する観光客、釣り客、海水浴客、ドライバー等(以下「観光客等」という。)並びに防災関係機関に対し、津波に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう、県民安全・安心メール、市の防災情報提供メール、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール、同報無線の整備及びそのデジタル化の推進、学校等における情報端末の設置、インターネット(ホームページやツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア)の利用、コンビニエンスストア、郵便局等の地域スポットの活用、報道機関との連携など、様々な情報収集・伝達手段の強化を図る。

## 第3節 避難対策等

津波から迅速に避難するための、緊急避難場所・避難路等の整備、居住者等の避難対策、消防団員等の防災業務従事者の安全確保対策、避難所の維持・運営、津波避難のための意識啓発を推進する。

なお、本節に定めるほか、第2部第4章第3節「津波からの避難に関する事前の対策」、第3部第3章第2節「地震・津波に関する避難の指示等及び誘導」、第3部第4章第1節「避難所運営活動」による。

## 第4節 消防機関等の活動

- 1 市は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。
  - (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
  - (2) 津波からの避難誘導
  - (3) 土嚢等による応急浸水対策

- (4) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- (5) 救助・救急等
- (6) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保

**2 市は、消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置を講ずる。**

- (1) 地震が発生した場合、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て住民等に対し広報を行うこと。
- (2) 地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資、資機材の点検、整備及び流通在庫の把握を行うこと。

**3 地震が発生した場合、水防管理団体等は、次の措置をとるものとする。**

- (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (2) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作準備並びに人員の配置
- (3) 水防資機材の点検、整備及び配備

## 第5節 水道、電気、ガス、通信、放送各事業者の対応

### 1 水道

津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置をとる。

### 2 電気

電気事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。

また、電気が、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために重要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するための方策を検討する。

### 3 ガス

ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施する。

### 4 通信

電気通信事業者は、津波警報等の確実な伝達のために必要な通信を確保するため、電

源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等の措置を講じる。  
また、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及に努める。

## 5 放送

- (1) テレビ、ラジオ等の放送は、居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものである。  
このため、放送事業者は、津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。
- (2) 放送事業者は、県、市町村及び防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報など、防災関係機関、居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努める。その際、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努める。
- (3) 放送事業者は、災害発生後も円滑に放送を継続し、津波情報等を放送出来るよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずる。

## 第6節 交通対策

### 1 道路

大分県公安委員会及び道路管理者は、津波来襲のおそれのあるところでの交通規制、避難路についての交通規制の内容を、広域的な整合性に考慮しつつ、あらかじめ計画し、周知する。

なお、必要に応じて、隣接する県の公安委員会との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。

### 2 海上及び航空

- (1) 大分海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を講じる。
- (2) 空港管理者は、津波の来襲するおそれがある場合、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、利用者に対し、津波の来襲のおそれがある旨を周知する。

### 3 鉄道

鉄道事業者は、地震発生時、走行路線に津波が来襲する危険度が高いと予想される区間がある場合等は、運行の停止等の措置を講じる。

### 4 乗客等の避難誘導

港湾・空港・鉄道等の管理者等は、船舶、列車等の乗客や、駅、空港、港湾等のターミナルに滞在する者に対して、災害発生時に迅速かつ的確な避難誘導が行えるよう、あらかじめ避難誘導計画等を定める。

## 第7節 市が自ら管理又は運営する施設に関する対策

### 1 道路

市が管理する道路の管理上の措置は次のとおりである。

- (1) 津波警報等の情報、ドライバーのとるべき措置を道路利用者に伝達する。
- (2) 交通状況、工事中箇所、通行止め箇所を把握し、必要に応じて工事中の道路に部ける工事の中断等の措置を講ずる。
- (3) 災害発生後、迅速な情報収集を実施するため、重要区間を定め職員による情報収集を実施する。
- (4) 緊急輸送道路の応急復旧作業担当者に事前配備について連絡・確認する。
- (5) 応急復旧資機材の保有状況について情報収集・把握する。
- (6) 警察本部、市町村関係機関と連携協力し、必要な応急対策の措置を講ずる。

### 2 河川施設

市が管理する河川において、津波警報等が発せられた場合、必要に応じて河川施設の巡視を実施して状況を把握し、状況に応じて応急対策の措置を講ずるとともに、工事中の箇所がある場合は中断等の措置をとる。

### 3 不特定多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

なお、具体的な措置内容は、施設ごとに第8節の対策計画に準じた計画を策定する。

#### (1) 各施設に共通する事項

##### ア 津波警報等の来訪者等への情報伝達

情報伝達に当たっては、特に以下の事項について留意する。

- (ア) 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得る

ような適切な伝達方法を検討する。

- (イ) 避難地や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討する。

なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときには、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示する。

- a 来訪者等の安全確保のための退避等の措置
- b 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止の措置
- c 出火防止の措置
- d 水、食料等の備蓄
- e 消防用設備の点検、整備
- f 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

ア 動物園等にあつては、猛獣等の逃走防止の措置。

イ 病院等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

ウ 学校、職業訓練校、研修所等(以下「学校等」という。)は、次の措置をとる。

(ア) 当該学校等が、所在市町村の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置

(イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合(たとえば特別支援学校等)は、これらの者に対する保護の措置

エ 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

#### 4 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部等がおかれる庁舎等の管理者は、前3の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部等の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- (2) 市は、地震防災対策推進計画に定める避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備への協力を求める。



(3) 市は、屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等を依頼しておく。

## 5 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断する。

なお、特別の理由により、津波被害の防災対策を行う場合は、従業員等の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。

## 第8節 迅速な救助

### 1 救助・救急のための体制や車両・資機材の確保

地震発生後の迅速な救助・救急の体制、救命・救助に必要な車両や資機材の確保・充実を推進する。

なお、本節に定めるほか、「第2部第4章第2節 活動体制の確立」、第3部第3章第4節「救出救助」、第3部第3章第5節「救急医療活動」、第3章第6節「消防活動」による。

### 2 自衛隊・海上保安部・警察・消防等実動部隊の応援と連携

自衛隊・海上保安部・警察・消防等実動部隊の応援体制等具体的な活動要領や連携方策は、別に定める受援計画による。

### 3 消防団における人員確保と車両・資機材や教育・訓練の充実

消防団等の育成・強化、救助等のために必要な車両や資機材の充実を推進する。

なお、本節に定めるほか、第2部第3章第4節「消防団・ボランティアの育成、強化」、第3章第2節「防災訓練」、第3章第3節「防災教育」による。

## 第9節 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際の対応

### 1 「南海トラフ地震に関連する報」の発表

南海トラフ沿いでは、1854年の安政東海地震・安政南海地震では約32時間の間隔を置いて発生し、1944年の昭和東南海地震・1946年の昭和南海地震は約2年間の間隔を置いて発生している。

このため、最初に発生した地震により被災地域で甚大な被害が発生している状況において、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じた場合を想定し必要な対策を行う。

具体的には、気象庁が、次の「南海トラフ地震臨時情報」を発表した場合、後発地震等に備えて、災害応急対策を実施する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内（注1）でマグニチュード6.8以上の地震（注2）が発生 ○ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（注3）8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震（注2）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

（注1） 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

（注2） 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

（注3） 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を

要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

## 2 「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された際の対応

確実に死者を出さないためには、事前避難は有効であるが、一方で、後発地震がいつ発生するか判然としない中、市民の日常生活や企業活動が必要以上に萎縮することは防がなければならない。そのため、市民の意見を十分に反映させ、人命優先の施策と日常生活維持とのバランスのとれた対策を行う。

### (1) 市の体制

ア 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」（調査中）を発表した際は、速やかに災害警戒本部を設置し、情報収集を行う。また、関係部局と相互に情報を共有する。

イ その後、気象庁が南海トラフ沿いに大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」又は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」（以下、「臨時情報」という。）を発表した場合は、速やかに災害対策本部を設置し、災害対策本部会議を開催する。

ウ 国や県、気象台等と連携を図り、状況に応じて災害対策本部への移行を検討するとともに、情報収集の継続、迅速な災害対応が可能な連絡体制及び災害応急対策の確認、所管する防災上重要な施設等の点検等を行う。

なお、設置した災害対策本部等については、観測された異常な現象について気象庁が巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価し、「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」を発表した段階で廃止する。

### (2) 住民等への注意喚起及び広報等

「臨時情報」発表後、住民等に対して後発地震への警戒や、地震に対する日頃からの備えの再確認等について注意喚起及び広報等を行う。なお、注意喚起及び広報等を行う際には、混乱が生じることのないよう細心の注意を払う。

## 3 避難所の運営

市は、避難者全員を収容できるよう避難所を確保する。

市は、避難所が確保できない場合、隣接する市の避難所、県有施設、民間の宿泊施設等を含めた広域的な受け入れの調整・支援が必要な場合、避難者全員が収容できるよう県に避難所の確保を要請する。また、食料等の確保、後発地震に備えて流通備蓄の確保を要請する。

避難所の運営については、「第3部第4章第1節 避難所運営活動」による。

## 第10節 管理又は運営する施設に関する対策

### 1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する道路、河川施設及び漁港施設、庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等の措置は、おおむね次のとおり。

#### (1) 各施設に共通する事項

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の入場者等への伝達

＜留意事項＞

(ア) 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。

(イ) 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入力するための機器の整備

ク 必要に応じた各施設における緊急点検、巡視

#### (2) 個別事項

ア 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

イ 河川、漁港施設について、水門等の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置

ウ 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置

エ 学校等の措置

(ア) 児童生徒等に対する保護の方法

(イ) 保護を必要とする児童生徒等がいる場合（特別支援学校等）の保護の方法

オ 社会福祉施設等の措置

入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

### 2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 市は、不特定かつ多数の者が出入りする施設の措置をとるほか、その施設の管

理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) 市は、指定する避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材、配備で不足する場合は県へ要請する。

### 3 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における工事中の建築物、その他の工作物又は施設については、安全確保上実施すべき措置を行う。

## 第11節 市のとるべき住民への措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合において、市民が日常生活を行いつつ、地震への備えを再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）するよう報道機関や市ホームページなどを通じて冷静な対応を呼びかける。また、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。

## 第3章 関係者との連携協力の確保

### 第1節 資機材、人員等の配備手配

市、県及び防災関係機関は、災害発生後の応急対策を迅速かつ的確に行うため、食料、飲料水、生活必需品、応急用・復旧用物資及び資機材等の調達、供給を行うとともに、災害応急対策に係わる措置を行う要員の配備を実施する。

#### 1 物資等の調達手配

市は、あらかじめ地域の必要な物資、資機材の確保状況を把握しておき、災害時に不足がある場合は、物資等の供給を依頼し、供給体制の確保を図るとともに、物資等のあつせん、協力要請等の措置をとる。

なお、本節に定めるほか、第3部第4章第3節「食料供給」、第4章第4節「給水」、第4章第5節「被服寝具その他生活必需品給与」による。

#### 2 人員の配備

(1) 市は、人員の配備状況を把握し、必要に応じて、県への市町村等の人員派遣等、広域的な応援を要請する。

(2) 災害応急対策の実施に必要な技術者、技能者及び労働者の確保を推進する。

なお、本節に定めるほか、第3部第2章第11節「技術者、技能者及び労働者の確保」による。

#### 3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

市は、防災関係機関は、地震が発生した場合において、大分県地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するために、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

なお、本節に定めるほか、第3部第2章第14節「応急用・復旧用物資及び資機材調達供給」による。

### 第2節 他機関に対する応援要請

甚大な被害が発生し、応援要請の必要がある場合は、第3部第2章第7節「広域的な応援要請」及び第2章第10節「他機関に対する応援要請」による。

なお、自衛隊に対する災害派遣要請は、第2章第9節「自衛隊の災害派遣体制の確立」による。

### 第3節 帰宅困難者への対応

地震等の発生により、交通機能が停止し、自宅に帰ることが困難な者に対する対応について、第3部第2章第13節「帰宅困難者対策」による。

## 第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

地震防災対策上緊急に整備すべき施設等の整備等を計画的に行うものとする。

具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序・方法について考慮するものとする。

### 第1節 耐震化の推進

市及び県、防災関係機関は、災害発生時の被害軽減のため、次の建築物、構造物等の耐震化等を計画的に行う。

- (1) 住宅の耐震診断、耐震改修の推進
- (2) 公共施設等の耐震診断及び耐震化の推進
  - ア 学校、病院等多数の者が利用する施設の耐震化
  - イ 道路、鉄道、港湾・漁港等主要な施設の耐震化
- (3) 電気、ガス、上・下水道、通信施設等のライフライン施設の耐震化の推進

### 第2節 施設等の整備

市及び県、防災関係機関は、地震防災対策及び災害発生後の応急対策を実施するうえで、必要な施設等の整備を行う。整備を行う施設等は次のとおりである。

#### 1 緊急避難場所等の整備

市は、居住者及び観光客等の避難の円滑化と、延焼火災等からの避難者の保護を図るため、緊急避難場所、避難所案内標識等の整備を計画的に行う。

#### 2 避難路の整備

市及び県は、居住者等及び観光客等の避難の安全と円滑化を図るため、道路及び緊急避難場所誘導標識の整備を計画的に行う。

#### 3 津波対策施設の整備

市及び県は、海岸・河川・港湾施設・漁港等の施設管理者は、津波による被害を防止・軽減するため、津波防護施設の耐震点検や補強を実施するなど、必要な施設整備を計画的に行う。

#### 4 消防用施設の整備

市及び県、防災関係機関は、消防用施設及び消防用資機材の整備を計画的に行う。



## 5 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備

市及び県、防災関係機関は、緊急輸送道路等の整備を計画的に行う。

## 6 通信施設の整備

市及び県、防災関係機関は、地震防災応急対策を実施するために、次に掲げる通信施設の整備を計画的に行う。なお、本節に定めるほか、第3部第2章第5節「災害情報・被害情報の収集・伝達」による。

- (1) 市防災行政無線の整備
- (2) その他の防災機関等の無線の整備

## 7 緩衝地帯として設置する緑地、広場その他の公共空地の整備

市は、狭隘道路など木造密集地域では緩衝地帯として、緑地、広場、その他の公共空地の整備を計画的に推進する。

# 第5章 防災訓練

津久見市、県及び防災関係機関は、関係機関及び自主防災組織等との連携強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を、少なくとも年1回以上実施する。

その際、地域の実情にあわせて、より高度かつ実践的なものとするよう努める。

# 第6章 地震防災上必要な教育及び広報

市は、県、防災関係機関、地域の自主防災組織等、事業所の自衛消防組織、各種団体等と連携して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

なお、防災教育を推進するにあたっては、第2部第3章第3節「防災教育」によるものとし、地域、学校、家庭それぞれにおいて、適切に行うことで、被害が最小限となるよう努める。

教育方法としては、ホームページ、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行う。

## 第7章 津波避難対策緊急事業計画

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定された市町村は、津波の浸水想定に基づき、津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業をまとめた津波避難対策緊急事業計画を作成することができる。

その際、津波避難対策の推進のために必要な事業が重点的かつ効率的に行われるよう、可能な限り具体的かつ明確な目標及びその達成期間を設定する。

## 第8章 南海トラフ地震防災対策計画

地震防災対策推進地域に指定された地域内で、水深30cm以上の浸水が想定される区域（津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づき公表した浸水想定において、南海トラフ地震を想定した場合の浸水域及び浸水深を基準とする。）において、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成15年政令第324号）第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者は、次の事項を定めた対策計画を策定する。

### 1 津波からの円滑な避難の確保

#### (1) 共通事項

- ア 津波に関する情報の伝達等
- イ 避難対策
- ウ 応急対策の実施要員の確保等

#### (2) 個別事項

- ア 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設を管理・運営する者
  - (ア) 津波警報等の顧客等への伝達
  - (イ) 顧客等の避難のための措置
  - (ウ) 施設の安全性を踏まえた措置
- イ 石油類、火薬類、高圧ガス等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者
- ウ 必要な緊急点検、巡視の実施、充填作業、移替え作業等の停止その他当該施設の損壊防止のために特に必要がある応急的保安措置の実施等
- エ 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業を運営する者
  - (ア) 津波警報等の旅客等への伝達
  - (イ) 運行等に関する措置

- オ 学校、社会福祉施設を管理・運営する者  
避難場所、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- カ 水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係

## 2 防災訓練

## 3 地震防災上必要な教育及び広報